

令和元年第4回宇城市議会定例会 会期日程表

会期15日間

月 日	曜	会議の種別	件 名
12月3日	火	本会議	○ 開会・開議 ○ 会議録署名議員の指名 ○ 会期の決定 ○ 諸報告 ○ 専決処分の報告 ○ 議案第109号から議案第133号までの25議案を一括上程・提案理由説明・詳細説明 ○ 発議第4号の提案理由説明 ○ 諮問第3号から諮問第5号までの一括上程・提案理由説明・詳細説明 【 散 会 】
12月4日	水	休 会	○ 議事整理
12月5日	木	本会議	○ 開議 ○ 一般質問（大村、豊田、岡本） 【 延 会 】
12月6日	金		○ 開議 ○ 一般質問（高橋、渡邊、五嶋） 【 延 会 】
12月7日	土	休 会	○ 市の休日
12月8日	日		○ 市の休日
12月9日	月	本会議	○ 開議 ○ 一般質問（三角、中山、原田、入江） 【 延 会 】
12月10日	火		○ 開議 ○ 一般質問（高本、溝見） ○ 議案第109号から議案第133号までの質疑・委員会付託 ○ 発議第4号の質疑 ○ 諮問第3号から諮問第5号までの質疑 【 散 会 】
12月11日	水	休 会	○ 総務文教常任委員会 ○ 民生常任委員会

12月12日	木	休 会	○ 建設経済常任委員会
12月13日	金		○ 議事整理
12月14日	土		○ 市の休日
12月15日	日		○ 市の休日
12月16日	月		○ 議事整理
12月17日	火	本会議	○ 開議 ○ 議案第109号から議案第133号についての 委員長報告・質疑・討論・採決 ○ 発議第4号についての討論・採決 ○ 諮問第3号から諮問第5号までの討論・採決 【 閉 会 】

第 1 号

1 2 月 3 日 (火)

令和元年第４回宇城市議会定例会（第１号）

令和元年１２月３日（火）

午前１０時００分 開議

１ 議事日程

日程第１		会議録署名議員の指名
日程第２		会期の決定
日程第３		諸報告
日程第４	報告第１６号	専決処分の報告について
日程第５	議案第１０９号	宇城市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第６	議案第１１０号	宇城市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第７	議案第１１１号	宇城市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第８	議案第１１２号	宇城市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
日程第９	議案第１１３号	宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１０	議案第１１４号	宇城市立児童館条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１１	議案第１１５号	宇城市ふれあい農園条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１２	議案第１１６号	宇城市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１３	議案第１１７号	宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１４	議案第１１８号	宇城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１５	議案第１１９号	令和元年度宇城市一般会計補正予算（第４号）
日程第１６	議案第１２０号	令和元年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
日程第１７	議案第１２１号	令和元年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

日程第 1 8	議案第 1 2 2 号	令和元年度宇城市介護保険特別会計補正予算(第 2 号)
日程第 1 9	議案第 1 2 3 号	令和元年度宇城市水道事業会計補正予算 (第 1 号)
日程第 2 0	議案第 1 2 4 号	令和元年度宇城市下水道事業会計補正予算 (第 1 号)
日程第 2 1	議案第 1 2 5 号	令和元年度宇城市民病院事業会計補正予算 (第 1 号)
日程第 2 2	議案第 1 2 6 号	工事請負契約の締結について (旧戸馳大橋撤去)
日程第 2 3	議案第 1 2 7 号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について (長崎久具線交付金道路改良工事)
日程第 2 4	議案第 1 2 8 号	財産の取得についての議決の一部変更について (松橋大野復興住宅)
日程第 2 5	議案第 1 2 9 号	財産の取得についての議決の一部変更について (海東復興住宅)
日程第 2 6	議案第 1 3 0 号	財産の取得についての議決の一部変更について (小野部田復興住宅)
日程第 2 7	議案第 1 3 1 号	権利の放棄について (上水道料金)
日程第 2 8	議案第 1 3 2 号	時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求に係る訴えの提起について
日程第 2 9	議案第 1 3 3 号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
日程第 3 0	発議第 4 号	教職員定数の改善と義務教育に係る確実な財源保障に関する意見書の提出について
日程第 3 1	諮問第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦について (宮川 晴子氏)
日程第 3 2	諮問第 4 号	人権擁護委員候補者の推薦について (三角 淳子氏)
日程第 3 3	諮問第 5 号	人権擁護委員候補者の推薦について (西田 英代氏)
日程第 3 4		休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。(22人)

1 番 原 田 祐 作 君	2 番 永 木 誠 君
3 番 山 森 悦 嗣 君	4 番 三 角 隆 史 君
5 番 坂 下 勲 君	6 番 高 橋 佳 大 君
7 番 高 本 敬 義 君	8 番 大 村 悟 君
9 番 福 永 貴 充 君	10 番 溝 見 友 一 君

11番 園田幸雄君
 13番 福田良二君
 15番 渡邊裕生君
 17番 長谷誠一君
 19番 豊田紀代美君
 21番 石川洋一君

12番 五嶋映司君
 14番 河野正明君
 16番 河野一郎君
 18番 入江学君
 20番 中山弘幸君
 22番 岡本泰章君

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 吉澤和弘君 書記 西村光代君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長 守田憲史君	副市長 浅井正文君
教育長 平岡和徳君	総務部長 成松英隆君
企画部長 中村誠一君	市民環境部長 稼隆弘君
健康福祉部長 那須聡英君	経済部長 坂園昭年君
土木部長 成田正博君	教育部長 吉田勝広君
会計管理者 横山悦子君	総務部次長 天川竜治君
企画部次長 杉浦正秀君	市民環境部次長 松川弘幸君
健康福祉部次長 西岡澄浩君	経済部次長 黒崎達也君
土木部次長 梅本正直君	教育部次長 豊住章君
三角支所長 原田文章君	不知火支所長 濱口博隆君
小川支所長 篠塚孝教君	豊野支所長 園田郁夫君
市民病院事務長 伊藤博文君	農業委員会事務局長 白木太実男君
監査委員事務局長 山本裕子君	財政課長 木見田洋一君

開会 午前10時00分

-----○-----

- 議長（長谷誠一君） ただいまから、令和元年第4回宇城市議会定例会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（長谷誠一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定によって、20番、中山弘幸君及び21番、石川洋一君の2人を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

- 議長（長谷誠一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日12月3日から12月17日までの15日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月17日までの15日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸報告

- 議長（長谷誠一君） 日程第3、諸報告を行います。

議長の諸般の報告としては、お手元に配布しておりますとおり1ページから6ページに、監査委員から宇城市の例月現金出納検査の結果に関する報告書について、令和元年8月分から10月分までが提出されております。

主な公式行事については、7ページのとおりであります。

次に、陳情書について申し上げます。去る11月22日の第18回議会運営委員会において、机上配布と決定した3件の陳情書につきましては、皆様のお手元に配布のとおりであります。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、市長から行政報告の申し出がっておりますので、これを許します。

- 市長（守田憲史君） おはようございます。発言のお許しを頂きましたので、行政報告をいたします。

初めに、中学生の活躍についての報告です。11月8日に天草市で開催された熊本県中学校駅伝競走大会に小川中学校男子、松橋中学校男女の生徒が出場し、小川中学校の男子が3位、松橋中学校の女子が2位、松橋中学校の男子が優勝という快

挙を成し遂げました。さらに九州大会においては、小川中学校の男子が11位、松橋中学校の女子が4位、松橋中学校の男子が3位というすばらしい成績でした。また松橋中学校の男子は、12月15日に滋賀県で行われる全国中学校駅伝大会への出場が決定しており、生徒の皆さんが日頃の練習の成果を十分に発揮し、すばらしい成績を収められることを期待しています。

次に、三角西港観光拠点整備の進捗についての報告です。世界文化遺産三角西港への更なる観光客誘致を図るため、駐車場不足の解決を目的に、本年7月に三角西港にあるホテルの土地を購入し整備を進めてまいりました。現在11月に建物の解体が完了し、12月より整備に関わる測量及び設計を行っております。

次に、宇城市光通信網整備事業の進捗についての報告です。まずこの事業は、現在光ファイバーケーブルの未整備地域である三角町郡浦・大岳地域、不知火町松合地域、豊野町全域を対象としまして、民間事業者であるNTT西日本が総務省及び宇城市からの補助金による支援を受けて、光ファイバーケーブル等の整備を実施するものです。現在の進捗状況につきましては、9月に総務省の補助金交付決定、10月に本市の補助金交付決定を受けて、事業が着手されている状況となっております。現段階では、工事の完了は当初の予定のとおり令和2年3月末を目標にしていますが、補助金交付決定の遅れと台風で被害を受けた地域の施設復旧が優先される影響で、光ケーブル等の資材調達が遅れる可能性があり、完了時期もずれ込む可能性があるとのことです。今後も早期整備に向け、継続して事業の推進に取り組んでまいります。

次に、熊本県動物愛護センターの建設候補地についての報告です。本年2月に熊本県から動物愛護センター建設の候補地を探しているとの連絡を受け、松橋町東松崎の下水道処理施設の北側にある本市所有の土地を候補地として検討を行ってまいりました。候補地の地元である東松崎区とも協議を重ね、区民の皆様から一定の理解を得ることができました。今後は熊本県において候補地の1つとして検討が進められる予定であります。

次に、省庁等への要望活動についてです。10月から11月にかけて国土交通省、農林水産省、熊本県選出国會議員宛てに要望書を提出してきました。国道3号の4車線化に向けた整備着手、安心・安全の道づくり整備のための予算要望、国営基盤整備事業について、それぞれの関係機関に要望を行ってきました。今後も継続して要望を行ってまいります。

最後に、宇城市表彰式の報告です。11月1日、令和元年度宇城市表彰式を挙行了しました。今年是有功者表彰に、農業委員として農業の発展に寄与された方1人。功労者表彰に、交通指導員として社会貢献された方1人、図書館協議会委員として

図書館事業に尽力された方2人、教育と社会福祉の向上に尽力された方1人。善行者表彰に、市の公益のため多額の私財を寄附された方1人の合わせて6人の方々を表彰しました。受賞された皆様大変おめでとうございます。

以上、行政報告といたします。

○議長（長谷誠一君） 以上で、行政報告は終わりました。これで、諸報告を終わります。

-----○-----

日程第4 報告第16号 専決処分の報告について

○議長（長谷誠一君） 日程第4、報告第16号専決処分の報告について、執行部に報告を求めます。

○総務部長（成松英隆君） 報告第16号専決処分の報告につきまして詳細説明を申し上げます。議案集は3ページからになります。

自動車損壊に係る損害賠償の専決処分の報告でございます。4ページをお願いいたします。令和元年7月3日、熊本県宇城市豊野町糸石2938番地の豊野福祉センター跡地で、敷地内に立ち枯れしていた木がございまして、そちらが倒れまして、同敷地内に駐車してありました相手方の車両に接触し、車両を損壊させたため、市に賠償責任が生じたものでございます。損害賠償の額は89万6,486円です。こちらの損害賠償金につきましては、全国町村会総合賠償補償保険から補填されております。

市が賠償責任において処理したことの報告でございます。以上です。

○議長（長谷誠一君） これで報告第16号を終わります。

-----○-----

日程第5 議案第109号 宇城市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第110号 宇城市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第111号 宇城市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第112号 宇城市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第113号 宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第114号 宇城市立児童館条例の一部を改正する条例の制定について

- | | | |
|---------|-------------|---|
| 日程第 1 1 | 議案第 1 1 5 号 | 宇城市ふれあい農園条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 1 2 | 議案第 1 1 6 号 | 宇城市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 1 3 | 議案第 1 1 7 号 | 宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 1 4 | 議案第 1 1 8 号 | 宇城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 1 5 | 議案第 1 1 9 号 | 令和元年度宇城市一般会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 1 6 | 議案第 1 2 0 号 | 令和元年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 1 7 | 議案第 1 2 1 号 | 令和元年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 1 8 | 議案第 1 2 2 号 | 令和元年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 1 9 | 議案第 1 2 3 号 | 令和元年度宇城市水道事業会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 2 0 | 議案第 1 2 4 号 | 令和元年度宇城市下水道事業会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 2 1 | 議案第 1 2 5 号 | 令和元年度宇城市民病院事業会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 2 2 | 議案第 1 2 6 号 | 工事請負契約の締結について（旧戸馳大橋撤去） |
| 日程第 2 3 | 議案第 1 2 7 号 | 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（長崎久具線交付金道路改良工事） |
| 日程第 2 4 | 議案第 1 2 8 号 | 財産の取得についての議決の一部変更について（松橋大野復興住宅） |
| 日程第 2 5 | 議案第 1 2 9 号 | 財産の取得についての議決の一部変更について（海東復興住宅） |
| 日程第 2 6 | 議案第 1 3 0 号 | 財産の取得についての議決の一部変更について（小野部田復興住宅） |
| 日程第 2 7 | 議案第 1 3 1 号 | 権利の放棄について（上水道料金） |
| 日程第 2 8 | 議案第 1 3 2 号 | 時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求に係る訴えの提起について |
| 日程第 2 9 | 議案第 1 3 3 号 | 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について |

○議長（長谷誠一君） 日程第 5、議案第 1 0 9 号宇城市職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第 2 9、議案第 1 3 3 号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

てまでを一括議題とします。市長から一括して提案理由の説明を求めます。

○市長（守田憲史君） まず、提出しますのは、議案としまして、条例案件では、宇城市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてなど10件。予算案件では、令和元年度宇城市一般会計及び特別会計の補正予算案件が7件。その他案件では、工事関係2件、財産の取得関係3件、権利の放棄1件、訴えの提起1件、一部事務組合の規約の一部変更1件、合計8件、議案合計25件です。令和元年度一般会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出それぞれ3億8,864万2千円を追加し、予算の総額を351億6,359万2千円としています。詳細につきましては、のちほど関係部長が説明いたします。

これらの案件につきましてよろしく御審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長谷誠一君） 議案第109号から議案第133号までの提案理由の説明が終わりました。

これから議案第109号宇城市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第133号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてまでを議案ごとに詳細説明を求めます。

まず、議案第109号宇城市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第112号宇城市消防団条例の一部を改正する条例の制定についての詳細説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） それでは、議案第109号宇城市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

議案集は5ページから7ページでございます。説明資料は3ページから5ページとなっております。平成28年4月1日施行の地方公務員法の改正によりまして、人事評価制度が法律上位置付けられました。任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とすることが定められ、その中で、分限処分である降任、免職の自由に加え、新たに降給が定義付けられました。降給というのは、1つが降格でございまして、降任を伴わず下位の級に位置付けることが1つです。もう一つが降号でございまして、同一級の下位の号に位置付けること。この2点でございます。

本市において、人事評価制度は平成19年度から試行してきたところですが、今年度から本格導入し、今年度の評価結果を基に来年度から処遇への反映を実施するため、今回条例を改正するものでございます。

今回の人事評価による能力評価及び業績評価の総合評価が、5段階中で最下位の職員につきましては、指導等を繰り返したにもかかわらず、勤務実績が良くな

い状態が改善されなければ、職員の意に反して分限処分もあり得るということになります。

以上で、議案第109号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案第110号宇城市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

議案集は8ページから10ページになります。説明資料集は6ページから11ページとなっております。本市の市長、副市長、教育長、議会議長、副議長及び議員の特別職に支給される期末手当の支給月数について、指定職俸給表の適用を受ける職員に準じて改正される国の特別職に準拠して条例改正を行うものです。

条例改正の詳細につきましては、現行6月、12月の支給月数1.675月を人事院勧告に伴う改定に準拠しまして、12月の支給月数を1.725月に改正し、令和2年度からは6月、12月の支給月数をそれぞれ1.7月に改正するもので、年間で3.35月を3.4月へ0.05月アップさせるものでございます。

以上で、第110号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案第111号宇城市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

議案集は11ページから30ページにかけてになります。説明資料集は12ページから33ページとなっております。地方公務員法が改正されたことによる成年被後見人等を削除する欠格条項の改正及び人事院勧告に準拠するための条例改正でございます。宇城市一般職の給与に関する条例ほか関連する3条例の改正でございます。

説明資料で主な内容を説明します。12ページからになります。まず第1条関係でございます。人事院勧告に基づきます一般職の給与に関する条例の改正です。第30条で、期末勤勉手当の年0.05月分を引上げる改正及び民間給与較差387円、平均0.09%を埋めるための給料表の改正でございます。それと初任給につきましては、大卒程度の初任給を1,500円、高卒程度の初任給を2,000円引上げ、これを踏まえまして30代半ばまでの職員が在職する号俸についても所要の改正を行います。施行期日は、公布の日からとしています。

説明資料の26ページから29ページに移ります。こちらは、人事院勧告に準拠するため、まず住居手当を改正しております。それと、宇城市職員の人事評価の導入に伴いまして、給料表の級ごとの人事管理をより明確化するため、等級別基準職務分類表の改正でございます。施行期日は令和2年4月1日からとしています。

説明資料30ページから31ページは、宇城市一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の改正でございます。こちら人事院勧告及び宇城市一般職の給与に関

する条例の改正に伴う改正でございます。

説明資料 32 ページから 33 ページは、宇城市の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び宇城市職員等の旅費に関する条例において、地方公務員法の改正に伴う欠格条項の改正でございます。

以上で、議案第 111 号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案第 112 号宇城市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案集は 31 ページになります。今回の改正内容は、先ほど申しましたが成年被後見人等の人権を尊重し、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、「成年被後見人または被保佐人」を削除したもので、欠格条項の適正化を図るための改正です。

以上で、議案第 112 号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第 109 号から議案第 112 号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第 113 号宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についての詳細説明を求めます。

○市民環境部長（稼 隆弘君） 議案第 113 号宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についての詳細説明を申し上げます。

本案は、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する必要性が生じ、提案するものです。

主な内容は、議案集 32 ページから 33 ページ及び市長提出議案等説明資料の 35 ページから 36 ページをご覧ください。住民基本台帳に記載されている旧氏での印鑑登録が可能になり、併せて旧氏を印鑑登録原票に登録し、印鑑登録証明書に記載することになります。

以上で、議案第 113 号宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についての詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第 113 号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第 114 号宇城市立児童館条例の一部を改正する条例の制定についての詳細説明を求めます。

○健康福祉部長（那須聡英君） 議案第 114 号宇城市立児童館条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。

議案集は 34 ページ、説明資料では 37 ページをお開きください。本案は、令和 2 年 3 月末をもって曲野児童館、竹崎児童館、萩尾児童館を閉館することに伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたものです。

これまで曲野児童館、竹崎児童館及び萩尾児童館については、保育型児童館とし

て、地域のおおむね３歳以上の子どもの健全な育成に資する施設として運営してまいりました。しかしながら、保護者の働き方も多様化し、共働き世帯が多くを占める現状において、保育を必要とする児童の年齢や保育時間等、求められる保育ニーズへの対応が難しいこと、また施設の老朽化により大規模改修が必要なこと等、総合的に判断し、今年度末をもって閉館をするものでございます。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第１１４号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第１１５号宇城市ふれあい農園条例の一部を改正する条例の制定についての詳細説明を求めます。

○経済部長（坂園昭年君） 議案第１１５号宇城市ふれあい農園条例の一部を改正する条例の制定について説明します。

議案集の３６ページ、説明資料は３９ページをお願いします。不知火ふれあい農園の地権者から、本年度をもって土地賃借契約解除の申出があり、令和元年度をもって、不知火ふれあい農園を閉園するため、不知火ふれあい農園に関する事項を削除する条例の一部を改正するものです。

以上で、議案第１１５号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第１１５号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第１１６号宇城市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第１１８号宇城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてまでの詳細説明を求めます。

○土木部長（成田正博君） 議案第１１６号宇城市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案集は３７、３８ページをお願いいたします。説明資料は４０ページから４４ページをお願いいたします。今回の改正は、道路構造令の一部を改正する政令が、平成３１年４月２５日の施行に伴いまして、宇城市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

本来、自転車専用の通行空間を確保する必要がある場合にもかかわらず、自転車道の設置に必要な幅員を確保できないことなどにより、これを整備できていない状況が全国で多数生じています。他方、近年では、道路交通法第２０条第２項の規定に基づく普通自転車専用通行帯の設置が進んでおり、その状況下におきまして、実際に自転車関連の交通事故数の減少や道路利用者の不安感の低減等の効果が確認をされております。

このような状況を踏まえまして、既設の道路のみならず、新たに整備する道路におきます自転車通行空間の確保を推進するため、道路構造令が改正されたことに伴

います条例の一部を改正するものでございます。

以上で、議案第 116 号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案第 117 号宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案集は 39 ページ、説明資料は 45 ページになります。熊本地震によります被災者向け災害公営住宅としまして、現在建築中の松橋大野、海東、小野部田のそれぞれの復興住宅が令和元年度内に完成し、引渡し後、順次住宅管理を開始することになりますので、今回改正するものでございます。

以上で、議案第 117 号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案第 118 号宇城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

議案集は 40 ページ、説明資料は 46 ページをお願いいたします。今回改正をお願いいたしますのは、宇城市水道事業給水条例の第 42 条第 2 号で、指定給水装置工事事業者の指定をする際の更新、それとそれに伴います手数料徴収の条例改正でございます。

令和元年 10 月 1 日の水道法改正によりまして、指定給水装置工事事業者の指定のみが定められ、指定の有効期間がなく、廃止や休止の実態を把握することが困難でありましたので、今回 5 年間の更新制度が導入されたものです。これに伴い、これまでの登録時のみの手数料だったものを、5 年ごとの更新時に事務手数料として 1 万円を徴収するものでございます。

以上で、議案第 118 号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第 116 号から議案第 118 号までの詳細説明が終わりました。

次に、議案第 119 号令和元年度宇城市一般会計補正予算（第 4 号）の詳細説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） それでは、議案第 119 号令和元年度宇城市一般会計補正予算（第 4 号）について説明を申し上げます。

配布しております令和元年度各会計補正予算書の 1 ページをお願いいたします。まずはじめに、予算の総額について説明いたします。第 1 条でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ 3 億 8,864 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 351 億 6,359 万 2 千円としています。補正内容につきましては、主に、本庁舎大規模改修事業費、道路維持事業費等の予算の補正、繰越明許費及び債務負担行為の設定を行う必要が生じたもので予算措置を行うものでございます。

2 ページをお願いいたします。主な歳入の費目では、まず款 18、項 2 基金繰入

金で3億1,894万4千円、款21、項1市債9,600万円をそれぞれ追加しております。そのほか自動車取得税の交付金の廃止に伴い交付される款22、項1環境性能割交付金1,320万円を新たに追加しております。

3ページをお願いいたします。主な歳出費目では、款2、項1総務管理費で8,235万1千円を追加しております。

続きまして4ページをお願いします。款7、項2道路橋りょう費で7,617万3千円を追加、同じく項3河川費では1億64万7千円の減額、同じく項5都市計画費で8,942万2千円の追加、また款11、項1公債費で1億2,415万2千円を追加しております。

5ページをお願いします。第2表繰越明許費です。本庁舎大規模改修事業ほか4件を設定しているところでございます。

6ページに移ります。第3表債務負担行為補正です。1追加で、6ページから8ページにかけまして、熊本県自治体情報セキュリティクラウド接続回線利用料ほか43件を追加しております。

8ページに移ります。下段の方でございます。2の廃止です。こちらで保育士等派遣業務委託ほか1件を廃止しているところでございます。

9ページをお願いいたします。3変更です。本庁舎・支所庁舎エレベーター保守点検業務委託料ほか9件を紙面のとおりに変更しています。

10ページをお願いします。第4表地方債補正です。1変更で、庁舎等施設整備事業費ほか8件の起債限度額を紙面のとおりに変更しています。

続きまして、歳出の主なものとその特定財源について説明いたします。

若干飛びます、17ページをお願いします。款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費、節13委託料で6,115万9千円を追加しています。主なものは次の18ページに記載しております、測量設計業務委託料6,500万円で、本庁舎大規模改修事業に伴うものでございます。同じく節15工事請負費で3,151万5千円を追加しています。建物の老朽化が進んでおります旧三角北小学校校舎等の解体工事費となっております。特定財源といたしまして、地方債9,570万円を計上しております。

23ページをお願いします。款3民生費、項3老人福祉費、目3介護保険費、節28繰出金で、事務費繰出金2,048万5千円を追加しています。介護報酬不正受給に係る裁判費用の繰出しとなります。

28ページをお願いします。一番下になります。款5農林水産業費、項2林業費、目1林業総務費で、有害鳥獣解体処理施設整備事業補助金418万1千円を追加しているところでございます。

30ページをお願いいたします。款7土木費、項2道路橋りょう費、目2道路維持費で8,200万円を追加しています。社会資本整備総合交付金や公共施設適正管理推進事業の追加交付等による道路維持工事費の増額となります。特定財源は、国庫支出金であります社会資本整備総合交付金2,000万円と地方債5,420万円を計上しているところです。

31ページをお願いします。款7土木費、項3河川費、目3河川改良費、節15工事請負費で9,900万円を減額しております。大野排水機場増設工事に係る入札差額等の減額1億1,100万円が主な要因となっております。また、事業費の減額に伴いまして、特定財源である地方債を1億70万円減額しているところです。同じく項5都市計画費、目2下水道費で8,914万8千円を増額しています。下水道事業会計に対する補助金でございます。

続きまして、33ページをお願いします。款9教育費、項1教育総務費、目3教育振興費で、庁用器具購入費として2,563万3千円を追加しています。来年度の小学校教科書改訂に合わせた指導用デジタル教科書の購入費です。同じく項2小学校費、目2教育振興費の消耗品費2,581万円は、先ほどと同様に教科書改訂に伴います教師用教科書及び指導図書等の購入費となります。

37ページをお願いします。款11公債費、項1公債費、目1元金で1億4,370万6千円を追加しています。本年5月に借入を行いました合併特例債14億円余につきまして、公的資金から利率が高い民間資金の借入れに変更となったことから、利子の抑制のため据置期間を設けず返済することによる元金償還金の増額となります。

以上で、歳出予算の説明を終わります。

続きまして、歳入予算の説明をいたします。特定財源については、歳出予算の中で一部説明していますので、一般財源の主なものを中心に説明いたします。

13ページにお戻りください。款1市税、項3軽自動車税、目2環境性能割で145万円を追加しています。これは、地方税法等の改正によりまして、令和元年10月から軽自動車税の環境性能割が導入されたことによる増額となります。

続きまして15ページをお願いします。一番上でございます、款18繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で、財源調整としまして3億2,242万9千円を繰り入れて、補正後の財政調整基金の繰入額を9億4,681万7千円としています。

16ページをお願いします。一番下です。款22、項1、目1環境性能割交付金で1,320万円を追加しています。軽自動車税同様、自動車取得税交付金に代わって交付されます自動車税の環境性能割に係る交付金となります。

以上で、議案第 1 1 9 号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第 1 1 9 号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第 1 2 0 号令和元年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）及び議案第 1 2 1 号令和元年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の詳細説明を求めます。

○市民環境部長（稼 隆弘君） それでは、議案第 1 2 0 号令和元年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について説明をいたします。

補正予算書の 1 0 1 ページをお願いします。今回の補正は、第 1 条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2 6 2 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8 3 億 5, 5 2 4 万 6 千円とするものです。

まず、歳入について説明します。1 0 6 ページをお願いします。款 8 国庫支出金、項 2 国庫補助金 2 6 2 万 7 千円の増額は、国民健康保険制度関係業務及び社会保障・税番号制度システム整備費補助金の増額によるものです。

次に、歳出を説明します。1 0 7 ページをお願いします。款 1 総務費、項 1 総務管理費 2 6 2 万 7 千円の増額は、国民健康保険制度関係業務及び社会保障・税番号制度システム整備業務のシステム改修に係る業務委託料でございます。

以上で、議案第 1 2 0 号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案第 1 2 1 号令和元年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について説明いたします。

補正予算書の 2 0 1 ページをお願いします。今回の補正は、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 6 3 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 8, 6 1 7 万円とするものです。

まず、歳入について説明いたします。2 0 6 ページをお願いします。款 4 繰入金、項 1 一般会計繰入金 7 6 8 万 9 千円の減額は、保険基盤安定事業繰入金の減額によるものです。次に、款 6 諸収入、項 4 雑入 5 万 9 千円の増額は、健康診査に係る手数料を国民健康保険団体連合会からの返還によるものです。

次に、歳出を説明します。2 0 7 ページをお願いします。款 2 後期高齢者医療広域連合納付金、項 1 後期高齢者医療広域連合納付金 7 6 8 万 9 千円の減額は、保険基盤安定負担金の減額によるものです。次に、款 3 保健事業費、項 1 健康保持増進事業費 5 万 9 千円の増額は、健康診査に係る手数料を後期高齢者医療広域連合へ返還するものです。

以上で、議案第 1 2 1 号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第 1 2 0 号及び議案第 1 2 1 号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第 1 2 2 号令和元年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の

詳細説明を求めます。

○健康福祉部長（那須聡英君） 議案第122号令和元年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第2号）について詳細説明を申し上げます。

予算書の301ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,072万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億5,575万1千円とするものです。

歳出から説明します。307ページをお願いします。歳出の主なものから説明します。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の2,072万4千円の増額は、本田会裁判控訴に伴う第1審の弁護士報酬及び控訴審着手金について委託料として支払うものでございます。

次に、歳入を説明します。戻りまして306ページをお願いします。款3国庫支出金、項2国庫補助金23万9千円は、消費税増税に伴う介護保険料軽減のパンフレット作成に国庫補助が付いたものです。

次に、同ページの款8繰入金、項1一般会計繰入金2,048万5千円は、本田会裁判控訴に係る委託料と介護保険料軽減に係るパンフレット作成補助金を相殺した額を一般会計から繰り入れるものです。

以上で、令和元年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第122号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第123号令和元年度宇城市水道事業会計補正予算（第1号）及び議案第124号令和元年度宇城市下水道事業会計補正予算（第1号）までの詳細説明を求めます。

○土木部長（成田正博君） 議案第123号令和元年度宇城市水道事業会計の補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

補正予算書の401ページをお願いいたします。第2条、収益的収入及び支出になります。支出の第1款、水道事業費用の既決予定額に補正予定額190万2千円を増額しまして、総額を12億9,502万円としております。

次に第3条は、職員給与費の既決予定額に補正予定額415万4千円を増額しまして、総額を7,158万4千円としております。人事異動等に伴います職員給与等の人件費の増減によるものです。

404ページをお願いいたします。今回の補正の明細で、総係費の増額と特別損失の減額を記載しています。特別損失につきましては、簡易水道分が不要となったものでございます。

以上で、議案第123号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案第124号令和元年度宇城市下水道事業会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

補正予算書の501ページをお願いいたします。第2条、収益的収入及び支出でございます。収入の第1款、下水道事業収益の既決予定額に補正予定額1億1,106万4千円を増額し、総額を13億9,758万3千円としております。支出でございますが、第1款、下水道事業費用の既決予定額に補正予定額3,118万6千円を減額し、総額を14億3,496万円としております。

次のページをお願いいたします。第3条、資本的収入及び支出になります。収入の第1款資本的収入、既決予定額から270万円減額しまして、総額を6億348万1千円としております。次に、支出の第1款資本的支出の既決予定額に208万円を増額しまして、総額を10億9,389万7千円としております。

次の503ページをお願いします。第4条、債務負担行為になります。松橋不知火浄水管理センター自家用電気工作物保安管理業務委託、期間、令和2年度から令和3年度まで、限度額2万円を追加しております。また、変更分としまして、労務単価の変更や器機材の単価見直しなどによりまして、下の表のとおり限度額を変更しております。

504ページをお願いします。第5条、企業債の限度額3億420万円を780万円増の3億1,200万円に限度額を変更するものでございます。下段の第6条につきましては、職員の人事異動に伴います給与等の変動でございます。

次のページ、第7条他会計からの補助金で8,914万8千円、収入不足に対する補助金を改めるものでございます。

511ページをお願いします。今まで説明しました補正の主なものを説明いたします。収益的収入及び支出の収入でございます。主なものは、営業外収益の他会計補助金8,914万8千円と退職給付引当金戻入益2,259万6千円の増額になります。

512ページをお願いいたします。営業費用の支出になります。修繕費及び工事費の減、それと人事異動に伴います職員給与等の人件費などの減で合計の2,294万3千円を減額しています。

次のページの下段、営業外費用の減額につきましては、企業債の金利変更によるものでございます。

514ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入です。建設改良企業債780万円の増額と国庫補助金1,050万円の減額で、これは515ページの下段にあります施設改良費、更新詳細設計業務委託を次年度以降へ延ばしたもので、水処理施設の電気設備等の改修に係る詳細設計でございます。

支出につきましては、工事請負費の増と先ほどの更新詳細設計業務委託の減、それと次のページの企業債償還金の増など合計の２０８万円を増額しております。

以上で、議案第１２４号の説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第１２３号及び議案第１２４号までの詳細説明が終わりました。

次に、議案第１２５号令和元年度宇城市民病院事業会計補正予算（第１号）の詳細説明を求めます。

○市民病院事務長（伊藤博文君） 議案第１２５号令和元年度宇城市民病院事業会計補正予算（第１号）を説明いたします。

各会計補正予算書の６０１ページになります。第１条は総則です。第２条です。初めに、収益的収入及び支出での収入の補正です。第１款病院事業収益、第２項医業外収益の既決予定額４，７１６万５千円に補正予定額７１１万１千円増額し、５，４２７万６千円とし、病院事業収益総額を４億６，１０６万１千円とするものです。

次に、支出の補正です。第１款病院事業費用、第１項医業費用の既決予定額５億２，０７９万３千円から補正予定額４１１万円減額し、５億１，６６８万３千円とし、病院事業費用総額を５億２，３９２万１千円とするものです。

６０２ページに移ります。第３条です。資本的収入及び支出の補正になります。条文には、資本的収支における不足額の補填を説明しています。

その下になります。収入の補正です。第１款資本的収入、第１項企業債の既決予定額８１０万円に補正予定額８４０万円増額し１，６５０万円とし、資本的収入総額を１，８０２万３千円とするものです。

その下の支出です。第１款資本的支出、第１項建設改良費の既決予定額１，７３２万２千円に補正予定額５１０万２千円を増額し２，２４２万４千円とし、資本的支出総額を２，５４６万５千円とするものです。

第４条は、債務負担行為の追加です。電子内視鏡機器購入による保守委託で期間及び限度額２５万円を追加するものです

６０３ページに移ります。第５条です。企業債の借入限度額を８１０万円から１，６５０万円に補正するものです。第６条です。議会の議決を受けなければ流用することができない経費で職員給与費の変更です。既決予定額３億４，３３０万円から補正予定額４１３万円減額し、３億３，９１７万円とするものです。

６０４ページに移ります。第７条です。一般会計から受ける補助額を７，０６４万７千円から７，７７５万８千円とするものです。

少し飛びまして、６１１ページに移ります。補正予算明細書です。初めに収益的収入及び支出の収入になります。款１病院事業収益、項２医業外収益、目３他会計

補助金を711万1千円増額するもので、これは職員の基礎年金拠出金公的負担経費の繰入れになります

612ページに移ります。次に支出です。職員の給与改定及び人事異動による給与費の補正です。款1病院事業費用、項1医業費用、目1給与費の節1給料を324万2千円減額、節2手当を60万4千円減額、節5法定福利費を28万4千円減額するものです。同じく目3経費の節16委託料は、電子内視鏡保守委託料で2万円を増額するものです。

613ページに移ります。資本的収入及び支出の収入です。医療機器購入及び駐車場用地改修工事の財源になります。項1企業債、目1建設改良企業債、節1建設改良企業債で840万円増額するものです。

614ページに移ります。支出です。電子内視鏡及び人工呼吸器等の医療機器購入のため、項1建設改良費、目2有形固定資産購入費を510万2千円増額するものです。

以上で、議案第125号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第125号の詳細説明が終わりました。

ここで暫く休憩します。

—————○—————

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

—————○—————

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、議案第126号工事請負契約の締結について（旧戸馳大橋撤去）から、議案第131号権利の放棄について（上水道料金）の詳細説明を求めます。

○土木部長（成田正博君） 議案第126号の工事請負契約の締結について説明いたします。

議案集は41ページ、説明資料集は47、48ページになります。今回の黒崎内潟線（戸馳大橋）補助金（旧橋撤去）工事に係ります工事請負契約の締結につきまして、令和元年10月17日に仮契約を締結しているところでございます。工事名、黒崎内潟線（戸馳大橋）補助金（旧橋撤去）工事。工事場所、宇城市三角町戸馳地内。契約金額3億9,380万円。契約の相手方、所在地、宇城市三角町波多2886番地9。名称、三洲建設株式会社。代表者、代表取締役吉田洋平。戸馳大橋架替事業につきましては、平成25年度から工事着手し、本年3月30日に新橋の供用開始を行っています。これまで供用しておりました旧橋の撤去工事を施工するものでございます。

条件付一般競争入札におきまして実施し、熊本県格付土木一式A1等級の業者で、県内の土木一式工事を海上において施工した実績を有すること、及びその工事に従事した者を技術者として専任配置させることを条件としまして、3社が応札し、落札者を決定しております。

以上で、議案第126号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案第127号工事請負契約の締結についての議決の一部変更について説明いたします。

議案集の42ページ、説明資料は49ページから51ページをお願いいたします。長崎久具線交付金道路改良工事の工事請負変更契約でございます。主な変更の内容は、補強土壁下部の地盤改良に伴いますセメント添加量が減少したことによる減額変更です。当初は、想定によりますセメントの添加量で発注し、施工時実際に地盤改良を行う土を採取し、室内配合試験結果に基づき使用するセメント添加量を決定したものでございます。説明資料は、公共工事請負変更の仮契約でございます。工事名、長崎久具線交付金道路改良工事。今回変更減額1,561万4,563円。現請負金額2億8,404万円、変更請負金額2億6,842万5,437円、いずれも税込みでございます。契約の相手方、住所、宇城市不知火町松合842番地、名称、株式会社中内土木、代表者、代表取締役福原弘次。

以上で、議案第127号の説明を終わります。

続きまして、議案第128号財産の取得金額の変更について説明を申し上げます。

議案集の43ページ、説明資料は52、53ページになります。財産の取得に伴い、金額等の変更をお願いいたしますのは、松橋大野復興住宅の買取金額の精算による変更でございます。説明資料は、宇城市松橋町大野地区災害公営住宅等譲渡契約（第1回変更仮契約）でございます。財産としまして、松橋大野復興住宅。所在地、松橋町大野字浜田287番地ほか。今回変更減額1億9,633万4,280円、当初取得価格9億8,063万7,840円、変更取得価格7億8,430万3,560円、いずれも税込みです。契約の相手方、住所、福岡市中央区長浜2丁目2番4号。名称、独立行政法人都市再生機構九州支社。代表者、支社長太田潤でございます。

以上で、議案第128号の説明を終わります。

続きまして、議案第129号財産の取得金額の変更について説明いたします。

議案集は44ページ、説明資料は54ページをお願いいたします。今回、財産の取得に伴いまして、金額の変更をお願いいたします海東復興住宅で、この住宅の建設地区は上水道の給水区域外でございます。井戸が必要で、予定より掘削深が深くなったことなどによります変更でございます。説明資料は、海東復興住宅宇城市買

取市営住宅等に係る建物譲渡仮契約書（第1回変更）でございます。財産としまして、海東復興住宅。今回変更増額61万6千円、当初取得価格1億8,191万1千円、変更取得価格1億8,252万7千円、税込みです。契約の相手方、住所が熊本市南区城南町舞原195番地22。名称、株式会社エバーランド。代表者氏名、代表取締役久原英司でございます。

以上で、議案第129号の説明を終わります。

続きまして、議案第130号財産の取得金額の変更について説明申し上げます。

議案集の45ページ、説明資料は55ページから57ページをお願いいたします。今回、議案としまして財産の取得に伴い、金額等の変更をお願いいたしますのは、住宅の建設に伴い県より追加の環境調査の依頼があったことによる変更でございます。説明資料は、宇城市買取型災害公営住宅整備事業（小野部田地区）売買仮契約書（第1回変更）でございます。取得財産が、小野部田復興住宅。今回変更増額としまして495万2,880円、当初取得価格4億7,180万6,500円、変更取得価格4億7,675万9,380円、税込みです。契約の相手方、住所、熊本市南区田井島1丁目7番1号。名称が積水ハウス株式会社熊本支店。代表者、支店長佐々木真也でございます。

以上で、議案第130号の説明を終わります。

続きまして、議案第131号権利の放棄について説明をいたします。

議案集は46ページ、説明資料は58ページをお願いいたします。本案は、破産法253条に基づき、水道料金を滞納したまま自己破産や倒産をし、債権の免責許可が決定した水道使用者に係る14件の水道料金の権利の放棄を行いますため、議決を求めるものです。

内容としましては、個人の自己破産によりますものが11件で97万5,250円、それと法人の倒産によりますものが3件で76万7,410円、合計の14件の174万2,660円でございます。

以上で、議案第131号の説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第126号から議案第131号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第132号時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求に係る訴えの提起についての詳細説明を求めます。

○経済部長（坂園昭年君） 議案第132号時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求に係る訴えの提起について説明します。

議案集47、48ページ、説明資料は59ページをお願いします。本件農道開墾線は宇城市三角町戸馳地区において、昭和40年以前に道路が造成され、戸馳地区の共同防除組合にて管理されておりました。その後、昭和55年に地元要望により、

農道の舗装工事を旧三角町にて実施し、昭和60年2月28日に工事完了告示を経て農道として占有し維持管理しております。

本農道は、道路敷地内に個人所有の用地が存在していることが判明し、登記名義人に対しまして昭和40年以前より道路の形態であったこと、また工事完了告示より20年以上経過していることから、時効取得による所有権移転登記の協議を進めてまいりましたが、合意に至ることができなかったため、登記名義人に対し、時効取得を原因とする所有権移転登記手続を求めるものでございます。

以上で、議案第132号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第132号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第133号熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についての詳細説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） 議案第133号熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について詳細説明申し上げます。

議案集は49ページ、説明資料集は60ページから61ページとなります。熊本市町村総合事務組合同規約第3条第1号に規定する退職手当事務に、令和2年4月1日より、熊本県後期高齢者医療広域連合が新たに加入するため、一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、議会の議決を経る必要があるため、提出するものであります。

以上で、議案第133号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第133号の詳細説明が終わりました。

—————○—————

日程第30 発議第4号 教職員定数の改善と義務教育に係る確実な財源保障に関する意見書の提出について

○議長（長谷誠一君） 次に、日程第30、発議第4号教職員定数の改善及び義務教育に係る確実な財源保障に関する意見書の提出についてを議題とします。本案について総務文教常任委員長から提案の趣旨説明を求めます。

○総務文教常任委員長（高橋佳大君） それでは、委員会提出議案の発議第4号教職員定数の改善及び義務教育に係る確実な財源保障に関する意見書の提出についての趣旨説明を申し上げます。

社会の変化に伴い、学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教師の長時間勤務の看過できない実態が明らかになっております。

これまで、我が国の学校教育は、大きな蓄積と高い成果を挙げており、これを持続可能なものとし、新学習指導要領を円滑に実施していくため「学校における働き方改革」が進められており、地方自治体がこの改革を推進しながら、より質の高い

学校教育を実現するためには、学級編制の標準の引下げや加配の充実など、教職員の定数改善が必要であります。

また、義務教育については、地方公共団体の財政事情により格差が生じることなく「教育の機会均等」と「教育水準の維持向上」が図られる必要があり、義務教育費国庫負担金及び地方交付税が重要な財源となっており、国の責任において、財源が確実に保証される必要があります。

国会及び政府において、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、学級編制の標準の引下げや加配の充実など教職員の定数改善を推進すること、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担金及び地方交付税について、財源の拡充も含め所要の財政措置を講じることを求め、国へ意見書を提出するものです。

以上で趣旨説明を終わります。よろしく御賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（長谷誠一君） 発議第４号の趣旨説明が終わりました。

—————○—————

日程第３１ 諮問第３号 人権擁護委員候補者の推薦について（宮川 晴子氏）

日程第３２ 諮問第４号 人権擁護委員候補者の推薦について（三角 淳子氏）

日程第３３ 諮問第５号 人権擁護委員候補者の推薦について（西田 英代氏）

○議長（長谷誠一君） 次に、日程第３１、諮問第３号人権擁護委員候補者の推薦について（宮川晴子氏）から、日程第３３、諮問第５号人権擁護委員候補者の推薦について（西田英代氏）までを一括議題とします。

市長から一括して提案理由の説明を求めます。

○市長（守田憲史君） 諮問案件としまして、人権擁護委員候補者の推薦３件です。詳細につきましては後ほど総務部長が説明いたします。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（長谷誠一君） 諮問第３号から諮問第５号までの提案理由の説明が終わりました。

これから、諮問第３号人権擁護委員候補者の推薦について（宮川晴子氏）から、諮問第５号人権擁護委員候補者の推薦について（西田英代氏）の詳細説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） 諮問第３号、第４号、第５号で提案いたします人権擁護委員候補者の推薦でございます。

現委員でございます三角町の宮川晴子氏、松橋町の三角淳子氏及び西田英代氏が令和２年３月３１日付けで任期満了となります。再推薦をお願いしたく議会の意見を聞く必要がございますので、提案するものでございます。

宮川晴子氏、三角淳子氏、西田英代氏は人格・識見ともに優れ、人権擁護委員にふさわしい方だと考えております。

以上で、諮問第3号、第4号、第5号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 諮問第3号から諮問第5号までの詳細説明が終わりました。

—————○—————

日程第34 休会の件

○議長（長谷誠一君） 日程第34、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日4日水曜日は議事整理のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。したがって、明日4日水曜日は休会することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。本日はこれで散会します。

来たる5日木曜日は、午前10時までに本会議場に御参集願います。

どなた様も御苦労様でした。

—————○—————

散会 午前11時40分

第 2 号

1 2 月 5 日 (木)

令和元年第４回宇城市議会定例会（第２号）

令和元年１２月５日（木）

午前１０時００分 開議

１ 議事日程

日程第１

一般質問

２ 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

３ 出席議員は次のとおりである。（２２人）

１番 原 田 祐 作 君
３番 山 森 悦 嗣 君
５番 坂 下 勲 君
７番 高 本 敬 義 君
９番 福 永 貴 充 君
１１番 園 田 幸 雄 君
１３番 福 田 良 二 君
１５番 渡 邊 裕 生 君
１７番 長 谷 誠 一 君
１９番 豊 田 紀代美 君
２１番 石 川 洋 一 君

２番 永 木 誠 君
４番 三 角 隆 史 君
６番 高 橋 佳 大 君
８番 大 村 悟 君
１０番 溝 見 友 一 君
１２番 五 嶋 映 司 君
１４番 河 野 正 明 君
１６番 河 野 一 郎 君
１８番 入 江 学 君
２０番 中 山 弘 幸 君
２２番 岡 本 泰 章 君

４ 欠席議員はなし

５ 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 吉 澤 和 弘 君 書 記 西 村 光 代 君

６ 説明のため出席した者の職氏名

市 長	守 田 憲 史 君	副 市 長	浅 井 正 文 君
教 育 長	平 岡 和 徳 君	総 務 部 長	成 松 英 隆 君
企 画 部 長	中 村 誠 一 君	市民環境部長	稼 隆 弘 君
健康福祉部長	那 須 聡 英 君	経 済 部 長	坂 園 昭 年 君
土 木 部 長	成 田 正 博 君	教 育 部 長	吉 田 勝 広 君

会 計 管 理 者	横 山 悦 子 君	総 務 部 次 長	天 川 竜 治 君
企 画 部 次 長	杉 浦 正 秀 君	市 民 環 境 部 次 長	松 川 弘 幸 君
健 康 福 祉 部 次 長	西 岡 澄 浩 君	経 済 部 次 長	黒 崎 達 也 君
土 木 部 次 長	梅 本 正 直 君	教 育 部 次 長	豊 住 章 君
三 角 支 所 長	原 田 文 章 君	不 知 火 支 所 長	濱 口 博 隆 君
小 川 支 所 長	篠 塚 孝 教 君	豊 野 支 所 長	園 田 郁 夫 君
市 民 病 院 事 務 長	伊 藤 博 文 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	白 木 太 実 男 君
監 査 委 員 事 務 局 長	山 本 裕 子 君	財 政 課 長	木 見 田 洋 一 君

開議 午前１０時０３分

—————○—————

○議長（長谷誠一君） これから、本日の会議を開きます。

総務部長より発言の申し出がっておりますので、これを許します。

○総務部長（成松英隆君） お配りしておりました市長提出議案等説明資料集の訂正でございます。ページ数は６０ページでございます。申し訳ございません、お手数とらせまして。議案第１３３号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてでございます、こちらの表題部分が、現在、熊本県後期高齢者医療広域連合となっておりますが、正しくは、熊本県市町村総合事務組合規約の新旧対照表ということで、訂正申し上げまして謝罪したいと思います。どうも申し訳ございませんでした。

—————○—————

日程第１ 一般質問

○議長（長谷誠一君） 日程第１、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、８番、大村悟君の発言を許します。

なお、大村議員より撮影の願いがありましたので、これを許可します。

○８番（大村 悟君） おはようございます。議席番号８番、会派彩里の大村悟でございます。

早速ではありますが、議長より許可を得ましたので、事前に通告しました内容につきまして質問させていただきます。なお、今回は大きな４番の（４）と（６）につきましては、割愛させていただきます。

まずは、大きな１点目、宇城市民病院の今後の在り方についてであります。厚生労働省が今年９月２６日、診療実績が乏しく再編・統合の議論が必要と判断した病院名を公表しました。本市関連では、国立病院機構熊本南病院と宇城市民病院が含まれています。その公表に対して他自治体からは、やむを得ないとする意見もあるが、医療機関が少ない過疎地などでは反発が根強いとの新聞記事もありました。各ブロックごとに説明等も開かれているようですが、関係者からは批判も多く出されているとのことでもあります。宇城市の場合、宇城市民病院も含まれているわけですが、公表をどう受け止めたのか知りたいところでもあり、今後の病院の方向性を心配する者の１人でもあります。

そこで、小さな１点目ですが、診療実績が乏しく再編・統合の議論が必要との厚生労働省の公表を、宇城市はどう受け止めたのかについてお尋ねをいたします。

次からの質問は、質問席でさせていただきます。

○市民病院事務長（伊藤博文君） 厚生労働省は９月２６日、再編・統合を促す必要が

あるとして、全国で４２４か所、うち県内で７か所の公的病院を公表いたしました。

市は、この公表には寝耳に水であり、事前の説明もなく、余りにも機械的で唐突な公表に戸惑いを受けたところでございます。

公表された病院や関係団体からは、民間の病院や個別の事情が反映されておらず、必ずしも実情とは一致していない、国が医療機関に押し付けるような発表で、住民に多くの不安を与え、スタッフにも動揺が広がっている、個々の病院の実情をはじめに聞くべきではなかったのか、２０１７年のデータのみで公表しているが、今後必ず変動があるはずなど公表の選定方法を疑問視する声が多く挙がりました。

その後、厚生労働省は「病院が将来担うべき役割や必要な規模の縮小、機能分化の方向性を機械的に決めるものではなく、今回の取組は、各医療機関が担う急性期機能やそのために必要な病床数等について再検証をお願いするもので、必ずしも医療機関そのものの統廃合を決めるものではない」と公表しております。

全国一律の基準により分析したデータだけで再編・統合を推進することは適切ではなく、各地域の事情を考慮した議論を地域において尽くすことが必要であると考えます。

○８番（大村 悟君） 当初の公表時からすると、厚生労働省の言い方も若干修正が加えられ、病院が将来担うべき役割や必要な規模の縮小、機能分化の方向性を機械的に決めるものではなく、今回の取組は各医療機関が担う急性期機能やそのために必要な病床数等について再検証をお願いするもので、必ずしも医療機関そのものの統廃合を決めるものではないと言っているようであります。それに対しての宇城市としての捉え方は、先ほどの答弁の最後にまとめていただきましたが、全国一律の基準により分析したデータだけで再編・統合を推進することは適切ではなく、各地域の事情を考慮した議論を地域において尽くすことが必要であると受け止めておられるようであります。

次に進みます。平成３０年６月改定の宇城市公共施設等総合管理計画改定版によると、宇城市民病院の今後の管理運営を方針として、施設の老朽化もあり、今後の事業規模や事業形態を検討する必要があるとの記述があります。どう解釈すればいいのか、具体的には私には分からないところではありますが、新たな病院長が見つからないために、病院長の定年退職年齢を上げたという状況もあります。次の段階では新たな病院長に来ていただけるのかも、病院の存続に大きく関わる課題であると捉えています。厚生労働省は、再編統合についての結論期限を一旦は来年９月に設定していたのを、一定期間延長する検討に入ったようではありますが、今後、宇城市としての検討内容及び出される結論に大きな関心を持っているところであります。

そこで小さな2点目として、宇城市民病院の今後の在り方についてお尋ねいたします。

○市長（守田憲史君） 施設の老朽化が進んでおり、特に外来病棟は昭和46年建設で築47年経過し、また入院患者を受け入れる入院病棟は、昭和58年建設で築35年を迎えます。将来、大規模改修や改築が必要な時期が必ず来ます。その改修・改築に多額の費用を要しますが、求められる役割に対応できる機能の維持に向けた修繕等は、計画的に実施する必要があると認識しております。

医師確保については、全国的に医師・看護師が不足しており、その需要の増加に対応しきれないのが現状で、市民病院についても同様であります。医師確保が最重要課題であり、今後も、熊大病院へ医師派遣のお願いを続けてまいります。

今後についてですが、厚生労働省の発表は寝耳に水でありました。昨年、院長の定年延長を議決していただいたばかりであり、また、一昨年作成した市民病院新改革プランにおいても、当面の間は大学病院等の支援を受けながら、現在の医療体制を維持することで地域医療を支えるとしております。方針が変わることはありません。今までどおりの医療体制を続け、地域医療を支えます。

○8番（大村 悟君） 施設の老朽化のため、将来的に大規模改修や改築が必要な時期が来る、改修・改築に多額の費用を要するが、求められる役割に対応できる機能維持に向けた修繕等は計画的に実施する必要があるとの認識を示していただきました。今後については、一昨年作成した市民病院新改革プランに、当面の間は大学病院等の支援を受けながら、現在の医療体制を維持することで地域医療を支えるとしているので、方針を変えることはないということだったかと思います。であるならば、医師の確保につきましても触れていただきましたが、大学病院への医師派遣のお願いをこれまで以上に働きかけていただきますよう強く要望しておきます。

次に、大きな2点目、地区要望箇所への対応についてお尋ねいたします。去年3月議会の一般質問において、両仲間団地への出入口となっている道路が狭くて、車の離合もできず、小学生の通学路でもあり危険な状態なので道路拡張をお願いしたい旨の質問をさせていただきました。地元区からも正式に要望が出されていた案件であります。その後、進捗状況が見えない状況で心配していましたが、先月やがて工事に入るとの業者からの回覧文書を目にし、工事開始確定を知ったところであります。

そこで小さな1点目ですが、市道狐塚両仲間団地線拡幅工事のこれまでの進捗状況についてお尋ねをいたします。

○土木部長（成田正博君） 市道狐塚両仲間団地線は、両仲間北区により、一部の道路の幅員が狭い箇所を解消してほしい旨、関係する地権者から用地の寄附の了承を得

た上での要望がありました。市としまして危険防止を踏まえ、事業の必要性を検討した結果、現在工事に着手をしている状況です。この道路は、入居者が最も多い市営両仲間団地の進入路を兼ねており、豊福小学校生徒の通学路にもなっています。進入路区間の一部は、幅員が2.4メートルから3メートルの狭小区間となっておりまして、車同士の離合は困難で、急勾配の坂道でありました。これらの危険箇所の解消を行うため、路線の一部道路拡幅を行う事業であります。

平成30年度に道路詳細設計、それと用地測量を実施し、狭小区間と急勾配区間の緩和対策として、施工区間60メートル、幅員4メートルを確保する事業計画を策定しました。また、道路地権者へ事業計画の説明を行い、快く事業用地を寄附していただくことができましたので、令和元年9月に工事の契約をしたところでございます。

○8番（大村 悟君） 平成30年度に道路詳細設計及び用地測量を実施ののちに、道路地権者への事業計画説明を行い、今年9月の工事の契約にこぎつけたということであります。工事契約まで行きつきましたことに地元住民の1人として感謝を申し上げます。どんな道路になるのか楽しみにしておられる方も多いわけですが、私たちには、現在まだどんな道路となるのか具体的には見えない状況であります。

そこで、小さな2点目は、完成すればどういう道路ができるのかも含め、拡幅工事完了までの計画についてお尋ねをいたします。

○土木部長（成田正博君） この工事の概要は、先ほど申しました施工延長は60メートル、道路幅員4メートルを確保するため、ブロック積217平方メートル、アスファルト舗装工、階段工12メートルを施工するものでございます。

工事目的は、先ほど申しました道路狭小部の解消と縦断急勾配の緩和及び通学路の安全対策であります。工事の工期としまして、令和元年9月24日から令和2年3月19日までを予定として現在着手しています。事業の効果としまして、道路縦断勾配を道路構造令に基づきます最低限の12%まで緩和し、幅員を4メートル確保することによりまして、車両等が安全に通行することができるようになります。また、階段を設置することによりまして、路面凍結時、坂道を通らずに通学することができ、児童の安全性を確保することができます。

早期に事業効果を発揮できますよう、年度内の事業完了に向けて取り組んでまいりたいと思います。

○8番（大村 悟君） 工事目的が、道路狭小部の解消と縦断急勾配の緩和及び通学路の安全対策ということであり、具体的には道路幅員4メートルの確保、路面はアスファルト舗装、路面凍結時を考慮し階段の設置をする等を説明していただきました。完成すれば近隣住民の車での移動と児童の登下校がさらに安心・安全にできるようになると、完成を待ち望んでいるところであります。あとは、予定どおりの年度内の完

了となりますように業者への指導等をよろしくお願いいたします。

次に入ります。私事ではありますが、今年4月の住民健診で要精密検査のお知らせをいただき、精密検査の結果、6月に大腸がんという宣告を受けました。その後7月に腫瘍部の除去手術を受け、9月議会から復帰、先月の議会運営委員会での行政視察研修に参加し、順調な体調の回復に自信を持てたところでもあります。最近では、住民健診で命をつなげていただいたと思い、住民健診受診の大切さを地区の会合ごとにお話をさせていただいているところでもあります。その手術により人工肛門を造設、身体障がい者の仲間入りとなりましたが、同じ境遇の方々の困り感を伝えていくのも私の役目であるとの思いから、今日は登壇させていただいています。

大きな3点目は、身体障がい者等への対応についてであります。まず、小さな1点目は、宇城市における身体障がい者等の把握状況についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 身体上に永続する障がいを有する人には、身体障害者福祉法に基づき、熊本県から身体障害者手帳が交付されます。

対象となる障がいには、肢体不自由、視覚、聴覚、内部機能など16の種類があり、身体障害者福祉法施行規則の身体障害者障害程度等級表において、障がいの程度が重い順に1級から6級まで等級が定められています。

等級の一例を示しますと、肢体不自由の場合、両上肢または両下肢の機能が全廃である人は1級相当とされておりまして、これが片方の上肢が全廃の場合は2級、下肢の場合は3級、両上肢または両下肢の機能が著しい障がいと認められる場合は2級とされます。

また、膀胱及び直腸機能の障がいにおいては、腸管または尿路変更いずれかのストマ（人工肛門・人口膀胱）を持たれる人は4級に相当。さらに、両方のストマを併せ持つ人は3級とされ、これらのストマにおいて排便・排尿の処理が著しく困難な状態にあると認められた場合は1級となる場合もございます。現在、宇城市においては、88人の方がストマを装着されております。

身体障害者手帳は1人に1枚が交付され、複数の障がいを有する場合には、その全部が記載されるとともに、それぞれの等級を指数化し合算することで、手帳の総合等級が定められます。

本市における身体障害者手帳の交付状況は、令和元年11月1日現在で、1級が909人、2級が456人、3級が362人、4級が870人、5級が145人、6級が243人の全て合わせますと、2,985人という状況でございます。

手帳の交付を受けた人は、その障がい種別、等級に応じ、医療費の助成や日常生活用具の給付、補装具費及び介護給付費の支給など、様々な障がい福祉のサービスを利用できるようになります。

○8番（大村 悟君） 今の答弁にもありましたように、私の場合身体障害者4級ということになります。この後一生ストマパウチを装着しなければなりません。私たちの一番の困りごとは、外出したときに外出先に専用のトイレがあるかどうかであります。たぶん、私を安心させるためだったのかもしれませんが、入院時から看護師の話で、最近はショッピングセンターや観光地にもオストメイト用トイレの整備が多く見られるようになったので、買い物、旅行を安心して皆さん行っておられますよとのことでありました。心配になり、果たして宇城市の状況はどうかかと、入院時にネットで調べてみましたが、予想以上の整備がなされており安心したところでありました。一方、宇城市では三角西港に新たなトイレができることも決まっております、さらには防災拠点センターも市内6か所に完成する予定で、既に工事も始まっていますが、そういう施設のトイレがどうなっているのかも気になるところであります。

そこで、小さな2点目ですが、オストメイト用トイレの現時点での設置状況と今後の設置改修計画についてお尋ねいたします。

○総務部長（成松英隆君） オストメイト用トイレなどのユニバーサル環境に関連する設備については、平成18年に制定された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」いわゆるバリアフリー法において、建築物の用途や床面積に応じまして、整備が義務付けられているところです。

さらには、熊本県の条例、通称「やさしいまちづくり条例」において、バリアフリー法の適用基準が強化されております。建物の用途が病院や本庁舎、美術館などの特別特定建築物の場合は、床面積の基準2,000平方メートル以上が1,000平方メートルに引下げられています。

また、バリアフリー法の制定前に建築されている既存建築物につきましても、大規模改修等の際にこちらは努力義務ではございますが、そちらのほうの整備が求められているところでございます。

本市の公共施設におけるオストメイト設備の設置状況としまして、市営住宅や学校、児童施設等を除く、不特定多数の方が出入りする建物の公共施設については、11月末現在で対象62施設のうち、9施設にオストメイト用トイレを設置している状況でございます。

具体的には、本庁舎の本館、三角支所、豊野支所、宇城市保健福祉センター、アグリパーク豊野、ビジネスサポートセンター、ウイングまつばせ、ラポート、中央図書館にそれぞれ1基ずつ多目的トイレを設置しており、先月、本庁舎新館にも整備を行ったところです。

そのほか、建物以外の施設としましては、松橋駅の自由通路の東側と西側にそれ

ぞれ1基ずつ、久具公園のトイレにも1基設置している状況でございます。

今後のオストメイトの設置といたしましては、現在、各地区に整備を進めている防災拠点センターにおきましては、6か所全てに設置を計画しています。

また、三角西港のトイレ改修事業におきましても、観光客など多くの方の利用が見込まれますので、龍驤館裏のトイレ改修時において、新設する計画で進めているところでございます。

今後も新たに整備する施設や大規模改修を施す施設においては、ユニバーサルデザインの採用に努めながら、公共施設の利用上の利便性及び安全性の向上に努めていきたいと考えています。

○8番（大村 悟君） 具体的に現時点でのオストメイト用トイレの設置箇所を紹介していただきました。繰り返すことはしませんが、特に今後のこととして三角西港や防災拠点センターには、全てオストメイト用トイレを設置という方向で計画があるとのことと安心いたしました。

次に進みます。全国的にみれば災害時に高齢者や障がい者が避難する福祉避難所について、受入可能数が少なく対応しきれないという調査結果もあるようです。災害弱者の方々が安全安心に避難できるように努力することは、市の大きな努めだとも考えます。

そこで小さな3点目ですが、熊本地震時の福祉避難所の設置状況と今後の災害時の福祉避難所の開設計画についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 平成28年の熊本地震発災の際には、障がいのある人や高齢者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者の中には、安全な場所へ避難することが困難なため、避難に時間を要する方々があることに加え、一般避難所での避難生活が困難であったり、共同生活に適さないなど、何らかの特別な配慮を要する人々が見受けられましたが、一時的に熊本県立豊野少年自然の家を要配慮者の受入施設として活用しました。

また、平成20年に策定されていた「宇城市福祉避難所運営マニュアル」に基づき、宇城市内の福祉避難所協定締結事業所11か所に受入れを依頼しましたが、施設自体が被災し受入れができなかった施設もあり、実際に避難者を受け入れた施設は5か所で延べ140人の利用実績でございました。

この熊本地震の教訓を基に、本年3月に「宇城市福祉避難所運営マニュアル」を改定いたしました。この改定マニュアルでは、地震や風水害等の自然災害が発生した場合に、要配慮者の支援体制を早期に確立することにより、要配慮者の生命や身体を災害から保護することを目的として、平常時における取組や福祉避難所の開設から閉鎖まで、及び要配慮者の避難生活の支援に係る事項等について定めたもので

ございます。

平常時における取組においては、区や自主防災組織の協力により福祉避難所の利用対象者の把握に努めております。また、宇城市防災計画に掲載されている指定福祉避難所に加え、今後整備予定の6つの防災拠点センターを福祉避難所として充実させていくことを目指しております。

さらに、本年11月末現在においては、市内12の民間社会福祉施設及び3つの県立支援学校の合計15か所との災害時要援護者等福祉避難施設として使用することに関する協定を締結しております。

今後、市の指定福祉避難所にて対応ができない際には、協定書に基づき民間福祉避難所の開設について要請を行ってまいります。有事の際に備えて、平常時から民間福祉施設との連絡体制の構築について努めてまいります。

また昨今、台風接近等の際に市の指定避難所を自主避難所として開設していますが、来年度には市内6か所に防災拠点センターが開設予定ですので、完成後には防災拠点センターを中心に避難所を開設することとなります。同センターには和室が整備される予定であり、特に配慮を要する避難者の方へのスペース確保も可能となります。

○8番（大村 悟君） 熊本地震時の状況については、詳しく説明いただきましたが繰り返しませんが、今後の対応については、今年3月に宇城市福祉避難所運営マニュアルが改定され、要配慮者の避難生活の支援に係る事項が定められているとことでもあります。また、受入可能数を増やすためにだと思いますが、現時点で市内12の民間社会福祉施設やさらには3つの県立支援学校とも、福祉避難施設として使用することに関する協定を締結しているということでもあります。災害時にこの協定締結の相手方とうまく連携が取れますように、平常時の日頃からのつながりを深くしておいていただくようによりしくお願いをいたします。

次に、大きな4点目、教育課題についてお尋ねいたします。小中学校での新学習指導要領による指導を前に、宇城市のICT教育機器整備が急速に進んでいることに対しましては、大いに歓迎しているところであります。

そこで小さな（1）であります。予定していたICT教育機器整備の本年度末までの進捗状況についてお尋ねいたします。

○教育部長（吉田勝広君） 本市のICT環境整備の現状につきましてお答えします。

教育委員会では、令和2年度から始まる新学習指導要領を踏まえ、子どもたちが主体的に対応できるよう、教育のICT化の更なる推進を図っています。

今年度のICT教育環境の整備として、電子黒板・実物投影機は8月までに導入を完了しました。パソコン教室のパソコン更新も、11月に完了をいたしております。

す。なお、指導者用デジタル教科書は、既に4月に導入済みでございます。また、ICT支援員は10月から中学校に、11月からは小学校に派遣しており、授業への活用・支援がなされています。

これからの予定としましては、中学校の生徒1人1台のタブレットパソコンの導入は、1月上旬から配布を始め、2月までには全ての学校へ導入が完了する見込みでございます。

また、先生方の指導者用、校務用コンピュータは、12月10日までに各学校への配布を行う予定で、統合型の校務支援システムにつきましては、研修を配布後に行いまして、令和2年4月から本格運用・開始ができるよう準備を進める予定でございます。

なお、教室でのタブレット端末を活用した学習を可能とするための無線LAN工事は、中学校は1月末までに工事完了の見込みです。小学校につきましても、2月中旬には完了を見込んでおります。

○8番（大村 悟君） ICT教育環境については、小中学校新学習指導要領での指導に間に合うように、本年度末までに全て予定していた分の整備が完了することとであります。県下どこにも劣らない整備状況になってきたのではと、市の取組に感謝するところであります。

次に進みます。ICT教育機器の導入により、活用が苦手という教職員がいらっしゃることは紛れもない事実であります。よって、以前から機器活用の研修を積極的に計画していただきたいとお願いしてきたところでもありますが、

小さな（2）の教職員対象のICT教育関連研修の現状と、今後の計画についてお尋ねをいたします。

○教育部長（吉田勝広君） 教職員対象の研修としましては、これまで行ってきました機器等の操作研修と、現在行っている校務や授業への活用方法の2つの内容を考えております。

1つ目は、これまで導入してきた電子黒板等やこれから導入する機器、ソフト操作の習熟を目的とした研修です。これらは、導入年度に全教職員を対象とした導入時研修と学校の校内研修などへ機器メーカーから講師の派遣を行っています。具体的には、電子黒板や書画カメラ、パソコン教室のパソコン及びそのソフトについて研修を行っているところでございます。

その他、今年8月20日に実施した宇城市立小中学校全員研修では、ICT活用研修としてベネッセコーポレーションのICTソフト事業推進課長によりミライの学校を考えると題して研修を実施したところでございます。

2点目の校務や授業への活用方法の研修は、全体研修での啓発や、ベネッセコー

ポレーションのＩＣＴ支援員から、学校ごとのＩＣＴ活用レベルや時期に合わせまして、他校の活用事例共有・模擬授業の開催などの校内研修の支援や授業設計支援を行うことで、教職員のＩＣＴ活用力の向上や授業におけるＩＣＴ機器の活用実践を促進してまいりたいと考えております。

○８番（大村 悟君） これまでは、導入した機器等の操作研修中心に行われており、これからは、ＩＣＴ活用の活用力の向上や授業におけるＩＣＴ機器の活用実践が促進されるための研修が繰返し予定してあるようですので、期待をし注視をしていきたいと思います。

次に移ります。市民病院の質問のところでも触れました平成３０年６月に改定された宇城市公共施設等総合管理計画改定版、これには学校施設は建築後５０年をめぐりに建替え、中間にあたる２５年目で大規模改修を基本的な基本整備計画としているところですが、小学校で６校、中学校で３校の建替えや大規模改修が施されていない状況と記されています。

そこで、既に建築中の学校や現時点で建築が決定している学校もありますが、それ以外の学校について、小さな（３）として、今後の大規模改修あるいは建設の見通しについてお尋ねいたします。

○教育部長（吉田勝広君） 今後の学校施設の大規模改修及び建設の見通しについてお答えします。

御質問のとおり、宇城市公共施設等総合管理計画では、既存の学校施設は、建築後５０年をめぐりに建替え、中間にあたる２５年目で大規模改修を基本的な整備計画としているところでございますが、平成３０年６月に制定されましたこの管理計画の下位計画にあたります宇城市公共建築物保全計画では、既設の公共施設の築年数に応じて、保全方法と目標使用耐用年数を区分して設定しているところでございます。

具体的には、新築若しくは築２０年未満の施設では、２０年目と６０年目に中規模の改修、４０年目に大規模改修し、８０年目で更新することになります。それから築２０年から４０年未満の施設については、４０年目で大規模改修を実施し、６０年目で更新することになります。築４０年以上の施設につきましては、基本５０年目で更新することになっています。

現在、本市の学校施設の中では、松橋中学校屋内運動場及び武道場、それから不知火小学校校舎が建設中であり、また、本年度より小川中学校建替えのための基本構想に着手したところでございます。

その他の学校施設につきましては、令和２年３月に完成予定の宇城市学校施設等長寿命化計画において、改修等に関する優先順位付けの考え方を示した上で、今後

の改修等の内容や時期、費用等を整理し、年次計画を策定いたします。

今後は、宇城市学校施設等長寿命化計画に基づき計画的な整備を行うこととなり、トータルコストの縮減と予算の平準化を図るとともに、安心で安全な学校施設整備に努めてまいります。

○8番（大村 悟君） 建設が既に決まっている学校以外については、令和2年3月に宇城市学校施設等長寿命化計画が完成し、改修等に関する優先順位付けの考え方を示した上で、今後の改修等の内容や時期、費用等を整理し、年次計画を策定することとあります。令和2年3月になれば、全ての学校の大規模改修あるいは建設の見通しがある程度私たちにも見えてくると理解をいたしました。

次に進みます。県の教育政策を知事と教育委員会が協議する県総合教育会議が10月10日に県庁であり、県教委は小学6年と中学3年を対象とした全国学力テストの全教科で、2023年度末までに全国平均を上回ることを目標として示したということとあります。県教委が示したということは、本市にも大きく関係してくるわけですが、ここで、小さな（5）の宇城市の児童生徒の学力状況についてお尋ねいたします。

○教育部長（吉田勝広君） まず、毎年4月に行われます全国学力・学習状況調査の結果からお答えいたします。

本年度から、主に、知識を問うA問題と活用の力を問うB問題を統合して実施されました。小学校の国語は全国平均を上回り、算数は同程度でございました。

一方、中学校では、国語、数学、英語ともに全国平均を下回る結果となりました。これは、熊本県全体の結果と同様の傾向を示しております。

この結果につきましては、8月の結果公表を受けて、校長会議にて宇城市全体の各教科の分析、児童生徒質問用紙及び学校質問用紙の分析・傾向について説明を行ったところです。各学校も、学校独自で作成した学力向上検証改善サイクルに沿って自校の結果を分析し、課題や対策について学校全体で共有し、実践しているところです。

教育委員会としましては、宇城市学力向上プロジェクトにより、授業改善の視点や家庭学習の在り方を検討し、各中学校ブロックにおいて、小中連携授業研究会による授業改善、家庭学習の習慣化に努めております。

新学習指導要領の全面実施が、小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から始まります。学習者主体の授業、主体的・対話的で深い学びへの授業の質的転換は必須であります。

今後、1月に示されます熊本の学び推進プランを受け、宇城市教育委員会といたしましても学力向上策を検討してまいりたいと考えております。

○8番（大村 悟君） 小学校は、国語は全国平均を上回り、算数は同程度であると。中学校は国・数・英とも全国平均を下回ったということですが、各学校では既に課題や対策を共有し、実践に入っているということですが。教育委員会としても1月に示される熊本の学び推進プランを受け、学力向上策を検討していくことですので、再質問とはなりますが、市長と教育委員で協議する宇城市総合教育会議において、学力向上策を是非検討していただきたいと思いますが、市長の考えをお聞きいたします。

○市長（守田憲史君） 宇城市総合教育会議は毎年開催し、教育大綱など教育行政に関する様々な施策について教育委員と協議してきました。昨年度は教育のまちについて協議いただいています。

議員御提案の学力向上対策につきましては、1月に熊本の学び推進プランが示されますので、市の総合教育会議において教育委員と協議したいと考えています。

○8番（大村 悟君） 1月に県から熊本の学び推進プランというのが出るようでありますので、たぶん1月以降に開かれることになると思いますが、次の宇城市総合教育会議において学力向上策に関する活発な議論が行われますことを期待いたしまして、時間は残っておりますが、今日の私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（長谷誠一君） これで、大村悟君の一般質問を終わります。

ここで暫く休憩します。

—————○—————

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

—————○—————

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、19番、豊田紀代美君の発言を許します。

○19番（豊田紀代美君） おはようございます。19番、新志会、豊田紀代美でございます。ただいま議長のお許しを頂きましたので、先般御通告申し上げておきました、大きくは5点について今回は一般質問をさせていただきます。

質問に入ります前に、前回9月議会で自動車のペダル踏み間違いの防止装置の補助金について、守田市長に質問をいたしました。その際、市長の御答弁で本市同様に県内他市も高齢運転者の交通事故防止対策は積極的に実践すべきであると、急発進防止装置の購入、設置に対する必要な財政措置等を熊本県市長会を通して、国に強く要請すると力強い御答弁をいただいております。早速、蒲島知事は70歳以上の県内在住者を対象に3万円の補助をするという、2020年1月から開始、財

源はくまモンをあしらったナンバープレートの基金を活用すると報道がありました。守田市長の県市長会を通して発信していただいた結果もあったというふうに思い、感謝をいたしたいと思います。この支援制度が全国に広がるようにこれからも粘り強く訴えをしてまいりたいと考えております。

それでは大きな1点目、高齢者施策についてでございますが、小さな1点目の包括的支援事業について。御承知のように全国同様に宇城市も人口減の傾向にあります。高齢者人口については、団塊の世代が後期高齢者になる2025年に、本市の高齢化率は36.0%となると推測をされております。また2030年ぐらいには、全国で5人に1人が認知症有病者になるとも言われております。こうした背景から平成27年の介護保険法改正により、予防給付の総合事業移行とともに、包括的支援事業の拡充が求められていることは御承知のとおりでございます。一人暮らしや要介護状態、認知症になったとしても、住み慣れた地域で医療や介護サービスの提供を受けて自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることは、全ての宇城市民の願いだと思っております。そのためには、包括的支援事業の充実は重要な施策の1つだと認識をいたしております。

そこで、本市における包括的支援事業について、県内他市の状況と併せて、まずお尋ねをいたしたいと思います。

あとの質問は、質問席にて行います。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷誠一君） 一般質問の途中でございますが、機械、カメラが故障をいたしております。暫く休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午前11時15分

再開 午前11時21分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

○健康福祉部長（那須聡英君） それでは、包括的支援事業の進捗状況についてお答えをいたします。全国の地方自治体においては、平成27年の介護保険法改正により、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業として、新しい介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業を展開することとされました。特に、包括的支援事業については、これまでの総合相談支援事業、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務、介護予防ケアマネジメント業務に加え、地域ケア会議の充実、在宅医療と介護の連携推進、認知症施策の推進、生活支援体制整備が組み込まれております。

さらには、平成29年6月の地域包括ケアシステム関連法改正では、その柱とし

て自立支援と重度化予防が明言されています。本市における第7期の介護保険事業計画は、基本的には第6期計画の目指す姿や基本理念を継承したものとなっており、第6期から取り組んできた自立支援と重度化予防に資する取組を、第7期も引き続き推進しているところです。

本市においては、平成27年度の法改正とともに、介護予防・日常生活支援総合事業には県内でもいち早く取組を行いました。包括的支援事業のうち生活支援体制整備事業については、委託先や関係機関との推進体制を整えるために時間を要したことから、平成30年度から取組を始め、現時点では地域の課題や高齢者のニーズを着実に捉えながら、県内他市と同様に地域の課題解決に向けた事業が展開し始めていると感じております。

○19番（豊田紀代美君） 部長御指摘のように、平成29年6月の地域包括ケアシステム関連法改正では、その柱として自立支援と重度化予防が明言をされております。本市の第7期の介護保険事業計画においても第6期計画と同様、引き続き基本理念を継承して推進をしていくという部長の御答弁をいただきました。

関連がありますので、小さな2点目、生活支援体制整備事業についてお尋ねをいたします。部長の御指摘もありましたように、今後ますます社会全体の高齢化が進展し、医療需要が増加する一方で人材や施設など地域資源が限られた中であったとしても、市民が安心して暮らしていくためには地域の支援システムが求められると思います。

そこで、本市の生活支援体制整備事業のお取組についてとまた今後の方針についてお尋ねをいたしたいと思います。

○健康福祉部長（那須聡英君） 本市におきましては、社会福祉協議会との役割分担のもとに、平成30年度から地域支援事業の社会保障充実分の1つとして生活支援体制整備事業に取り組んでおります。

この事業の趣旨について御説明をいたします。市民の皆様の生活支援等サービスには、既存の介護サービス事業者による現行の訪問介護・通所介護などがありますが、それ以外は主に地域住民による活動が考えられます。中長期的な視点に立って地域住民による活動を豊かにしていくことが、生活支援・介護予防の基盤となる地域の福祉力を形成することにつながると考えます。

地域住民の活動を支えるものは、地域で人と関わり、役割を発揮したいというニーズであったり、同じ地区民としての共感やお互い様という意識であったり、自分たちの地域を自分たちで支えようという自治の意思であったりいたします。このような意思や行動をつくり出していくために、住民に介護の問題を投げかけ、住民自身で何をしていくのかを話し合い、地域の支え合い活動を生み出していくことがで

きるように、市と社会福祉協議会が地域の組織づくりを支援する事業でございます。

地域住民とともに考えていくというプロセスを経る中で、地域住民自身が生活支援等サービスに取り組む重要性を自然に認識していただき、いきいきと主体的に参加して活動に結びつくことが理想となりますが、このことが地域の福祉力につながるものと考えます。

同事業の取組内容としては、委託先である社会福祉協議会の職員がコーディネーターとなり、旧 5 町単位に重点地域を設定して、既存の社会資源の整理、地域マップの作成、ニーズアンケート調査の実施、地区座談会の開催などを行っているところでございます。

各町の会議の中では、地区の嘱託員や民生児童委員、婦人会、老人会、福祉関係者等に参加いただき、それぞれの町の社会資源の整理やアンケート調査の分析結果などについて意見をいただいたところでございます。

今後の事業の方向性としては、各町の会議で出された地域ニーズや地域資源をベースに、行政区単位での座談会につなげていきますので、年々事業費は増加していくものと思われまます。

また、それらの情報を学識経験者や福祉関係者、保健・医療関係者等で組織される会議の中で共有して、市全体の生活支援のシステムづくりを推し進めていく予定です。

本市におきましても、今後高齢化がますます進行し、既存の公的なサービスのみでは地域の高齢者を支えることが難しくなると予測されることから、地域の互助力や支え合い力などのインフォーマルサービスによる生活支援が、全ての地域に根づくような体制づくりのために事業を継続してまいります。

- 19 番（豊田紀代美君） 本市における生活支援体制整備事業のお取組状況と今後の方針については理解をいたしたところでございます。手元に、県内 14 市の平成 27 年度から平成 29 年度、3 か年の包括的支援事業対象経費支出予定額調書がございます。また、宇城市区 2 市 1 町についても同様の資料があります。詳細については割愛をいたしますけれども、在宅医療介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業、これは国交付金が 39.5%、県交付金が 19.75%、同じく市町村が 19.75%、1 号保険料が 21.0% の事業でございます。今部長が御指摘のように、生活支援体制整備事業につきましては、平成 30 年度、平成 31 年度同額の 565 万 2,000 円、宇城市の社会福祉協議会に業務委託をされているわけですが、今後本市におかれましても、包括支援予算、特にこの生活支援体制整備事業につきましては、強力な事業推進のためにも他市同様に特段の予算措置をよろしく願いをいたしておきます。

小さな3点目、宇城市議会の民生常任委員会で、10月29日東京都町田市へ先進地視察に行っていました。町田市では、いきいきポイント制度と買い物支援の2つの先進的な事業を行い、超高齢化に対応すべき高齢者支援施策を展開されています。

まず、いきいきポイント制度は、町田市在住の65歳以上の方がボランティアセンターで登録をし、住み慣れた地域で地域貢献につながる活動をポイント化し、商品還元できるものです。この活動が社会参加となり、自らの健康維持と自らの介護予防を実施する制度です。

また、買い物支援制度は、町田市において地域の高齢者の困り事を把握した結果、多くの方々が買い物に不便を感じていらっしゃる、買い物に関する情報を必要としておられることが、関係機関の連携により町田の買い物支援に関する社会資源という冊子を作成されています。この冊子を基に、買い物代行や買い物付添い、宅配、買い物先への移動支援、移動販売など地域の社会資源を活用した高齢者へのサービスが展開されています。

以上、町田市の先進地事例について述べましたが、これは本市にとっても、本市の生活支援体制整備事業において実施可能な住民サービスであるというふうに理解をし、提案をいたしたいと思います。また、本市の同事業についても実施についてお尋ねをいたしたいと思います。

○健康福祉部長（那須聡英君） まず、本市の介護ボランティア制度につきましては、介護予防事業におけるうきスマイルサポーター制度がございます。

この制度は、本市の一般介護予防事業であるかたろう会やいきいき百歳体操などにおいて、自らの介護予防とともに事業実施の後方支援をしていただく方を登録し派遣している制度でございます。現在、約60人の市民の方が登録し活動されており、交通費程度の謝金を支払っております。

なお、市では本年11月から始めました健康ポイント事業ウキトクポを開始しております。市が実施する特定健診の受診や乳幼児健診健康関連事業へ参加することで、市が設定するポイントを獲得でき、ポイント達成者には参加賞と抽選で健康にまつわるグッズが贈られることになっております。

本事業はまだ始まったばかりでございまして、現在のポイント対象は健康に関する案件ではありますが、今後は介護予防ボランティアなどにも拡充できるものと考えております。

次に、本市の生活支援体制整備事業において、昨年度一人暮らし高齢者を中心に1,067人の方の御協力を得て、アンケート調査を実施しております。このアンケート調査の中の買い物についての質問で、やや不便、とても不便という回答が4

00件ほどございました。また、買い物支援策として行きたい店までの送迎、移動販売というニーズが多くありました。

現在、本市では、住民による見守り支援及び日常生活家事支援サポートである安心生活サポート事業において、約110人のボランティア会員により、登録者への生活支援サービスを行っておりますが、今後協力会員を増やしていくためにも、生活支援体制整備事業において啓発に努めてまいります。

また、移動販売事業については、肥後銀行、済生会みすみ病院、ローソンの御協力をいただき、試験運行ではありますが本年9月から三角町と不知火町松合地区を対象として事業を開始しております。今後は、介護予防事業である地域の通いの場への訪問も検討しているところでございます。

生活支援体制整備事業は、超高齢化となる今後の社会の主要なまちづくり事業の1つとして、地区の嘱託員や民生児童委員、婦人会、老人会、福祉関係者等の御協力をいただきながら、地区及び市全体の生活支援システムづくりを推進してまいります。

○19番（豊田紀代美君）　ただいま部長に、本市の取組状況について御答弁をいただきました。町田市のいきいきポイント制度について、先ほども少し触れましたけれども説明いたしますと、ボランティアセンターで登録申請、研修、受講後にいきいきポイント手帳が交付されます。これがいきいきポイント手帳でございます。その後、市から承認を受けた事務所でボランティアセンターから登録者通知を受けて、活動受入れ後、手帳にスタンプを押印するようなシステムになっております。スタンプ数に応じて商品券に交換するシステムです。活動の対象は市内施設としては高齢者施設が一番多く、老人クラブ、ふれあいサロン、保育園、学童保育クラブ、障がい施設などがございます。活動例といたしましては、利用者との歓談、配膳、下げ膳、お茶出し、散歩の付添い、見守り、花壇の手入れ、囲碁や将棋の相手、趣味活動のお手伝い、芸能披露、環境整備見守り、学習補助、レクリエーションなどがあります。事業実施の効果としましては、人生100年時代と言われる昨今、住み慣れた地域で地域貢献につながる活動を行うということで、社会参加をされ、自らの健康維持のために介護予防さらには医療費抑制にもつながるのだと確信をいたしております。

また、買い物支援につきましても、町田市の高齢者支援センターと連携のある買い物支援サービス提供団体を対象に移動販売のみならず、6種類に分類した事業展開を実施されております。これがそうでございますけれども、買い物代行、自分の代わりに買い物をしてくれる取組。買い物付添い、自分と一緒に車両、車いす、徒歩で買い物に行ってくれる仕組み。それから宅配（電話注文）、電話注文を受けた

商品を自宅まで届ける仕組み。それから宅配（購入後商品を配送）、商品を自宅まで届ける取組です。買い物先への移動支援、買い物する場所（店舗や商店等）に送迎をする仕組み。それから移動販売、移動型の店舗（移動販売車、青空市場、出張販売）で買い物に困っている地域を回って販売をするという仕組みでございます。

以上、民生常任委員会の先進地視察の事業を提案させていただきました。是非検討をしていただき、研究をしていただきたいと思います。本市でも、先ほど部長がおっしゃいました宇城スマイルサポーター制度やかたろう会やいきいき百歳体操、私もいきいき百歳体操に1、2回参加をさせていただきました。非常にいい取組だと思っております。また、本年11月からウキトクポイント事業をスタートされたと御報告いただきました。さらには安心生活サポート事業でボランティアの協力会員が110人登録されていることも承知をいたしました。部長御指摘のように、生活支援体制整備事業は、超高齢化となる今後の社会の大変重要なまちづくりの事業の1つだと私も強く思っております。本市におきましても今後高齢化が加速する中で、既存のサービスのみでは地域の高齢者を支えることは難しいと判断をいたします。フォーマルサービス、インフォーマルサービスの連携で、生活支援が全ての地域に根づいて体制づくりができるよう、思い切った適切な予算措置を強く要望いたします。

次に、大きな2点目、宇城市民病院についてでございます。先ほど大村議員のほうからも質問がございました。重複する点もございますがよろしく願いいたしますと思います。公立・公的病院は全国で約1,500か所に設置をされておりますが、患者数が少なくなったり周辺の地域に似たような病院があったりして、ベッド数が過剰になっているところも多くあると指摘がっております。こういう中に厚生労働省は全国の3割にあたる424の病院について、再編や統合などを議論すべきだと9月26日に病院名を公表いたしました。指摘をされた県内の医療機関の7か所の中に、本市の宇城市民病院が対象となっております。この件につきまして、まずお尋ねをいたしたいと思います。

○市民病院事務長（伊藤博文君） 今回の厚生労働省の公表については、市は何も聞かされておらず、突然の公表にびっくりしているところでございます。他の自治体からも、病床削減ありきの病院名公表や地域の実情を無視した選定手法等に批判・異論が相次ぎました。

このため厚生労働省は、一律の基準で機械的かつ唐突に公表を行い、地域に不安を与えたことを反省したいと各自治体に理解を求めるため、急遽10月に、全国7ブロックに分け意見交換会を開催しました。その中で「424病院の公表は、あくまで今後の議論の素材を提供するもので、地域医療構想調整会議の活性化を意図し

たものである。今後の方向性を国が強制や限定するものではない」と説明し、「その上で大事なことは、地域で必要な医療がどうなされていくか、それをどう維持していくかである」と述べました。

市としては、民間と公立・公的病院の果たす役割は異なることから、今回の全国一律の基準による機械的に分析したデータだけで、再編・統合を推進することが適切とは言いがたく、地域の病院が無くなれば住民生活に深刻な影響が出ることや、現在勤務している職員や関係者にも多大な不安を与えることとなり、今後の進め方に対し、慎重に協議を進める必要があると考えます。

○19番（豊田紀代美君） 病院事務長御指摘のとおり、厚生労働省全国一律の基準による機械的に分析したデータだけで、再編・統合を推進することは適切ではなく、地域の病院が無くなれば、住民生活に深刻な影響や、現在勤務している職員や関係者に多大な不安を与えることになるかと心配をいたしております。厚生労働省が、全国7ブロックに分け意見交換した中で、今後の方向性を国が強制や限定するものではないと説明をいたしておりますが、厚生労働省の対応に批判の声が挙がっているのも事実でございます。本市といたしましても、今後人口減少や高齢化が進む中、公的病院の果たす役割について協議を進めていく必要があると考えております。

そこで、小さな2点目、公立病院の中には赤字経営に苦しむところも多く、自治体から総額8,000億円の繰入金が入っているということに、民間から不満が強いという報道がありました。本市でも、宇城市民病院は年間7,000万円から8,000万円の基準内繰入れがあると認識をいたしております。私の地元にある宇城市民病院は、昭和28年に地域の中核医療機関を担う豊福診療所として開設をされ、平成7年に救急告示（指定）病院として認可を受けております。平成30年度の患者数は減っているものの、診察、健診事業件数は年々増えており、以前から続く熊大病院との連携もスムーズに行われているとお聞きをいたしております。病院経営における一般会計からの支援については、地域に必要な医療を確保するために必要だと考えております。もちろん効率的な経営努力は申すまでもありません。平成29年3月議会の一般質問で、医師不足で医師の招へいが困難な中、大町院長の定年を5年間延長の条例改正の提案をさせていただきました。結果、その後市長により御提案をいただき、議会で可決をいただきました。大町院長には、現在も引き続き地域の医療に全力で御尽力をいただいております。病院事務長のお考えをお尋ねいたします。

○市民病院事務長（伊藤博文君） 公立病院は、地方公営企業として運営することとされておまして、独立採算を原則としておりますが、採算面から民間では実施されないおそれのある、通常の医業収入だけでは採算性を確保できないとされている政

策医療（救急、へき地、不採算地区、精神・結核医療、災害時・高度特殊医療等）を担う使命があります。これにより、その補填のため地方交付税による交付税措置が講じられるほか、一般会計からの繰入れを受けることができるようになっています。

一方、国内の病院の7割を占めているのが民間病院でございます。中小規模の病院が多く、採算性の低い救急医療やへき地医療等を手掛ける病院が少ないため、各診療科に専門医を置いたり、高度な医療機器を揃えたりするのは困難です。その補完的役割を担うのが公立・公的病院といえます。

今後は、市内医療機関内の地域連携強化により、他の医療機関からの紹介患者数を増やすことが重要であると考えており、今年度は、近隣の医療機関からの紹介や情報提供が増えたことで、入院患者数は昨年より増加しております。

熊大病院医局からの外勤医師は、平日だけでなく夜間、土曜・日曜・祝日・年末年始と現在14人の医師に来ていただいております。高度化する医療に対応し得るスタッフと最新の医療機器を備える熊大病院との密接な連携で、患者が満足できる、適正で質の高い医療を提供できると思えます。

○19番（豊田紀代美君） 御答弁ありがとうございました。税金を投入するから縮小されるべきだという、単一的な議論で解決すべき問題ではないと私も考えております。入院患者数の増や職場健診及び総合健診の件数の増、さらには熊大病院医局との連携についても今病院事務長より御報告をいただきました。また、3年7か月前の熊本地震発災時には、医療が混乱する中、宇城市民病院は満床に近い状態が続いたとお聞きをいたしております。その際、休診することもなく2人の医師が交代で当直をしていただき、看護師や職員の皆さんも懸命に頑張ってください、市民から大変感謝をされたというふうな経緯がございます。もちろん熊本地震発災当時、守田市長をはじめ副市長、教育長、職員皆さんが不眠不休の中で、それから市民も全体が一生懸命になって一丸となってやった結果が、現在の宇城市ではないかと考えております。

そこで、小さな3点目、今後の宇城市民病院の適正な医療体制・方向性について市長にお考えをお示しいただきたいと存じます。

○市長（守田憲史君） 厚生労働省の発表については、熊本市も熊本市東町に熊本市民病院が新築し、開業したばかりでございます。その中で熊本市民病院も名前が挙がり、大西市長も大変驚いていらっしゃいました。私も直接お聞きいたしました。余り心配しなくていいと私は考えているところでございます。

受益者である地域住民・患者の視点が重要であり、公的病院の多くは、長年にわたり地域に根づき、住民の信頼を得て今日の姿があります。

市民病院は、今後も周辺地域のかかりつけ医として、満足度の高い地域医療の実現と市民の健康増進を図るため、関係機関との連携を推進し、地域に密着した医療機関として現状の医療体制を維持していくことで地域医療を支えてまいります。

○19番（豊田紀代美君） 今、守田市長より、熊本市民病院の件についても大西市長とお話になった結果を御報告いただきました。まさにそのとおりだと思っておりますし、今市長から関係機関との連携を推進して、地域に密着した医療機関として現状の医療体制を維持して、地域医療を支えていくという御答弁をいただきました。地域や宇城市民病院を利用されている皆さんが、本当に安心されたというふうに思っております。ありがとうございます。

小さな4点目、宇城市民病院新改革プランでは、当面の間は大学病院等の支援を受けながら現状の医療が継続するように努め、長期的には経営体制の見直しを検討するとございました。平成26年に委託したコンサル経営診断では、包括ケア病棟の検討があったと思いますが、地域包括ケア病棟について小国公立病院の成功事例もあり、選択肢の1つとして提案をしておきたいと思っております。昨日の熊日新聞にも掲載されておりました、厚生労働省の突然の公表で医療現場が大変混乱している中で、小国公立病院の坂本院長の紹介の記事がございました。お考えをお尋ねいたします。

○市民病院事務長（伊藤博文君） 平成26年度に当時の行政改革課により、宇城市民病院の現状分析及び経営改善支援業務が委託され、平成27年3月に受託したコンサル会社から報告書が提出されました。

この報告書では、一般病棟を現在の13対1から10対1とする、19床以下の有床診療所とする、地域包括ケア病棟とする等の改善策が上がりましたが、病院再編のシミュレーションの結果、市民病院を地域包括ケア病棟として再編する評価が高くなっていました。

地域包括ケア病棟は、急性期治療を経過し、症状が安定した患者に対して、在宅や介護施設への復帰支援に向けた医療や支援を行う病棟をいいます。本来は、一般病棟で症状が安定すると、早期に退院することになりますが、在宅の療養に不安があり、もう少しの入院治療で社会復帰できる患者のためにあり、入院期間は60日間を限度としています。一般病棟で行うような高額な医薬品の投与や特殊な検査・手術などには対応しておりません。自己負担は一般病棟とほぼ変わりません。

しかし、この場合における増改築に係る経費が除かれていた点、医師、看護師や技師の確保といった難題がある点が懸念され、難易度が高く、困難と判断いたしました。

県内でも地域包括病床への転換により、増収益や病床利用率が上がったなどの事

例もあるとお聞きしております。今後、地域医療構想調整会議の動向を見極めながら、勉強していきたいと思っております。

○19番（豊田紀代美君） 事務長の御答弁で、地域包括病床の転換につきましては、増改築に係る経費や専門職の確保といった難題があるというふうに理解をいたしました。今後は、地域医療構想調整会議等の動向を見極めながら研究をしていただきたいと思います。よろしく願いをいたしておきます。

続きまして、大きな3点目、農業問題についてでございますが、国営緊急農地再編整備事業の一定区域として農地や農業用施設の整備を行うために、全ての地権者の同意が必要と思います。この件につきましては、地元農業者や推進委員の方から御相談を受けております。今後予定されている本同意対象者には土地持ち非農家が半数いらっしゃると思っております。今後高齢化が加速し、後継者不足と土地持ち非農家が増加することは容易に予測できます。将来的に自分の所有する農地を誰に担ってもらうのかが、不安なことだというふうに判断をいたしております。100%の本同意を取得するために、土地持ち非農家の不安を払拭するために、具体的な方策について部長にお尋ねをいたします。

○経済部長（坂園昭年君） 国営緊急農地再編整備事業は、本同意を提出された方の農地が対象となります。市では100%の同意を目指して取り組んでいます。本事業の対象者は約1,250人で、御質問のとおり、対象者のうち約半数が土地持ち非農家で640人ほどです。今後、高齢化が進み、農業をやめられる方が増加することを考えますと、将来的に土地持ち非農家が増加すると予想されます。

本事業の採択条件の1つに、中心経営体への集積率を40%以上増加させることとあります。これは土地持ち非農家の増加に伴い、耕作放棄地が増加することなく、優良農地を保全するためであります。

そのため、市では土地持ち非農家の所有農地と中心経営体が担う農地面積をマッチングさせた集積計画を立て、集積率を向上させなければなりません。

その手法として、県農業公社における農地中間管理機構、通称、農地バンクくまもとの活用を行います。基盤整備事業受益地内の農地を農地バンクくまもものが一括して借り受け、地域の担い手に配分する方式です。農地の借り手と貸し手の意見を伺いながら、できるだけ希望を反映させた取組を行っていきます。実施時期は、本同意徴集後に一定区域が確定し、換地計画を作成する際に行います。

本同意徴集前には、各地区におきまして農地所有者を対象とした説明会を開催しますので、その際に詳しく説明し、土地持ち非農家の不安を解消したいと考えています。

○19番（豊田紀代美君） 土地持ち非農家の農地を中心経営体に配分する方法について

ては、よく理解をいたしました。土地持ち非農家の中には年金生活で負担金などへの不安があるとの御相談がっております。

そこで、土地持ち非農家の経済的かつ精神的な不安を解消するための具体策などがないものか、部長に再度お尋ねをいたします。

○経済部長（坂園昭年君） 国営緊急農地再編整備事業では、地権者の負担割合は事業費の3.2%になります。ですが、中心経営体農地集積促進事業というソフト事業がセットになっております。これは、国が地権者の負担を軽減するために設けた補助事業で、中心経営体に農地を集積することによって補助を受けることができます。

市では、集積率を86%以上に設定しています。それによって補助を受け、地権者の負担を0%にすることを見込んでいます。このことを地権者にもしっかり説明し、土地持ち非農家を含めた全ての地権者の不安を払拭することにより、本同意率100%を目指してまいります。

○19番（豊田紀代美君） 経済部長から農地を集積する方法、集積率を86%以上に目標を設定されていること、土地持ち非農家の不安を解消するために具体策についてしっかりと御答弁をいただきました。

ここで、国営基盤整備についての守田市長のお考えをお示しいただきたいと存じます。

○市長（守田憲史君） 先日、農林水産省と熊本選挙区の国会議員に、この国営基盤整備の予算獲得その他の要望を行ってまいりました。その中で農林水産省の基盤整備は、今はほとんど個人負担がない形で進んでいるわけでは全然ありません。まだ6%、8%個人負担の中、国営基盤整備が進んでおります。その中でこの熊本県宇城市は、土地持ち非農家の方々も含め、ほぼゼロを目指して頑張っているところまでございまして、これも最後のチャンスだと考えております。何としてでも100%の同意を得て、基盤整備を成功させたいと思っております。これからも皆様の御支援、御協力をよろしくお願いいたします。

○19番（豊田紀代美君） ただいま市長より、先日農林水産省に国営基盤整備の件で国会議員の地元の皆さんにお願いをしに行ったと御報告をいただきました。非常に市長の気持ちがかもった御答弁をいただきました。将来の宇城市の農業を大きく左右する一大事業です。全国からも注目されている事業でございますので、精一杯総力戦で頑張ってください、100%同意に向けて、部長、頑張ってください。よろしくお願いいたします。

それでは、大きな4点目、教育問題についてでございます。小さな1点目、大学入試における民間試験の活用が延期されましたが、その影響が本市で行っている英語4技能検定GTECなどの英語教育に影響はないのかどうか、本市の英語教育の

方針についてお尋ねをいたします。

○教育部長（吉田勝広君） 大学入試における民間試験活用の延期に係る本市への影響についてお答えします。

英語の民間試験は、複数の事業者の試験結果を同一の規格で測る複雑さや、受験機会の地域間格差などが指摘をされています。さらに記述式の問題は、1万人が必要とされる採点者の質や採点のぶれ、自己採点の難しさに疑問の声が上がり、試験の公平性が問題となり、延期が発表されたところでございます。

新学習指導要領では、小・中・高等学校一貫した学びを重視し、外国語能力の向上を図るため、小学校3年生から外国語活動が始まります。また、国のグローバル化に対応した英語教育改革の五つの提言では、これまでの課題や今後の英語教育改革を踏まえて、小・中が連携し、一貫した英語教育の充実や4技能（聞く・話す・読む・書く）の能力向上など、一層の充実が明記されています。

教育委員会としましては、グローバル化の進展の中で、英語力の向上は極めて重要であると認識をいたしております。英語4技能検定GTECの導入は、子どもたちにとって自分の英語力で何ができるか、次に何を学習すべきかが明確となり、子ども自身が強み弱みなどを把握できるなど、今後の学習意欲につなげることができそうです。

また、学校や各先生にとっては、学校・学年・クラスにおける英語力を測定することで、現状の課題を分析し、次の指導につなげることができます。さらに、各個人の結果が4技能で細かく分析できることで、結果に基づいた授業改善が可能となるなど、様々な教育的効果が期待できます。

このようにGTEC受験により、英語4技能力の測定とその後の指導改善につなげていきたいと考えていますので、大学入学試験における民間試験の活用が延期されましても、GTEC受験を基に調査分析を行い、時代に求められる力を育成していきたいと考えております。

○19番（豊田紀代美君） 教育部長の御答弁で、教育委員会としましては、グローバル化の進展の中で、英語力の向上は極めて重要だと認識をしているとございました。毎年国際交流事業として継続をされている、シンガポールのブーンレイ中学校の生徒たちが、県立豊野自然の家で本市の中学生と交流されていることを知り、今年で3回目の視察をさせていただきました。ブーンレイ中学校の生徒の中には、なんと4か国語の話ができる女子生徒がおられ、私に笑顔で積極的に話しかけてこられました。私も戸惑いながら単語を羅列しながらでございましたが、ときどきしながら対応をいたしました。幸い同行しました友人が、英語が堪能でございまして通訳をしてくれました。もちろん一緒におられた先生方の通訳の方も同行していただきま

した。ブーンレイ中学校の生徒たちは、宇城市の生徒との交流やホームステイ、非常に楽しいと言って目を輝かせて報告をしてくれました。また、本市の中学生も笑顔で交流を楽しんでおりました。平成29年12月議会の一般質問で提案しておきましたが、同年代の外国人と直接英語で話をするには、本市の英語教育にとって非常に重要であると思っております。インターネットで海外の子どもたちと会話を楽しむといった教育環境を構築することも重要だと思っております。

そこで、本市の英語教育の目標及び英語教育の環境についてお尋ねをいたします。

○教育部長（吉田勝広君） 国の教育振興基本計画では、中学校卒業段階でC E F R（セファール）A1レベル相当以上を達成した割合を5割以上にすると明記されております。また、県においても同様の水準が目標とされています。

セファールA1レベルとは、英語で簡単なやり取りができるレベルを指していますが、本市においても国・県と同じ目標として掲げているところでございます。

本市では、これまで教育課程特例校として、小学1年生から外国語活動を取り入れるなど、英語教育に力を入れてまいりました。また、新学習指導要領では、コミュニケーション能力の育成を意識した取組が重要視されていますので、本市におきましても、お互いの考えや気持ちなどを英語で伝え合う対話的な言語活動と、学習した語彙や表現等を実際に活用する活動の充実を図りたいと考えています。

その取組として、ICT環境を基盤とした英語教育やALTの活用などが考えられます。ICT環境を基盤とした英語教育は、国の新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）にありますように、先端技術を効果的に活用した遠隔授業やオンライン教育等が考えられますので、ICT環境の実現に向け取り組んでいきたいと考えております。

また、ALTの活用につきましては、平成29年度から民間事業者と外国語指導助手派遣業務を締結し、ALTを中学校に2人配置いたしております。ネイティブな英語に触れる機会を確保しているところでございます。

将来的には、来年度から外国語が教科化される小学校にもALTを配置したいと考えています。現在小学校には、英会話講師を8人配置していますが、ALTと英会話講師の役割について、学校現場と十分な検討が必要と考えております。

教育委員会としましては、ICT環境やALTの配置について、エビデンス（検証結果）に基づいた指導改善と、小中一貫した英語教育を推進し、目標値以上の水準達成を目指していきたいと考えています。

○19番（豊田紀代美君） 教育部長の御答弁にもありましたように、平成29年12月議会でも詳細に提案をいたしておきました。遠隔授業やオンライン教育のICT環境の実現への取組と、さらには来年度から外国語教科化がされますので、是非、

小学校にもALTを配置していただきますように強く要望をいたしておきます。

12月3日の熊日新聞にもALT不足が報道されておりました。ALTの役割の再評価によって、県教委は8月から県立高校などにALTを23人から36人に増員するとありました。宇城市立小学校でもALTの配置を重ねて強く要望をいたしておきます。ただし、エビデンスに基づいた指導改善と小中一貫した英語教育を推進するについて、現状としては、ベネッセの民間のテストでは、エビデンスとなり得ないから大学入試においても見送られたという経緯があります。今後しっかりとしたエビデンスを導き出せるよう頑張ってくださいことも必要だと思いますし、これからは、まずは国が行うテストや実際の現場の声に基づいた指導改善と小中一貫した英語教育を推進し、目標値以上の水準達成を目指していただきたいと思います。先ほど小学校、中学校のテストの結果の報告がありました。どうかひとつ頑張ってくださいと思います。

そこで、最後に教育長にお尋ねをいたしたいと思います。

○教育長（平岡和徳君） 英語教育そしてその強化と全般の教育力の向上について回答させていただきます。

御承知のとおり、ただいまありましたように、本市は今年度よりベネッセコーポレーションと包括連携協定を結びまして、ICT教育、そして英語教育等の充実、そしてその強化を図っているところです。

そこで、今年度から取り組んでいます先ほどから出ておりますGTEC英語4技能検定やICT環境の整備はもちろんのことなんですが、部長からも説明があったように、また議員からの御指摘のとおり、これまで中学校に配置していましたALTを小学校にも配置することによりまして、ネイティブな経験を積み上げながら、小中学校が連携した英語教育、授業改善の推進に努めてまいりたいと考えております。

そのような中で、子どもたちが主体的に自ら夢に向かって進むため、その環境を整えて、可能性を広げていく、これが私たち教育行政の役割だと考えています。

また、今までどおりというのは後退でありまして、積極的な変化へのアクション、この先にしか進化はありません。そういう意味では大切なのは、こういった各領域についての学びの継続でありまして、そこを追求していきたいというふうに考えております。

私たち自身が、子どもたちの未来に深く関わっていることを再認識しながら、教員も保護者もそして地域社会もその自覚を持って、三位一体の中で子どもを育てるよう、これからも有機的な施策をワンチームで推進していけるように頑張っていきたいと思っております。

○19番（豊田紀代美君） 教育長ありがとうございます。力強い教育の思いを語っていただきました。今までどおりでは後退であり、進化は変化の先にしかないということで、全く同感でございます。平岡教育長の英語教育の強化における取組、さらに教育全般に関することに大きな期待を寄せております。どうぞよろしくお願いをいたしたいと思います。

最後に、大きな5点目、宇城市商工会のうきうきコノシロ街道事業についてでございますが、熊本四季の魚に選ばれているコノシロは、全国で漁獲量第2位の宇城市のご当地魚です。またコノシロは、本市で水揚げされる魚の漁獲量第1位でもあります。地元では姿寿司など昔から親しまれておりました。シンコ、コハダ、ナカズミそれからコノシロと成長によって呼び名が変わる出世魚として知名度の高い魚です。

そこで、宇城市商工会が取り組まれておられますうきうきコノシロ街道事業について、経済部長のお考えをお尋ねいたしたいと思います。

○経済部長（坂園昭年君） うきうきコノシロ街道事業は、宇城市商工会が宇城市で水揚げされる魚の中で、漁獲高が一番高いコノシロに着目し、知名度の向上を図るため、平成28年度に県の補助事業である伴走型小規模事業者連携ビジネス支援事業を活用し、17の事業者が参加してうきうきコノシロ街道という3か月の期間限定イベントを開催したと聞いています。

その後、コノシロを地域ブランドとして定着させ、地域住民や観光客への知名度を向上すべく、地域づくり夢チャレンジ推進補助金を活用して事業を継続されてきています。

○19番（豊田紀代美君） 部長の御指摘のとおりで、議長のお許しを頂きまして資料配布をさせていただいております。御参照いただければと思います。宇城市商工会のうきうきコノシロ街道の事業についてとPRチラシ、それから議員各位のみにこのコノシロ部長のステッカーを配布させていただきました。数に限りがありまして申し訳ございません。御参照いただくうきうきコノシロ街道事業の分で、事業の目的や事業実績、今、部長から御報告いただいたとおりでございます。平成28年度事業、これは第1回目伴走型小規模事業者連携ビジネス支援事業補助金を使っております。平成29年度は、地域づくり夢チャレンジ推進補助金で対応いたしておりますし、平成30年度には、同じく地域づくり夢チャレンジ補助金を活用いたしております。令和元年、4年目になりますが、自己財源の50万円で一応予定をいたしております。実施内容が、電子パンフレットうち1,000部は紙媒体、ポスター100枚、顔出しパネル、これは今不知火にありますけど、今度アグリパーク豊野に設置を予定しております。それからSNS、Facebookやインスタグ

ラム、商工会のホームページを活用した情報発信、そしてお配りいたしております新しいキャラクターとしてコノシロ秘書が登場いたしております。非常に個性的でかわいいコノシロ秘書でございます、性別が女性で年齢は秘密、出身は熊本県宇城市、性格はミステリアス、趣味は女磨きというふうに書いてございます。このコノシロ秘書を用いまして、また発信をしていきたいと考えております。宇城市商工会の正副会長、実行委員長、担当者の皆さんと宇城市振興局の富永局長をお訪ねいたしました。富永局長からも事業の継続をしていただくようにと、いろいろとアドバイスをいただいたところでございます。私も実行委員の1人として同行をさせていただきました。また、コノシロ部長は、くまもと物産館フェア、ゆるキャラショーにも登場したり、テレビにも放映されたり、上天草市と宇城市の綱引き大会のときには応援など、インスタグラムやLINEスタンプなど情報発信に努め、宇城市の交流人口の増加に寄与しております。事業継続推進のために本市の支援策について、市長のお考えをお示しいただきたいと思います。

○市長（守田憲史君） 商工会が継続して進められているうきうきコノシロ街道事業は、コノシロ部長というキャラクターを誕生させたり、オリジナル料理を開発されたことなどから、アンケートの結果、高い評価を得ています。また、情報発信により市のPRにつながり、交流人口の増加にも貢献されています。

今後、宇城市としましても事業として進めさせていただきます。

○19番（豊田紀代美君） 守田市長ありがとうございます。うきうきコノシロ街道事業について御理解を賜り感謝を申し上げたいと思います。また市としてうきうきコノシロ街道事業を進めていくとのお約束もしていただきました。不知火温泉にある宇城市幸せの鐘の近くに、コノシロ部長の顔出しパネルがございます。1日50人ないし多いときには70人の顔出しパネルの撮影をされているとコノシロ街道の実行委員長の磯本委員長からの報告もあっております。冒頭申し上げましたように、コノシロは出世魚です。幸せの鐘の3つのうちの1つは出世の鐘としてPRをされたらどうかと思っております。いずれにいたしましても、市長の積極的な御答弁に感謝をいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（長谷誠一君） これで、豊田紀代美君の一般質問を終わります。

ここで暫く休憩します。

-----○-----

休憩 午後0時20分

再開 午後1時15分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に２２番、岡本泰章君の発言を許します。

○２２番（岡本泰章君） 皆さんこんにちは。２２番、新志会、岡本泰章です。

先に通告していました大きな３項目にわたって、今日は質問させていただきます。さて、今日の社会情勢ですが、７５歳以上の医療費２割負担や揺れ動く年金問題あるいは日米関係貿易協定など、御承知のとおり、多岐にわたりどれを取り上げても油断を許さない昨今の情勢でございます。我々政治に携わる者は、このような社会情勢をわきまえ、政治に取り組むことが肝要であります。

それでは質問に入りたいと思います。まずは、１番目の（１）と（２）を一緒に質問しますのでよろしく願いいたします。稼げる農業を目指し、生姜、大豆の価格安定ですが、１つに生姜、大豆の特質をいかし、健康食品として産地化を目指す。２つに、麦の裏作の作付けは大豆の植え付け一大産地化についてお尋ねいたします。

生姜、大豆の特質をいかし、健康食品として産地化を目指すにあたり、熊本県は全国生産５，３５０トン第２位の生姜の生産地であります。中でも本市小川町海東地区は年間約２，０００トン生産量があり、隣接する八代市、東陽地区と合わせますと約４，０００トンもの生産量を持つ産地です。生姜の特質、特性をいかし、健康食品並びに医薬品等として産地化を目指すにあたり、生姜の価格安定を図りたいと思っております。

参考までに生姜の特質、特性、主な有効成分、効用ですが、生姜に含まれるジンゲロールという辛みの成分が、加熱することでショウガオールに変化する。これはテレビでも最近再三やっておりました。このショウガオールに血行を促進する作用や体を温める働きがあるほか、新陳代謝を活発にし、発汗作用を高める働きがあります。また、強い殺菌作用に細菌繁殖の抑制があります。さらには、最近日本人の３人に１人は何らかのがんにかかると言われていますが、このがん細胞の増殖を抑制する作用や発がん物質が引き起こす遺伝子等の突然変異を抑制する作用などもあると言われ、がん予防に大きな効果があるそうです。ここらあたりもテレビ等で再三言っております。もう一つの特色、香り成分につきましてシネオールには食欲増進の働きを持つ力が含まれており、疲労回復、夏バテ解消に役立ち、健胃・解毒・消炎作用もあると言われております。

以上のような効用がある生姜を、健康食品や医薬品製造等の原材料としての産地化、また後で申しますが健康商品として商品化をするにあたり、生姜と同じように原材料として必要な国産大豆の産地化を目指すことを提案し、そこで大豆・小松菜の裏作の植え付けですが、特に麦の裏作の大豆についてでございます。宇城地区国営農地再編整備事業が、令和２年度から本市の水田７９３ヘクタールを対象に、区画整理と農業用排水施設の一体的な整備がいよいよ始まります。農業が基幹産業の本市です。

区画整備されたこの広大な土地に施設園芸はもちろんのこと、国産大豆の一大産地化を目指すならと考えています。と申しますのは、後にも申しますが、生姜と組み合わせる納豆も、しかも豆乳の原料は大豆であります。この大豆と生姜の特質、特性をいかし、健康食品あるいは医薬品としての商品化の原材料としてなくてはならないのが大豆であります。土壌整備地での大豆の一大産地化を図るにあたって、具体的な取組について明解な答弁を求めます。

後の質問は、質問席から行います。

○**経済部長（坂園昭年君）** 小松菜、大豆は古くから日本で親しまれてきた食材で、その優れた栄養価は広く知られているところです。

小松菜は主に関東でつくられており、本県の生産量は47都道府県中43位で、その割合は0.5%ほどです。また、大豆については、北海道、東北地方の生産量が多く、次いで福岡県が4位、佐賀県が5位で、本県は16位となっています。ちなみに本市は、県内で14位、割合は0.7%ほどの生産量であり、ともに現在の作付面積は小規模です。

今後は、国営基盤整備事業における営農計画の中で、土地利用型農業の作付品目として研究していきます。

○**22番（岡本泰章君）** 次に、健康食品並びに医薬品としての商品化、例えば豆乳や納豆プラス生姜、生姜に小松菜、この成分分析と商標登録についてお尋ねいたします。

健康食品、医薬品としての商品化についてですが、例えば1つ納豆に生姜を混ぜる、ブレンドする、組み合わせた場合、2つ目に豆乳に生姜を組み合わせた場合、3つ目に生姜に小松菜を組み合わせた場合、以上3点の成分分析等を、熊本県産業技術センター（旧熊本県工業試験場）の県サイドの公的機関での成分分析と結果次第では商標登録まで行い、さらには安定した企業誘致の全国展開を提案し、明解な答弁を求めます。

参考までに申し添えます。1つ目の納豆プラス生姜の特質です。繊維質があるから納豆を吸収しやすい、生姜は辛み熱を持つ、効能は血液の循環を良くする、高い血栓溶解効果、ナットウキナーゼ酵素、骨形成にビタミンK2、さらには供給力が高まるレシチン、大豆には多く含まれています。

2つ目の豆乳プラス生姜の特質です。豆乳は牛乳よりも栄養の吸収が良い。また、たんぱく質、畑の肉と言われているように肉よりも良質のたんぱく質が摂れます。効能は、高齢者の体に柔軟に吸収できる。認知症の防止、ボケの一因である脳の縮みはアミロイドB、べとべととしたタンパク質です。がん予防にも効きます、動脈硬化老化症サポニタン。

3つ目の小松菜プラス生姜の特質ですが、レバーよりも鉄分が多いのが特徴です。また、ビタミン類、ミネラル栄養価が高い。黄緑色の野菜でしてこれは野菜ジュース等にして簡単に吸収することができます。効能は疲労回復、抗発がん作用、喉や肺などの呼吸器系等を守る働きがあります。

以上の3点、特質、効能にありましたようにサプリメントの効果が期待できると思っております。そういうところで、熊本県の工業試験場に行って、本当に混ぜたところで、単品の成分分析というのはできるんです。しかし、ただ今3つ言いましたこの3つの混ぜたものについてはまだできておりません。公的機関である熊本県の工業試験場で是非ひとつ検査をやっていただきたい。大々的に製薬会社あたりに交渉にいけると思いますからよろしく願いしておきます。

○経済部長（坂園昭年君） 生姜は、漢方薬に用いられていることから分かりますように、発汗作用や消化促進、殺菌作用など様々な健康効果が期待されています。そのためJA熊本うきは、生姜の加工品の商品化を進めており、今回新たに7品が商品化されました。また、アグリパーク豊野では、生姜パウダーを商品化し販売しています。このように生姜を原料とした健康食品は広く生産されています。

健康食品と呼ばれるものについては、法律上の定義は無く、効果・機能の表示は不必要のいわゆる健康食品と、国が定めた安全性や有効性に関する基準等を満たした保健機能食品があります。

生姜・大豆の優れた機能性と成分は、大手製薬会社をはじめ各種専門機関で分析され、多くの商品化がなされているところですが、御質問の生姜に豆乳や納豆、小松菜等を組み合わせた機能性や成分については、新たな視点での発想であり、サプリメント効果が期待できるものと考えます。

議員の本提案につきまして、熊本県産業技術センターに出向き、成分分析や効能の調査を視野に入れ、市の稼げる農業の取組の1つとして精査させていただきます。

○22番（岡本泰章君） 熊本県技術センターには、私も1年前に行って下準備をしました。大体ひよっとするとおもしろいなと角度を変えてみればと、こういう知財というところがあります。だから、その知財に行く前にもう検査を十分やってください。よろしくこの点お願いしておきます。

それでは、次に入ります。企業誘致、健康食品並びに医薬品等々の製造会社についてお尋ねいたします。生姜、大豆、小松菜などを原料とした健康食品並びに医薬品等々の製造会社、生姜生産量が全国で2位、先ほども申しましたように海東地区が2,000㌧、お隣の八代市ですが隣保班でございますから、一緒にいろいろやるときはやっていいです、4,000㌧になります、お隣も。そういう八代市東陽地区が生産量年間2つ合わせて4,000㌧あります。一大産地ですね、全国の2

位ということで。それで、３番目の生姜の生産量も全国２位でありますので、さらには多角的規模ほ場整備も行われ、国産大豆の産地化を図り、生姜、大豆のこの２つの産地化を前面に据え、地域農業振興のために安定した製造会社等の現地生産工場というところでの企業誘致を要望いたします。経済部長お願いします。

○経済部長（坂園昭年君） 議員の御意見のとおり、宇城市産生姜は熊本県内で最も多く生産量があり、熊本県は高知県に次ぐ全国２位の生産量を誇っています。

本市は、健康効果が高いと言われる生姜の一大産地であり、さらに国営事業によるほ場整備完成後は畑作も可能となり、大豆を大量に作付けするための基盤ができます。熊本県産業技術センター等専門機関における分析で、良い結果が出た暁には、更なる取組として、本市の好条件を各種企業にＰＲしていきたいと考えます。

○２２番（岡本泰章君） 今、いい結果が出たならばということですから、出るように祈っていますので、どうぞひとつしっかり打ち合わせてやってきていただきたいと思います。そして、本当に国営事業で立派な７９３㍓だったのですかね、これだけ広大な土地ができたならば、施設園芸もそうはいきません。ほかの排水対策もやってあるから畑作もできるわけです。そういうところで大豆も麦の裏作としてやっていただくならと。７９３㍓もあれば、大分大きな産地ができます。施設園芸を使ってほかのブロッコリーをつくったりいろいろしてもできますので、どうぞひとつその点も作付けの１つの中に入れて頑張ってくださいなと思います。よろしく願いいたします。

また１例を挙げておきますが、１０年前に人吉球磨地域においてこの生姜の小さいのを津村順天堂が現地工場をつくっている。ああ、しまったと私はその頃からこの点をいろいろ温めておりましたが、一緒に、海東地区。今度、初めて広大な土地改良ができるということで大豆をつくるなら、この２つのを持ってくれば、いい結果が出たなら製薬会社あたりで交渉に入れるなんて、このような思いでやっておりますので、どうぞひとつよろしくお願い申し上げます。

それでは、次に入ります。大きな２番目の国道２１８号線の４車線化について質問します。（１）国道２１８号線の４車線化に伴う期成会についてお尋ねいたします。国道２１８号線は、本市より西へ向かいますと松橋町にて国道２６６号線へ接続、最終的には天草市へ。東に向かいますと美里町、山都町を經由し、最終的には宮崎県延岡市へ通じるという、九州の東西を結ぶ重要な路線であります。市長は聞かれたことがあると思いますが、約３年半前の熊本地震発災後は、国道２１８号線が緊急車両や自衛隊等の車両移動用の道路となり、道路の一部崩壊により地元豊野町消防団関係者の皆さんが交通整理などを行っておられました。山森議員も御存知であります。また、緊急輸送道路としても指定されております。この国道２１８号

線を4車線化に拡充することにより、今後防災面においても大いに役立つものと考えます。国道218号線と接続する県道小川嘉島線では、宇城氷川スマートインターの開通や、熊本地震後に大型車両の通過も盛んになっております。八代のほうが崩れましたので、4車線化になることで、今後はこの地域は交通の要衝となっていくのではないかと考えております。また、大型車両の通行は、学校や市役所の豊野支所がある豊野町の中心部を現在市道を通して、非常に交通事故などが懸念されています。

そこで、大型車両が一日も早く国道218号線へ県道小川嘉島線から直接出入りできるようにするための整備も同時に必要であります。そしてこの国道218号線沿線付近には、北側に城南スマートインターが、南側に宇城氷川スマートインターがあり、その上アグリパーク豊野前交差点から3.2キロで松橋インター、国道3号線まで約4キロということで、松橋インターや国道3号線へ接続が安易であります。今後4車線化すれば、企業誘致や定住促進につながってくると考えております。私の思いでございますが、既に豊野町には、隣接する熊本市西区城南町藤山には城南工業団地、ちょうど私たちが出た平成3年か4年、熊本県が工業団地をつくっております。先だっても、私は時間がなかったけど、奥のほうがちよっと余っていたなあと考えていたら、また大きな工場ができて大体埋まりつつあります。あとはちよっと残っているのは、城南の施設、災害の住宅になっておりますが。あそこにも多数の工場や企業が存在しております。ヤマサキのちよっと先でございますので。また豊野町糸石においては復興住宅も完成して、3年後には市営住宅になることも決まっております。その先には御船町にコストコの進出が決まっております。近隣の自治体として上手にひとつ市長トップセールスを行っていただければ、豊野町の人口増加にもつながるのではないかと考えております。まさに、今後4車線化によって豊野町、宇城市の将来が変わってくると言っても過言ではありません。先日は、地元の金子恭之代議士と吉田孝平議員からもどのような状況ですかと、4車線化に伴う期成会の話が出ました。国会陳情で私たちが最初をお願いをいたしましたので、心配してもらうのはありがたいことだなと。このようなことで精一杯ひとつ頑張りますので、よろしくと重ねてお願いをしていきます。

宇城市発展のため、みんなで力を合わせて頑張ることが我々議員に与えられた責務でもあります。まずは、期成会を立ち上げるという目標にあたり、国道218号線で隣接します美里町と連携し、地域のみならず官民一体となって進めていただくことが必要だと考えています。いかがなものでしょうか、ひとつお答え願います。

○土木部長（成田正博君） 国道218号の4車線化の実現は、本市が掲げます復興まちづくり戦略ビジョンのうち、豊野地区におけます重点プロジェクトとして、企業

誘致の推進強化とともに取組を進めております。

また、国道218号は、熊本市から宮崎県延岡市までの全線が、地震直後から避難・救助、物資供給等の応急活動のために緊急車両の通行を確保すべき重要な路線とし、第1次緊急輸送道路ネットワークに指定されております。防災面におきましても今後の道路整備が課題と考えております。

期成会の設立についてでございますが、今年5月に関係する部局で国道218号整備促進期成会設立準備会を組織しまして、期成会設立の目的、会員の構成、規約（案）等について、地元代表の方々の意見を聴取しながら協議を進めているところでございます。

期成会設立がなりました後は、国・県等関係機関に対しまして、積極的な働きかけを行っていききたいと考えております。

○22番（岡本泰章君） ありがとうございます。国道218号線の4車線化に伴う期成会は、具体的にはいつ頃設立されますかお尋ねいたします。是非、設立の際は、まずは守田市長に期成会の会長として就任していただき、先月三角東港で開催されました大綱引き大会のときと同じように、大きく旗を振っていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

○市長（守田憲史君） 期成会をいつつくるのかという御質問ですが、来年、令和2年6月までの設立、総会の開催を目標としております。

○22番（岡本泰章君） ありがとうございます。6月がめどということで本当に楽しみにいたしておきます。是非、着工の際は、松橋町萩尾から小川嘉島線と交わるアグリパーク近くの交差点までを、4車線化の第1区画としてお願いをいたしておきます。

○市長（守田憲史君） まずは、松橋町萩尾交差点から県道小川嘉島線との交差までの区間3.2キロメートルについて取り組んでいきたいと思っております。

○22番（岡本泰章君） 期成会もできて、そして、今の松橋町から豊野町までのところをやっていただくということを聞きましたので、大いに官民一体となって期成会もつくり上げていききたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げまして、次の質問に入らせていただきます。

3番目のグラウンドゴルフと観光ツアーについて。地域で盛んなグラウンドゴルフ、まちおこしグラウンドゴルフ観光ツアーについて市の考えをお尋ねいたします。本市の観光資源には、御承知のとおり2015年に世界遺産登録になった明治の産業遺産群の1つである三角西港をはじめ、数多くの観光資源の中でも我が国第一の未曾有の国難、蒙古襲来絵詞、今でいう世界遺産の1つともいえるべき1級資料上巻下巻をつなげると約40巻余りもある絵巻物でございます。これは日本の小学校6

年生の社会科の教科書に今でも資料として掲載されております。原本は、現在宮内庁に所管してあります。この絵詞の模写の1つである約22冊が竹崎季長の菩提寺であります小川町東海東の塔福寺に保管してあります。原本の展覧会は、熊本では皇室に献納されて以来約110年ぶりに、熊本県立美術館に里帰りをされたわけです。平成13年3月3日から約1か月間熊本県立美術館での絵詞展と、昨年がまた参りました。これは平成30年度の2回目です。熊本ゆかりの美術品でこれほど全国的に有名なものはなく、東京でもめったに展示される機会はないようでございます。おそらく県民の国民のほとんどの方々が、蒙古襲来絵詞原本をじかに目にしたことはないでしょう。さらには、蒙古襲来を救った立役者竹崎季長のお墓のところには竹崎季長の頌徳の記念碑があります。その記念碑には季長が弘安の役での戦いの最中に発した言葉が刻まれています。「弓せんの道進むをもうてしょうとす」これは、日露戦争の英雄海軍大将東郷平八郎の揮ごうによるものです。また、台座には肥後出身の首相清浦奎吾の撰と書による碑文があります。これも小川町北海東の平原公園となっています。それから、お隣の豊野町には浄水寺、これまた貴重な文化財で観光資源として価値あるものです。このように本市には、西の海と東の山に世界的遺産級の宝があります。この観光資源とグラウンドゴルフをセットにした観光ツアーを産業資源として捉え、さらには観光客として捉え、市民の皆様の民泊などの協力で交流人口が増し、まちおこし観光ツアーについて市の考えをお伺いいたします。

さらには、併せて本市で盛んなグラウンドゴルフで、市民の皆様方が健康づくり、生きがいくくり、生涯スポーツとしてのグラウンドゴルフの聖地を目指す体制づくりの具体化についてお伺いいたします。

○企画部長（中村誠一君） 岡本議員おっしゃるとおり、本市には、世界文化遺産に登録された三角西港だけではなくて、不知火地区の松合土蔵白壁、小川地区の竹崎季長公と蒙古襲来絵詞、豊野地区の浄水寺など広く知られてはいませんが重要な文化財がございます。

また、グラウンドゴルフにつきましては、現在、市内の各地域で盛んに取り組まれています。生きがいくくりや健康づくりにも寄与するとともに集落の活性化の一翼を担っております。

このグラウンドゴルフと観光をセットにして交流人口を増やし、ひいては宇城市をグラウンドゴルフの聖地として目指すことについては、魅力ある取組の提案の1つと考えます。

しかしながら、実施に向けては多くの関係者、関係団体の協力が不可欠であります。関係部署も多岐にわたるため、その可能性について、まず、グラウンドゴルフ

協会をはじめ関係団体、それから行政の関係部署と協議を進めてまいりたいと考えております。

○22番（岡本泰章君） （2）グラウンドゴルフ観光ツアーの誘致と開催、各種団体の取りまとめ、開催の企画運営についてお尋ねいたします。

まずは、グラウンドゴルフ観光ツアーの誘致と開催について。本市と市観光物産協会とが強力に連携して主体となり、さらにはグラウンドゴルフ協会、市商工会、J A熊本うき、熊本県年金団体連合会、市民民泊の協力体制で官民一体となった取組での観光ツアーを提案いたします。実現に向けた各種団体の取りまとめについてお尋ねをいたします。

○企画部長（中村誠一君） グラウンドゴルフと観光ツアーの誘致につきましては、行政はもちろんですが、グラウンドゴルフ協会、観光物産協会を中心とした関係機関の協力が不可欠であります。広く誘致を行うには、御提案いただいたような様々な団体の御協力が重要であるとともに、会場の整備や宿泊施設の充実が課題となつてまいります。

市内には、グラウンドゴルフ専用の施設はございますが、公式競技には適してはおりません。受入れをするためには施設整備が不可欠と考えております。既存の施設を利用するとしても利用団体との調整が出てまいりますし、最低限の整備は必要かと考えております。

また、地域経済の活性化に着目した民泊活用ということでの御提案ですが、民泊につきましては、近年の訪日外国人（インバウンド）の増加、空き家の利活用、シェアリングエコノミーの観点から、新たな成長産業の1つということで注目をされております。

現時点では、市内には民泊を行っているところも少なく、民泊の制度等の周知も含めて、宿泊施設の準備には時間を要すると思われまふ。

しかし、市内に宿泊してもらうことにより、大きな経済効果が出てまいります。まず、関係者の民泊についての理解を深める活動から始める必要があると考えております。

○22番（岡本泰章君） 各種団体の取りまとめ、先ほど概略だけ申しましたが、ここらあたりをお願いするときには今度は大きな大会で頑張ってもらふように協力体制を持っていかなばならないと思っております。ちょっと答えも出ましたが、私が思っていることを言わせてください。交流試合、対戦チームを紹介したり調整などの企画運営についてですが、観光ツアー客の誘致については本市と市観光物産協会が事務局となり、商工会、農協、先ほど言いましたグラウンドゴルフ協会、熊本県年金受給者協会、日常はここらあたりで対戦チーム等の紹介、やはりこの人脈がなけ

ればなかなか思うように集客ができません。私もある企業において集客につきまして10年ばかりやってきましたので、その経験をいかして今日ここにお願いをしているところでございます。さらには、日常は今言いました関係団体、まだ関係団体が多いほうがいいです。対戦チームをつくったりいろいろつくらなければ集客しなければいけないものですから。さらには3か月に1回ぐらい、今言いました大きなところで大きな大会を計画し、市商工会長杯とかJA組合長杯とか、市観光物産協会会長杯とか、年間の最後には12月ぐらいには忙しいでしょうけど、宇城市長杯ということで1年を締めて大きな大会、そういうところで観光をやっていけばと。要するに、先ほど答えは出ましたが、本市に宿泊してもらうことを第一目標に掲げ取り組むことが提案いたす理由でございます。先ほど答えは出ました、ありがとうございます。この点にまだあればひとつ。ひと口でいいです。思い切ってそういうところにどんどん頼んで。そのくらいのはまりを持ってもらわなくては、挫折してしまいます、中間で。

○企画部長（中村誠一君） 御提案の民泊を活用したという点の大会の開催ということですが、なかなか先ほど申しましたように、民泊につきましては、関係する部署も広くて、今現在興味を持たれる方はいらっしゃいますけれども、制度自体がなかなか周知をされておられません。その周知から、まずは手を入れていきたいということで考えております。

○22番（岡本泰章君） やってみたいですということをひと口入れてもらうなら。参考までに申し上げておきます。徳島県の阿南市には、地域で盛んな野球を産業資源として活用し、阿南市に来る野球選手は観光客として捉え、歓迎する。野球でお客様を呼び込んでの観光ツアー、しかも県営の野球場を使つての企画運営、難しいですがその中で成功しています。これも先だつての半月ぐらい前、夜のスポーツ欄のところで、ちょうど私が帰りましたところ流れておりました。経済効果が、私たちが聞いたときには1億円ぐらいだったのですが、今度は1億3,000万円という経済効果が出ているということをテレビで堂々と放映されておりました。さらには、2010年は阿南市の産業部門に全国初の野球のまち推進課、市役所に野球のまち推進課が設置され、また60歳以上の女性で結成し、野球のまち阿南市の私設応援団赤と白のユニフォーム、スカートでABOと、阿南ベースボールおばちゃん、60歳のおばちゃん応援団のおもてなし。最近、多くの市民の皆さんのボランティア的な応援で、まさに市民が支える野球のまちと言われる理想的な運営ができる事業に発展をいたしております。うちあたりは、今グラウンドゴルフという既存の施設を使ってやりますから。もうちょっと待ってください、まだまだここ続きがあります。野球をするなら阿南へ行こう、野球をするなら阿南市に住もう。定住、ここま

で来ております。と申しますのは、富岡西高校今年の21世紀枠で甲子園に出ましたね。そして優勝候補と対で戦いました。ここに大学野球で2年間2回優勝されました監督が富岡西高校に定住してきて入られたという、こういう効果も出ております。富岡西高校に就任されたと。さらには野球部の聖地と言われるようなまちを目指して頑張っておられます。そこで、このことをお聞きになりグラウンドゴルフ観光ツアーについて企画部長の熱意と意気込みについてお尋ねしますと、もうさっき言われたのでいいです。聞きましたから、ありがとうございます。

では、3番目の次入ります。現存する施設の利用など試合会場、宿泊民泊、歓迎交流会、参加料金の基本内容についてお尋ねいたします。

まずは1つ、グラウンドゴルフ観光ツアー客が利用する市管理の試合会場は、全て無料とすることについてお尋ねいたします。要するに市民の皆さんに潤うような仕掛けとして、例えば、食材とか将来につながる民泊等々を思うならば、無料ではないのでしょうかと私の考えでございます。

次に、宿泊、歓迎交流、参加料金についてですが、まずは民泊について。将来的に観光ツアー客の受入れは民泊で対応し、地域の活性化を図るならと思うところがあります。条件が整うまでは、例えば小川町だったら観音山グラウンドに併設している立派な宿泊施設、広い研修室、屋外には立派なバーベキュー施設が備わっています。既存のこれらの施設、宝を大いに利用して、グラウンドゴルフ観光ツアーの取組について、まずはひとつ伺いたいと思います。

○企画部長（中村誠一君） 使用会場の無料化という点についてですが、使用する施設につきましても、それぞれに設置条例が定めてございますので、使用施設の管理部署と条例と照らし合わせながら協議を進めてまいりたいと考えております。

また、観音山グラウンドに併設されているふれあいの里は、もともとスポーツ団体の交流施設ということで設置されておりますので、利用については問題ありませんが、食事の提供が大きな課題であり、飲食店等関係団体の協力が不可欠になります。食材等の提供においても、関係団体の協力が大きな経済効果を生むものと考えております。

なお、ふれあいの里の宿泊人数につきましても、50人までの利用が可能となっております。

○22番（岡本泰章君） 再質問します。2つ目には、民泊でのグラウンドゴルフ観光ツアーの取組について市の考えをお尋ねしますが、申し添えます。小川町のある飲食店の店主の言葉でございますが、出向いてでも料理してもいいですよと。交渉次第では店での朝食、夕食も可能ですよと。地域おこしのため、ほかの飲食店にも呼び掛けてみてはいかがでしょうかと。さらには、のちの民泊などでの宿泊と飲食で

も検討してみてもと提案もあっています。民泊する、ツアー客で来るグラウンドゴルフのお客だったら、危ない人は泊まらないと思います。そういうところで泊まりには素泊まり、民泊、そして地域の商店、飲食店に朝飯夕飯食べさせてもらう。そういうことをやっていくならばということです。そういうはまりのよい小川町の店の人もおられます。また、さらには企画部の方たちとの情報で私も聞いておりましたが、小川町の民泊説明会には、15人参加があったということでした。このように民泊にしろ、飲食にしろ、小川町の町部では仕事についての関心が高まっています。さらには、まちおこしについての機運も盛り上がっています。ここらあたりを踏まえて明解な答弁を求めます。

それから、歓迎交流会、参加料金についてですが、ここまで一緒に行きます。参加チーム対戦チームなどによる歓迎交流会は、夕食時に料理は地元の特産物をいかして、食材はJA熊本うきと連携し、また漁業との連携では特に先ほど出ました三角のコノシロ、不知火のコノシロ、冬場鯛よりもおいしいんです。これも私も20年ばかり前にお客を東京から呼んで、いろいろやるとき冬の2月のコノシロを食べさせて、ぶつ切り、鮎よりもおいしいです。それから三角のカキあたりも、味噌煮とか。もう一つ、松橋、小川、砂川の健康食品としてシジミの食材、ここあたりもわざわざ経済部からつがいを出して、砂川の支流、海の塩水の交流のところ。これは獲ってきて、冷蔵庫に入れておけば何か月でもいいです。今そういう地元にあるものを使えば、非常においしくて安くして泊めて楽しんでもらえば、観光ツアーにつながるのではなかろうかと思うわけです。それから、うちには非常に果物が豊富でございます。それをふんだんに豪華な食事のおもてなしで、ひとつ歓迎交流会へとつなげていただくなるとこのように考えています。

もう1つ、ツアー客の参加料金についてでございますが、民泊を基本にツアー客の誘致に取り組むならと考えますので、持続可能な低料金をひとつ考えていただきたい。持続可能です、一見のお客ではありません。また参考までに申し添えておきますが、菊池市の廃校になった中学校には、NPO法人が観光客向けに低料金で民泊とレストランを経営いたしております。宿泊は素泊まりで3,000円、夕食は1,000円、朝食は600円しかも予約制、全て。観光ホテルが多い菊池市において、当店の予約も多いとのこと。実際行った人から私もちょっと眺めてきました。この点についてもお考えを通り一遍ではございませんから、くだけてよろしいですから、お話を聞かせてください。

○企画部長（中村誠一君） 貴重な御意見をいただき感謝申し上げます。空いている部屋や家を利用して、宿泊サービスを提供する民泊ということを推進するために、平成30年に住宅宿泊事業法（民泊新法）が施行されています。

これにより、一定のルールを定め、その基準に沿った健全な民泊サービスが提供できることになり、これまで旅館業法の営業許可や特区民泊の認定の対象にならない住宅も届出により民泊の営業ができるなど、手続きが簡素化されております。

小川町では、先ほど議員がおっしゃられたとおり、民泊の宿泊事業に関する説明会が開催され15人の方が参加されるなど、民泊に対する関心も高く、民泊の事業が広がるためには関係機関とも協力をし進めていく必要があります。

また、交流会におけるおもてなし、議員の提案がありましたけれども、議員話されるような地元特産品を活用し、喜んでいただけるようなメニューが必要となります。それにより、宇城市の物産、特産品のPR、プロモーションのほうにもつながればということで考えております。

○22番（岡本泰章君） 特に、先ほど、菊池市のNPOの素泊まりで夕食は1,000円、こちらあたりは、うちは夕食で華やかにしてツアーをして持続するようにして。そのためには、素泊まりあたりはいくらぐらいかなと、グラウンドゴルフをするときの使うところは無料にして、ちょっとでも節約して市民の皆さんの懐に入るような事業をやっていただきたいと思って、私は言っているわけです。こちらあたりをしっかりと、終わってからひとつ話し合いをやりましょう。今日は時間ありませんので。

それでは、次に入ります。（4）の観光地の発掘とコースの設定並びに整備についてをお尋ねいたします。まずは、観光地の発掘とコースの設定についてをお尋ねします。本市には、平成27年に世界遺産に登録された三角西港や、さらには東の山間地には今でいう世界遺産の1つと言うべき、先ほど言いました1級資料の蒙古襲来絵詞、これは未曾有の国難と言われる蒙古襲来という大事件、世界戦争を竹崎季長という故人の目を通していきいきと描いたもので、蒙古襲来時の激しい戦闘の様子ばかりではなく、鎌倉時代の歴史や武士の生活感情などまでもいきいきと伝える絵巻であります。竹崎季長公の菩提寺、海東の私の家の前の塔福寺という菩提寺があります。ここに模写が22冊ありますから、ここあたりも小川時代から今150万円かけてきれいに製本してありますので、いつでも見ていいですよ、出しますよ。セキュリティを大事にしておいてくださいと坊守さんにこの前聞きましたところ、そういう話も出ていましたので、どうぞここあたりも見て、ひとつ頭に入れて頑張っていきましょう。

竹崎季長公菩提寺、小川町東海東の塔福寺に蒙古襲来絵詞の模写約22冊が所蔵されています。原本は先ほどから言いますように、宮内庁に入っております。なかなか宮内庁に入っておりますので、原本というものは110年ぶりです、熊本県立美術館に平成13年3月3日に来て私どもも行きました。またお隣の豊野町山崎の

浄水寺跡、奈良時代の末期に建立された広大な寺領を有している古代寺院の跡に、西暦790年の南大門の碑、ほかに西暦826年の寺領を記した碑、それから1064年の法華経の碑など、全国でも知られる石碑が古代石碑の25基のうち4基がこの豊野町の浄水寺に現存しています。山間地の奈良時代、鎌倉時代の遺産、宝をコースの中心に捉えてもらいまして、三角西港世界遺産とセットに観光ツアーとして発信するというのは、いろいろ松合の白壁、中間には道の駅にも寄せて、こういうコースをいくつもつくってA、Bコース、C、Dコース、そういうふうに分けてコースをつくっていただくと。そうするとそれに適したようにお客には与えていくと。今日はそこらあたりは抜きにしまして、こういうふうにやっております。そういうところで、ひとつ答弁をお願いします。

○企画部長（中村誠一君） 今年度策定いたしました宇城市観光戦略においても、地域資源をいかした新たなツーリズムの促進を掲げております。地域に受け継がれた文化や営みを発掘して、市内の周遊観光を促すことは大変重要なことだと考えております。

観光物産協会で現在実施している観光ツアーもございますので、そのブラッシュアップを図る意味で、議員御提案いただいております塔福寺、それから浄水寺も合わせた観光コースの開発・活用を研究してまいります。

○22番（岡本泰章君） 主な観光地の整備についてでございますが、竹崎季長公が眠る「弓せんの道進むをもてしょうとす」が刻まれた立派なこの頌徳の記念碑がある海東平原公園までの約500㍍余りの道路が、ちょっと整備できていないのでこれについてお尋ねをいたします。

蒙古襲来絵詞という世界的遺産を残した竹崎季長公が眠る平原公園まで、観光バスで乗り入れるには、あと一步500㍍余りの道路整備でございます。地元では十数年前からこの宝を活かし観光振興を目指され、絵詞が大矢野から皇室に献納されて以来、110年ぶりの里帰り時には、熊本で初めての展示が熊本県立美術館で平成13年3月、このときマイクロバスを貸切り、区長はじめ区民総出で観賞に私も同行いたしました。昨年も2回目の里帰りで区長はじめ観賞に出られました。さらには、旧町時代から今日にかけて拡幅ができた平原豊野線の沿線には、区民の皆さんの手で桜の木が植樹され、公園まで大体成木となりまして桜街道が完成しています。観光振興、地域活性化に向け500㍍余りの道路整備につきまして、土木部、企画部、経済部、教育部、関係部課で総力をあげてひとつ取組をやっていただき、完成にこぎつけていただくことについてお尋ねいたします。土木部長お願いします。

○土木部長（成田正博君） 小川町海東にあります有形文化財竹崎季長公の碑と、隣接します平原公園までのアクセスは、小川町側の第1駐車場を利用する場合は市道平

原公園線、海東町側にあります第2駐車場を利用する場合は市道段鶴・田ノ平線からになります。しかしながら、第1駐車場からは直接文化財までは行けますが、第2駐車場からは、急な登り坂の遊歩道を約100メートルほど歩いていく状況です。

議員お尋ねの第1駐車場から第2駐車場まで車で行けるようにならないかと思いますが、まずは、第2駐車場から平原公園までの区間約100メートル、道路の建設が可能であるかを当該地区の土地所有者や地形等の調査を実施したいと思っております。

○22番（岡本泰章君） 検討を強く要請しておきます。先ほど言いましたように地域の活性化、そしてやはり皆さん方が何といたしますか、冒頭申しましたように年金の問題にしろ、だんだんカットされてどれを頼りにして生きていけばいいのだろうかという声を聞きます。そういう小さなことのようにございますが、こういうところを健康づくりと合わせてひとつやっていただくなら結構だなと、このような思いでいっぱい思っておりますので、今後終わりましたから、企画課長またお付き合いをよろしくお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（長谷誠一君） これで、岡本泰章君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。一般質問の途中でありますが、本日の会議はこれで延会にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

明日6日は、午前10時までに本会議場に参集願います。

どなた様も御苦勞様でした。

—————○—————

延会 午後2時16分

第 3 号

1 2 月 6 日 (金)

令和元年第4回宇城市議会定例会（第3号）

令和元年12月6日（金）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1

一般質問

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（22人）

1番 原 田 祐 作 君
3番 山 森 悦 嗣 君
5番 坂 下 勲 君
7番 高 本 敬 義 君
9番 福 永 貴 充 君
11番 園 田 幸 雄 君
13番 福 田 良 二 君
15番 渡 邊 裕 生 君
17番 長 谷 誠 一 君
19番 豊 田 紀代美 君
21番 石 川 洋 一 君

2番 永 木 誠 君
4番 三 角 隆 史 君
6番 高 橋 佳 大 君
8番 大 村 悟 君
10番 溝 見 友 一 君
12番 五 嶋 映 司 君
14番 河 野 正 明 君
16番 河 野 一 郎 君
18番 入 江 学 君
20番 中 山 弘 幸 君
22番 岡 本 泰 章 君

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 吉 澤 和 弘 君 書 記 西 村 光 代 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	守 田 憲 史 君	副 市 長	浅 井 正 文 君
教 育 長	平 岡 和 徳 君	総 務 部 長	成 松 英 隆 君
企 画 部 長	中 村 誠 一 君	市民環境部長	稼 隆 弘 君
健康福祉部長	那 須 聡 英 君	経 済 部 長	坂 園 昭 年 君
土 木 部 長	成 田 正 博 君	教 育 部 長	吉 田 勝 広 君

会 計 管 理 者	横 山 悦 子 君	総 務 部 次 長	天 川 竜 治 君
企 画 部 次 長	杉 浦 正 秀 君	市 民 環 境 部 次 長	松 川 弘 幸 君
健 康 福 祉 部 次 長	西 岡 澄 浩 君	経 済 部 次 長	黒 崎 達 也 君
土 木 部 次 長	梅 本 正 直 君	教 育 部 次 長	豊 住 章 君
三 角 支 所 長	原 田 文 章 君	不 知 火 支 所 長	濱 口 博 隆 君
小 川 支 所 長	篠 塚 孝 教 君	豊 野 支 所 長	園 田 郁 夫 君
市 民 病 院 事 務 長	伊 藤 博 文 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	白 木 太 実 男 君
監 査 委 員 事 務 局 長	山 本 裕 子 君	財 政 課 長	木 見 田 洋 一 君

開議 午前１０時００分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第１ 一般質問

○議長（長谷誠一君） 日程第１、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、６番、高橋佳大君の発言を許します。

○６番（高橋佳大君） おはようございます。まず初めに、先の台風１５号、１９号、またその後の大雨で亡くなられた方々の御冥福をお祈りいたします。また、被災されました方々に心からお見舞い申し上げます。近年の豪雨や台風は予想をはるかに上回り、想定外など通用しない言葉になり、これも報道では温暖化で海水温が上昇し、温暖化がとまらなければ今後またさらに強い台風や豪雨の確率が増えるとの見解でございます。異常気象が最近自然災害の激震化を招いており、根元から考えなければならない時だとして、災害対応から復旧復興まで一元的に担う防災所の設置を提案されております。深く深刻に考える時期が来ていると思います。

それでは、議長のお許しを頂きましたので、早速通告に従って大きく３つの質問をさせていただきます。

まず、スポーツ・文化分野における功労者等の顕彰についてを質問いたします。資料の常設についてです。現在、日本中の方々が関心の高いスポーツ大会と言えば、２０２０年７月に開催されます東京オリンピック・パラリンピックだそうです。参加国２０５、参加人数１万２、０００人、いずれも予定ですが世界最大のスポーツイベントの開催であります。１９６４年、昭和３９年、戦後初めて東京でオリンピックが開催され、私がちょうど小学校４年生の時に、先生が授業時間の合間に家庭科教室のテレビで日本選手の応援をしているのを覚えています。当時、幼くはありましたが、みんなすごいとかすばらしいとか、こうなればいいなどと会話をしていたことを今思い出します。私も最初この問題の見出しにつきましては、当初はスポーツ分野で功績を残された方々の資料または記念品などの常設展示と思っていましたが、人間は生まれつき身体能力のある人、または頭脳明晰である人、または独特な発想、技術力があり器用な人、様々な人間構成で社会は成り立っております。教育は教え詰め込むだけではありません。子どもたちは、スポーツ・文化などの現役・故人の功労者の方々を見て、触れてそして感じて意欲を持ち、自分も目指そうという気持ちが芽生えると思うし、様々な方々の今日に至るまでの軌跡や経験を展示し、夢と希望を実現される一助となればと思い、それと同時に宇城市の人材の豊かさを県内外に発信する唯一の手段だと思っておりますがいかがでしょうか。

この後の質問は、質問席からいたします。よろしくお願いいたします。

○教育部長（吉田勝広君） 宇城市出身のスポーツ・文化功労者の資料の常設展示について、まずは、県の顕彰制度である熊本県近代文化功労者顕彰について説明させていただきます。

熊本県教育委員会が、本県の文化と教育の振興に資するため、本県出身または在住者を故人を含めまして顕彰するものです。

昭和23年度の第1回顕彰以来、平成30年度までに68回の顕彰が行われ、これまで293人の方、うち宇城市関係では8人の方が顕彰を受けておられます。本県における既存の顕彰事業の中では、最も古い歴史と権威ある制度でございます。

顕彰の特徴は、社会の発展に尽くした先人の功績を明らかにし、その志の高い生き方を県民の皆さんに広く伝えるという点にあります。毎年、受賞者の功績集「熊本県の近代文化に貢献した人々」を刊行し、県内の図書館や学校などに配布をされております。

対象者は主として、明治維新以降に教育、学術、宗教、産業などあらゆる分野において、本県あるいは我が国の近代文化の発展に貢献し、その功績が顕著である方です。ちなみに本市の8人は、高群逸枝氏、松田喜一氏、福田令寿氏、浜田玄達氏、福田源蔵氏、小崎邦弥氏、マナブ間部氏、沢田一精氏です。一方、スポーツ界におきましては、オリンピック出場や国際大会・日本代表選手として柔道家の上村春樹氏など8人の方がおられます。

また、宇城市名誉市民は、御承知のとおり17人おられます。17人中5人の方は、熊本県近代文化功労者として顕彰されております。

本市の事業としましては、昨年度は郷土資料館で、高群逸枝氏と松田喜一氏をシリーズ展示しまして、小川図書館ではサッカー選手の展示を実施したところです。また、美術館におきましては、マナブ間部氏の絵画展を毎年開催いたしております。

議員お尋ねのスポーツ、文化功労者等の常設展示は、子どもたちに夢や希望を与える意味においても、大変有意義なことであると思います。しかしながら、常設展示という形になりますと、選定の基準や対象者の資料収集、また、展示場所などの課題があります。展示場所につきましては、図書館、郷土資料館、松橋総合体育文化センターなどが考えられますが、様々な問題点を考慮し、他の自治体の先進的な事例なども併せて調査研究をしてみたいと思っております。

○6番（高橋佳大君） まず、顕彰の目的は、熊本県教育委員会が文化及び教育の振興に資するために顕彰するとあります。顕彰の特徴は、社会の発展に尽くし実績を明らかにして、志の高い生き方を県民の皆さんに広く伝えるためとあります。本市は高群逸枝氏をはじめ8人の方がおられます。またスポーツ界では、オリンピック出

場や国際大会・日本代表選手として柔道家の上村春樹氏など8人の方がおられ、後進の指導、育成に取り組んでおられます。その中でも柔道家の上村春樹氏は、世界選手権、無差別級2大会金・銀メダル、モントリオールオリンピックでは無差別級で金メダルを獲得されています。シリーズで共同資料館などで展示がしてあると言われましたが、やはり展示されても期間限定で知らないで終わってしまうこともあるし、わざわざ資料館に見学に行かれるかと、またそれも疑問に思います。常設の展示は課題はあると思いますが、人々が多数集まる場所でございます、ラポート、三角西港などで既存の建物を利用して、通路などの両脇に文化コーナー、スポーツコーナーなども設置されるのもいいし、気軽に見学できるスペース取りでいいと思います。皆さんの当時のくじけそうになったときのエピソードなどを添えて、子どもたちに夢と希望と勇気を与える企画はいかがなものでしょうか。市長にお尋ね申し上げます。

○市長（守田憲史君） 子どもたちに夢と希望を与え、子どもの励みになることは大変素晴らしいことです。期間を定めた特別展示は、御提案のとおり企画したいと思います。常設展示会につきましては、展示会場の問題等もありますので、今後基準を検討してまいります。

○6番（高橋佳大君） 市長、答弁ありがとうございます。少しだけ付け加えておきます。文化面では、やはり小川町出身の東京大学法学部卒業の長谷川權さんがおられます。この人は俳人でありまして、全国的に有名な方でございます。今回、松橋町のタカハマさんと言われます文化会の方からお誘いを受けられまして、会員になられたそうでございます。付け加えておきます。

また隣町では、有名な野球選手のミュージアムを町が実費で開設されています。また八代市でも野球選手のミュージアムを市が管理され、指定管理者に経営を任されています。どうぞ常設展示をよろしくお願いいたします。

次の質問に入ります。ポイント制でございます。現在の状況とマイナポイント制についてお伺いいたします。

○市民環境部長（稼 隆弘君） まず、マイナンバーカードの現在の状況についてお答えします。

市では、カード取得推進のため、平成29年度からコンビニエンスストアでの住民票・戸籍などの証明書発行を開始しました。

しかしながら、市のカード取得率は伸び悩み、平成31年4月1日現在で9.1%です。市町村の全国平均が13%、県平均で12.5%、政令指定都市を除く市の全国平均が12.4%、県平均で10.5%となっており、いずれと比較しても市のカード取得率は低位にあります。

このため、本年4月1日からカード活用策として、コンビニでの証明書交付手数料を住民票や印鑑証明・税証明は300円から150円に、戸籍謄抄本は450円から300円に、いずれも150円割引く取組を始めました。

また4月15日からは、本庁市民課窓口で、コンビニ窓口と同様に申請書不要と150円割引の利点があるかんたん窓口サービスを開始しました。

さらに、カード活用策の1つである健康保険証利用を見据えて、全ての公務員は今年度中にカード取得が求められることとなったため、総務課などと連携し職員向けに申請手続きをサポートしています。

これらの取組により、11月には取得率が2桁台、10.1%になりました。その後も申請数が昨年度までの2倍程度に上昇しているため、今後、取得率も伸びていくことと予想されます。

○6番（高橋佳大君） それでは、マイナンバーの現在の状況を聞いたわけでございますが、平成31年4月1日現在で市が9.1%、市町村の全国平均が13.0%、県平均で12.5%、政令指定都市を除く市の全国平均が12.4%、県平均で10.5%となっており、このためにカード活用策として、コンビニでの証明書交付手数料がいずれも150円から300円に値引きされております。また、本庁市民課窓口では、150円割引の利点があるかんたん窓口というサービスを開始されております。この活用策として、健康保険証利用を見据えての、まずは公務員方々とその家族が2019年度内には率先してカードの取得を図られるとの策があります。それでもまだ市全体のカード普及率が9.1%というところで、それでも11月の取得率2桁台の10%になっても、まだ1%しか伸びていないという現状でございます。今後の課題かと思います。

それでは、マイナポイント制についてを問います。

○企画部長（中村誠一君） それでは、マイナポイント制度につきましては企画部の所管になりますので、企画部から答弁いたします。

マイナポイント制度につきましては、買い物の際キャッシュレス決済を行う場合に、国が支援することによってお得に買い物ができる消費の活性化策ということでありまして、来年度の実施を予定されています。現在のところ、国からの通知では、制度の詳細というものは検討中ということでございます。報道によりますとICカードへチャージ（前払い）のときにポイントを付与するやり方と、スマートフォン等でQRコード決済をした後にポイント還元するやり方、その二通りがあるそうですが、25%分、最大5,000円のポイントを上乗せする方針とのことです。今後、国からの正式な通知等を待って、周知を図っていくこととしています。

マイナポイントを利用するためには、マイナンバーカードを取得した後に、マイ

キーIDを設定する必要があります。

このマイキーIDの設定方法につきましては、スマートフォンやパソコンを使用して自宅でもできますが、利便性を考慮して来月からマイナンバーカードの交付窓口にマイキーID設定コーナーを併設し、マイナンバーカードを取得されるのに併せてマイキーIDも設定できる体制を整備する予定としております。

なお、来年度の取組につきましては今のところ未定であります。国からの通知等を踏まえて検討してまいります。

○6番（高橋佳大君） 答弁で、マイナポイントはキャッシュレス決済をする場合、お得な買い物ができる消費活性化策であり、来年度の実施予定とあります。ポイントの還元で25%、最大5,000円のポイントを上乘せし、今後は、国からの正式な通知等を待つて周知を図っていくとあり、マイナポイントを利用するには、カード取得後に、マイキーIDを設定するとあり、マイキーIDの設定方法は、スマートフォンなどで自宅でもできるが、交付窓口でカードを取得されるのに併せてマイキーIDも設定できる体制を整備する予定とあります。政府は消費税増税対策として、キャッシュレス決済が来年の6月に終了するにあたり、そのポイント還元の後継事業として位置付けされているようで、ポイント制導入によってカードの普及と同時に行政サービスのデジタル化を加速させるねらいがありそうで、交付が延びればその分経費の予算も多額になるだろうと思います。

それでは、次の質問に入ります。2番目の外国人の雇用についてお伺いいたします。市内に在住する外国人が増えており、言語の問題や生活様式の違いなどで、コミュニケーション不足による問題が出ていることをよく聞きます。市の在住外国人人数の現状と、相談窓口・勉強会などの支援について現状を伺いたいと思います。

○経済部長（坂園昭年君） 令和元年10月31日現在の本市に在留資格のある外国人は20国籍の568人となっています。

国籍別では、ベトナムが317人で55.8%を占め、次いで中国が91人の16.0%、フィリピンが68人で11.9%、インドネシアが29人で5.1%、韓国が14人で2.4%となっています。

また、世帯数は559世帯で、そのほとんどが単身世帯の技能実習生といった労働者です。

本市在住外国人の収入状況ですが、給与収入者の割合が98.6%で、平均収入はおおよそ146万円となっています。

本市の企業でも、人員不足を補うために寮を建設し、外国人を雇用しているところもあります。そこでは、会社に入る前に送り出す機関や受け入れる機関で、日本語の習得を1年ほど積ませて受け入れているようです。また、日本語習得の啓発活

動として、日本語検定試験を受け、3級や4級に合格した場合、手当を出すなどの対応をしていると聞いています。

また、県では、本年9月2日に熊本県外国人サポートセンターを設置しており、外国人が安心して暮らせるよう多言語による生活相談を行っています。対応言語はベトナム語、中国語、インドネシア語などの10か国語です。

なお、JA熊本うきでは、外国人技能実習生の受入農家への定期巡回や、宇城警察署を招いての在留資格等の勉強会が開催されています。

○6番（高橋佳大君） 答弁ありがとうございます。令和元年10月現在では、在留資格のある外国人は20国籍の568人となっております。その中で、ベトナム人が317人で55.8%、次いで中国が91人の16.0%、フィリピンが68人で11.9%、インドネシアが29人で5.1%、韓国が14人で2.4%となっています。本市の企業でも、人員不足を補うためにいろいろ寮を建設したり、外国人を雇用しているところもあります。県は、熊本県外国人サポートセンターを設置しており、外国人が安心して暮らせるように多言語による生活相談を行っていると思います。しかし、この答弁書を見る限り、県ではありますけれども、市では相談窓口や行政での勉強会などを開設はしていないと受け止めます。資料によると、5年前は在留資格のある外国人は16か国255人で、5年後の現在では20か国568人となっていて、約2倍強になっております。5年後、10年後はまだ推測がつかないとの検討ですが、おそらくまだまだ増加する傾向になっていくと思います。農家などで規模を拡大するには外国人は重要な働き手であって、無くてはならない存在でございます。しかし、その人たちが度々受け入れた技能実習生が失踪する、逃げ出す話をよく耳にします。何が原因か定かではありませんが、失踪されたらその後の作業にも支障が出るし、安否の心配もいたします。日頃から言語の会話が不十分で、日常生活などで抱えるストレスなどがたまり、発散する場所の提供も、必要な行政の役割の1つだと思います。県では、熊本県外国人サポートセンターの設置とありますが、わざわざ出先機関に出向いていくのもいかななものと思います。

そこで外国人が集えるイベント、または本市独自の窓口の設置など今後検討されるのかお尋ねします。

○経済部長（坂園昭年君） 市では、外国人が集いやすいという趣旨の集会やイベントは、現在のところ考えていません。相談窓口の設置に関しましては、多言語での対応が必要となりますので、経済部に限らず、市全体で検討すべきものと思われます。

今後は状況を見ながら研究してまいります。

○6番（高橋佳大君） 今のところはイベントとか集いとかそういうものは考えておられず、今後検討とございます。今のところ熊本市で開設され、八代市でも検討中と

いうことでございます。他市の状況を見ながら研究されることを期待しまして、次の質問に入ります。

4番目の防犯カメラについて質問いたします。防犯カメラは、犯罪の抑止力を高め、安全対策として一般的な手段として利用され、それなりの効果も期待できると推測されます。防犯カメラの設置状況として、現在は公共施設にだけしか設置していないと聞いておりますが、それ以外である児童生徒の通学路に対しても、要望があれば設置できるのか、できないのかお尋ねをいたします。

○総務部長（成松英隆君） 現在、市で設置している防犯カメラは、本年度完了分も含めまして10か所30基でございます。

市の防犯カメラ設置運用要綱に基づきまして、公共施設に係る箇所に設置しているものでございます。

市で購入した防犯カメラは、これまで1基当たり70万円程度でございましたので、本年度からは、購入後の修理や保守・メンテナンスも含めた費用の総額とリース契約との費用の検討を行った上で、製品を選定しているところでございます。

次に、通学路にも設置ができるか否かというところでございますが、防犯カメラの設置・運用を規定した法律は現在のところ存在しておりません。管理方法は、各自治体の判断に委ねられているのが実情でございます。

県は、設置者の責務、設置の明示及び画像の適正な管理など、防犯カメラの運用に関して配慮すべき事項の基本的な考え方を示した防犯カメラに関する運用指針いわゆるガイドラインを策定しております。

本市は県のガイドラインに沿いまして、平成21年7月に要綱を定めていますが、設置場所としましては、市が設置または管理する施設及び工作物に限って設置ができる旨規定していますので、そのような運用をしているところでございます。

ただし、市の施設以外におきましても厳格に検討した上で必要とされるものについては、ガイドライン上の適用範囲とされるとの県の見解も一方ではあるところで

す。

いずれにしても、防犯カメラに記録された画像は、特定の個人が識別できる場合は、個人情報に該当し、個人情報保護法により保護の対象となりますので、児童生徒の通学路については、保護者や近隣住民の理解と承認を得てからの運用が望ましいと考えられます。

現在、県内14市が設置し管理しているのは、ほぼ管轄の施設に限られていますが、一部の自治体では、県のガイドラインを守ることを条件に、商店会や行政区等に設置費の一部補助を始めたところがあると聞き及んでおります。

今後、本市におきましても、防犯カメラの犯罪抑止効果はもとより、肖像権など

の権利保護も含めまして、今後考察してまいりたいと考えております。

○6番（高橋佳大君） ただいまの答弁で、市では10か所で30基、そして設置運用要綱に基づき、公共施設に係る箇所に設置しているとあります。通学路にも設置できるか否かを問いますと、やはり設置運用の規定は法律は存在しないため、管理方法は、各自治体の判断に委ねられているとの実情であります。県は防犯カメラに関する運用指針いわゆるガイドラインを策定しておられます。市の施設以外においても、厳格に検討した上で必要とされるものと、ガイドラインの適用範囲とされる県の見解も一方ではあるというところがございます。県のガイドラインをある程度守りながら、児童生徒の通学路については親御さんたちも安心して登下校できる整備は必要だと思います。朝は登校班の何人かで通学してはおりますが、帰りは部活などをしている子いない子、学童保育に行く子、それぞれがばらばらで、1人で下校している子どももよく見かけます。現在、防犯カメラは、公共施設だけの設置と市としての方針があるみたいですので、そろそろ見直されて、地域住民の理解や保護者、学校関係者の要望があれば、安心・安全の対策の一環として是非御検討よろしくをお願いいたします。

それでは、次の質問に入ります。小川駅西口改札口についてです。小川駅西口改札整備について、J R九州との協議の進捗状況をお伺いいたします。

○企画部長（中村誠一君） 小川駅西側改札口の整備につきましては、今年6月の市議会の定例会におきまして基本設計・実施設計に係る委託料ということで1,528万2,000円の補正予算を御承認いただいております。早速7月にJ R九州に対して、工事に関する協議書というものを提出しております。

その後、J R九州熊本支社との協議を終え、先月からは次の段階であるJ R九州本社との協議に移行したところです。

今後、新しく整備予定のスロープや階段、それから券売機等の所有権の問題、整備後の維持管理の問題等の詳細につきまして協議を行いながら、J R九州との早期の協定の締結を目指してまいります。

○6番（高橋佳大君） 答弁ありがとうございます。まず、整備については、6月の定例会において基本設計・実施設計に係る委託料1,528万2,000円を承認したと思います。J R九州に対して、工事に関する協議書を提出されました。

その後、その上の先月からは次の段階であるJ R九州本社との協議に移行したとあります。新しく整備予定のスロープ、階段、券売機等の所有権の問題、整備後の維持管理の問題について協議され、早期の協定締結を目指すとあります。非常に喜ばしいことでございます。J Rは初めには西側の基本構想を示して、そしてその後の改札口の整備の問題に入ると聞いてはおりましたが、今日の答弁で早期協定締結

を目指すもあり、これでひと安心しました。私は少し心配していたと思うところがあります。隣町のその当時宮原町の時、有佐駅が西側開発の話が持ち上がりまして、西側の基本構想ができて、道もできて団地もできて整備されても、その時は合併で話が流れたわけですが、やはりそういう意味で基本構想だけが私は先走りして、ＪＲの協議はどうなっているのかということがひとつ不安がありました。でもこの問題はもう払拭いたしております。これにより、河江の西部の地区、松橋の一部の地区、氷川町の一部の方々がＪＲの利用に踏切を渡らずに電車に乗れる利便性、安全性を考えると早期の完成をお願いします。

これで、私の一般質問を終わりますが、余談ですが少しだけお話をさせていただきたいと思います。私は、この前栃木県の私の昔の親戚の家に墓参りに行きました。そして栃木市の駅に降りまして、その駅の目の前に栃木市役所があります。その目の前の市役所は、デパートの２階の１フロアを借りて市役所の支所をつくっております。入り口には栃木市役所と大きな看板があります。そういう意味で、やはり先進的な事例もあることだし、やはり既存の建物を利用し、そして費用対効果、会社の持ち物なら相乗効果も期待できると思います。今、小川支所も揺れております。私は迷わずに進んでほしいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（長谷誠一君） これで、高橋佳大君の一般質問を終わります。

ここで暫く休憩します。

—————○—————

休憩 午前１０時４０分

再開 午前１０時５５分

—————○—————

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、１５番、渡邊裕生君の発言を許します。

○１５番（渡邊裕生君） 皆さん、おはようございます。１５番、うき未来２１の渡邊です。最初にちょっとお断りをさせていただきたいと思うんですが、８月の末から前庭神経症という頭の神経の病気になりまして、９月議会では非常にお見苦しいところをお見せしたわけですが、あれから３か月ほど経つんですが、いまだに回復しておりません。今ここに立って緊張感、あと興奮したりすると、今でも頭がぼうつとしたような状況になって、今日なかなか一問一答で質問をするのがちょっと不安な状況にあります。それで、小問の１番は今から質問しますが、２番から７番までの小問については、全て地方交付税の話でありますので、一括して質問をさせていただいて、あと答弁をお願いをしたいということで、今日すみません、そういう形

でやらせていただきたいということをまずお断りして、質問に入らせていただきます。

まず、今回宇城市の財政についてということで質問をするわけですが、まず、小問の1番、震災後の救済・復旧・復興について財政面での総括を問うというふうに通告をしております。震災から約3年半が経つわけですがけれども、国・県などから救済・復旧・復興関連の財政支援の内容を分かりやすく説明していただければと思います。ある程度、これが財政面での総括というふうになればいいかなと思って質問をさせていただきます。

あとは、質問席から行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

○総務部長（成松英隆君） それでは、平成28年熊本地震からの復旧・復興についてということでございますので、こちらは、事業内容が多岐にわたるため、熊本地震の発災直後から、国に対する要望として県で取りまとめを行っております、平成28年熊本地震からの復旧・復興に関する所要見込額の集計内容を基に、御説明させていただきます。

平成28年度から平成30年度までの集計値により説明いたします。この見込額は、財政支援策の拡充を要望するため、一定の基準のもと、実質的な市町村の負担額がどうなるかを適宜把握・報告されたものでありまして、その結果、様々な財政支援策が示されてきたところでございます。

また、今後の国への要望や、報道発表のバックデータなどに活用される可能性もありますが、県内市町村で統一したルールによって算定されている部分もありますので、実際の各事業の決算額等と異なる部分があることを、あらかじめ御了承願いたいと思います。

それでは、見込額調査の区分ごとに、主な事業内容、事業費、また財源内訳等について説明いたします。

まず、1番目に災害救助関係でございます。災害弔慰金・災害見舞金、災害援護資金貸付金がございます。事業費が5,100万円に対しまして、国・県支出金4,200万円を除きまして、実質的な市町村負担額は900万円でございます。

次に、2番目補助建設事業でございます。事業費合計額としまして42億1,700万円、特定財源としまして国庫支出金18億400万円、地方債が22億8,600万円となりまして、一般財源の期間の合計は1億2,700万円となっています。

ただし、地方債に係る元金返還分の後年度の交付税措置算入額を除いた将来にわたる実質的な市町村負担は7億1,600万円となります。

主な事業と財政措置としましては、防災拠点施設整備において、都市防災総合推

進事業交付金として国の2分の1と3分の1の補助率、庁舎等施設耐震改修事業においては、社会資本整備総合交付金として国の3分の1の補助率、また小・中学校のブロック塀等安全対策事業においては、公立学校施設整備費補助金としまして国の3分の1の補助率となっています。

次に、3番目、補助災害復旧事業でございます。事業費合計で187億2,100万円でございます。特定財源としまして国・県支出金112億4,000万円、地方債が69億5,000万円、その他特定財源が200万円となりまして、一般財源の期間合計は5億2,900万円となっています。

地方債に係る元金返還分として、後年度交付税措置算入額を除いた将来にわたる実質的な市町村負担は22億900万円となります。

主な事業と財政措置は、災害公営住宅建設事業において国の4分の3の補助率、災害廃棄物処理事業において国が2分の1の補助率、そのほか残額については、充当率100%で交付税措置が95%の災害対策債の発行を行っています。また、道路や公園施設等に係ります公共土木施設災害復旧事業では、今回激甚災害の指定を受けておりますので、本来の国庫補助率3分の2から引き上げられまして78.9%にかさ上げされております。農地等の災害復旧事業につきましても同様のかさ上げ措置によりまして95.7%の補助率となっています。

次に、4番目は非適債補助事業です。こちらは普通建設事業に該当しないソフト面での補助事業になります。事業費合計としまして39億1,900万円、特定財源としまして国・県支出金29億4,300万円、一般財源の期間合計は9億7,600万円となっています。主な事業としましては、震災復旧緊急対策経営体育成事業において、被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金として国2分の1の補助率に加えまして、特別交付税によりましてその補助残額の70%につきましても財政措置がされております。

そのほかにも、補助対象に該当しない単独事業におきまして、単独建設事業、単独災害復旧事業、非適債単独事業の事業があります。これまで先ほど補助まで説明しておりますがその区分の全てを合計いたしまして、総事業費としまして306億7,900万円、特定財源では国・県支出金160億2,900万円、地方債119億600万円、その他特定財源200万円、そして一般財源が27億4,200万円となります。

この中で、地方債での後年度の交付税措置分を除いた実質的な市町村負担額としては57億6,100万円ということで、事業費ベースで考えますと18.8%になります。80%以上が国県から支援を受けているということでございます。

これまで、激甚災害の指定や補助制度の創設、補助率かさ上げ、またそれらに合

わせた地方財政措置の拡充など手厚い財政支援が講じられていましたが、復興には長い期間と多額の費用が必要となるため、中長期にわたり安心して事業に取り組むことができる財源の確保が必要でございます。

今後においても、県と足並みを揃えまして、本格化する復興事業に係る補助制度や交付税措置など、継続的な財政支援を国に求めていく必要があると考えております。

○15番（渡邊裕生君） 詳しく今お答えいただきました。結局震災における市の実質的な将来にわたって負担する額が57億6,100万円という話で全体の18.8%ということでした。単純に今まで私たちが考えていたのは、宇城市の大体震災がなかったなら、宇城市の1年間の予算は、大体300億円ぐらいだろうと思っておりまして、それからオーバーした分といいますか、ここ3年間で年に60億円とか90億円とかいうのが積み上がってきたのではないかなと。それが基本的に復興に関わる予算といいますか、お金だろうと思っていただけですけども、ただ、将来的にどうなるんだという話は、全く私たちには分からなかった。で、今将来的には57億円ぐらい払わなくてはいけないというところが、今はっきり理解できました。ということは、やはり宇城市にとって大きなこの災害は将来にわたって続いていくと、その負担をずっと払っていかねばならないということになるのかなというところも押さえまして、2番からの質問をまとめてさせていただきたいと思います。

2番の基金の積み立て状況なんですけども、財政調整基金をはじめ各基金の今の状況とこれまでの流れ、財源を含めて説明していただきたいと思います。全国的に地方交付税の多い自治体ほど基金の積上げが多い傾向にあると聞きました。総務省もこれに目を付けているという話もあります。基金の抑制を国が考える可能性もないとは言えません。宇城市の場合、どこまで基金を今積もうと思っていらっしゃるのか。また財政調整基金の積上げの目的についてもお答えいただければと思います。

続いて、小問の3なんですけど、基準財政需要額と留保財源の関係についてなんですけど、この留保財源という言葉そのものを、実は私今年初めて知りまして、ネットで調べればちゃんと出てくる話なんです。今まで、言えば市の方からこの言葉で何か説明があったかという、たぶん、私無かったんじゃないかなと思っていましたので、宇城市における基準財政需要額と留保財源の関係等について、詳しく分かりやすく説明していただきたいと思います。この留保財源の使い道、留保財源という1つの言葉でくくると、これは何に使われるんだろうというふうに単純に思ってしまいうんですが、おそらく財政サイドではそうではないというふうに受け止められているんじゃないかなと、だからそこら辺が私たちにはなかなか分かりませんので、そこら辺の使い道とかこれまでの経緯とか考え方についてお答えをいただきたいと

思います。

続いて、4番目の臨時財政対策債の償還についてなんですが、臨時財政対策債の償還は、地方交付税で保障、いわゆる基準財政需要額に100%算入されるというふうになっているわけですが、この償還に対してさらに対策債が発行されているんじゃないかなというふうに思うわけです。現状を説明していただければと思います。

続いて5番目なんですが、近年、起債による建設事業が多く行われていると思います。地方交付税の状況と起債償還の将来展望をお伺いしたいと思います。充当率や交付税措置、それから償還年数は事業によって様々だと思いますけれども、宇城市の建設事業債の状況を充当率・交付税措置の在り方、償還年数などを、もしよかったら表は無理なのかな、分かりませんが、分かりやすく説明していただければと思います。将来にわたる起債償還の推移も併せて説明していただければと思います。

地方交付税なんですけれども、最近では大体16兆円台で推移しています。過去10年間の推移を振り返ってみますと、平成23年から平成25年は17兆円台になっているんです。ピークは平成24年の17兆5千億円だったものが、最近ずっと16兆円台に落ち込んでまいりまして、昨年は16兆円、今年は16兆2千億円というふうに、これはもう確定したものだと思っていますが、そういう流れで国の交付税のパイは以前に比べると小さくなってきている。聞いたところによると、例えば、地方から積み上がってきた額が17兆円あったとする。しかし今年は16兆2千億円しか出せませんよとなったら、その差額の8千億円は一律カット、全ての自治体一律でカットするというような話を聞きました。そういうものが昨今宇城市にとってはどうだったのかというふうに思うわけですが、宇城市の交付税の状況は平成28年が約110億円、平成29年104億円、平成30年が100億円と毎年下がってはきています。ところが、守田市長が1期目の時にタウンミーティングでずっと説明をしてこられたのが、100億円のお金が75億円ぐらいまで一本算定で下がってきますよという話をずっとされてきたわけですが、現実問題は、いまだにまだ100億円を切っていないと。今年の当初予算は、90億9千万円が予算でした。これが確定するのは夏だというふうに、7月から8月にかけてこれが確定すると。昨年は93億9千万円だったのが、結果100億3千万円ということで、予算よりも7億円ほど上がっています。今年はどうだったんでしょうか。当初の90億9千万円は、結果、決算ではどうなるのかなというのが今分かれば、その部分をお答えいただければと思います。国は、結局地方交付税のパイは、もう決めて最初から今年はいくらなんだという形で出してくるわけですね。それは、結局宇城市にとってこの一般会計、要するに起債償還の割合が多ければ、カットされ

た分一般会計の財源が減るというふうに単純に私は考えるんですけども、中長期的な予測をすれば、今借りたお金を例えば15年とか20年で償還するわけですね。当然それは交付税措置をされると言われても、こうやって頭打ちの状況の中でどうなっていくか、よく私たちもこれから先のことは分かりません。ただ、宇城市の将来予測として人口減少ありますよね。それに伴って、おそらく市の自主財源の減少というのも予測されると思います。この自主財源の減少も視野に入れなければならないと思うわけですが、近年の建設事業における将来にわたる起債償還は大丈夫なのかというふうに心配するところです。そこら辺の見解をお聞かせいただきたいと思います。

6番目なんですけれども、国と地方の折半ルールについて、昨今の状況を説明していただければと思います。

最後に7番目なんですけれども、地方財政の健全化策として国の動向と宇城市の考え方、方向性をお尋ねします。国は、地方財源不足の縮小、折半対象財源不足の解消、臨時財政対策債の減少、交付税特別会計借入金の償還という4つの目標を掲げて健全化策を打ち出していますけれども、では宇城市ではどのようにして今後健全化策を考えられていかれるのか、あればそこをお答えいただきたい。

以上ちょっと長いですけども、是非時間内に終わりますように答弁をお願いします。よろしくお願いします。

○総務部長（成松英隆君） それでは、まず2番の基金の積立て状況というところで説明させていただきたいと思います。本日、議長のお許しを得まして、参考資料2部を自席にお配りしております。まず、資料1は財政状況の公表というものでございます。資料2は地方交付税関連の資料となります。

まず、資料1の財政状況の公表をご覧ください。こちらは、地方自治法等の規定に基づきまして、市の財政や主要施策などにつきまして、市民の皆様に理解を深めていただくために、毎年5月と11月の年2回公表しているものでございます。

今回お配りしておりますのは、平成30年度決算の状況を中心に、市有財産の保有状況についてまとめたものでございました。質問のありました基金の状況につきましても本資料の15ページから16ページにかけて記載しております。

まず、平成30年度末における各基金の状況等について説明いたします。資料1の16ページの一番上の表6、右端の欄になります。財源不足を補うためや災害等の緊急時に対応するための財源調整機能を有する、財政調整基金の現在高は8億6,400万円余となっております。

次に、繰上償還等を含む市債の償還に必要な財源を確保し、将来にわたる債務の軽減を図るためのものでございます減債基金の現在高は8億3,100万円余でござ

ざいます。

そして、教育や産業振興など、それぞれ特定の行政目的のために資金を積み立てて運用する、その他特定目的基金の合計として48億2,300万円余となっておりまして、中でも大きな割合を占めているのが、地域振興費用に充てるためふさと応援寄附金や合併特例基金を含む、地域振興基金38億9,600万円余、また、熊本地震等からの早期復興を目的とする、平成28年熊本地震復興基金4億8,200万円余となっております。

財政調整基金、減債基金、その他特定目的基金を合わせた基金合計としましては、142億8,900万円余の現在高となっております。

基金は、いわゆる家庭で申しますと預貯金に相当するものになりますが、県内14市の中では、積立額では上から4番目に多い状況でございます。

しかしながら、反対に市債の残高も増加しています。16ページにおける同じ表でも確認いただけますように、平成30年度末における市債の残高は354億8,700万円余となっております。こちらも県内14市で比較しますと、上から4番目に多い現在高となっております。

国の動向としましては、地方公共団体の基金保有額が、平成29年度に過去最高の22兆円になったことを機会に、財務省の財政制度審議会からは「地方全体で見れば、基金を取り崩しながら何とかやりくりをしている財政状況ではない」など、地方全体として基金の残高が増加していることをもって、地方財政に余裕があるかのような指摘がなされています。

一方、総務省の地方財政審議会においては、「基金残高の状況は、地方自治体によって様々であり、各地方自治体の自主的な判断に基づく健全な財政運営の結果として尊重されるべきものである」として、基金に対する考え方に相違が見られているところでございます。

地方自治体の基金は、年度間の財源調整や特定の事業の複数年度にわたる安定的な運営等のために設けられるものでございます。歳入・歳出の変動は、基金で対応することが地方財政制度上でも前提でございまして、一定水準の基金確保は、財政運営上当然必要になるものと考えております。

また、地方財政と一括りに表現されても、財政確保の状況に大きな地域間の格差がございまして、他方では地方の債務残高、いわゆる借金の残高についても高い数値で推移しているのも事実でございまして、本市においても同様ですが、各自治体の財政運営上、大きな懸案になっていると考えております。

そのため、各地方自治体においては、長期的視野を持って財政運営を行う中で、それぞれの実情も踏まえ、公共施設等の老朽化対策や災害対応など、様々な将来へ

の備えとして基金の積立てを行っており、多くの自治体において、その財源は行政改革や経費節減等によって捻出されております。

本市においても財政調整基金の積立ては、普通交付税合併算定替えによる交付額の段階的縮減に備えることが主な目的でございました。基金増資を図った当初は、約25億円の交付額減額、期間累計の影響額としては80億円以上の減額を見込んでおり、この歳入減少、特例期間終了後の行政サービスの維持に対応するため、これまで行政改革や経費縮減等により財源を捻出し、基金積立てを行ってまいりました。

これによりまして、合併当初である平成17年度末、約15億円であった財政調整基金の現在高は、平成30年度末においては86億3,400万円余となっております。当初目標としておりました現在高は確保は達成できたものと考えております。

本来であれば、合併特例期間終了時期を視野に入れ、歳入に応じた歳出構造への転換、事業しゅん別による行財政のスリム化を順次行い、安定的な財政運営を図っていく必要がありましたが、復旧・復興事業の対応により、今後も財政調整基金からの繰入れによる予算調製が見込まれます。

また、本市の公共施設等総合管理計画で示された、公共施設や公共インフラの維持管理、除却等を含む老朽化対策、また莫大な将来の更新費用や社会保障関係経費や公債費の増大に備えるための財源確保も必要となってまいります。

今後、必要な事業目的に合わせた財源確保、他の既存基金の整理や方向性を考えつつ、熊本地震からの復旧・復興及び将来的な防災・減災を着実に推進していくために、安定した財政運営のもとで、有効的・効果的な基金の活用を図っていききたいと考えております。

続きまして3番目でございます。基準財政需要額と留保財源の関係ということでございまして、留保財源の使途の考え方の前に、普通交付税の仕組みと役割について説明をさせていただきます。お配りしております資料2が、地方交付税の概要等になっておりますので、参考として御確認いただければと思います。

1ページになります。制度のことですが、まず我が国では、都道府県や市町村といった地方公共団体が、住民に身近な多くの行政事務を担っているところでございます。その内容は、国の施策や予算との関連の深い、公共投資、社会保障、教育、治安の分野が多くを占めているところでございます。

しかし、その地方公共団体が置かれている地域の状況などによって、行政サービスの財源である税収には、団体間で大きな開きがございます。そうした状況であっても、どの地域に住む住民にも一定の行政サービスが提供されるよう財源を保障する機能が、特別交付税を含む地方交付税制度でございます。

その内容としましては、本来地方の税収入とすべきところを、国税として国が代わって徴収し、各団体の財政状況を踏まえ再配分する、いわば国が地方に代わって徴収する地方税でございまして、地方固有の財源でございます。

また、地方交付税の使途は、地方公共団体の自主的な判断に委ねられておりまして、国が使途を制限したり、条件を付けたりすることは禁じられています。

その大半を占める普通交付税（地方交付税総額の94%）は、各地方公共団体ごとに基準財政需要額と基準財政収入額を算定し、その差額である財源不足額を基準に交付されています。

基準財政需要額とは、地方公共団体が標準的な水準の行政サービスを実施するために必要と見込まれる一般財源でございまして、実際の決算額や予算額ではありません。その団体の自然的・地理的・社会的諸条件に対し、合理的でかつ妥当な水準における財政需要として算定されています。

一方、基準財政収入額とは、標準的な地方税の収入（市民税、固定資産税、軽自動車税等の法定普通税の全て）の75%と、地方譲与税などを足し合わせたもので、各団体ごとの課税実績、譲与実績また交付実績の算定が基礎となっています。

基準財政収入額のうち、地方税に関する部分については、原則として標準税率に75%を乗じた基準税率を用いて算定されます。これは100%算入しますと、地域振興などにより税収を増やす努力をしても、それだけ交付税が減ることになりますので、各団体における税収確保の努力が意味をなさなくなるためでございます。

先ほども申しましたが、この基準税率を用いて算定される25%の差額分が、留保財源と言われるものになります。

基準財政収入額に関して、地方税法などによって、地方公共団体における税収の全体を捉えることは容易ですが、基準財政需要額に関しましては1,700以上の地方公共団体で様々な行政サービスが提供されておりまして、全ての財政需要を把握することは不可能でございます。

こうした基準財政需要額で捉えきれない行政経費に対応するため、また地方公共団体の自主性・独立性を保障する必要があるため、留保財源が設けられているところでございます。

この留保財源の使い道や考え方への御質問でありましたが、冒頭申し上げましたとおり、地方交付税は使途を特定しない一般財源となり、当然留保財源についても同様と考えております。交付税措置されている全てのものが、全国的に標準的な金額で、そのまま各自治体で予算化・執行されるものではありませんし、交付税の算定区分と各自治体の予算の区分も全て一致するわけではございません。

また、自治体の単独事業などでは、交付税算定されないものも多岐にわたってい

ることから、事業の選択につきましては、緊急性、必要性、住民の要求度など優先度を相対的に判断し、市税等の一般財源と分けることなく、必要に応じて活用していくべきものと考えています。

また、地方公共団体間の一般財源の不均衡を調整する機能が、留保財源を含む地方交付税制度となりますので、その制度の趣旨からも他の一般財源と使途を区別するものではないと考えております。

続きまして、臨時財政対策債の償還についての現状と今後の見通しについてお話しさせていただきます

臨時財政対策債は、地方の一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充当できる、地方財政法第5条の特例として発行される地方債です。平成13年度にその制度は創設されました。資料2の4ページになります。

臨時財政対策債は、地方交付税の一部の代替えとして措置される財源でございまして、このため地方債の発行額については、普通交付税の算定に用いられる基準財政需要額の一部を振り替える形で発行限度額が設定されます。

また、その元利償還金相当額については、その全額が基準財政需要額に算入されております。地方公共団体の財政運営に支障が生ずることがないように措置されているところでございます。

令和元年度地方財政計画等を含み、臨時財政対策債の現状を説明する前に、その創設の経緯について少し触れさせていただきます。

この特例債が創設される平成12年度以前は、基本的に地方財政計画における財源不足全額については、国の交付税特別会計で借入れ、その償還を国と地方で折半することとされてきました。

しかし、地方負担分の借入れの実態や償還時期等が分かりにくいことや、特別会計からの借入れによって、国の財政実態も分かりにくいとの問題もございまして、国と地方の責任の明確化、財政の透明化を図るものとして、国負担分は半分を一般会計から繰入れし、地方負担分につきましては、特例の地方債であります臨時財政対策債を地方で発行することとなりました。

平成13年度以降、折半対象財源不足のうち地方負担分については、臨時財政対策債の発行によって賄われてきましたが、その借入金残高の累増への懸念や、地方財政の健全化を求める意見については、これまでも議論されてきたところでございます。

そのような中、令和元年度における地方財政対策では、地方税収が増加するなどした結果、前年度を上回る一般財源総額が確保され、地方財源不足額も減少し、折半対象財源不足は11年ぶりに解消されました。

これに伴いまして、折半財源不足額の2分の1を補填するために発行する臨時財政対策債の新規発行はゼロとなっており、令和元年度の地方財政計画では、過去に発行した臨時財政対策債の元利償還金に起因する財源不足額等を補填するための計上のみとなっており、発行額も大幅に抑制されています。

一方、地方財政をストックベースで見ると、臨時財政対策債の発行残高は増加を続けておりまして、平成28年度末の実績値で約51兆9千億円となっています。臨時財政対策債の元利償還金相当額は、その全額を後年度の地方交付税の基準財政需要額に算入するとされていますが、この臨時財政対策債残高は、地方交付税3年分に当たる金額となっております。

今後の地方財政については、経済財政運営と改革の基本方針2018に盛り込まれました新経済・財政再生計画で示された臨時財政対策債等の債務の償還に向け、単年度の収支のみならず、巨額に上る債務残高について、長期的な視点で償還の道筋を描き、取組を進めていく必要があると考えられております。

資料1の34ページをご覧ください。本市におきましても、平成30年度の決算統計においては、臨時財政対策債の平成30年度末現在高は約121億円で、全体の地方債の残高約355億円の3分の1、34.1%を占める割合となっております。この傾向は全国的に見ても同様な状況であると考えられます。

臨時財政対策債の発行については、他の地方債と同様に、市町村が発行することとなっております。その発行限度額は示されますが、限度額内でいくら発行するかは市町村の裁量となっております。

臨時財政対策債の発行額抑制の是非については、様々な意見もありますが、元利償還金の総額については、その発行の有無を問わず、これは発行額ではなくて起債可能額で算定して、その全額が当該年度の地方財政計画に計上され、その歳出に対して歳入が一致するよう、地方財政対策が講じられるというマクロベースでの財源保障がなされています。

また、理論償還方式ではございますものの、算入率100%とされており、当該年度に係る元利償還金の全額が基準財政需要額に計上されることとなり、ミクロベースでも財源保障が確認されるところです。

これらのことから、臨時財政対策債については、後年度の元利償還金を地方財政計画と地方交付税制度の双方から財源保障することで、引き続き地方公共団体が標準的な行政水準を確保できるように地方財源を保障し、地方に単独負担とならないよう配慮されていることが伺えます。

また、特例措置の解消に向けて、国は取り組んでいくとはしているものの、発行しないことの是非については明言はされておりません。制度として折半ルールに基

づき財源不足額の半分を負担していること、また普通交付税の代替え措置としての
地方債であることを踏まえると、臨時財政対策債については、基本的に発行すべき
ものと考えております。

しかしながら、御心配のとおり臨時財政対策債の本質は借金でございます。地方
財政の現状を踏まえると、安定的財政運営の妨げになる懸念もあります。本来であ
れば、臨時財政対策債に頼らず、国として安定的に交付総額の確保を図るべきと考
えているところでございます。また、その償還額が累増していることも踏まえると、
引き続き発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確実に確保すべきであり、今
後はその制度の廃止や地方交付税の法定率引上げによる、地方交付税法本来の対応
といった抜本的改革を求めていく必要があると思っております。

続きまして、5 番目でございます。起債による建設事業を多くやっているが、現
状と起債の償還の将来展望ということでお話しさせていただきます。

本市における市債の発行額及び償還の状況においては、先ほどの資料 1 財政状況
の公表の 1 5 ページから 1 6 ページに掲載しております。また、目的別市債現在高
は 3 4 ページに掲載しております。

資料 1 6 ページにも掲載しているように、熊本地震発災以降、復旧・復興等の事
業に係る地方債の発行額が大きくなり、地方債現在高も増加している状況となっ
ております。

今後、建替え等を含む大型建設事業により投資的経費、またその財源となる市債
についても、増加することが考えられます。

事業実施年度、借入先、借入期間など借入れ条件等により、年度ごとの償還額を
現段階で断言することは難しいところでございますが、一時的に償還額が増加する
ことは間違いなく、公債費のピークは据置期間を見据えますと大型建設事業が終了
しましてから数年間と考えられ、その後は、これまで借り入れた起債の返済も随時
終了していきますので減少傾向を見込んでいくところです。

また、地方債残高としては増加しているものの、実質的な市の将来負担につつま
しては、年々改善している状況でございます。

これは、以前に借り入れました交付税措置の低い地方債が順次減っているため、
残高としては増加しているものの、そのほとんどが合併特例債など、交付税措置が
有利な地方債が占め、交付算入額を除く実質的な負担が少なくなっているためでご
ざいまして、将来負担については、安定した財政状況にあると言えます。

本年 1 0 月 2 2 日付けの熊日新聞でございますが、県内自治体の将来負担比率が
掲載されましたが、本日の資料 1 の 2 3 ページ、こちらに推移のグラフを掲載して
います。

これまでの推移を見てみますと、年々減少しておりまして、さらに平成30年度では、大きく改善しており、県内14市及び県市町村平均を大幅に下回っていることが分かります。

しかしながら、今後も地方債残高が増え続ければ、財政負担の増加、また健全化判断比率等の悪化も懸念されているところでございます。

安定した財政運営を図るためには、これまで同様、国・県の補助事業や有利な地方債の活用による財源確保、様々な行財政改革による歳出削減などに取り組み、安定した財政運営を目指すとともに、地方債の借入れについても、真に必要な事業に対し、その折々で最も有利と考えられる地方債を使い分けていく必要があると考えております。

それでは、その地方債というものはどんなものかというところで、まず挙げられますのが合併特例債の活用でございます。

合併特例債は、対象となる事業であれば、地方単独事業のみならず、国庫補助事業の地方負担分、いわゆる補助裏についても充当できるとされ、起債の充当率は95%、そのうち70%は交付税措置がございまして、有利な起債であることは間違いございません。

このほか合併特例債以外にも、事業の状況によっては、合併特例債と同等、若しくはさらに有利な起債ができることもあります。その1つとして挙げられますのが、国の補正予算に伴い発行できますいわゆる補正予算債です。各年度の状況により地方交付税における財政措置は異なりますが、起債充当率はおおむね100%、交付税措置は事業内容によって50%から80%となっており、これまで多くの事業に活用しています。

また、過疎対策事業債や緊急防災・減災事業債については、起債充当率100%に対しまして交付税措置が70%と、合併特例債を上回る有利な交付税措置がございました。

そのほかにも、公共施設等適正管理推進事業債が起債充当率が90%に対しまして交付税措置が50%、緊急自然災害防止対策事業債では、起債充当率100%に対し交付税措置70%となっており、これまでも有効に活用しています。

将来的にも厳しい財政状況下ではありますが、あらゆる財源確保を検討するとともに、事務事業の効率化など行財政改革に取り組み、今後も引き続き、将来を見据えた行財政運営に努めてまいります。

次に、地方交付税総額と各地方公共団体ごとの地方交付税配分額、これはマクロベースとミクロベースということですが、この仕組みについてのお尋ねについてお答えいたします。

地方交付税については、地方財政計画の歳入・歳出及び地方交付税総額がマクロベースで決定された後に、これを前提としまして、ミクロでございます各地方公共団体に対する地方交付税交付金の配分額が決定される仕組みとなっています。

御質問にもありました16兆円程度で推移している地方交付税総額については、資料2の7ページに、これまでの推移を示した資料を添付しています。そちらの表でも記載がございますが、この金額は当初計画である地方財政計画上の数値であり、言うなれば予算と同様と考えられます。参考までに、配分決定までの国のスケジュールを資料2の8ページに添付してございます。

資料にもございますとおり、地方財政計画及び地方交付税に係る事務費は、前年度からの算定となりますので、当然に決算額等のかい離はあるかということでございます。その決算結果については、翌年度の収支見込みに反映されることとなります。

この国のスケジュールに合わせて、地方公共団体においても、算定基礎となる膨大な数値を随時報告しておりまして、普通交付税（交付税の94%）については毎年7月下旬に交付決定されます。

議員御指摘のように、償還額の増額に伴う地方交付税総額及び一般会計への影響の懸念については、地方交付税法第17条の4の規定に基づく算定方法に関する意見として過去に他の地方団体から同様の意見がなされております。

これに対し総務省は、「各償還費相当額が増嵩することによって、他の基準財政需要額を圧迫することはない」と明言しておりまして、各地方公共団体の財政需要を的確に補足し、現実の財政運営に支障が生じないよう対処されていると考えております。

続きまして、6番目の国と地方の折半ルール状況について説明いたします。

地方交付税法第6条の3第2項では、地方交付税の原資となる国税収入の法定率分が必要な地方交付税総額と比べて、著しく異なった場合には、地方行財政上の制度改革または法定率の変更を行うと規定しています。

これについて総務省は、1つに、地方財政対策を講じる前に、通常の例により算出される歳入歳出における財源不足額があり、2つ目に、その額が法定率分で計算した普通交付税の額のおおむね1割程度以上となり、3つ目に、その状況が2年連続して生じ、3年度目以降も続くと見込まれる場合には、地方行財政の制度改革または法定率の変更を行うものとしております。

近年の地方財政は、景気の低迷、社会保障関係費の増加、高水準で推移する公債費など複合的な要因によりまして、巨額の財源不足が恒常的に発生しており、平成8年度以降連続して、この地方交付税法の規定に該当する財源不足が生じている状

況です。

しかしながら、国の財政事情も厳しい状況にございまして、恒久的な法定率の引上げを行える状況にないこと等の理由から、同規定に基づく法定率の変更は行われておらず、これまでは地方行財政の制度改正にあたる措置が講じられてきました。こちらが資料２の４ページになります。

平成１３年度には、地方の財源不足額のうち、財源対策債の発行や国の一般会計加算分などを除いた残りの財源不足額（折半対象財源不足額）については、国と地方が折半して補填することを基本的な形とする新たなルールが制度化されました。

これまで説明しましたが、いわゆる国と地方の折半ルールに基づきます財源対策です。この折半ルールとは、総務省と財務省との間での取り決めに基づく地方財源不足額補填のルールで、地方交付税法などに定められており、平成１３年度の制度化以降、この基本的な形を維持しながら継続されてきました。

そのような状況の中、令和元年度における地方財政計画では、地方税が増加するとともに、地方交付税総額が増加するなどした結果、地方財源不足額は縮小し、折半ルール対象の財源不足は解消されております。

このため、新たな財源を確保するための臨時財政対策債は計上されず、臨時財政対策債の圧縮や交付税特別会計借入金の償還の増額がなされています。

一方では、地方交付税法において、基準財政需要額と基準財政収入額の差額は、原則として交付税法定率に基づく普通交付税で賄われることが想定されているため、地方財政計画上の財源不足は残っておりまして、その財源不足分を臨時財政対策債の発行等で埋められている状況でございます。

地方財政の健全化の観点から、過去に発行された臨時財政対策債の元利償還に係る臨時財政対策債の発行額の縮小、残高の圧縮、そして交付税特別会計借入額の更なる償還の取組は、地方財政審議会でも繰り返し指摘されてきたところでございます。

しかし、折半対象財源不足は、地方財政における財源不足のごく一部でございまして、臨時財政対策債の元利償還分も含め、引き続き財源不足が巨額になることが見込まれ、折半対象財源不足が解消されたとしても、地方に財源の余剰が生じることはなりません。

このように、将来の財政運営に与える影響も懸念されるのですが、交付税原資の慢性的な不足の中で、将来的な財源確保のためには、本市のみならず他の地方公共団体においても、この臨時財政対策債による多額の借入れを行わざるを得ない状況にあります。

また、その返済についても地方交付税制度の枠組みの中で処理されていることと

なりますので、制度に従いつつも、その動向について引き続き注視をし、また効果的な活用を研究していきたいと考えております。

最後です。地方財政の健全化策として国の動向と宇城市の考え方ということでございます。

令和元年度における地方財政対策では、地方一般財源総額を前年度と実質的に同水準としつつ、臨時財政対策債の発行を大幅に縮減するなど、地方財政の健全化を大きく進める内容となっています。

今後についても、財政健全化目標の達成に向けて、地方が国の取組と基準を合わせた歳出改革に取り組みつつ、安定的な財政運営を確保する観点から、地方交付税、地方特例交付金、地方譲与税などの一般財源の総額について、実質的に同水準を確保するという、国が示した「新経済・財政再生計画」における地方一般財源総額実質同水準ルール堅持、国による十分な財源保障を期待するところでございます。

特に、自主財源に乏しく地方交付税などの依存財源に頼らなければならない本市では、国の動向に左右される不安定な財政構造であるとともに、財政調整基金は一定額を保有していますが、一方、平成27年度まで減少し続けていた地方債残高は熊本地震等の影響もございまして、平成28年度から増加に転じている状況にあります。

今後も、人口減少に伴う市税等の減少や普通交付税の一本算定に加えまして、歳出面では、社会保障関連経費や公債費などの義務的経費、公共施設の老朽化に伴う改修や建替え費用の増大など、歳入・歳出の両面で厳しい状況が見込まれます。

しかしながら、今後とも必要な住民サービスの継続と安定的な確保、そして安心・安全で快適に暮らせる持続可能な地域社会の実現が求められております。

少子高齢化や人口減少を見据えながら、行政課題の解決や大型建設事業、復旧・復興事業への対応など、市民の要請に応じていくため、時代に即した必要な事務事業を見極めるとともに、更なる行財政改革による効率的な財政運営、歳入規模にあった財政規模への転換を図ることで、この厳しい財政状況を乗り切ることが重要であると考えております。

○財政課長（木見田洋一君） それでは、私から普通交付税の交付額の推移についてお尋ねがございましたので、説明させていただきます。

まず、普通交付税の交付額の推移についてですが、平成26年度合併算定替えが始まる前から申し上げますと、平成26年度の交付額が約100億円、平成27年度につきましては102億円、平成28年度で97億円、平成29年度で94億円、平成30年度で90億円、そして今お話がありました今年度交付決定がまいっております、今年度の交付額といたしましては8億6,700万円という交付確定

額となっております。こちらもお話にありましたように、算定替えが始まる当初、先ほど申しました平成26年では100億円交付額がございました。この時点での交付税制度のシミュレーションといたしましては、そのままの算定でいけば、算定替えが終わる頃には25億円程度減少するという当時の見込みでございました。その後、部長の説明にもありましたが、毎年交付税算定については見直しが行われておりまして、その中身としましては、支所経費ですね。やはり合併しても支所の部分はある程度いるよと。それ以外にも、各旧市町村単位の消防署に関する経費が追加となりまして、一本算定分の増加ということにつながりまして、結果といたしまして減少額の抑制につながっているというところになります。

このおかげをもちまして、先ほどお話にありました財政調整基金等、将来の安定的な財政運営のための財源が確保できたものと考えております。

○15番（渡邊裕生君） 長時間にわたり大変お疲れ様でした。ありがとうございます。最後にちょっと今課長がおっしゃられた私が言った数字とは違うのは、そこには特別交付税が入っていないという話ですね。私は特別交付税も地方交付税の一部というか、トータルで地方交付税だと私は思っていますので、要するに特別交付税も合わせたところでの数字をいつか教えてください。過去のやつは先ほど言ったように、100億円を切っていないという話で、今年切ったのか切らなかったのかという話ですね。ですから、予算に対しては90億円から80億円ということで、これは特別交付税が入っているのかな入っていないのかなと、そこもその90億円が。

そういう話で、最後に市長がこの宇城市の舵取り役として、今まで様々な交付税の話をしましたが、将来にわたってこの宇城市をどう健全化していくかという思いがあらわれれば、一言お願いしたいと思います。

○市長（守田憲史君） 渡邊議員御指摘の57億円が、今後の返済の中で心配しているということではございますが、基金が15億円が86億円になりました。そして熊日新聞の第一面の記事でも、将来負担比率が熊本県内の14市の中で改善率が20%は断トツでありまして、かなり改善もしながらも300億円の事業もやっておりますし、今後も健全な中で、国、県の力を最大限にお借りして、復興とそして将来の安定を図りたいと考えます。

○15番（渡邊裕生君） どうもありがとうございました。長時間にわたり説明をいただきました。最後に市長のお言葉、宇城市が将来にわたって素晴らしい市であることを望みながら、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（長谷誠一君） これで、渡邊裕生君の一般質問を終わります。

ここで暫く休憩します。

—————○—————

休憩 午前 11 時 57 分

再開 午後 1 時 00 分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、12番、五嶋映司君の発言を許します。

なお、五嶋議員より撮影許可の願いがあっております。これを許します。

○12番（五嶋映司君） 皆さん、こんにちは。12番、日本共産党の五嶋映司です。

議長のお許しを受け質問をいたします。

今、通常国会が終盤を迎えています。延長されるかどうかの攻防が今続いている状況です。前回の第3回9月の議会から2か月ぐらいの間に、国政ではいろいろな問題が起きています。まずは、10月1日からの消費税10%への引上げ、軽減税率の導入やキャッシュレス化の推進など、複雑化した制度に混乱が広がるなど、貧富や年齢差による格差拡大をさらに助長しかねないかの状況ではないでしょうか。また、9月11日に誕生した第4次安倍改造内閣では、内閣改造からわずか1か月半で、どちらも内閣の要となるポジションの経済産業大臣と法務大臣という主要閣僚2人が辞任するという異常事態が起きました。第2次安倍内閣発足以来、10人もの大臣が辞職したそうですが、毎回繰り返される任命責任は私にありますという言葉、一体どのような責任を取ったのか国民にはほとんど分かりませんし、モラルが問われる発言だと思います。英語の民間試験の延期も、延期そのものは良かったと思いますが、どうして受験生に多大な負担をかけることになったのか、説明と反省が必要です。さらには、連日のニュースやワイドショーなどでも盛んに取り上げられている桜を見る会の問題です。これまで、森友問題、加計問題、統計不正等々首相官邸の不適切な関与が疑われる様々な問題がありましたが、どれも国民が納得するような説明がなされないまま、官僚が勝手に忖度したかのような処理のされ方をしてきています。問題は、ホテルニューオータニの立食パーティが果たして5,000円というのはいり得るのか、ホテル発行の明細書がなぜないのか、講演会関係者はなぜ桜を見る会の開催の前に、セキュリティチェックも無くて入場して先に記念撮影ができたのか、来年の招待者が決まる前になぜ今年の招待者名簿は破棄されてしまったのか、さらには反社会勢力と思われる人がなぜ参加できたのか等々、誰が見ても常識に照らして、それちょっとおかしいんじゃないと思われることに納得できる説明ができないことだと思います。さらにもう一つ、一昨日日米貿易交渉の問題ですが、参議院で採決されました。この協定が発効すれば、アメリカの農作物に対して約7,800億円の市場開放が行われて、牛肉、豚肉、ワイン以外にもアーモンドやブルーベリー、トウモロコシ、チーズなどなど、多くのものの関税が

引き下げられ、日本の農業に大打撃を与えていると言われています。地方自治体は国の政治に翻弄されます。国の援助がなければ、ちょっと大きな事業はほとんど行えないのが現状です。先ほどの渡邊議員の質問でも明らかなように、今議会の補正予算にも見られるように、社会資本整備総合交付金など補助を伴う資金の採択状況で地方自治体の事業は大きく変わります。そのために、地方自治体は陳情を繰り返さざるを得ませんが、その相手が桜を見る会の開催状況ではありませんが、国民のことを本当に考えているのか疑問を持たざるを得ない安倍内閣の状況です。地方自治体にもこのような状況が波及しないよう、しっかりした議会活動をする事の大事さを痛感しています。

それでは、通告いたしました質問に入ります。クリーンセンターの問題について伺いたいと思います。今年の6月の第2回議会での質問の際にクリーンセンターの建設計画については、パブリックコメントは実施したとの答弁をいただきました。私の理解とは少し違う点がありますので、まずは、パブリックコメントの意味と寄せられた意見はどのくらいの件数があって、どういうものだったかを教えていただきたいと思います。

続いての質問は、質問席から続けます。簡潔明瞭な答弁をどうかよろしくお願いいたします。

○市長（守田憲史君） パブリックコメントにつきましては、宇城広域連合では正式なパブリックコメントとしては実施していなかったようですが、宇城広域連合ではパブリックコメントのまだ形式その他を整備していなかった、その中でホームページに掲載をしたというところがございます。それをもってパブリックコメントとして、一応それで公表をさせていただく中、意見を公表しました。その件に関しましての反対、その他のコメントはいただいていないということでございます。広い意味でのパブリックコメントと認識し答弁したものです。

広域連合では、地元説明会や広報紙及びホームページ等で十分に周知されていると認識しています。

○12番（五嶋映司君） 訂正いただいてありがとうございます。パブリックコメントは実際には私も調べましたところ、余り正確なパブリックコメントはしていないと。今、市長がおっしゃったパブリックコメントにあたる部分というのは、事業要領説明書みたいなもので、業者宛てのものは出されたみたいで、それに対する回答もほとんど業者だけだと。結局だからこの建設に関しては、今おっしゃったように広域連合のホームページにはそういうことを載せていると思うんですが、ただ、パブリックコメントという意味からいくと、この広域連合のホームページの頻度、いわゆる閲覧頻度などが非常に大きな問題がありそうな気がしますので、今後は是非その

辺は住民にもっとちゃんと周知するべきじゃなかったのかということは、前回の議会の議論の中でやりましたけれども、その辺が不足したのではないかとすることを申し上げて、この問題でとやかくやるつもりはありませんので、次の問題に移ります。

次の問題の地球温暖化との関連についてでございます。今月の2日から第25回国連気候変動枠組み条約締約国会議いわゆるCOP25というのが、南米でできなくてスペインのマドリードで開かれています。温暖化対策の国際ルールいわゆるパリ協定の本格実施を来年に控えて、各国が温室効果ガスの削減の目標の引上げや新たな排出抑制を打ち出す機運が高まるのが注目される会議だとも言われます。この地球温暖化対策、待ったなしの状況です。今日の冒頭の高橋議員の発言ではありませんが、日本でも大きな災害が起きております。この何日かの熊日新聞の記事を見ても12月2日のCOP25の開催のニュース、12月1日の論壇での災害問題でもこの問題を取り上げ、29日の首相の国連演説を断られる、いわゆる日本が石炭火力推進をやっているからということで断られるというニュース、27日には一面トップで温暖化破壊的影響も国連報告今世紀3.9度温度上昇と一面トップで報道しています。高橋議員の先ほどの話と同じように、今年もいろいろの災害がありました。それがほとんど大雨と台風がもたらしたもので、その原因は異常気象、すなわち地球温暖化がもたらしたものと見解がほとんどであります。くしくも昨日NHKでも放送されましたが、ドイツのNGOは、今年地球温暖化による被害が世界で一番大きかったのは日本だと発表したそうです。宇城市も3年前あの地震の後に大雨がありました。大きな被害を受けました。もし、今年の間東で起きたような大雨に見舞われるならば、松橋の豊川地区や小川の海岸地帯などは、今の排水能力の計算からしてもひとたまりもない大変な被害が出るような状況です。

そこで市長に伺いたいのは、新設クリーンセンターは燃やすことが基本となっているために、温室効果ガスの削減にはつながりにくい問題があります。また、30年も40年も運用続けると今の世界の流れとかい離するのではないかとも思います。私は温暖化の関連で、この問題はほぼ決まったような状況になっていますが、今後には禍根を残すような形にならないのか。市長の見解を伺いたいと思います。

○市長（守田憲史君） このクリーンセンターにおけるCO₂の問題は、全く処分を別の方式と言ったらまた別問題で、今議論されているトンネルコンポストとストーカ方式で比較をしますと、トンネルコンポストだと燃やさないんだという入り口ですが、17日間コンクリートの部屋にごみを持っていく、そしてそこで自然発酵して70度の温度になって水分を蒸発させるので体積が半分になる。それを固めて製紙会社に持って行って製紙会社で燃やすのでありまして、二酸化炭素は変わりません。

それと、今回の次の新しい方式は発電を24時間やりますので、CO₂の問題も含めるならば、その分九州電力に売電しますので、例えばの話、九州電力苓北発電所の火力発電所の重油を燃やさなくていいということでありまして、全体のCO₂の量は変わりません。そしてトンネルコンポストは、最後は燃やすんです。そのところを御理解いただきたいと思います。

○12番（五嶋映司君） 市長の今おっしゃっている最後は燃やすというのは事実ですよ。ただし、考えなければいけないのは、三豊市のこの施設について、今市長が言われましたからその施設の例からいきますと、この施設でできたものを燃やすのは、いわゆる製紙工場の今まで化石燃料を燃やしていたものを代替して燃やすわけですから、化石燃料を燃やしたものは減るわけですから、だからそれは今市長がおっしゃったように結果的にはその分は燃やすことになっても、二酸化炭素をより多く排出するかどうかというのでは完全に違う。だから、この前も市長はそういうことをおっしゃっていましたが、そういう意味では化石燃料をそれだけ減る、今先ほども市長が言われたできた発電をするから、その発電は苓北発電所の石炭燃やすのが減るよという理屈と一緒に。だから、増えないんですよというのと一緒にあって、そういう意味ではちょっと違うと思います。ですから、例えば今僕が言っていることは、全部をうんぬんということではなくて、今考えなければいけないのは今の状況の中でここまで進んだ状況の中では、燃やすことを変えろということは無理かもしれません。では今COP25でやっているような方向に従って、どういうことを模索するのか。例えば、次の問題とも多少関わるかもしれませんが、今大事なことはごみ燃料を減らす、そして例えば今さっきおっしゃったように、三豊市は蒸発させて燃えやすいようにするから燃焼効率が非常に良くなる。それで出る二酸化炭素と例えば今回の宇城市の場合には生ごみも一緒に燃やすという計画になっている。湿度が60%を超えるものを燃やす燃焼効率、しかも今回の発電問題でいくと、発電効率はどれだけあるんだという議論があります。だから、この辺は少し議論が長すぎますから、そういう問題も含めて僕はその方策を考えられないのか。今のままでいったら25年、結局メンテナンスがあれば40年は働くと言っていますから、そういう状況の中での今の考え方でいいのかどうかということを問うてます。市長反論がありましたら、是非。

○市長（守田憲史君） 今のごみ焼却場では純粋に燃やしますので、二酸化炭素は出ます。それを例えば十條製紙に持って行ってトンネルコンポストだったならば、その分十條製紙の化石燃料を燃やさなくていい分はCO₂が出ないという、これは・・・ですよ。今回次の施設をストーカ方式かトンネルコンポストかで今の議論ですが、それを今度発電してエネルギーに変えるんですから、CO₂の総量を考

えるとこれは同等と考えなければこのCO₂この20年、COP25うんぬんの将来のことを考えたならば、そういうことであって、決してCO₂が全く別ではありません。発電をしますから、その分苓北発電所の化石燃料は少なくなるわけですので、それを効率だというならみんなそうです。トンネルコンポストがどの程度のあれなのか、それと私も三豊市へ行きましたが、発酵するのでメタンも出るんです。その辺のところも考えないといけないところで、全体の温暖化におけるそのメタンとは何ぞや、メタンをどう吸収するかという議論もまたこれは技術の問題があるんですけど、全てがパーフェクトではないですし、そのCO₂の総量を考えた場合には、発電を行うというところで同等という考え方をしていただきたいと思います。

○12番（五嶋映司君） 市長の今お考えになっている部分とは、多少の矛盾があるということを指摘しながら、この議論をあまりやってもきりがありませんので、次に移りたいと思います。

まずは、今の問題とも少し絡みますが、次の施設規模の問題に移りたいと思います。この施設規模の問題は、今広域連合も市民環境部もこの前の答弁の中でも、ごみ減量化には今後も一生懸命努力をするということをおっしゃっていますが、かなりごみは減らしてほしいと思います。もう一つは、宇城市の工業施設総合管理計画改定版、昨日も大村議員の質問の中でも引用されていましたが、この中での30年後の人口予測はクリーンセンターの利用圏の人口、宇城市、宇土市、美里町の利用圏人口は3万人も減少することになっているんですね。30年後は。そうすると、今ところが今回の施設は、現状と一緒です。95㍓。これは宇土市の焼却場が無くなったからその分また持ってきたから今は足りています。今後もということですから、この問題を現在あるごみを燃やさないといけないから、その施設は必要なんだという議論は分かります。しかし、例えば生ごみを燃やさないような方法を考えるとか、こんな規模のやつがあつたら少なくとも20年後ぐらいには、半分ずつ燃やしているか半分はもうとめてもいいというような議論になりはしないかという話なんですね。だけどそうすると、もっと議論をして施設規模をどうするかということ議論をする余地はないのかどうか。もう決まっているからしょうがないと言われればそれまでですが、私はそういう問題を投げかけたいと思いますが、そういう議論の余地はあるのかなのか、その辺はどっちでも構いません。お答えをいただきたい。

○市民環境部長（稼 隆弘君） 施設規模のことですが、今、宇城広域連合によりますと、平成30年度宇城クリーンセンター可燃ごみ搬入量実績が年間25,097㍓となっております。ただ、今五嶋議員がおっしゃるとおり、今後の人口及び資源化率の将来予測により、令和6年度の可燃ごみ処理量目標値は年間24,069㍓で

計画してあります。この24,069トンを廃棄物処理施設整備国庫補助金交付要綱に基づく算定式によりますと、年間処理量24,069トンを年間稼働日数280日で割り、年間調整稼働率0.96で割り戻し、1日当たり89.6トンということで、令和6年の建設の見込みで計算されております。これに災害廃棄物処理量を加えて、1日当たり95トン以下ということで処理規模を設定しております。

また、燃えないごみ等には、今広域連合の新焼却場整備計画でも、燃やせるもの全てが焼却対象にはなっておらず、新聞紙・段ボール・雑誌・布類・廃プラ等の資源化できるものは焼却対象量から除外されております。そういった意味で今後もその燃えない分はリサイクル等に努力していきたいと思っております。

また処理方式については、大学教授等を含めた検討委員会において、何度にもわたり協議を行っておりまして、経済性、環境負荷の軽減や将来的に安定したごみ処理を行うために、今のストーカ式焼却プラスセメント原料化を決定しています。

併せて、技術的に確立されていない処理方式については、広域連合が基本方針に掲げる住民にとって安心・安全な施設とは認められず、また、建設する際には周辺地域から理解をいただくことも難しいのではないかと考えているとのことです。

以上により、今回の新方針を決定されております。

- 12番（五嶋映司君） 担当の部局は一生懸命考えてやりましたと、今の技術水準も取り入れてというのはよく分かりますが、今の世界が要求しているこの地球温暖化の問題にどう対応するかという部分では、かなり弱みがあると言ったらおかしいんですけど、ここまで今どんどん進んでくる、急激にこの2、3年の間に世界の情勢が変わってきている、そういう状況の中でどうするのかというのがひとつ問われているような気がします。今回は、今回のこの質問ですぐ変えていただきたいうんぬんではありません。そういうことを含みながら、今回これをやることに關しても、もっと変えられるところは、今決めた方針はこれはもういろいろな手続きが済んでいますから、それを変えることは難しいことにしても、規模のうんぬんとかいろいろもう少し議論する、それで地球温暖化にどう答えていくのかということを考えていただきたい。そういうことを提起するために質問をいたしました。何でもう終わったことをとおっしゃるかもしれませんが、今の世界の情勢はそういうことだろうと思って質問して、次の項に移りたいと思います。

次に、宇城市の農業について伺いたいと思います。前からずっと言っていますが、宇城市の基幹産業は農業であるというのは、もうこれずっと言われているとおりで、これは国の基幹産業も農業であるという言い方はしないかもしれませんが、熊本県の基幹産業は農業であるという言い方もしていますし、そういう意味ではこの位置付けは変わらないと思います。では、この農業をどう維持し発展させるかは、宇城

市の大きな政治課題ということも間違いないと思います。農業委員会の本年3月31日現在の宇城市の農業の概況という書面があります。それによると耕地面積は5,640㌥、そのうちの経営耕地面積いわゆる農地として有効に機能しているという意味だと思いますが、4,097㌥となっています。今回、国営の基盤整備事業約793㌥とかおっしゃっていましたが約800㌥が行われます。これは、宇城市の経営面積の5分の1にあたります。基盤整備の部分については後で伺いますが、残りの8割の農地、御存知のとおり耕作放棄地などが増加の傾向にあります。私の友だちからの話ですが、本人は農家ではないのですが親から受け継いだ農地が数反ある、今まで地域の農家に貸していたがその農家が病気をして農業ができなくなった。今までは、それならと別の農家が使ってくれていたが、今回はそれもできず荒れ放題になってしまっている。今現在、農村では後継者も高齢化で、このような話が特別な話ではなくてどこにでも起こる状況だと思います。このような現状を打開して宇城市の農業をどうしようと考えているのか、まず、一定の部分は基盤整備が済んだところもあるかもしれませんが、4,000㌥の5分の4にあたる面積、どういう具合に宇城市の農業を展開しようとされているか方針があれば伺いたい

○経済部長（坂園昭年君） まず、本市の農業の現状を申し上げます。平成22年と平成27年の農林業センサスで比較しますと、販売農家数が2,377戸から2,104戸に減少しており、農業就業人口も5,050人から4,367人に減少しています。年齢別にみますと、15歳から60歳未満が1,989人から1,494人に減少し、60歳以上が3,061人から2,873人に減少しています。

また、経営耕地面積規模をみますと、2㌥未満が1,568戸から1,370戸に、2㌥以上が809戸から734戸に減少しています。市では、2㌥未満が65%を占めていることになります。

一方で耕作放棄地の面積は、田が78㌥から84㌥に、畑が71㌥から114㌥にそれぞれ増加しています。樹園地では176㌥から156㌥に減少しています。

以上のことから、後継者の確保と耕作放棄地の解消、この2つの課題解決が本市の農業を持続させていくために必要なことと考えています。

市の方針としましては、まずは2つの課題が特に顕著である中山間地域において、集落ごとに地域の担い手や農地の現況を把握し、将来の営農について聞き取ることで意向を把握します。意向内容を集約して、中心的農家と話し合いながら、農地中間管理機構の活用を視野に入れ、農地の集積をどう進めていくかといった、5年後、10年後の地域農業の将来方針を人・農地プランとして策定していきます。

○12番（五嶋映司君） 僕が聞いているのはそういうことではないんですね。現状はよく分かりました。現状は分かったんですけども、集積するとか何とかと言っ

ても、食っていけないと百姓できないんですよ。子育てができないと百姓はできない。子どもが大学、学校行こうと言ったら、おい、もうやめてくれというような状況では文化的な生活ができないですから、そういう経営をする農業をつくらなければならない。だから、そういう計画はどのような計画になっているのかというのを伺いたい。

例えば、そのことに関しては、ちょっと文章として書いたものは、宇城市まち・ひと・しごと創生総合戦略平成27年から平成31年まで、これは企画部にちゃんとしたものをつくって、おおごととして計算をいろいろやって計画を立てられました。これには、農業経営に関してのことがいろいろ書いてあります。例えば、稼げる農業をやるとか後継者をつくるとか、今ちょっとこの資料なんですけどもいろいろなことが書いてありまして、後継者は何年に1人やるとか、6次産業をどうつくるとか何とかというのがいろいろ書いてあります。それが本当に追求されていって、それが宇城市の農政の在り方としてしっかり、これは企画でやったものですからそれが横で経済部まではどうも通じていない。だから伺いたいのは、平成27年から平成31年までの計画今年で終わりです。ここに立てた計画どのくらい実行されているか、そういう検証はできていますか。

○**経済部長（坂園昭年君）** 市としましては、後継者対策事業として農業次世代人材投資資金を行っています。この資金は、新規就農者に農業を開始後、経営が安定するまで最長5年間、年間最大150万円を交付するものです。実績として、平成30年度までの総数が59人、この内訳は平成26年度23人、平成27年度4人、平成28年度11人、平成29年度10人、平成30年度11人でございます。

○**12番（五嶋映司君）** 今のはほんの一部の問題で、ここに書いてあるのを1回読みます。稼ぐ農業の推進、地域をけん引する農家の育成ということから始まります。優秀な就農希望農家が集まりプロジェクトを創設、先進農家の法人化の推進、法人農家現在34法人を40法人にする、これはひょっとしたらできているかもしれません。そういうこととか、雇用就業者数これは増えているかもしれません。新規就農者数、平成25年を平成30年、今年度最終年度は35人にするということがいろいろ書いてあります。稼げる農業の中ではどういうことをやるということも書いてありますが、この辺はちゃんとした政策追求というか、これを経済部で追求されたのかどうか。どうかというのは簡単に答えられるのは答えていただいて、宇城市の農業、稼げる農業をするという例えば昔はあったんですよ、昨日の岡本議員の質問ではないんですけど、大豆と小松菜を入れたらどうかというような意見とか、いろんな提案がありました。こういう農業をこの地域では、例えばこの地域が施設園芸でこういうものをやる、施設園芸の中身はそれぞれに特色のあるものでいろいろ

あるからいいですよ。この地域は土地利用型のをやるならばどういふものをつくる、この地域がこういうものをつくるというのが農業政策だと思うんですね。国の農業政策とは別ですよ。地域ですから直接地方自治体やらなければならないわけですから、そういうのが前から僕は言っているんですけども、そういう計画はないのかどうかを伺いたい。それと、今このひと・まち・しごとのやつがどの程度進んだのか。今一部分的なもののやつだけは答えていただいたから、それ以外で。

○経済部長（坂園昭年君） 五嶋議員が話されましたように、宇城市の農業従事者の約65%が60歳以上となっておりまして、農業の高齢化が進んでいます。10年先20年先を見据えた農業対策が必要と考えております。

ちなみに2015年農林業センサスでいいますと、日本の農業の現状は、農業生産関連売上金額を経営規模別にみますと、売上げ1,000万円以上の販売農家は、農家数の割合は6%とわずかでございますが、売上金額の割合は66%と過半を占めており、売上金額の高い販売農家の存在が大きくなっています。これは生産力のある大規模農家が増えてきているからで、この流れは今後も加速し、大規模農家はさらに大きくという形になってくると予想されます。

我が国の農業施策は、貿易自由化に対応するため農業経営の規模拡大や企業の農業参入、輸出戦略の強化を推進しております。その規模拡大の具体的方策の国の推進としまして、小規模農家や兼業農家、高齢農家が集落営農の組織化に取り組み、農地を集積して経営規模の拡大を図る。さらに農業機械を共同利用することによって経営の効率化が図られ、個人経営と比べて労働時間の短縮や生産コストの削減、収入増加が期待できるというものです。

今後の経営の方向性は、先ほど答弁しました人・農地プラン策定の中で集落・地域において、話し合いをもちながらプランを作成したいと考えております。

本市は、国・県の補助を活用し、農業施策を進めております。先ほどの農業次世代人材投資資金のほかを説明させていただきます。県普及指導協力委員活動推進事業により、県の普及指導員が振興局が委嘱した指導農業士とともに、農業経営や生活の改善等に関して実践的指導を行っています。

宇城地方指導農業士は現在18人で、宇城市13人、宇土市3人、美里町2人でございます。さらに、市の認定農業者の各支部で、新規就農者、青年農業者に対して、情報活動の支援を行っています。

○12番（五嶋映司君） 答弁がちょっと違って、事前に打ち合わせして僕の意図は大体お分かりいただいていると思うんですけども、ただ、多少今ひと・まち・しごとの追求、この部分についてはそのとき詳しく言わなかったものですから、そういう意味でちょっと迷惑をかけていますけれども、今一生懸命答えていただいているの

に悪いんですけれども、違うんですよ、それをずっとやってきたんだけど、農家はどんどん駄目になってきちゃった。だからそれをどうするのかという問題なんです。これはあんまりやっても、今答えていただいた中では、宇城市の中に宇城市の農業をどうするかという明確な基準がない、明確な目標がないというのがはっきりしたような気がします。これで少なくともこの時に一生懸命考えてある程度のこととはやろうかと考えて、これを具体化してやれば、じゃあ稼げる農業は何がいいんだろうという議論の追求もできた。第6次産業は何がいいんだろうという議論もできたんだけど、結局平成31年今年で終わりだから、つくったけど終わりましたで終わりですよ。かなり金が掛かっているんですよ、これ。国はこのために予算を組んで、ちゃんと市役所の中にもそういう部署をつくってやったわけですね、担当の人まで置いて。そんなことですから残念ですけども、そういうことを是非考えていただきたいのは、そういう農業政策を是非考えて、施策を考えていただきたい。

そしたら、今ちょっと同じようなことを言いましたから、次に2番目を後にして、3番目の国営基盤整備事業後の農業経営計画はというところがあります。これは800%の基盤整備ができます。これは非常に農地としてはいい状況になります。ただこの中での問題点はあるんですが、その問題点は今日の議論の中に入れないことにして、では800%の基盤整備をした後、どんな稼げる農業をやるのか、そういう農業経営計画を立てて、それで農家にこの基盤整備をやりませんかと提起したのか。提起したのであれば、基盤整備事業をやるときには、昭和35年の農業基本法ができた後の総合農業構造改善事業、このときには今後の日本の農業はこういうことをやります、選択的に掲げてこれとこれをやります、輸入するって駄目なものはやめますということで決まっていた。そして基盤整備をやりますとどんどん進んできました。結果的には土木業者がもうかった。農家はどんどん落ち込んでしまったという結果に終わってしまったような感じですが、今回の800%の中でどういう農業経営をしてほしい、どういう方針をお持ちなのか。そしてこの基盤整備を進められたのか。この基盤整備が悪いといううんぬんではなくて、その後に農家を助けるためにどういう施策を考えたのか。

○経済部次長（黒崎達也君） 私からお答えさせていただきます。まず、国営基盤整備事業に関しましては、整備後から5年後、つまり今から20年後を見据えた営農計画を記載しなければいけないという決まりがあります。そのため、推進協議会におきましては、地元の農家を構成員といたしまして営農部会を組織しています。その部会において、20年後の担い手の数や経営可能面積を想定いたしまして、誰が、どの作物を、どれくらいつくるのかなど、地元農家やJA熊本うきなどの関係機関

と協議をしながら作成していきます。

事業実施計画では、認定農業者や認定新規就農者及び農業法人や集落営農法人を担い手と表記しています。なお、農家は経営体と表現しています。

現在作成中の計画書に記載している担い手は140経営体でございます。の中には、大規模農業法人が9社、集落営農法人が1組織、これから設立予定の集落営農法人が7組織含まれます。25年後は、この担い手140経営体に86%の農地を集積する計画ですので、800㌦のうち680㌦ほどを耕作してもらうことになります。平均しますと1経営体当たり5㌦となります。

ただし、大規模農業法人には、1経営体当たり10㌦ほど担っていただきます。また、地域の農地を地域で守ることを目的といたしまして集落営農法人化を進めてまいりますので、その地域の全農地を担ってもらう計画にしております。

これによりまして、高齢で後継者がなく、離農する経営体の農地を担うシステムをつくっていこうと考えております。

今後も高齢化は進んでいきますけれども、整備後は耕作条件が非常によく改善されるということもありますので、担い手以外の耕作面積が小規模な経営体におきましても、労働時間の短縮と省力化ができます。整備前よりも長く農業経営を続けられると見込んでおります。

○12番（五嶋映司君） 今、経営形態は同意をするか、担い手に任せる、そして農地を集積するというそういう計画は分かりました。ただ、どういう農業を展開するのか、いわゆる土地利用型の農業にするのか、施設園芸型にするのか、それともどういう作物をやるのか、これが一番大きな問題ですね。この問題があるために戦後営農農家が農地解放でどんどん小さくなっているときに、農業普及員制度をつくってそれを指導する体制ができて、農協にも営農指導部ができて、それで作物をどうするかというようなことができました。それで初めて農家は経営体として成り立ち始めたのに、ところが今回は具体的なそういうのが集まって皆今からやると、5年後にやるということでは、例えばこういうことでこういう農業を展開するから皆さん賛成してください、一緒にやりましょうということにはならないという気がします。もうこれは時間がないので、私の考えでひょっとしたら御異論あるかもしれませんが、是非、そういう形を考えていただきたいと思います。

今度は、次に国連の家族農業10年についての質問に移ります。国連の家族農業10年への対応を伺いたいんですが、先ほどもいろいろ言いましたが日本の農業は戦後の食糧危機の時代を農地を農民に配分する、いわゆる農地解放によって農業生産を飛躍的に増産させました。そしてこの戦後の食糧危機を乗り切りました。そして世界に驚くほどの経済発展をこの農地解放を土台にしながら成し遂げました。と

ころが昭和35年の農業基本法の成立によって、外国の農業との競争力強化と同時に、工業製品の輸出のためには食料の世界分業論などが盛んに言われて、日本の農業の衰退がどんどん始まりました。食料自給率もカロリーベースで昭和35年いわゆる当時79%あったものが、今では農林水産省の統計でも37%まで下がりました。この日本の農業が危機的な状況というのは誰もが認めるとおりです。今回日本も参加して国連が提唱した家族農業10年では、提案された理由を次のように述べています。世界の農業経営の85%は2畝未満であり、それが世界の食糧の8割以上を生産している。世界では、小規模・家族農業を抜きには食料基盤と国土利用（保全も含む）を考えられない状況になっている。小規模・家族農業の役割と可能性を再評価して、持続可能な食料生産や食料（安全）保障、雇用創出・貧困・飢餓対策などに取り組んだが、これらをさらに発展させるとこれからの10年を位置付けた。ここでいう小規模農家というのは、農業労働力の過半を家族労働で占めている農林漁業のことをいうと注釈を付けています。人的つながり、きずななどを持つ社会集団による農業であり、資本的なつながりによって結合した企業的農業に対峙するものと捉えていると。このことは今進められている単作栽培や規模拡大、膨大な肥料や農薬を使う市場経済の論理だけの農業では、今盛んに言われるSDGs、いわゆる持続可能な開発目標にそぐわないし、危機からの解放や貧困の撲滅ができないと国連が世界に呼び掛けて、日本もこれを承認しております。

まだ始まったばかりです。今まで言ってきた中で、今日本の農業政策は大規模、先ほど皆さんが言われたように競争力を強化して輸出をやる、外国の農産物に勝ると言っていますが、この問題はちょっと数字の問題がいろいろありますけれども、日本の農業は保護されていると皆さん勘違いされているかもしれませんが、ヨーロッパは農家の農業所得に占める補助金の割合は90%を超えています。日本は16%しかありません。アメリカですら23%を超えています。日本の農業はほとんど保護されていないという状況です。今ところが国連は、そういう呼び掛けをしました。それによってSDGsを環境保全をやるためにもこのことが必要だし、このことが世界の食糧危機、貧困からも抜け出す可能性があると訴えました。この問題を経済部でも誰でもいいですが、どう捉えておられるかまずは伺いたい。

○経済部長（坂園昭年君） 国連は2017年12月の総会で、世界の食糧安全保障確保と貧困撲滅に大きな役割を果たしている家族農業について、2019年から2028年を家族農業の10年と決めました。

その概要は、各国が家族農業に係る施策を進めるとともにその経験を他国と共有すること。2つ目に、国連食糧農業機関等は、各国における活動計画の策定、展開を先導することを求めています。

国連のいう家族農業とは、家族労働を主体とする農林漁業全般を指します。開発途上国・先進国ともに、食糧生産によって主要な農業形態で、この家族農業が世界の食糧生産の８割以上を生産しているとなっており、また、社会経済や環境、文化といった側面でも重要な役割を担っていると言われております。その家族農業の比率は、先ほど話されましたように、日本、ＥＵ、米国とも農業経営体の９割以上を占めています。

世界では、８割の方が農村地域で暮らし、農業に従事していると言われております。国連は全ての形態の貧困を終わらせる鍵として、「家族農業１０年」を推進するため、本年５月２９日に世界行動計画を正式に発表し、７つの柱を設定して、各国に行動計画づくりを促しました。

○１２番（五嶋映司君） 聞いたことで、今言ったことはどう対応しているのか、それはこの言っていることでしょうか。言っていることを繰り返してほしくないんですよ。今それは決議をしたこと言っている、その決議は分かっているものとしてどう対応しているのか聞いているんですから、そういうことを繰り返さないでほしい。

○経済部長（坂園昭年君） すみません。国も７つの柱を明記した国家行動計画を策定していくと思いますので、本市としましては、国の政策の動向を注視してまいります。

○１２番（五嶋映司君） ごめんなさいね。対応を聞いているのであって、それはもう分かっていること、みんなどこでもネットで誰でも見られるものを繰り返してほしくないということです。

今おっしゃったように、結論としては今後の国の動向を見て対処したいということが結論ですね。それはやむを得ないと思うんですね。今国が言っているときは、まだ言ったばかりで農林水産省も余りまともな方針を出していないんですよ、このことに関しては。実を言うと、これは、日本の農業政策とかなり矛盾するんです、これ。ところが国連がこれをやらないといけない、これが実際にそういう状況になっている。日本の農村を見てもさっき言ったとおり、家族農業が少なくなっちゃったもんだから、文化もなくなって、とにかくイノシシはどんどん出てくる、日本の農村がどんどん壊れていってしまう。それにどんどん金をかけても追いつかない。そんな、いわゆる持続可能な開発ではない、これを考えないといけないということなんです。今農林水産省は出していないから、最初も言ったとおり農林水産省が方針を出さないと私たちは動けないよと言うかもしれないけれど、家族農業のこういう問題については、しっかり考えればこんなこともできる、こんなこともできるというのが出てくるんじゃないかというような気がしますから、この問題、これ以上言ってもどうしようもありませんから、是非しっかり今部長が読んだように、

その読んだことをしっかり皆さんにも浸透させて、そして議論してどうしようかと。できないかもしれませんが、今のままではこんなことではどうにもならないというかもしれないけども、それを模索するということを是非訴えたい。してほしいということをお願いして、時間がありませんので、次に移ります。

防災センターについて伺います。全員協議会で説明をいただきました。工事がかなり遅れているということです。私は3月19日に終わるから、来年度の年初にはこの利用が可能だと考えていましたが、残念ながらそうはいかないみたいです。6つの防災センターの運用計画、ところが私は思ったんですけども、来年の4月ぐらいからできるような状況になっているから、もう運用計画ができて条例案の準備もできているんじゃないかと思ったんですけども、その辺も含めてこの運用計画がどうなっているかを伺いたい。

○総務部長（成松英隆君） まず、整備を進めております防災拠点センター、仮称でございますけれども、こちらは防災機能の強化はもとより、公民館や福祉センターなどの老朽化した施設の更新や多様化するニーズに対応した可動間仕切りなどの効率化、設備のバリアフリー化など安心安全な施設整備を目指しているところでございます。

運用計画につきましては、用途廃止や解体する施設の機能を防災拠点センターの中で継続する内容でございまして、2月の定例会で条例制定に向けて現在協議を進めております。

それぞれのセンターにおけるコミュニティの利用に関する会議室の室数や面積については、昨年9月議会の中で五嶋議員に説明したところですが、全体的にはコミュニティ利用が可能な施設は増加しております。

特徴的なところとしますと、三角センターはこれまで大広間というところが広くございました、そこはもともと574平方メートルあったのを489平方メートルと若干減らしておりますが、これはもう人口減少の中でやむを得ないところではないかと思っておりますけど、ある程度の収容人数は確保できると考えております。

不知火地区におきましては、1つはここはもとよりいろいろな使い方がありまして、遮音機能、防音壁を使ってコミュニティ室をつくるというのが1つの大きな特徴でございます。

松橋の東、これは福祉的避難所というところも考えておりますので、ストレッチャーで運べるエレベーターや車いす対応のシャワールームを備えております。

それと、松橋西は図書館的な空間を設けておりまして、学習ルームをつくっております。

小川につきましては、コミュニティの諸室としましていわゆる体育館に近いよう

なところが、これまで小川地域の福祉の講堂が278平方メートルだったのが今度は885平方メートルとかなり大きくなりまして、今までですとバドミントンのコートが1面しかとれなかったのが6面はとれるようなところで、スポーツ振興などで活用することができる。

豊野は、現在と同じような室数で、今後とも公民館事業や老人福祉の事業をこれまでどおり開催できると考えております。

○12番（五嶋映司君） それぞれにいろいろあると思いますが、公民館がほぼ無くなりました。老人福祉センターも松橋の老人福祉センターが残るだけであとは無くなりました。いわゆる市長が言うスクラップアンドビルドではないですけど、古いものを新しいものにしてというお話ですけれども、財源との関係で運用が制限されるということを聞こうと思ったんですが、これは特別ないということですから飛ばして。それでは、今おっしゃった公民館としても使うとなったり、老人福祉センターとして代替としてどうするかということはお答えにならなかったけども、その辺も含めてと、例えば小川は体育館を壊しましたから体育館として使えるようなこともやるよということと言っていましたね。だから、そういうことをもう少し明確にもうここでは時間がないからいいですから、こういうことで考えているということを事前に教えてほしいと思います。

それでは、公民館としても使えるよと、老人福祉センターとしても使うよというようにお話でしたから、そういうために使うには職員配置の問題が非常に大きな問題ですね。公民館として使うならば前回のときも言いましたけれども、公民館というのは地域の文化をちゃんと育む、そして地域の人たちもいろいろ楽しんでいただくものが、いわゆる社会教育の一部ですからそういうのがありますけれども、では、職員配置の体制は具体的にどうなるのかというのをまず伺います。

○教育部長（吉田勝広君） 現在、公民館は、宇城市公共施設等総合管理計画にもありますけれども、どの施設も建築後30年を経過し、防災拠点センターの建設と併せ、各公民館の建物は解体される計画でございます。

このことを踏まえ、公民館という建物が無くなっても、防災拠点センターにおいて、公民館機能をどのように継続していくか。現在、防災拠点センターの管理・運営や利用の在り方と併せて、公民館の組織体制や事業運営についても、関係部署と協議を進めているところでございます。

職員配置につきましては、補助金等の制約もありまして、公民館職員としての配置はできません。しかし、公民館が担ってきました地域の学習拠点としての役割については、市民サービスを低下させないよう、これからも地域の実情に沿った事業の企画や運営、それから情報の発信などに努めてまいりたいと思っております。

○12番（五嶋映司君） 結果的に、まだ具体的に決まっていないということによろしいかと思います。だから是非そういう意味であつたら、いろいろな例えば今おっしゃったように、財源との関係でここは置けないという制約があるんですね、やはりね。だからそういうことも含めてなくなったものの代替施設として賄えるように、是非しっかり検討していただいて、住民サービスの低下がないように職員の方々検討していただいて、そういう条例案の提案を期待して、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（長谷誠一君） これで、五嶋映司君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。一般質問の途中でありますが、本日の会議はこれで延会にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

明日7日及び8日は、市の休日のため休会であります。

来週9日月曜日は、午前10時までに本会議場に御参集願います。

どなた様も御苦労様でした。

—————○—————

延会 午後2時01分

第 4 号

1 2 月 9 日 (月)

令和元年第４回宇城市議会定例会（第４号）

令和元年１２月９日（月）

午前１０時００分 開議

１ 議事日程

日程第１

一般質問

２ 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

３ 出席議員は次のとおりである。（２２人）

１番 原 田 祐 作 君
３番 山 森 悦 嗣 君
５番 坂 下 勲 君
７番 高 本 敬 義 君
９番 福 永 貴 充 君
１１番 園 田 幸 雄 君
１３番 福 田 良 二 君
１５番 渡 邊 裕 生 君
１７番 長 谷 誠 一 君
１９番 豊 田 紀代美 君
２１番 石 川 洋 一 君

２番 永 木 誠 君
４番 三 角 隆 史 君
６番 高 橋 佳 大 君
８番 大 村 悟 君
１０番 溝 見 友 一 君
１２番 五 嶋 映 司 君
１４番 河 野 正 明 君
１６番 河 野 一 郎 君
１８番 入 江 学 君
２０番 中 山 弘 幸 君
２２番 岡 本 泰 章 君

４ 欠席議員はなし

５ 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 吉 澤 和 弘 君 書 記 西 村 光 代 君

６ 説明のため出席した者の職氏名

市 長	守 田 憲 史 君	副 市 長	浅 井 正 文 君
教 育 長	平 岡 和 徳 君	総 務 部 長	成 松 英 隆 君
企 画 部 長	中 村 誠 一 君	市民環境部長	稼 隆 弘 君
健康福祉部長	那 須 聡 英 君	経 済 部 長	坂 園 昭 年 君
土 木 部 長	成 田 正 博 君	教 育 部 長	吉 田 勝 広 君

会 計 管 理 者	横 山 悦 子 君	総 務 部 次 長	天 川 竜 治 君
企 画 部 次 長	杉 浦 正 秀 君	市 民 環 境 部 次 長	松 川 弘 幸 君
健 康 福 祉 部 次 長	西 岡 澄 浩 君	経 済 部 次 長	黒 崎 達 也 君
土 木 部 次 長	梅 本 正 直 君	教 育 部 次 長	豊 住 章 君
三 角 支 所 長	原 田 文 章 君	不 知 火 支 所 長	濱 口 博 隆 君
小 川 支 所 長	篠 塚 孝 教 君	豊 野 支 所 長	園 田 郁 夫 君
市 民 病 院 事 務 長	伊 藤 博 文 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	白 木 太 実 男 君
監 査 委 員 事 務 局 長	山 本 裕 子 君	財 政 課 長	木 見 田 洋 一 君

開議 午前１０時００分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第１ 一般質問

○議長（長谷誠一君） 日程第１、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、４番、三角隆史君の発言を許します。

○４番（三角隆史君） おはようございます。議席番号４番、会派彩里の三角隆史でございます。ただいま議長のお許しを頂きましたので、通告のとおり大きく６点、環境問題、地域振興、保育園の民営化、災害対策、教育環境、高齢化対策について質問させていただきます。

まずは、大きな１点目、環境問題について質問をさせていただきます。第２次宇城市環境基本計画、環境目標４、個別目標４の１にごみを減らし資源を有効活用すると明記してありますが、宇城市としてごみの減量化に向けて努力しているのか。またどういうところに力を入れているのかをお尋ねします。重ねて、過去３年間の廃棄物排出状況をお尋ねします。

次の質問からは、質問席にて行います。

○市民環境部長（稼 隆弘君） 本市のごみの総排出量は、熊本地震の影響のある平成２８年度、平成２９年度を除き、平成２７年度１８,８０４ト、平成３０年度２０,８６０トで、このうち可燃ごみの排出量は、平成２７年度１４,５０６ト、平成３０年度１４,６８６トと増加傾向にあります。

このような状況の中、本市では、平成２９年１１月に今後１０年間の環境保全及び創造に関する施策の方針を示すとともに、市民、事業者、市のそれぞれに求められる役割と取組の方向性を明らかにした、第２次宇城市環境基本計画を策定しています。

ごみの減量化としましては、計画の中の環境目標４に、資源を循環利用する環境にやさしいまちを掲げ、個別目標として、ごみを減らし資源を有効活用しますとしています。その目標を推進していく施策の柱として、５Ｒ（不要なものは買わないリフューズ・ごみを減らすリデュース・繰り返し使うリユース・修理して使うリペア・資源として再利用するリサイクル）と３０１０（さんまるいちまる）運動を推進していくこととしています。併せて、宇城広域連合が策定している廃棄物処理計画と連携し、ごみの減量化を図っております。

○４番（三角隆史君） ごみはどんどん減量していただきたいと思います。ごみは価値を生み出す場合もあります。１０月末に民生常任委員会の視察研修先の東京都東大

和市内のセブンイレブン15店舗でペットボトル自動回収機を設置し、ペットボトル5本にナナコポイント1ポイントが付与されるリサイクルに重きをおいた事業が行われております。宇城市においても、こういった事業に取り組むべきだと考えますがいかがでしょうか。

○市民環境部長（稼 隆弘君） 現在、本市ではペットボトルやアルミ缶など24品目の分別収集を市内173の行政区で実施し、有価物は売却後行政区に全額還元しております。平成30年度の実績では、ペットボトルの59トンははじめ合計で1,246トンを回収し、リサイクルしております。

ただいま議員御紹介の東大和市のコンビニでのペットボトルの回収につきましては、自動回収機の設置費用をセブンイレブン・ジャパンと日本財団が負担し、セブンイレブン15店舗のオーナーが回収機内のごみ袋の取り替え等の維持管理を行い、東大和市清掃事業協同組合が収集・運搬を行っているとのことです。全てボランティアで実施されており、市の負担はないとのことです。

先進的な事例の紹介につきましては、感謝申し上げます。

本市では、現在行っている各地区ごとの分別収集が中心と考えております。他の収集方法を導入すると、各地区のリサイクル還元金の減少による各地区のリサイクル意欲の低下が予想され、リサイクル率の向上につながるのか疑問があると考えております。

○4番（三角隆史君） 次に移ります。近年スーパー、コンビニ、ファストフード店でプラスチック容器の提供が多くあります。それに伴い、プラスチックごみがあふれております。また、海洋投棄も多く、先日の熊日新聞には誤って食べたと思われるカニの記事が掲載されていまして。食物連鎖において人間が口にしているかもしれないこの状況の中、宇城市におきましてプラスチックごみ削減への取組が行われているかお尋ねします。

○市民環境部長（稼 隆弘君） 今年6月に日本で開催されたG20大阪サミットの主要議題の1つに、プラスチックごみ問題が取り上げられておりました。中でも海洋プラスチックの問題がクローズアップされており、ごみとして捨てられたプラスチックは川から海へ流れ、波の力や紫外線の影響などで細かく砕け、5ミリットル以下になったものはマイクロプラスチックと呼ばれ、小さな生物がこれを取り込み、それが魚や海鳥の体内に入り、食物連鎖を通じて私たちの体内にも蓄積しているのではないかと懸念されております。

本市では、ペットボトルやプラスチックの分別収集や宇城市民一斉清掃等を通して、プラスチックごみが川や海に流れ込まないように取り組んでいるところであり、引き続き広報紙等を通して啓発に努めてまいります。

また、今年から県の事業の一環で、海岸に漂着したごみの組成調査を三角町の1か所（大口地区）で実施しました。組成調査とは、漂着したごみは何なのかを分別し調査することです。調査回収範囲は、50メートル×10メートルの500平方メートルを範囲としております。回収したごみは、合計260キログラムあり、内訳としてはペットボトル425本、発泡スチロール36個、海苔の養殖用の竹が200キログラム等となっております。これからも毎年同じ場所で調査を実施していく予定ですので、また今後も県と連携をとっていきます。

○4番（三角隆史君） 愛媛県の四国中央市に福助工業という会社があります。この会社が世界で初めて、海でも土でも分解するレジ袋を開発されました。2020年7月の販売予定だそうです。ついにこういう時代がやってまいりました。今後ごみ袋にも応用され、土にかえるごみ袋になれば、生ごみの堆肥化等が容易にできるようになると思います。また宇城市でも将来的に導入していただき、ごみの減量化に貢献してくれるのではないのでしょうか。非常に楽しみにしております。

次に移ります。共同で行う清掃活動と言えは6月に行われます一斉美化清掃がありますが、それだけでは町自体がなかなかきれいになっていないのが現状です。私が住む三角町でも、高野山頂上周辺、大岳山頂上周辺などが荒廃していると聞きます。こういったところを自治会、学校、企業等の団体で清掃活動をし、一方行政は清掃用具の貸出し、支給を行うといったお互いの役割を明確にして、町をきれいにするという手法で皆さんの公共財産への愛着を深める活動、いわゆるアダプトプログラムを宇城市でも導入すべきだと思いますが、市の考えをお伺いいたします。

○市民環境部長（榎 隆弘君） 今議員がおっしゃいましたアダプトプログラムのアダプトとは、英語で養子にするという意味があり、市民や企業が公共スペースをアダプトし、我が子のように面倒（清掃・美化）をみることから名付けられたボランティア活動です。

自治会・学校・企業等の団体が、道路・河川・公園等の公共財産の里親となって清掃活動を行う一方、行政は、清掃用具の貸出し・支給を行うといった、市民と行政がお互いの役割分担を定めて公共財産の管理を協働して行っていく手法で、公共財産の適正な環境確保と公共財産への愛護意識の高揚を目的にしたものです。

具体的に申しますと、熊本県が行っています「ロードクリーン・ボランティア事業（旧道の里親事業）」が代表的な事業で、道路の一定区間を企業や団体などが定期的に清掃活動を行い、道路管理者は、看板（サインボード）の設置や清掃用具などの支給を行い、官民協力のもと道路を管理していく方法です。

本市でも、似たような活動として花いっぱい運動として道路残地への花の植栽による美化に努めております。

今後、アダプトプログラムを採用するにあたりましては、公共施設を管理する部署と連携し、研究していく必要があります。

○4番（三角隆史君） 行政と住民の皆様で行う清掃活動を定期的に行うということは、自分が住むまちをきれいにする、きれいになることで愛着も増し、自分の住むまちに誇りと希望を持て、積極的にまちづくりに参加したくなる気持ちになるのではないのでしょうか。このアダプトプログラムが宇城市に浸透し、きれいな宇城市、誰もが住みたくする宇城市になることを願い、次の大きな2番の質問に移ります。

年々、三角町の人口は減り続け、今現在7,500人を切っている状況だと予測されます。そういった中、活性化への起爆剤として期待をしていたボートピア、寺島リゾート開発の話もなかなか前に進んでおりません。本年6月に宇城市から出された宇城市復興グランドデザインの中で、重点プロジェクトとして、三角地区においては三角駅周辺を核としたコンパクトなまちづくりを目指しながら、済生会みすみ病院の移転支援と明記されている上、将来イメージ図の中でも移転後のイメージがはっきりと駅前に映し出されておりますが、宇城市は、済生会みすみ病院の移転が三角町にもたらす影響をどう捉えておられるのかお尋ねします。

○企画部長（中村誠一君） 済生会みすみ病院の移転につきましては、平成26年に病院側から初めて相談がっております。その後、みすみ病院における移転計画の検討を経て、済生会の熊本支部に移転のプロジェクト会議が設置され、そこで審議が行われているということで伺っております。市としましては、このプロジェクト会議の結論を持つ必要があると考えています。

済生会みすみ病院の移転が実現すれば、三角駅周辺に多くの人が集まり、新たな人の流れが生み出される効果が期待されております。

また、三角駅前にはJR駅と産交バス三角営業所、三角港が集中する公共交通の結節点であることから、済生会みすみ病院とこれら公共交通が融合することで、三角地区のコンパクトなまちづくりが推進され、地域が大きく活性化する可能性が広がるものと考えています。

引き続き、済生会みすみ病院の移転に関するプロジェクト会議の審議の状況を見守り、移転が決定されれば、市としましても最大限の支援を行ってまいりたいと考えております。

○4番（三角隆史君） 私も一般質問で何回かこの済生会の質問をさせていただいたんですが、済生会への市の取組を聞いていると済生会側の動きを見守っているだけのように見えます。そうではなく、こちらから済生会側へ働き掛け、協議の場を設けていただき、移転に向けた具体的な条件を出す必要があるかと思いますが、どうお考えかお尋ねをいたします。

○企画部長（中村誠一君） 現在、済生会におきましても、移転のプロジェクト会議で審議を続けている状況であり、その結論が出なければ、具体的な支援の内容の提示は難しいと考えております。市としましても、済生会の熊本支部や本部との直接の意見交換を行う場の設定を申入れするなど、情報収集に努めてまいります。

○4番（三角隆史君） 三角町にとって、済生会みすみ病院がグランドデザインのように移転していただくことは悲願でもあります。現実、人口減少のさなか廃業が後を絶ちません。商工業の衰退が際立っています。防災拠点センター、金桁温泉の建設、非常にありがたいことです。しかし産業の育成が待ったなしの状況で今この三角町を蘇らせてくれるのは、済生会みすみ病院移転のほかありません。車ではもちろん、ＪＲ、バスまた三角港ならではの船で通院することができます。三角町にとって喫緊の課題です。どうか済生会みすみ病院の移転を早期に実現するため、市を挙げて絶大な支援をお願いいたします。

次に移ります。地域商社事業の今年度の具体的な取組についてお伺いします。先日１１月２６日から１２月１日まで、銀座くまもと館で開催された「うき物産フェア」について、どういった手応えだったかをお尋ねします。

○経済部長（坂園昭年君） 宇城市地域商社事業の一環として、先日の１１月２６日から１２月１日までの６日間の期間で、首都圏における販売ルートの確立・拡大へ向け、銀座くまもと館で「うき物産フェア」を開催しました。ＪＡ熊本うきほか６事業者の農産物や農産加工品、２９品目の販売を行っております。

今回の銀座くまもと館を利用したの物産フェアは、合併以来、初めての試みです。そのため、来場者に対し聞き取りを行いました。

まず、熊本県産の名物は知っていますかとお聞きしたところ、馬刺し、からし蓮根、豆腐の味噌漬け、南関あげ、陣太鼓との答えがあり、宇城市産の名物は、との問いには、ほとんどの方が知らないと答えられました。まだまだ首都圏での認知度が低いと痛感したところであります。

それでも、本市の農産加工品に興味を持たれた方は、品質の良さに感心され、原料となる農産物が無農薬かどうかに着目されていました。また、都会の方は、ほとんどの人が電車で移動されるため、持ち運びが楽で、軽めの商品を購入される傾向にあることが分かりました。

今回の成果は、消費者のニーズがうかがえたことと宇城市のＰＲができたことだと思っております。

○4番（三角隆史君） 私も１１月３０日に東京宇城市会終了後、立ち寄らせてもらいましたが、なかなかの人出ではなかったかと思います。うき物産フェアは、初めての試みでもあり御苦労もあったと思いますが、宇城市産の農産加工品をもっと多く

の方に周知することで収益の向上にもつながります。そこで、今後はこの事業をどのように進めていくかお尋ねをいたします。

○議長（長谷誠一君） 発言の途中ですが、カメラの故障でしばらく休憩させていただきます。

—————○—————

休憩 午前10時18分

再開 午前10時26分

—————○—————

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

○経済部長（坂園昭年君） 三角議員の再質問の今後事業をどのように進めていくかについてお答えします。

東京などの大都会で一気に認知度を上げていくには、よほどの人気商品がなければ難しいと考えますが、一旦火がつけば一気に認知度が増し、売れ行きも上がることはよく知られています。

今後も、売れ筋商品のラインナップとともに、健康志向などのテーマを持った上で、継続して行うことが重要と考えます。

また、販路拡大には、バイヤーとの接点が大事であり、積極的な売込みを行っていきます。

○4番（三角隆史君） 私はこのような事業をどんどん推進していき、外へ出向くことで宇城市産の農産物のすばらしさを全国各地に広め、稼げる農業の確立を図っていただきたいと願っております。今後の事業発展を願い、次の質問に移ります。

保育園の民営化は全国的に進んでいると認識しております。我が宇城市におきましても徐々に民営化が行われておりますが、三角町の公立保育園につきまして、現在の進捗状況、今後の予定についてお伺いします。なお、議長の許可を得まして、青海小学校付近位置図を配らせてもらっております。参考にいただければと思います。

○健康福祉部長（那須聡英君） 保育所等の民営化については、宇城市行政改革大綱及び公共施設見直し方針に基づき、順次民営化の取組を継続して行っております。これまで松橋保育園、河江保育所、不知火保育園を民営化しております。

民営化後の状況についても、それぞれの園では職員配置が充足しているため、入所児童数も増え、待機児童対策にも大きく貢献しておりまして、保育内容等についても民営化後の保護者アンケートの結果からも分かるように満足されている状況でございます。

また、地域からの評判も良く、民営化以前にも増して入所希望の問い合わせも多

い状況でございます。移管前から開催している三者協議会も継続して行っており、会議の際にも保育内容に対する不満等の意見は全くございません。

また、財政面においては、法人運営になったことで国・県からの運営補助が望めることから、軽減された一般財源により、本年10月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴って、県内14市で唯一の独自施策である副食費の無償化が実現できた大きな要因となっております。このようなことから、公立保育園の民営化は運営の安定面、財政面からも非常に有効な施策であるため、今後も積極的に推進していくこととしています。

三角町の3つの保育園については、平成29年度から保護者の皆さんと意見交換を実施しておりますが、大岳・青海と戸馳では、小学校区が違うこと、また今後の児童数の推移等を十分考慮した上で、戸馳保育園については単独で、大岳及び青海両保育園については統合する形で民営化方針を提案し御理解をいただいておりますので、引き続き公募条件等の協議を行っている状況でございます。なお、今後の予定としましては、今年度には移管先法人の募集を行うこととしております。

○4番（三角隆史君） 今の答弁によりますと、大岳保育園と青海保育園を統合する形で民営化をするということで理解をいたしました。そこで、統合された保育園、すみません、ここでは仮に新青海保育園とこの場では呼ばさせていただきます。保育園の今後について伺います。現在の進捗状況、今後の方向性についてお尋ねをいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 繰り返しになりますが、青海小学校区には、大岳・青海と2つの保育園がありますが、当校区の出生数と今後の人口動態を考慮し、民営化に合わせ統合することを計画しています。

また、両園舎ともに建築後40年以上を経過しており、老朽化に伴う施設の維持に多額の費用が見込まれること、現在の大岳保育園敷地は災害時の危険性が高い場所にあたることから、新園舎の建設についても、移管先法人が決定した後に速やかな建設ができるよう、候補地等も含め保護者の皆さんと協議・検討しているところでございます。

意見交換をする中で、新園舎建設後は保育園運営に加えて、現在青海小学校敷地内で行っております学童保育の運営についても、条件に盛り込むこととしております。このことから、運営場所については、学童に通う小学校児童の安全性や青海小学校と新設保育園が併設されることにより、市が目標とする保育園と小学校が相互連携することによる一貫的な教育体制の整備と、保育園から小学校に上がる過程で、環境や文化が変わることにより小学校生活を児童が嫌がるいわゆる「小1ギャップ」と言われる状況の解消なども考慮して、小学校敷地内を建設候補地として提案し、

了承をいただきました。

しかしながら、その後に行われた青海小学校の保護者の皆さんとの意見交換において、学校敷地内に保育園が建設されることによる小学校児童を取り巻く環境の変化や双方の事業運営に伴う騒音、学校敷地減少に伴う駐車スペースの減少、保護者送迎と登校時間帯が重なることにより発生する交通の危険性などの問題から、敷地内への建設には反対するとの意見がありました。

健康福祉部としましては、教育委員会及び土木部と対策について協議した上で、その問題点一つ一つに対する対応策を提案し理解を求めましたが、結果的には出席者の意向に変化はありませんでした。

今後も引き続いて、宇城市の未来を担う子どもたちが、安全に過ごすための環境を整備することを一番に考え、保護者及び地域など、関係者の意見を拝聴しながら協議・検討してまいります。

○4番（三角隆史君） 市としては、青海小学校の敷地内に新青海保育園を建設したいが、青海小学校の保護者の方々の反対があったということ、主な反対意見として、保育園、小学校双方の騒音、駐車場スペースの減少、送迎に伴う危険性、この3つが挙げられたということですね。

それでは、この3つの不安材料を解消できたら敷地内建設に賛成なんでしょうか。青海小学校敷地内に、保育園を建設することになった場合、この3つの不安材料を解消すべく整備していただけるかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 若干繰り返しになりますが、教育委員会と土木の方に関係してきますので、進入路の整備であるとか駐車場の確保等を協議しまして、その辺の懸案事項はクリアできるものと考えております。

○4番（三角隆史君） 教育部長にお尋ねいたします。今の不安材料を解消すべく、整備していただけるかお尋ねをいたします。

○教育部長（吉田勝広君） 先ほど健康福祉部長の答弁に、保育園と小学校の相互連携、それから小1ギャップの解消がありましたが、小学校の学習指導要領において幼児期の教育との接続及び低学年における教育全体の充実が規定をされております。

この規定は、幼稚園教育要領や保育所保育指針等に基づく幼児期の教育と、小学校教育の円滑な接続の重要性が示されていますので、幼児期の資質・能力が幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を、幼・小が共有することが重要となります。

議員お尋ねの保護者の不安解消につきましては、建設予定地は、現段階ではあくまでも候補地ということですので、仮に、青海小学校の敷地内に建設が決定したならば、幼・小連携の観点から、関係部署と連携し、小学校駐車場の整備などに協力していきたいと考えております。

○4番（三角隆史君） 今、教育部長の短い中にも力強い答弁がありました。小学校駐車場整備等に協力していただけるということで、保護者の皆様の不安はほぼ解消できます。また、新青海保育園は、学童保育の運営もすることになっております。もし、現在の青海保育園に新保育園が建設されたら、学童に通う子どもたちの小学校から保育園までの安全は保障されるのでしょうか。道のりに旧国道が1本通っています。またこの御時世イノシシが現れないとも限りません。果たして安全と言えるのでしょうか。現在の保育園の場所に建設ということになれば、重機が通る道もないような気がします。そういう面からも、小学校敷地内の方がメリットが多くあることが理解できます。あえて敷地内建設のメリットを4つにまとめました。1つ目は幼・小連携効果が期待できる、2つ目は放課後学童クラブに通う児童の安全性の確保、3つ目は大規模災害時の避難所との連携協力、4つ目は保護者の送迎による利便性の向上です。特に3つ目の大規模災害時では、市の指定避難所である青海小学校体育館と隣接することにより、災害時の対応が速やかにできること。また、今後整備していただくことで、大規模災害時はグラウンド内に車の乗入れを可能にさせていただき、車中泊もできるようにしていただきたいと思います。また、青海小学校保護者の一部の方の反対意見の1つとして挙げられていた駐車場スペースの減少は、教育部の努力で裏口の道路の道幅の拡張など解消していただけますので、4つ目の保護者の皆様の送迎等の利便性は、建設前よりも増して向上するものと考えます。小学校敷地内に建設ということになれば、郡浦、大岳地域の皆様の貴重なコミュニティになることは間違いなく、心の拠り所として非常時には避難場所として、普段は子どもたちの教育や遊びの場、そして休日は大会やイベントの場として郡浦、大岳地区のまちづくりの中心地となります。将来的にみても別々ではなく、同じ敷地内になったことが地域においてどんなにプラスをもたらすか、冷静になって反対されている方も考えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に移ります。青海小学校は地域防災計画においても、地域の認定された避難場所に指定されており、地域の皆様の拠点として認識されている場所だと考えますが、新保育園建設にあたり、小学校と地域との連携について市はどう考えているかお尋ねします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 本市における地域活動や災害時の拠点となる公共施設として、市内各学校施設はその役割を担っていると想定しています。

青海校区においても、同校体育館は宇城市地域防災計画において青海校区の指定緊急避難所及び指定避難所に指定されております。また運動会をはじめとする校区の行事等も、同校施設を利用して開催されるなど、地域住民の拠り所となっていると認識しております。

そのような環境の中に保育園が立地することは、園に通う子どもの安心・安全を考えると極めて有効なことであり、また地域や学校との交流が近距離で円滑に実施できるため、園児の健全な育成にも寄与するものと考えます。

保育園においては、園外活動や地域行事への参加など、幼児期における園児の心身の成長につながる取組を多くの保育園が行っております。幼少期の心の醸成を図るためには、地域と保育園が連携・協力した取組が必要不可欠であると考えます。

また、保育園から学校への円滑な接続については、平成29年3月に示された小学校学習指導要領、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領においても規定されています。

遊びを通して学ぶ幼児期から、教科等の学習を中心とした小学校教育への移行や接続が円滑となるよう、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携を充実させることが極めて重要となります。

このようなことから、青海校区の拠点といえる青海小学校などへの統合園の設置と新設園の建設は、子育て環境の充実という観点からも大変有効な方策であると考えております。

○4番（三角隆史君） 青海小学校敷地内に新青海保育園を建設することの重要性、必要性を訴えてまいりましたが、これは個人的な意見だけで私は訴えておりません。全部ではありませんが区長から伺ったり、地域の方々から伺ったりして、ほとんどの方が小学校敷地内建設に賛成をしていただきました。地域の願いでもあると理解をしています。将来の郡浦・大岳地区にとってかけがえのない場所になるよう、またなるために小学校敷地内がいいと訴えております。御理解をよろしくお願いいたします。最後に、子どもの安全、保護者の安心を保障してくれるのは小学校敷地内だということを訴えて、次の質問に移ります。

一昨年、北部九州豪雨、昨年の岡山で発生した西日本豪雨、そして今年千葉県や福島県で発生した千葉県豪雨、毎年多大な被害をもたらしている昨今の気候であります。その主な原因として地球温暖化に伴う海水温の上昇による巨大台風の発生が影響しているものと思われます。急激に発達し上陸してくることもあります。我が宇城市にも今後襲ってくる可能性は否定できません。今年、大雨では、三角と言うと戸馳の内潟地区は漁港周辺におきまして冠水の被害が出ました。また、前越地区でも同様に被害が度々起こっております。今後もし大雨、台風、満潮が重なれば、人命の危機にもさらされかねません。海の沿岸地域の安全を確保するためにも今一度検証を行っていただきたいと思います。市はどうお考えでしょうか。

○土木部長（成田正博君） 議員話されましたように、昨年は西日本豪雨、今年は8月28日に佐賀県で3時間雨量245ミリの記録しました佐賀豪雨、9月9日には台

風15号が千葉県を襲いまして、家屋等にも甚大なる被害をもたらしました。さらには、10月12日から13日にかけて東日本の広範囲に大雨を降らせました。台風19号は、河川の堤防決壊が71の河川で140か所、犠牲者が93人、行方不明者3人と大きな被害をもたらしました。想定外の雨量でございました。このとき避難勧告や指示も出ていたにもかかわらず、多くの犠牲者が出たことは大変残念で、自然の猛威に思い知らされたものでございました。

本市におきましても、今年の6月30日に24時間雨量235ミリを記録しております。明日は我が身といった心境でございます。

御質問のとおり想定外の豪雨が、満潮時刻と重なるような場合が最も水害の発生リスクが高い状況になり、既存の河川や排水機場の能力では対応できない場合があります。のは事実でございます。

現在、本市の排水対策としましては、ポンプ場の整備や河川、水路の改修、堆積土砂のしゅんせつを行いながら、水害を未然に防ぐ対策を行ってきているところです。

被害が発生しました場合には、状況を調査し、短期的かつ有効な対策を検討して工事を実施し対応している状況でございます。

○4番（三角隆史君） 被害発生後の対策も非常に大切なことではありますが、事前に予測できる防災対策も重要であると考えます。起こり得る災害も検証しながら、市民の皆様の安心安全のために事業を推進していただくことを願って、次の質問に移ります。

宇城市6か所に防災拠点センターの建設をされております。三角町におきましても、旧三角中学校跡地に建設をされております。令和2年7月には供用開始予定です。供用開始後、大規模災害が発生した場合、特に大雨の場合、三角町におきまして道路の冠水が各地で起こります。特に国道266号線の南消防署三角分署付近では、度々冠水します。そういった場合、郡浦方面の方は車での防災拠点センターへの避難は到底無理であります。その場合の避難経路は、市はどのように考えているのかお尋ねをいたします。

○総務部長（成松英隆君） 先ほど土木部長からも説明ございましたが、近年は想定を上回る異常気象によりまして、全国で大規模災害が多発しております。

今年は、本市において6月30日の大雨で一部床上浸水等ありました。しかしながら、幸いにして人的被害等の大きな被害はございませんでした。しかし、気象庁が重大な災害が発生するおそれのあるときに警戒を呼び掛ける警報等は、大雨警報6回、大雨洪水警報1回、土砂災害警戒情報1回、高潮警報1回、暴風警報3回が発表されました。この気象庁の発表に伴いまして、市では、避難準備・高齢者等避

難開始を2回、避難勧告2回を発令し、避難所は自主避難所として開設したのを含めて5回開設しております。

御質問の三角町に予定しております防災拠点センターへの避難経路でございますが、国道266号南消防署三角分署前や金桁集落を横断する市道では、大雨と大潮の満潮時間帯など悪条件が重なった場合は、金桁川の越水により浸水することがございまして、通行止めとなることが年1、2回ほどあります。市民の皆様には、通行止めからの回避と合わせて、安全を確保する意味でも早めの避難をお願いし、市としまでも国道・市道の通行止めが予測される場合は、防災拠点センターと併せまして、気象状況次第では郡浦地区市民館や青海小学校を避難所として開設することを検討していきます。

なお、市が発令する避難勧告は、防災行政無線等によりまして「避難してください」ということを呼び掛けておりますが、避難は必ず避難所へということではございません。例えば、大雨のときであれば土砂崩れや河川の氾濫の影響がない自宅の2階や、頑丈な建物の2階以上で安全を確保するのも1つの避難でございます。

市民の皆様には、市が作成しておりますハザードマップでお住まいの地域の危険箇所等を再確認し、避難時の行動に活用され、早めの避難に心掛けていただきますようお願いいたします。

○4番（三角隆史君） 宇城市におきましては、大雨、台風接近の場合、早めの避難の呼び掛けはされていると感じます。市民の皆様の安全確保のため、今後も早めの避難誘導をお願いしたいとともに、市民の皆様におきましては、自分の命を守るために危険が身に迫る前に、早めの避難をお願いをいたします。

次の質問に移ります。新聞等で九州大学の教授が、今後日奈久断層帯で大地震が間違いなく発生すると断言をされておりました。この報道を見て、非常に不安になられた市民の皆様も多いのではないかと思います。宇城市におきまして、今後のこの間違いなく起こると言われる地震についての対策をお伺いします。

○総務部長（成松英隆君） 日奈久断層は、九州でも大きな断層でございまして、活動頻度が高い断層として以前から注目され、昔から頻繁に地震を繰り返してきたと言われております。先般の熊本地震後に、九州大学地震火山観測研究センターを中心に活断層調査が行われました。新たな2つの巨大地震の痕跡が発見されました。これまで、大地震発生周期は3600年から1万1000年に1度と推定されていましたが、今回の発見では周期は2000年から3000年に1度と推定され、これまでの推定より大幅に短いことが判明しております。最新の日奈久断層帯の活動時期が約1100年前から1900年前ということから、地震学者の言葉を借りますと、

熊本地震で日奈久断層のひずみは解消されておらず、大地震は明日来ても、数百年後に来てもおかしくない状態であるということだそうです。

日奈久断層帯は、豊野町が含まれる高野白旗区間など4つの区間に区分されておりまして、地震の規模は全4区間が連動して動いた場合は、これは最悪でございまして、マグニチュード8.1の大地震が想定されており、市の一部でも震度7ということが見込まれます。しかし、これはあくまでも最悪の結果を想定してのことでございまして、区間ごとに単独で動いた場合は、地震の規模はそれより小さいと言われておりまして、必ず大きな地震が起こるということでもないということでございます。

もう一つございます。日奈久断層帯の中で海底にございます日奈久区間南部や八代海区間で活断層が動いた場合は、津波の可能性があるということでございます。地震源から宇城市までは距離が短く、早く到達することが予想され、また、内海となっており、津波が対岸からの跳ね返り、または行ったり来たりすることもあり、内海特有の津波となることも想定されております。

それでは、毎日地震が来る、地震が来ると言っている、普通の生活を送ることはできません。やはり日頃からの備えが大事ではなかろうかと思っております。

例えば、命を守る対策として、建物の耐震化を図るのもその1つと考えております。熊本県では、県民が安心して住み続けられる住まいの確保を図るため、低費用で戸建て木造住宅の耐震診断を実施されております。実施にあたり一定の要件はございますが、耐震診断を実施するだけでも、自宅のどの部屋が危険なのか、あるいはどの部屋が比較的安全なのかが分かりますので、知っておくだけでも命を守るための行動にいかされるのではないかと考えます。

もう一つは、市で戸建て木造住宅の耐震改修設計、耐震改修工事、建替工事及び耐震シェルターの設置費用の補助を実施しています。耐震シェルターというのは、住宅の中に木材と鉄骨を組み合わせた頑丈な部屋をつくるものですが、住宅が倒壊してもシェルターの部屋だけは守られますので、寝室などに利用されることが多くあります。比較的、低価格な耐震対策の1つです。市の補助制度も一定の要件はありますが、市民の皆様には是非御活用いただければと考えております。

熊本地震から3年半が経ちました。市民の皆様が地震後に備えていた備蓄品の再点検をお願いしたいと思います。いざというときにどう行動できるか、どう命を守るかは日頃の備えが大切であろうと思っております。

○4番（三角隆史君） 市民の皆様が安全安心のために、できる限りの地震対策をお願いいたしまして、大きい5番の質問に移ります。

教育環境についてというよりは、先ほどの災害対策についてにも関係があります

が、大規模災害時に、特に夏ですね、避難場所として体育館を使用する場合があるかと思いますが、その場合の暑さ対策をどう考えているのかお尋ねをいたします。エアコン設置も今後必要になってくるのではないかと考えますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○教育部長（吉田勝広君） 学校体育館への空調設備の設置についてでございますが、学校体育館は、議員話されましたように災害発生時には避難所としての機能を有することから、避難者のための適切な温度管理など、良好な生活環境を確保することが求められております。

学校体育館へのエアコン設置は、多額の予算が必要となり、県内の自治体でも設置事例はございませんでした。

また、学校体育館に空調設備を設置し、日常的に利用する場合、効率的な冷暖房を行うために必要となる施設の断熱化や、光熱水費等の維持経費の増大などを考慮する必要があります。

こうしたことから、教育委員会といたしましては、国の動向に注視し、空調設置事例の実態把握等に努め、学校体育館の在り方について、様々な観点から調査研究を行ってまいります。

○4番（三角隆史君） 熱中症にならない配慮をお願いしたいと思います。先ほど言いましたように、夏の時期に大雨、台風とか今非常に頻繁に発生しておりますので、そういった場合避難された方々が熱中症にならないような配慮をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。小学校部活動の社会体育移行を受けて、小学校の先生方の労働時間も大分短縮されていると思いますが、中学校の現場においてはどうなっているのか。教職員の皆様の働き方改革の一環として、スクールサポートスタッフの導入を実施されている自治体もあると聞いていますが、宇城市におきまして、スクールサポートスタッフの導入についてどう考えているかお尋ねをいたします。

○教育部長（吉田勝広君） スクールサポートスタッフの導入についてお答えをします。教職員・先生方の本来の業務は、授業、学年・学級経営などですが、これらの業務のほかに、部活動、授業補助、諸事務、保護者や地域対応といった多種の業務も一定時間担っており、長時間勤務の一因となっております。

今後、学習指導要領の改訂に伴う授業改善の取組や、様々な家庭状況、不登校や発達障がいへの対応など、求められる職務は質・量とも高まっており、本来業務に注力できる体制づくりのための人的支援が求められております。

そこで、一部の自治体では、スクールサポートスタッフを配置し、教職員の事務事業のサポート及び児童生徒の見守り活動などを行ってもらい、業務の軽減を図つ

ています。

本市におきましても、業務軽減を図るためには必要な人材だとは思いますが、現在学校に配置している市費の非常勤職員は、特別支援教育支援員、用務員、図書司書、看護師、英会話講師など総勢８０人を超えている状況でございます。

教育委員会といたしましては、それぞれの学校に何を優先すべきなのかを学校と協議の上、来年度からの学校運営に取り組んでいきたいと考えております。

○４番（三角隆史君） 教育長に質問させていただきます。このスクールサポートスタッフの導入について、教育長の見解をお願いいたします。

○教育長（平岡和徳君） 現在の多様化する学校現場において、教育活動の充実及び教員の働き方改革を推進するためには、先生方の業務支援を図りながら、教員がより一層児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を改めて整備することが重要になってきております。

そこで県の教育委員会では、本年度から市町村立の学校に対しましてスクールサポートスタッフを派遣しまして、教員の業務支援を始めているところです。

本市におきましても、この県の制度を利用したいと考えているところですが、県内でこの配置人数は１０人となっております、希望すれば必ず派遣されるというものではありませんので、まずは今部長からもありましたが、校務支援システムや留守番電話の導入及びＩＣＴ支援、そういったものに携わる配置員を増やしまして授業支援などを活用して、働き方カエル改革を推進していきたいと思っております。この働き方カエル改革というのは、意識をカエル、やり方をカエル、そして定時にカエルと言った３つのテーマをつくっている内容です。

ちなみに、先生方の今年度の超過勤務の状況につきましては、部活動が社会体育に移行しました小学校では確実に減少の傾向を示しておりまして、中学校におきましても減少傾向は同様にあります。教員の意識改革そして業務改革が進んでいるというふうにこちらでは確認しているところです。

○４番（三角隆史君） 先生方が本来の業務に集中できる環境をつくっていただけるようお願いをいたしまして、次の質問に移ります。

高齢化対策について質問をいたします。自治体によっては一人暮らし高齢者の支援策として安心カード事業を実施している自治体があります。安心カード事業とは、所定のカードに自身の氏名、性別、電話番号、生年月日、血液型、かかりつけ医療機関、既往歴、薬の情報、アレルギー、緊急連絡先等を記入し、冷蔵庫の扉等に貼り付けたり、冷蔵庫の中に入れておくことで緊急時に駆けつけた救急隊員や警察官等に必要な情報を的確に伝達するものです。この安心カードの導入について、市の考えをお伺いいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 本市におきましても、高齢化の進展に伴い、今後一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯は増加していくと予測されています。

このような中、本市では、地域支援事業の安心生活サポート事業、生活支援体制整備事業において、地域で孤立しがちな世帯等の安否確認や生活支援を行うことで、孤立を予防し、地域の中で安心して暮らせる見守り事業を行っております。

また、おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯で、かつ、1つ目に脳梗塞、心臓疾患の持病を有する人、2つ目に災害時に機敏に行動できない人、3つ目に心身に緊急事態が起こる危険性が高い人のいずれかを満たす人には、安心相談確保事業として緊急通報装置の貸与を行っており、緊急時には委託している警備会社が駆けつけることになっております。

さらには、趣旨は少し異なるかもしれませんが、昨年度から終活支援としてマイエンディングノートを推進しております。このマイエンディングノートでは、自身の健康状態や既往歴、緊急連絡先等を記入するようになっており、もしもの際には活用できるものとなっております。

三角議員御提案の安心カードにつきましては、熊本県で実施している自治体は確認できませんでしたが、全国各地で取り組まれています。

先述のように、同様の事業も実施していますので、熊本県内の他市の動向も見ながら研究してまいります。

○4番（三角隆史君） 同様の事業がなされているということで安心はいたしました。この安心カードの導入もそんなに難しいことではないので、前向きな御検討をお願いし、最後の質問に移ります。

今後、社会全体も高齢化が進展していく中で、一人暮らし高齢者とともに認知症高齢者も確実に増加すると予測されています。このような中、ある自治体では宅配業者と介護事業者が連携して、配送の一部を認知症の方に担ってもらう取組がなされております。この取組は、認知症高齢者の社会参画と配達時の顔見知り関係構築につながり、非常に有効な手段だと考えますが、この認知症高齢者による配達代行事業への取組について市の考えをお伺いいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 議員御指摘のとおり、高齢化の進展に伴い、今後認知症高齢者の増加は避けては通れないものと思われれます。

このような中、本市におきましては、認知症高齢者が人としての尊厳を保ちながら住み慣れた地域で安心して暮らせ、また家族も安心して社会生活を営むことができるよう、医療・介護が連携した体制の構築を推進するとともに、認知症の早期発見と早期対応に向けた予防と支援の取組を行っております。

特に、認知症になった方への支援としては、介護体制の支援整備、地域支援体制

の整備などに取り組んでいます。

介護体制の支援整備では、宇城市地域包括支援センター内に、24時間365日相談可能な受付窓口を設置して、在宅介護者や当事者がいつでも相談できる体制を整えています。また、当事者やその家族が、和やかな雰囲気の中で交流や情報交換ができる認知症カフェ6か所の運営支援を行っているところです。

地域支援体制の整備では、地域包括支援センター内に認知症初期集中支援チームを設置し、認知症が疑われる家庭を訪問し、早期に医療や介護サービスにつなげる対応を行っております。

また、同センター内に、認知症地域支援推進員を配置し、医療機関や介護サービス事業所と当事者とをつなぐ役割を担っていただいています。

今後は、認知症になっても安心して暮らせる環境づくりのため、認知症に関する普及啓発をさらに拡充する必要があると考えており、認知症サポーターの養成と高齢者見守り体制の強化を継続してまいります。

三角議員御提案の認知症患者による配達代行については、介護事業所の理解と協力及び地域住民の認知症に対する理解が不可欠でありますので、今後、介護事業所や地域住民への情報提供と理解促進に努めてまいります。

○4番（三角隆史君） 先ほどある自治体と申しましたが、大牟田市の取組であります。大牟田市の福祉の取組は10年先をいっていると言われていています。宇城市におきまして、この遠くない大牟田市の事例を参考にしながら、今後の高齢化対策をしっかりと実施していただきたいと思います。

時間になりましたので、これにて私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（長谷誠一君） これで、三角隆史君の一般質問を終わります。

ここで暫く休憩します。

—————○—————

休憩 午前11時08分

再開 午前11時26分

—————○—————

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、20番、中山弘幸君の発言を許します。

○20番（中山弘幸君） 20番、うき未来21の中山でございます。本日をもって第200臨時国会が閉会をされます。先日五嶋議員からも発言がありました桜を見る会についての国会での議論を見ていて、多くの国民がもううんざりと感じておられるのではないのでしょうか。私は、国会での安倍総理をはじめ閣僚や官僚の答弁、発言を聞いていて何とも歯がゆく情けない思いで、日本は一体いつからこのようなみ

っともないに国に成り下がってしまったのだろうかと感じております。日本には、正直や誠実という言葉があります。あのような光景を見ていて、これから子どもたちに正直や誠実という言葉はどうやって教えていいのだろうかという思いがこみ上げてきます。力の強いもの権力があるものが力づくで全てを隠蔽し、責任を認めようとしない国。このような国に未来はあるのでしょうか。少なくともこの宇城市では、普通に正直や誠実ということが評価されることを切に願っております。

そのような中で、私がPTAの役員を務める青海小学校では、昨日、一昨日と35年前から続く伝統行事である黒砂糖づくりが2日間にわたり実施されました。この行事は統合前の大岳小学校から続き、児童、保護者、学校そして地域の人が一緒になり、古くは江戸時代から続く伝統文化の継承をとおして、地域を愛する心を育むという、まさに青海小学校の教育の柱となっております。今ではこの黒砂糖づくりを経験した子どもが親となり、その子どもたちがまた伝統を受け継いでいくというすばらしい教育が行われております。この行事には、宇城市からも多大な支援をいただいておりますことに心から感謝を申し上げ、今後も御支援いただきますようお願い申し上げます。質問に入ります。あらかじめお断りしますが、大きい1番と2番の質問の順序を入れ替えさせていただきます。

まずは、1、財産の取得について。エビデンスについて質問いたします。去る9月6日の私の一般質問において、守田市長からエビデンスに基づく発言をするようにという趣旨の発言がありました。エビデンスとは、医学保健医療の分野では、科学的根拠のことを意味し、一般的には発言・提案の根拠とされています。議員は常に市民の声など様々な要素を根拠に発言をしております。市長の発言は、私の発言には根拠がないということであり、それにより私の発言を制限しようとするものであります。議会は言論の府と言われ、議員活動の基本は言論であって、問題は全て言論によって決定されるのが建前であります。このため、議会においては特に言論を尊重し、その自由を保障してあります。もし言論の自由が無くなれば、議員はその職務を果たすことは到底不可能になります。今回の質問で、私の発言にエビデンスがあったかなかったかという議論はしませんが、もし、今後宇城市議会でエビデンスが求められたら、大変なことになると思います。そうなれば、今後議員の発言はもとより、執行部の発言に至るまで全てエビデンスが求められることとなり、個人的な見解や、構想、理想、夢、思いによる発言は一切できないこととなります。そして最も大きな問題は、エビデンスのある無しを誰が判断するかということであり、もしそれが受け手に委ねられるとすれば、それこそ大問題が発生します。そこで、私は9月の議会開会中に、議長と議会運営委員長をとおして、市長にこのことに対してエビデンスは取り消すべきではないかと抗議をしましたが、市長から

は何の反応もありませんでした。再度、市長に対してエビデンスは取り消すべきではないかと改めて抗議をしますが、市長の答弁を求めます。

後の質問は、質問席から行います。

○市長（守田憲史君） 制限をしていません。議論をかみ合わせるためにエビデンス、根拠を示して、しっかり議論をしたいというところでございまして、何も中山議員の発言を制限しているつもりも一切ありません。また、それとエビデンスうんぬんについて取り消せということ自体が、言論として我々の自由を制限していると思います。極めて危険な考え方だと思います。

○20番（中山弘幸君） 根拠とか論拠までは受け入れられますけれども、やはりエビデンスという言葉は、ちょっと重たいんですね。エビデンスという言葉は。だから、エビデンスという言葉は取り消した方がいいんじゃないんですかと私は言ったんです。私は、エビデンスという言葉は絶対受け入れられませんけれども、市長はエビデンスを主張するということですから、市長、では1点だけお聞きしますけれども。市長は前回の質問の中で、ラブホテルはいけないと言われますけれども、そのエビデンスは何ですか。ラブホテルはいけないというエビデンスを教えてください。

○市長（守田憲史君） 青少年その他の中で、なるべくならば目立たないところがいいであろうという自分の思いです。

○20番（中山弘幸君） それは市長の個人的な意見であって、私はエビデンスはないと思います。もうこれで議論はしませんが、次に行きます。

ホテル取得の必要性についてお尋ねいたします。私は9月の議会の後で、西港へ行く機会がありましたのでホテルの件を話しました。私は、1人ぐらいどうしてあなたは反対するんですとかそういった意見があるのかなと思いながら行きましたけれども、誰一人としてホテルを宇城市が買収することに賛成の人はおられませんでしたし、皆さん私と同じような考えでありました。執行部は、地元は賛成だったと言われますが、一体誰にどのような説明をされたのかお尋ねをいたします。

○市長（守田憲史君） 今、中山議員の発言の中に、誰も賛成する人が1人もいなかったという発言自体がエビデンスに欠けると思います。

○企画部長（中村誠一君） 西港のホテルの買収につきましては、宇城市景観条例において定められた三角西港文化的景観地区に指定された地区内にあるホテル及びその敷地を買収して、その建物を解体するなど西港のより良い景観の形成に寄与するとともに、新たな観光拠点施設と一体となった駐車場整備を行うというものです。

本事業の着手にあたっては、地元である西港1区、西港2区の嘱託員、それから三角地区の代表嘱託員に直接事業概要を説明して意見聴取を行っております。それから三角地区の嘱託員会議におきましても、事業概要の説明を行っております。

そのときの事業説明の中で、前向きな御意見をいただきましたけれども、反対の御意見はございませんでした。

○20番（中山弘幸君） それは、執行部からの説明があれば、ただ私が聞いた範囲内では、はっきり言って1人もいません。私の聞いた範囲内ではですね。それはいろんな意見がありますけれども、ここでは私が聞いた範囲内では1人もいなかったということです。大体私と同じような考えで、ホテルはそのまま事業を継続した方が良かったのではないかという意見もございました。

次に行きます。次に駐車場の整備についてですけれども、執行部はホテルの買収の理由として、第一にバスの駐車場が足りないということを言われておりますけれども、整備したのちにバスは何台とまるのか、お尋ねいたします。

○企画部長（中村誠一君） 今回の駐車場整備につきましては、三角西港に不足している大型バス用の駐車場をメインということで整備いたします。観光拠点も併せて整備するという計画になります。さらには、県が今整備しております浮栈橋から三角西港までの遊歩道整備事業の起点ということで、三角西港への観光誘致を図ることを目的としています。

議員お尋ねの大型バス等の駐車台数につきましては、整備面積が1,261平方メートルと限られております。そういったことで大型バスの車両が転回するスペースや観光拠点施設整備の計画と合わせる必要がございますので、今のところは正確な駐車台数は出ておりません。解体工事が完了してから現場測量等を行い、駐車スペースや観光拠点の整備内容について設計業者と協議しながら計画してまいります。

三角西港へは70%を超える方が自家用車で今来訪されております。駐車場の環境整備を図ることで、ストレスなく気持ちよく観光を楽しんでいただけるようになるということで考えております。

○20番（中山弘幸君） いずれにしてもあそこは国道もありますし、中でUターンとか旋回もしなければなりませんので、おそらくそんな台数的にはとまらないだろうという予想はつきます。私は、それくらいの台数ならば、ほかにも確保する場所は十分にあるのではないかとということを前回から申し上げております。

次に、解体についてお尋ねしますが、公共工事であれば約1億円掛かるのに、なぜ民間でやれば5,000万円で済むのか。その理由が納得いきません。5,000万円の根拠が全く不明瞭であり、私は宇城市の情報公開条例に基づき、流用見積書の開示を求めましたが開示はされませんでした。結果的に解体費5,000万円については、議会でも議論がされておらず情報開示も行われなかったために実際は3,000万円かもしれません、4,000万円かもしれない。全く闇の中ということになります。安くなったからいいというものではなく、このことは様々な

憶測を呼ぶことにもなりますし、市民が納得いくような答弁を求めます。

○企画部長（中村誠一君） お答えする前に、今中山議員御質問の中に、開示請求をされてこちらが出していないということで言われたんですけども、こちらはこの前コピーをとられていかれましたけれども、あれが開示請求のお答えになりますけど。

○20番（中山弘幸君） またそれは後で。

○企画部長（中村誠一君） それでは、解体工事費の市の予算につきましては、車庫を含む建物の延べ床面積約2,300平方メートルに、直近の公共施設の解体の工事がありました。そのときの実績の単価が1平方メートル当たり4万円とありましたので、それと物価スライド分の1.05を考慮して9,660万円ということで設定をいたしました。

さらに、その解体工事に必要な設計費500万円を加えて、合計で1億160万円ということで予算の積算をしております。

今回の契約額につきましては9,228万8,560円で、相手側から提示された土地建物の金額4千万円を引いた残額5,228万8,560円が解体に係る経費となります。

解体経費が安くなった理由ということですが、解体更地での土地売却契約となりましたので、所有者側による民間発注での解体工事になったことで、その理由はということですが、設計費が500万円不要となりました。それから基本的に、公共工事は競争入札のため設計当初とそれによる設計金額が必要となっておりま

最終的に、市は解体工事を設計・発注はしておりませんので、公共工事との価格の比較はできておりませんが、かなり安くなったと考えられます。

○20番（中山弘幸君） 開示は売買契約書は開示してもらいましたけれども、流用計算見積書は開示してもらえませんでした。そういうことです。

○市長（守田憲史君） 請求したんですか。

○20番（中山弘幸君） しています。いやいやもういいです。それは開示できない理由もちゃんともらっています。そっちは開示できないということでもらっています。2点請求して、契約書はもらって流用見積書は開示できませんという答えをもらっています。

○市長（守田憲史君） 納得したなら何で言うんですか。

○20番（中山弘幸君） いや、だから。それはもういいです、時間がありません。

○市長（守田憲史君） 自分でして、振ったんでしょう。

○20番（中山弘幸君） 市長、黙っててください。再質問に入ります。民間の場合は、設計は必要がないということですが、設計はたかだか500万円ですね。だから要するに、公共工事は割高ということにもなりますし、あとは処分の方法もそれ

は公共工事も民間工事も処分の方法は同じなわけですから、そんなに変わらないはずなんです。だから要するに公共工事は割高になっているということですね、やはり。だから、そうになったら今後、何かえらく不満そうな顔をされていますけれども。だったら今後宇城市で解体工事がありますけれども、その中で発注される時は、見積もりを含め発注方法を考え直して、そういった裏技が使えるんでしたら、今後の宇城市の解体の発注も考えてほしいということを私は執行部には要望したいと思いますが。

○市長（守田憲史君） 今の御意見では、今回のその解体については認めたということですよ。

○総務部長（成松英隆君） 中山議員と若干我々の認識が違うのは、公共事業は我々が発注して請負業者に取っていただくというのが公共事業でございます。今回の場合は民間がいわゆる補償費の範囲というところに関わってくるのではなかろうかと思えますけど、そちらでやっていただいてその分を買うと。道路にかかって例えば家屋をするときも、補償費を払って相手様にさせていただく。それと同じ考えでございますので、公共工事で今後やらないというところは若干違うのではなかろうかと私は認識しております。

○20番（中山弘幸君） そんなことは聞いていない。何で同じ解体工事が行政であったら1億円掛かるのが、民間であったら5千万円で済むのか納得がいかないと。ただ、これは要するに公共工事は割高なんだろうと私は理解していますので、今後の発注に関しては、もうちょっと発注の方法とか見積りとかを考慮して、そういった裏技が使えるんだったら、少しでも安くなる方法をとってほしいということを行っているわけでございます。

○総務部長（成松英隆君） 公共工事の発注というのは、大体もともとは国土交通省の基準がございまして、それに基づきまして宇城市は県の積算基準を基に発注しております。ですので、民間企業がそれを使われるかどうかは私が知りえるよしもございませんが、一定の基準に基づいて、例えば補助金をもらう事業でございましたら、その基準に基づいて設計をしないと、やはり我々は最終的には国にお金をもらうわけですから、その一定の基準内で発注をしなければいけないと考えておりますので、それをむやみやたらに下げて発注しろとかというのは、いかがなものかと思えます。

○20番（中山弘幸君） 次に進みます。次に契約について質問いたします。今回は、不動産価格に解体費用を含めた金額で不動産売買契約を結ばれました。契約はもちろん違法ではありませんけれども、一般的には先ほど部長も言われましたとおり、ホテルの解体費用は損失補償にあたると私は理解しますので、別に損失補償契約を結ぶ必要があったと私は思っています。そうなれば、当然損失補償費を補正予算に計

上し、議会で議論することになります。今回はそれがなかったために議会でその解体費について議論ができなかったということでもあります。私は、今回は一般的な方法でやるべきだったと思いますけれども、なぜそういった一般的な損失補償と分けて、損失補償契約を結んで予算を組み直して補正予算に上げるような手法をとれなかったのか。その点をお尋ねいたします。

○企画部長（中村誠一君） 議員おっしゃるとおり、当初の計画では、土地建物の購入費と解体工事費を分けて予算を計上しておりました。しかしながら、不動産売買の仲介業者と協議を進めていく中で、所有者側から市が解体を予定されているのであれば、解体を所有者側で行い、更地での引渡しも可能であるということの意思表示があっております。

その後、相手側から提示された解体更地での契約内容、金額についてその内容を精査した結果、先ほど出ましたけれども公共工事を行うよりも費用も安く、工期も短くなるということが確認ができましたので、所有者側との合意により、土地建物購入費分と解体工事費分、補償分を一体とした契約をしたところです。

通常、買い主が更地での土地売買を希望された場合には、その所有者側で解体をされて解体更地の契約をするというのが通常の取引で、そちらがポピュラーということで言われておりますので、それに基づいて法規に基づいて契約をしたところです。

○20番（中山弘幸君） だからその場合は、一般的に解体の方は損失補償契約を別に結ぶのではないですか。

○企画部長（中村誠一君） 一般的には、民間の契約でも解体更地を希望された場合には、その解体の補償と土地の金額を合わせた金額をいっぺんに契約するというのが通常の取引ということで聞いております。

○20番（中山弘幸君） そこは、これ以上議論してもまた時間が無くなりますので、次に移ります。

次に、宇城クリーンセンターの焼却場の建設について質問をいたします。去る9月の私の宇城クリーンセンターの質問の中で、私がトンネルコンポスト方式の説明の中で、CO₂の発生が最小限で抑えることができるとの発言に対して、守田市長がCO₂は出さないと断言して難癖をつけて、私が、いや、最小限で抑えると言ったと言っても、いや、出さないと断言してしつこく迫り、おかげで私の不毛な議論で私の質問時間が著しく制限をされました。そこで、私は議会中に議長と議会運営委員長をとおして抗議し、議事録の確認を求めました。結果、私の主張どおりでしたが、市長は議事録を確認されたのかかわらず、何の反応もありませんでした。市長、何か言うことありませんか。

○市長（守田憲史君） なかったと言ったのは、私の間違いでございます。

○20番（中山弘幸君） 次に移ります。9月の議会で市長がトンネルコンポスト方式について述べられましたことが、私が検証してきたこととかなり違っておりましたので、確認の意味で質問いたします。

1つ目がCO₂につきまして、先日五嶋議員の質問でも論議されましたけれども、市長は燃料として燃やすので、CO₂の排出量は変わらないと言われましたけれども、三豊市のトンネルコンポストの場合は、コンポストの処理の段階で量が半分になり、また石炭の代わりに固形燃料として使用しますので、焼却場で発生するときに発生するCO₂はゼロになります。そのほか固形燃料をつくる際に出るCO₂などを差し引いても大幅な削減になります。そのことは今日お配りしました資料の中にもありましたとおり、その計算式は載っておりますのでこれを見ていただければ分かると思います。

次に、塩ビについて。市長は塩ビの除去が難しいと言われましたけれども、三豊市のリサイクルセンターでは、センターでの最終的な選別段階で50%を除去し、固形燃料をつくる段階でも選別することでした。また、固形燃料はほかの廃棄物と混ぜてつくり、製紙会社では石炭10に対して固形燃料1の割合で使用するので、塩ビのリスクは限りなく小さくなるということでした。また、実績が短いのでと言われましたけれども、三豊市のリサイクルセンターでは全てパソコンで操作し、イタリアではウィンドウズ95が出た頃からこのシステムが使われており、約20年ぐらいの実績があるということでありました。また、大規模災害につきまちは、三豊市では大規模災害を想定し、ほかの離れた自治体と協定を結び対応しているということでありました。

以上、市長との見解の違いがありましたが、三豊市ではこれらの問題はクリアされていると私は理解しましたが、市長のお考えはいかがですか。

○市長（守田憲史君） 中山議員のこの資料でございますが、今までの北萩尾の焼却場は燃やしております。今度は24時間の発電です。これと一緒にしていただければ困るわけです。それともう一つは、トンネルコンポストは17日間ごみを置きます。そこで発酵70度の温度になるわけですが、それでもCO₂も出ますしメタンも出ます。メタンはこれは地球温暖化では大変な数字になってくるでしょうし、そのメタンについてはまだ酸素供給量その他の中で燃焼調節するといいますが、そこでも二酸化炭素は出ています。ですから、その総量を見て、全然24時間の発電を考えていらっしゃるんです。

○20番（中山弘幸君） これはだからトンネルコンポストの中に出るCO₂も計算した上で、この計算式は書いてあるわけですね。それと、今市長はメタンが発生する

と言われましたが、私は三豊市のリサイクルセンターに確認しましたがけれども、メタンは発生しないということでございました。それはどういった根拠で市長はメタンが発生すると言われたのかというのと、今発電をすると言われましたけれども、大体年間5,000万円の発電と聞いております。要はその発電の発電効率と、苓北の火力発電所、その発電効率が全く同じという前提がなければ、そのCO₂が変わらないということになります、その点は市長考えておられますか。

○市長（守田憲史君）　メタンにつきましては、私も三豊市に行きましてメタンが出る、しかし酸素量の供給をもってメタンを少なくしているという認識で説明を受けました。メタンも出ますが、メタンよりその二酸化炭素が出るということをちょっと考えてください。それと、例えば苓北火電との効率うんぬんというならば、とことん議論が複雑になっていきまして、問題は、中山議員の御指摘は二酸化炭素排出の総量でございますので、二酸化炭素の総量のときにはその発電効率まで考えると、すみません、そこまで議論すると、これは議論していなかったわけではありません。専門家を含めてこのトンネルコンポストのERCMの今度の発電におけるストーカ方式も、専門家の議論を経て結論が出ているところでございます。

○20番（中山弘幸君）　メタンについては、私は五嶋議員の発言の後にすぐ確認しましたがけれども、メタンは出ませんということでした。それまた確認します。やはりその発電効率を考えないと、CO₂の発生が余り変わらないというんだったら、その発電効率も考えないと、それは同じ電力をつくるのに焼却場で5,000万円生み出す効率と苓北発電所で同じ金額をするのにやはり効率の差はあるわけですね。そこまでは追究しませんが、ただいま市長はトンネルコンポストも検討されたと言われましたが、これまでの宇城クリーンセンターの議論の中では、たぶんトンネルコンポストは議論に上がっていなかったと私は思います。だから、この議論はある意味仕方がない部分があると思うんですね。たぶんその当時は、トンネルコンポストは議論に上がっていなかったわけでしょう。ですから、今の段階既にプロポーザルが始まっていますので、そういう部分もあります。

○市長（守田憲史君）　トンネルコンポストのその専門家の評価の中で入っております。入っておりますと言いましたので、ないとおっしゃるなら、その時ない確証を持って反論していただかないと、あなたが思っているだけで反論していただいても困ります。

○20番（中山弘幸君）　いやいや前回の答弁の中では、たぶんERCMとかいろんな固形燃料化の話がありましたけれども、たぶん三豊市のトンネルコンポストの議論はなかったと思いますが、部長、そこは確認しますがなかったでしょう。

○市民環境部長（榎 隆弘君）　先ほど市長が申し上げたとおり、今ERCMとかその

中にRDF化単価のことでなっています。それについては、つくった固形燃料を長期にわたって安定し安全に受け入れる施設がない、確保できないということで一応検討はされております。その固形燃料のその先については、確かに委員会の中で議論されております。

○20番（中山弘幸君） だからですね、固形燃料は議論されていますけれども、三豊市のトンネルコンポストのことは議論されていないでしようと言っているんです。もうそれ以上聞きません、時間ありません。

次に行きますけれども、今も部長からありましたけれども、9月の議会の中で最終的な固形燃料の出口がないという話をされましたけれども、一体こういったところにどういった交渉をされたのか、その点をお尋ねいたします。これは3番の質問です。

○議長（長谷誠一君） 中山議員、取下げになっているのではないですか。

○20番（中山弘幸君） いや、3番ですよ。3番の燃やさないごみ処理場ですね。クリーンセンターの（3）番ですよ。

○市民環境部長（稼 隆弘君） 固形燃料の受入れ先ですね。広域連合では、九州電力と八代の日本製紙に一応確認はいたしております。その中でもそれを使つての燃やすことは、いろいろ燃やす施設も検討しなければならないことで、受入れはできないところで受けたと思います。

○20番（中山弘幸君） それは単純に焼却場のごみを固形燃料化しただけでは、当然受け入れないわけです。でも四国の三豊市の場合は、その製紙会社が使えような固形燃料をですね、家庭ごみプラスのいろんな廃棄物を混ぜて製紙会社が使えような固形燃料をつくっているわけです。そういった交渉をたぶんされていないと思いますが、それと製紙会社は、石炭10に対して固形燃料1なわけです。全て固形燃料を使うわけではありませんので、私は九電にしても、交渉の仕方がどうだったのかということ、それ以上は聞きませんが、私は交渉の仕方次第では固形燃料の使い先はあるんじゃないかと。実際四国の製紙会社はできていますので、それは交渉次第だと私は思っています。

時間ありませんので、次に移りたいと思います。次に、3番の三角町振興株式会社における不祥事につきまして、副市長の処分についてお尋ねをいたします。時間がちょっとありませんので、1点だけお尋ねをします。三角町振興株式会社におきまして平成30年度に起きました職員の横領事件につきまして、社長である浅井副市長に文書勧告という極めて軽い処分が下されております。これは私は軽い処分だと思っておりますが、今回は処分の内容ではなくして、処分の考え方、在り方について質問をいたします。

浅井副市長は、副市長として三角町振興株式会社の社長に就任されておられます。ただ、特別職の懲戒制度につきましては地方公務員法が適用されませんので、一般職と同様の懲戒処分の規定は適用できないとされていると理解します。そこで、副市長の懲戒等に関しましては、政令すなわち地方自治法施行規程が適用されると考えております。地方自治法施行規程第16条において準用する同規程第13条に規定されており、懲戒処分の理由として、1、職務上の義務に違反したまたは職務を怠ったとき、2、職務の内外を問わず公職上の信用を失うべき行為があったとき、とされております。懲戒の内容として1、免職、2、500円以下の過怠金、3、譴責が規程をされております。私はこの両方に該当すると考えますが、特にこの2の職務の内外を問わず、公職上の信用を失うべき行為にあたると考えますので、本来ならば宇城市としても何らかの処分があつてしかるべきではなかったのかということをお私は質問したいと思いますが、その点、総務部長いかがですか。

○総務部長（成松英隆君） 今中山議員がおっしゃいました懲戒処分は一般職についてはございますけど、おっしゃるように特別職にはございません。ただ先ほど条例の引用を言われましたけれども、正確には地方自治法規程の第16条ではなく第15条でございます。それともう一つ準用するほうは13条ではなくて12条に今は変わっておりますので、改めまして。

それでは、どうなのかということでございますけど、市は、法令等に違反する行為が生じた場合は、速やかに実状を調査し、できる限り早期に懲戒審査委員会へ諮問します。審査委員会では、事実関係の十分な調査と本人へ審査委員会の場合での弁明の機会を与えるなど、適正な手続きを踏んで任命権者へ懲戒処分の要否と処分量定の案を意見しているところでございます。

任命権者はそれを受けて、事案に即して、懲戒処分や刑事告発、厳正な処分の措置を取り、透明性の向上を図る観点から懲戒処分を行った場合は、迅速な公表を行っているところでございます。

なお、懲戒処分に至らない非違行為としまして、訓告または厳重注意とするような強制措置と決定した場合には、懲戒処分の公表基準に沿い、公表はいたしておりません。

先ほど重い軽いと言われましたけれども、私が調べる限りにおいては、副市長で何かあったかというのは、近畿圏のある市の副市長がごみ処分施設において廃棄物の処理を巡りまして会社経営者の間で金銭トラブルがあつて、4,100万円を渡したということで市政に対する不信感を招いたということで譴責処分を受けた例がございます。そのほかインサイダー取引、痴漢行為等直接本人に係る事件が主でございます。なかなかそのほか間接的なところというのは見受けられませんでした。

ので、懲戒処分に至らない、至っているというところは、公表はしておりませんので懲戒処分ではないということは言明しておきます。

○副市長（浅井正文君） 今中山議員に質問のちょっと入れ替わりがありますけれども、三角町振興株式会社にまず就業規則があります。就業規則の中に懲戒処分というこの懲罰というのが第12章にあります。ですからそれに基づいてやっているというところで御理解をください。

○20番（中山弘幸君） その三角町振興株式会社の就業規則は分かります。ただ、副市長はあくまでも副市長として三角町振興株式会社の社長となっておられますし、ここにありますとおり、職務の内外を問わず信用を失うべき行為、上司の監督責任は私はあるのではないかということですね。やはりこれまでも行政の中でもいろいろな金銭に関わる不祥事が起きていますけれども、そのときも上司が懲戒の対象になった事例はあるのではないかと思いますけれども、そういった意味で上司の監督責任としての、本人は直接はないけれども、監督責任はあるのではないかとそういった意味で副市長としても何らかの処分があるべきではなかったのかと私は思っております。私は、別に責任ある人は自ら責任をとるということは、何ら恥ずべきことでもないと思っておりますし、そういった意味で私は今回はあつてしかるべきということを書いて、次に移ります。

○副市長（浅井正文君） 取締役会で決定していることです。

○20番（中山弘幸君） だから、それはそれで私は行政としての処分の在り方を聞いているだけです。

次に行きます。次に4番に入ります。三角町における保育園の民営化についてお尋ねをいたします。先ほど三角議員からもありましたが、現在進められております青海保育園と大岳保育園の統合民営化についてお尋ねをいたします。私は青海小学校のPTAの役員をしておりますが、10月の役員会の折、校長先生から青海小学校の駐車場が保育園の民営化の新しい保育園建設の予定地になっているとの報告があり、次の11月の役員会で委員の意見を聞き、ほとんどの委員が反対であることからPTAの役員として反対することを決めました。その後、青海小学校での健康福祉部からの説明会で、PTAの役員会の意見を伝えました。その他役員でない保護者もおられましたが、全て反対意見でありました。

そこで、現在の状況または今後のスケジュール等をお尋ねいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 大岳・青海保育園の民営化については、先ほど三角議員のところで詳しく申し上げましたけれども、両園の保護者と意見交換を重ねて、民営化自体には御理解をいただいております。現在は両園の保護者とともに設置場所を含めた移管先法人の公募条件等について協議を行っております。順調にい

けば今年度中に公募の手続き、移管先候補の決定を経て、令和3年度より法人への運営移管を目指しております。なお、最終的にはまだ決定しておりませんが、社会福祉法人であること、定員60人で開設すること、移管先候補決定後速やかに新園舎建設ができること、送迎バスの運用を実施すること、両園の在園児は全て受け入れること、学童保育所の運営受託ができること等が主な条件になるかと思えます。設置場所については、小学校の保護者の皆さんの御意見を頂きましたので、再度保育園の保護者の皆さんに確認するとともに、地域の御意見を伺うこととしております。

○20番（中山弘幸君） 私は個人的には、民営化には全く反対をしておりますし、小学校の近くに新しい保育園ができることにも反対はしていません。それはほかの保護者も同じであります。ただ、駐車場がほとんど潰れるということには絶対反対ということでもあります。先ほど三角議員のときの地図の中で空きスペースを利用するということがありましたけれども、これはちょっと不便極まりありませんし、確保ははっきり言って困難であります。説明では、現在の青海保育園を解体し、そこを利用してもらうという提案もありました。しかしそうなれば、何か行事がある度に坂道を約150メートルも歩かなければなりません。それにもしそこに保育園ができた場合に、保育士も毎日毎日その150メートルの坂を歩くというののもちょっと気の毒な気持ちもします。説明会の折、保育園の保護者も来ておられましたが、説明会の中では候補地は青海保育園しかないという説明だったので、それなら仕方がないという感じだったということでした。またある保護者は、当然小学校並びに小学校保護者の了解はとってあるものと思っていた、それは順序が逆ではないかという意見もありました。小学校の説明会の中では、現在の青海保育園でもいいではないかという意見もありました。そこで、健康福祉部から、再度大岳保育園と青海保育園の保護者の意見を聞くということでありました。

そこでお尋ねをします。1つ目、青海小学校の保護者が反対しても、小学校の駐車場を予定地としてプロポーザルを実施されるのか。2点目、青海小学校の駐車場はあくまでも候補地の1つであるという説明でありましたけれども、それは間違いないか。3番目、現在の青海保育園の跡地には建設できないのか。できないとしたらその理由は何か。4番目、保育園の説明会はいつ実施されるのか。以上4点お尋ねをします。

○健康福祉部長（那須聡英君） まず、小学校の保護者が反対してもやるのかということですが、保育園の保護者の皆さんとまず確認を取ります。それから地域の囑託員等との意見交換を重ねまして、再度総合的に判断をさせていただきたいと思えます。

それと駐車場の確保についてですけれども、先ほど三角議員が写真を配られたと思いますけれども、今現在、有効に使われている敷地と今駐車場に使えるのではないかというようなところを検討したところ、今現在よりも余計にとめられるというような結果が出ておりますので、そのことを小学校の保護者の皆さんにお話をしたところです。併せて、登り口の危険性のところも歩道を設置するということで、これで懸案はクリアできないでしょうかというような提案を申し上げたところです。

3つ目に、跡地での設置はどうしてもできないのかということですが、どうしてもということではありませんが、総合的に考えると将来的なことを考えると、小学校と保育園の連携等も考えますと、学童もありますし小学校の方が適切ではないかということで私どもが判断して提案をしたところです。青海保育園の跡地も確かに危険性はないような防災マップの星印の部分になっておりますけれども、将来的なことを考えての提案でございました。

4つ目の説明会は、大岳が今夜です。あと青海は今月の中旬ぐらいだったと思います。

○20番（中山弘幸君） 今の説明で、まず保育園の保護者に説明してと言われますが、それは逆じゃないかと思いますね。まずその青海小学校であるとか保護者の了解を得た上で、そこを候補地としてやはり提示するのが私はそれは逆だと、みんなそれは逆ではないかとそう言っています。それと、今駐車場がこの黄色いところを確保できると言われましたけれども、これは当事者としてこれはなかなか厳しいです。それは図面的にはあるかもしれませんが、ちょっと場所的に分散もしていますし、これはなかなか難しいです、この確保は。小・保の連携と今言われますが、連携は今でも十分できておりますし、そこは連携のことは今でも十分でないかと思っております。

それも含めてお聞きしますが、その他の保護者の反対意見としましては、保育園が小学校の敷地内に建設されれば、今後小学校の教育環境にどのような変化が起きるか想像がつかない。これまでどおりの教育環境が保てる確証がないということです。また、地区の区長さん方にもお話をお聞きしましたがけれども、あそこは避難所にもなっておりますし、車中泊とかにもなっていると。そういった意味でやはりまた駐車場がつぶれることも今でも地区の体育祭、また小学校の体育祭の中でも路上駐車をしていつも警察から注意を受けておりますし、あそこが潰れるということは、今後学校のいろんな行事の中で不便極まりないということでもあります。また、今私が申し上げていることは、私の個人的な意見でもありませんし、PTA会長の個人的な意見でもありません。多くの保護者の意見であることも申し上げておきます。また学校側としては、宇城市が進めることにはなかなか意見も言いづらいところも

あると思いますけれども、私の推察によれば、余り歓迎はされていないと感じております。そういった意味で、先ほどのも含めて今後、今部長が保護者や地域の意見は十分に聞いて進めると言われましたが、その点もう1回お願いします。そこは市長がいいですか。

○市長（守田憲史君） 御意見として承りました。

○20番（中山弘幸君） 今後保育園の保護者に対して説明会があるということでしたけれども、私もその辺の意見をいろいろ聞きまして、今後とも議員としてまたPTAの役員として対応していきたいと思っております。

2番の戸馳は余り問題がありませんので、割愛させていただきます。すみません。

続きまして、5番の教育行政に入ってまいります。現在の中学校に1人に1台タブレットが導入されていますけれども、このタブレットの導入の目的と目標についてお尋ねをいたします

○教育部長（吉田勝広君） 中学生用タブレット導入の目的についてお答えをいたします。

1つ目は、学習支援用ソフトの活用により、生徒一人ひとりの間違いやすいところが分かるようになり、生徒の理解度に合った授業展開ができます。また、生徒も自身の解答履歴をすぐに見ることができるため、苦手な部分がはっきりと自覚でき、家庭で苦手な部分を繰り返し復習することにより、基礎学力の向上が図られます。

2つ目としましては、図や文章、効果音を付けたデジタル教材を生徒用パソコンに配信することで、課題をより分かりやすいように伝えられる授業がいつでもどこでもできることや、一度見た教材や翌日使う教材を家庭でも見ることができるため、授業が質的に改善をされます。

3つ目としましては、生徒が調べたり考えたことを書き込んだ資料・作品などを、電子黒板上に比較できるように並べて映すことで、他の生徒が見つけた別の考えや新たな考えを整理して、自身の資料・作品に取り込み、発表するといった過程の中で情報活用能力が育成されます。

以上のように、授業支援ソフトや電子ドリル教材を活用することで、理解や関心の程度に応じた学びの支援や情報活用能力の向上を図ることができます。

また、本市が目指している児童・生徒の情報活用能力は、小学校の段階において、コンピュータで文字を入力するなどの基本的な操作を身に付けることに重点を置いた学習活動を行います。

中学校の段階におきましては、小学校段階での基礎の上に、情報機器で収集した情報を選択・評価・編集し、報告や発表に利用できることなどを目指しております。

○20番（中山弘幸君） 今の答弁がありましたように、学習効果であったり情報活用

能力の育成、またパソコンの基本操作の習得など理解いたします。これからの時代はパソコンを使いこなすことは必須条件だとも考えておりますし、そこで私はパソコンの基本的なスキルのいわゆる文字入力 of 正確さとスピードが大切であると思っております。時間がないので短く聞きますけれども、基本的にはいわゆるキーボードを見ないで入力できるブラインドタッチ、これくらいですね。例えば宇城市では中学校を卒業する時には、全ての子どもがブラインドタッチができると、これくらいにできればスキルを持っていてもらえれば、子どもたちの将来のいろいろな選択肢の幅も広がるのではないかというふうに思っております。その点が1点と、ちょっと時間がないので、もう1点、英語教育の中でやはり今後小学校でも英語教育が導入されます。そういう中で、宇城市もいち早く合併してから特区をとって外国語を取り入れてきました。その中で宇城市では、例えば中学校を卒業する時には、ほとんど日常の会話はできるというくらいまで、昨日豊田議員の質問の中でセファールというのがありまして、勉強になりましたけれども、そういうことでセファールという1つの基準もあると思いますが、分かりやすくって宇城市では、中学校を卒業する時には、ブラインドタッチと英会話の日常会話ができるというぐらいの分かりやすい目標を設定して、教育にあたってほしいということです。まとめてお願いします。すみません、時間がないです。

○議長（長谷誠一君） もう答弁は次の機会にお願いします。

○20番（中山弘幸君） 分かりました。ではまた次回に詳しく。すみません、時間が足りなくて、健康福祉部のも次回にまたやらさせていただきます。以上で私の一般質問を終わります

○議長（長谷誠一君） これで、中山弘幸君の一般質問を終わります。
以上で、暫く休憩いたします。

—————○—————

休憩 午後0時21分

再開 午後1時15分

—————○—————

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、1番、原田祐作君の発言を許します。

○1番（原田祐作君） 皆様、お疲れ様でございます。会派うき未来21、原田でございます。

昨日、小川町内で駅伝大会がございました。もう四十数回続いている伝統ある大会で、私も高校時代、当時はまだ小川町を1周するような駅伝大会でございまして、その時に走ったこともあり、現在は小川町の稲川グラウンドの周辺を周回するよう

なコースで開催がなされております。精一杯走る子どもたちの姿を見ていたり、また50代以上の先輩方が必死に走っている姿を見ますと、やはりいつまでもこういった地域の行事というのは続いてほしいなというような気持ちになりました。その会場の中でまだ3、4歳の子どもがタブレットを片手に、タブレットに対して何々についてどうなの、なんて語りかけて物事を調べている姿を見ますと、何か伝統ある地域の大会の中にも、今風のまた新しい時代が見えたような気がしまして、私たちもうちょっと気を引き締めて、今後の社会情勢の変化の対応に臨んでいかなければならないのかなというふうに感じることができました。

それでは、通告いたしておりました大きな4つのことについて質問を進めてまいりたいと思います。まず1番目、小川中学校校舎建設についてです。ただいま小川中学校の新築に向けて検討委員会も開催されております。その中で、まず現在その校舎を建て替える理由の1つとして老朽化、非常に校舎が傷んでいるという状況がございます。そのような非常に老朽化した既存の校舎の対策について、新築の校舎ができるまでは長い年月がかかります。その間の子どもたちの安全対策を含め、この老朽化した校舎に対する対策についてお伺いをしたいと思います。

次の質問からは、質問席で行います。どうぞよろしくお願いいたします。

○**教育部長（吉田勝広君）** 小川中学校の校舎の建設につきましては、議員御承知のとおり、建替検討委員会で基本構想それから基本計画策定の協議を重ねています。

この策定後は、直ちに詳細な基本設計及び実施設計を発注し、令和3年度中には工事に着手できるよう取り組んでいるところでございます。

新校舎建設までの期間に発生した不具合につきましては、応急的に修繕を行い、施設の延命化を図ることになります。

今年3月に発生した天井モルタルの剥離事故の折は、専門業者による学校全体の調査を行いまして、剥離箇所の復旧と危険と判断した箇所は応急修繕工事を実施いたしました。

直ちに児童・生徒に危険が及ぶと判断した場合は、素早く対応し、今後も学校施設の修繕や工事等を他校同様に実施してまいります。

○**1番（原田祐作君）** 今の答弁の中で、他校と同様にという言葉が出ましたので、私は非常に安心をしているところでございます。もう新築という方針が立てられた現在において、大規模な改修とか大幅な復旧工事をやっていただきたいという要望ではなくて、やはり子どもたちはそこで生活をしていますから、この子どもたちに危害が及ぶような場合は、やはり他校同様に整備または対応をやっていただきたいというところが私の望みでございましたので、この言葉が出ましたので、これについては一応満足したというところで、次に移りたいと思います。

それでは、2番目、小川中学校区の将来像についてということでお聞きします。検討委員会の中で、新築の校舎については耐用年数が80年程度を想定しているというお話がありました。80年といいますと非常に遠い先の未来というような雰囲気があります。現在宇城市の人口が5万9千人でしょうか8千人でしょうか、その程度だったと思うんですが、仮に40年後2060年の想定をみますと、もう4万人を切るような数字になっていたのではないかと思います。現在子どもたちが小川中学校校区だけで申し上げても、今おおよそ小川中学校の生徒が380人程度だったかなと思うのですが、あと小学校4つを足しても700に届かないぐらいだったと思います。こういった子どもたちが、そのまま5万9千人に対して4万人という減少傾向と同等ということに照らし合わせると、非常に少ない子どもたちが使うような学校になるのではないかと思います。そんな中で果たして正しく展望してくれというのは無理があると思うのですが、大体どのような将来像を描いてこの小川中学校の建設に望まれるのかというところを、この将来像についてということでお聞きしたいと思います。

○教育部長（吉田勝広君） まず、耐用年数の設定につきましては、宇城市公共施設等総合管理計画におきまして、公共施設等の長寿命化を目標に、これから建築する若しくは建築後20年未満の建築系公共施設の目標耐用年数を80年とすると明記されています。

これは、定期的な建物点検の実施と中長期的な視点に立った計画的保全により、施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減と財政負担の標準化を進めるための目標値としております。

次に、小川中学校区の展望につきましては、本市も少子高齢化の影響で児童・生徒数は減少しておりますが、小川中学校区は施設分離型の小中一貫教育を推進していますので、小川中学校校舎等建設の基本構想では、中学校の生徒数の推移等を考慮した計画の策定を目指しています。

○1番（原田祐作君） 将来のことを考えてされているということは、確かにそれは当然だと思うんです。やっていないんですよという話ではなくてやられていると思うんですけどという話なんです、ただやはり疑問が残るんですよ。例えば、80年後、今の教室の数を例えば半分にしなければいけないとか、もっと少なくする必要があるということも想定はできますし、逆に、あとの質問にも出てくるんですけど、特別支援学級とか様々な細やかな対応が必要な子どもたちが増えている中で、ひょっとしたら今と違った教室で数を増やさなければならないかもしれない、これは仮定の話なので分からないのですが、ただ当然想定はしなければならないんじゃないかなと思うんです。だから、80年を想定します。これは当然今お

そらく80年という耐用年数から見ると鉄筋コンクリートRC構造の建物ではないかなと思います。ですから、今都会とかを見ても多様な環境に対応できるように、これはテナントの話なんですけど、テナントとかではスケルトン構造の建物が増えてきていると。後から自由に形を変えやすいような建物、やはりそういったものがひょっとしたら必要ではないかなと、こういったのも検討の余地があるのではないかなと思います。鉄骨造ですね、S造にしてもっと間取りを自由に变化できたり、若しくはそのことによって耐用年数は下がるかもしれません。でも逆に建設のコストも抑えられてもっと柔軟に利用できるような、そういった検討もひょっとしてあってもいいんじゃないかなんて思っています。また、施設分離型の中高一貫教育、これはよく聞くんですけども、どうせやるんだったらやはり施設一体型でやったほうが、成果が上がるのではないかなという思いもどこかにあります。やはりそういった意味で、以前松合小学校の統廃合の話が出た時に、私はここで一般質問をしたんですけども、中学校区の将来像、今後児童生徒数の変動も含めながら施設の整備とかも長期的に計画した中で、ルールとして80年の建物を建てなければいけないというルールはあるにしても、もっと柔軟な考え方も1つあっていいんじゃないかなというような思いがあって、今この質問をさせていただいております。今後検討委員会の中でも、また様々な実施設計に移っていく中でも具体的な姿が見えてくると思いますので、その都度注視させていただいて、また私自身今中学校1年生の娘、小学校5年生の娘もおりますので、この子たちは新しい校舎に入らないかもしれないけど、その次の子どもたちが楽しく暮らせるような環境についてはしっかりと議論させていただきたいと思いますので、今後もこの件についてはよろしく願いいたしたいと思います。

それでは、大きな2番の質問に移ります。育てるまちづくりについてということでテーマを定めております。これは今年度前期の基本計画が終わって後期に移っていく宇城市総合計画について、ここからは沿って質問しようと思います。そこで、育てるまちづくりについて、この中で教育のテーマのところでのこのような記述があります。「ユニバーサルデザインからの視点による事業づくりや」という言葉がありました。このユニバーサルデザインによる事業づくりというのは、具体的にどのような取組なのかを御説明いただきたいと思います。

○教育部長（吉田勝広君） ユニバーサルデザインの視点に基づく授業づくりとは、特別な教育的支援が必要な児童生徒だけでなく、全ての児童生徒にとって分かりやすい授業が行われることです。

具体的には、図や表、写真さらにはICT機器を使うなどして視覚的に情報を与えたり、考える課題を焦点化したりして、学習の見通しを持てるようにしています。

また、自らの考えを伝え合うことで、見方・考え方を共有しています。このように、視覚化、焦点化、共有化の3つのキーワードを意識した授業づくりを進めているところです。

このほかにも、授業づくりを支える基盤として、児童生徒が集中しやすいように、黒板の前面掲示物を最小限にするなどの環境づくり、並びに発表の仕方やノートの書き方などを取り決めた学習ルールづくりを学校独自に取り組んでおります。

○1 番（原田祐作君） 今御説明いただきましたユニバーサルデザインなんですけども、ユニバーサルデザインで結構言われてから長い時間が経っていると思うんです。ちょっと調べて見ましたら、大体言われ始めたのが1980年代のアメリカで、特に建設関係のところから出てきたような言葉だと、発想というか考え方だというふうに書いてあるところもありました。いろいろ説はあるとも書いてあったんですが、いろんな人がそこに学べる環境が平等にあるというようなふうに解釈をしているんですけれども。ただ、これもそろそろもう次の段階、これは前期の計画なんですね。例えば後期の段階にいったときには、では黒板の前面掲示物を最小限にとどめたことによって、子どもたちの集中力が上がってこういう結果が出たよとか、学力が上がりました。若しくは今ここに学習のルールづくりという言葉がありました。ルールづくり、これは裏を返すと、学校側がルールをつくってしまっただけで子どもたちの自由な発想を制限してしまうのではないかという発想も、逆の見方からはできるというふうに私も聞いたことがあります。ですから、その辺を是非この後期の計画では検証していただいて、今では教育現場で私聞いたことがあるんですけども、個別最適化、もっと一人ひとりの子どもたちに合った教育が今後は必要ではないかというようなことも言われているそうです。例えば、皆さんに一律に3枚ずつ漢字のプリントの宿題を渡すのではなくて、この子には2枚だよ、この子には3枚いけるよねという個別に変えて対応していくような個別最適化というワードがこれからキーワードになってくるというように聞きました。だからこの辺をユニバーサルデザインはもうある意味ベースとして、それから一歩二歩先に進んだような計画が次に出てくればいいなと期待をしております。

では、小さな2番目、特別支援学級について質問をいたします。これもこの宇城市総合計画に書いてありますが、この中で、特別支援学級の支援員、生活支援員の配置については、学校訪問や就学支援委員会での意見を踏まえ、必要人数を確保できるように取り組めますというふうに書いてあります。では、今現状その支援員または学級の人数、また配置計画、現状、それは現場の意向を満足しているのかどうかというようなところをお聞きしたいと思います。

○教育部長（吉田勝広君） 特別支援教育は、学校教育法等の改正によりまして、平成

19年4月から障がいのある児童生徒の教育の充実を図るため、小・中学校に在籍する教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対して、適切な教育を行うことが明確に位置付けられました。

全体の児童・生徒の数は減少していますが、特別支援学級に在籍する児童・生徒は年々増加をしています。

平成20年度の在籍数60人と比較しますと、現在は約4.3倍の256人が在籍しておりますので、それに合わせて支援員も平成20年度の10人から今年度は40人配置とし、障がいのある子どもの支援に取り組んでおります。なお、今年度は支援員を7人増員をいたしています。

各学校への支援員の配置は、在籍数・クラスの数・教職員の配置数などのほか、学校訪問による授業参観、それからヒアリングを通じて総合的に判断をしています。

特別支援教育は、学校運営における重要課題の1つとして取り組んでいるところでございます。この取組は一人ひとりに応じた指導や支援に加え、障がいのある者と障がいのない者が、可能な限り共に学ぶ仕組みを構築することが重要となります。

障がいのある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、担任教師との連携及び学習活動のサポートを引き続き行ってまいります。

- 1番（原田祐作君） 今の答弁をお聞きしておりまして、おおよそ支援学級の対象の児童たちが増えるのと同じように、割合としてはおおよそ6人に1人ぐらいの割合になるかと思うんですけども、それで支援員を増やされているというふうに今答弁をいただきました。その県費で加配される分と市が独自にやる分とのバランスとか等々いろいろ難しいところもあると思うんですが、ただ、これを見ているとおおよそ6人に1人ということで、非常に満足しているような雰囲気を受けるんですけども、なぜかその学校に行くと、先生方はこのことについて非常に御苦労されているような実感を私は受けます。これは私の実感なので、ひょっとしたらそうではないかもしれないですけど、私はそういう実感を受けます。そこでやはり、もうちょっと話を進めているところなどで聞いてみると、これは特別支援学級に入ると認められた子どもたちの数であり、それに対する支援員の数だと。でも実際学校には支援学級には入らないけれども、その支援学級に本来は入るべき子たちが普通学級にいたりとか、それに準ずるような子たちがたくさんいると。その背景には、予備軍というのはちょっと語弊があったら申し訳ないんですけども、準ずるような子たちはたくさんいると。この子たちに対するやはり加配が、もっと今から必要になるのではないかという教育現場の声も聞きます。なので、できれば今でもヒアリングとか現場確認をされてやられているというお答えだったので、それはそれでいいんですけど、それができているので今後もっとより細やかに、若しくは継続して現場の

ヒアリングと現場との連携をとっていただきたい。

また、もう一つは、例えば学校の先生たちが支援学級に入ったほうがいいよ、そっちの方がより子どもたちが学び、育ちがあるよという子たちでも、やはり保護者の意向で、いや普通学級でという場合もあるという話もあると聞きました。やはりこういったところを、やはり保護者の方にも理解を深めるためにも、例えば就学児健診とかでは説明されていますよね。私も行って聞いています。ただ、その前に就学前の段階で、保育園とか幼稚園とかに行ってそこを説明してあげると、もっとその辺の理解が深まるということもききましたので、そういった努力もこれは教育部と福祉と連携しなければいけないかもしれないけど、そういったところも今後必要ではないのかなというような思いがありますので、そういったところも期待をするところではあります。

それでは、次3番目に移ります。外国語教育の充実についてお伺いします。これも宇城市の基本計画の中で、ネイティブな外国語を聞くことにより、という文言があります。では、今宇城市にはネイティブな外国語指導助手はどれぐらいいらっしゃるのか。またその辺の環境というのをここでお聞きしたいと思います。

○教育部長（吉田勝広君） 本市では、これまで教育課程特例校として小学校1年生から外国語活動を取り入れるなど、英語教育に力を入れてきました。

小学校におきましては、「英語が好き」と答えた児童の割合が約94%となり、担任と英会話講師との連携により、子どもたちにとって楽しい英会話科になっていると感じているところです。

また、中学校におきましては、民間事業者と外国語指導助手派遣業務を締結し、ALTを中学校に2人配置しており、ネイティブな英語に触れる機会を確保いたしております。将来的には、外国語が教科化される小学校にもALTを配置したいと考えております。

現在、小学校には、英会話講師を8人配置しておりますが、ALTと英会話講師の役割について、学校現場と十分な検討が必要であると考えております。

教育委員会としましては、今年度から小学校5年生以上に英語4技能検定を実施し、更なる英語教育の強化に努め、小中一貫した英語教育を推進をいたしてまいります。

○1番（原田祐作君） 英語教育については非常に期待するところではあります。ただ、やはり現状そのお話を聞いていても、中学校に2人ネイティブな方がいらっしゃるということはやはり少ないのかなという実感は受けてしまいました。ということは、市内の学校をその方たちが1コマ1コマ回っても、自分のクラスのところにはネイティブな先生はどうでしょう1か月に1回か2回くればいいほうなのかなという感

じを受けています。やはりもうちょっとこう授業はもちろん、私が小学校の頃はネイティブな方がいらっしやって、昼休みとか一緒に遊んだりしてそこで直に触れた経験が何か心の中に残っています。そういった環境を是非今後力を入れられるということなので、期待をしております。決して日本人の外国語指導助手が悪いということではないんですね。やはりよりネイティブな方と触れる機会というのはつくっていただきたいというところを希望するところであります。

では、次の質問に移ります。学校給食について質問をいたします。この宇城市総合計画では地場産食材を積極的に取り入れた献立、また、地元生産者に計画的な作付けの協力を依頼し、農産物の供給を図る体制づくりということが書いてあります。または食物アレルギー対策、食育推進、防災機能、環境負荷低減なども盛り込まれてありますが、今非常に話題になっておりますセンター方式。このセンター方式になった場合、果たしてこの地元食材の使用というのがどれぐらい担保されるのか。現状も含めてお答えいただければと思います。

○教育部長（吉田勝広君） 食育基本法第23条では、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用、その他のその地域内における消費の促進を図ることとされ、第2次宇城市食育推進計画では、地場産物の利用割合を50%以上にする目標が設定されています。

令和元年6月の調査では、宇城市全体での地産地消率は57.1%でセンター方式が55.1%、自校式が61.3%となっております。主食の御飯につきましては、100%宇城市産の米を使用しており、食材の発注方法としては、宇城市産を最優先に、県内産、国内産の順で、地場産物の利用拡大の取組を行っております。

現在、宇城市では、自校式の8施設とセンター式3施設があり、松橋学校給食センターのみ調理・配送業務の委託を行っておりまして、地場産物食材を積極的に取り入れた献立等の提供に努めています。食材の発注につきましては、自校式、センター式両方とも同様に、市が献立に合わせた数量を発注をいたしております。

また、食物アレルギーを有する児童生徒及びその保護者の学校生活に対する不安を解消し、より良い学校生活を過ごせるよう、食物アレルギー対応食の提供を実施しております。

食物アレルギー疾患を持った子どもたちは、宇城市の小・中学校全体で80人を超え、年々増加傾向にあり、アレルギー食物は多岐多様にわたるため、学校給食での対応も困難を極めております。

今年度、宇城市学校給食食物アレルギー基本方針を定め、令和2年度からこの基本方針に沿ったアレルギー対応食の提供を行ってまいります。基本方針では、対応する食品品目を8品目に絞り、完全除去を原則として、代替食の提供を行います。

現在、建設中の新学校給食センターでは、アレルギー対応専用の部屋を設けて、より安全なアレルギー対応食の提供ができるようになります。

今後も、食の安全・安心を第一に、おいしい給食を子どもたちに提供してまいります。

○1番（原田祐作君） 今お答えの中で、大体宇城市の地産地消率が57％程度で、センター方式で55％、自校方式で61％というお答えがありました。やはり自校方式の方が高いんだなという実感を受けてしまいました。私自身としては食育の観点からも、自校方式にこだわりたいという気持ちがいまだに心の中に残っております。センター方式が全面的に悪いということではありませんが、やはり給食の時間が近づいてくると、どこからともなく食べ物の香りがしてきて、今日はカレーだな、今日はうどんだななんて思う、感じる、この感じることも食育の教育の1つではないかなと思っています。できれば今お答えいただいた自給率を、今後下回らないように是非とも努力をしていただいて、個人、地元生産者に、計画的な作付けの協力なんて個別にはできないと思うんですけど、やっていらっしゃるのかどうか分かりませんが、JAと契約の取引をやって、そこで優先的に安心安全な地元の食材を確保して、それを調理して子どもたちには食べさせてあげたいなというような思いを是非とも今後も続けてあげていただきたいと思います。今やはり家庭の様々な事情で朝食が食べられない、夕食が食べられない子たちも増えてきています。そのような中で、やはり学校に義務教育に通うぐらいは、せめてその1食ぐらいは、きちんと栄養バランスのとれた安心安全な食べ物をというようにところもあると思いますので、今後できればもっと地元寄り添った形の給食が食べられればなというところを期待するところであります。一応ここまで教育部とやり取りをやってきました。何か総括でございましたらお答えいただきたいと思います。

○教育長（平岡和徳君） これまでも一般質問の中の部分におきまして、教育行政について様々な質問をいただきました。ICTの教育環境そして学校施設の整備、児童生徒の学力向上、外国語教育、特別支援教育、そして学校給食こういったものについて答弁をさせていただきました。

その施策を推進するためには、これらを急激な社会変化のもとに、予測困難な時代にあっても未来のつくり手となる、そういったための必要な資質能力を確実に子どもたちに育む、こういった観点からの内容です。

そこで、その施策を推進するためには、現場で子どもをその学びを支えている教師、先生方が疲弊しないことが重要となってきます。本市では働き方改革を進めていますが、その中身は学校の閉庁日、そして週1回の定時退勤日、部活動の休養日の設定や統合型の校務支援システムの全校整備などを実施しているところです。こ

ういったものを活用しまして、教員が目標達成に向けて自らの24時間をデザインしながら、その姿で子どもたちの未来を変えていく、お手本になっていくということが重要であると考えています。

進化は変化の先にしかありません。より良い子どもたちの未来を築くためには私たちが今を変えることが最大の重点目標であります。私が関わっておりますサッカー、このサッカーのフランス代表チームの元監督が言っていた言葉に「私たちは、学ぶことをやめたときに教えることもやめなければいけない」そういった言葉を言っております。私自身も、全国の先進校であったり有識者からたくさんの情報、話を聞きながら、子どもの未来に触れているという深い自覚をさらに中心に据えまして、本市で活用できる情報を自分のフィルターを通して外に発信できるように心掛けていきたいというふうに思っております。

そして、これからも人を責めず、自分を責めず、起きた問題を攻めるといった信念を持ちながら、年中夢求で有機的な施策を前に進めていきたいと考えております。

○1番（原田祐作君） ありがとうございます。今お言葉の中で先生方の働き方改革の話も出ました。今度タブレットを導入されるということで、非常に不慣れな先生方が御苦労されるんじゃないかなというような懸念を私自身いたしていたところあるんですが、先生方の話を聞くと、いやいやそうでもないよと。これをきちっと使いこなすことによって私たちはもっと楽に仕事ができることがある。また、そういったものに積極的にやはり使いこなすのは若い先生方が上手なんですけれども、それがどういったことに使えるのか、こういったことに使ったらもっといいんじゃないかという発想は、ベテランの先生方が持っているというような話も聞きました。やはりこういったところで上手に使えば先生方の負担の軽減にもつながっていく、非常に期待するところであります。教育長の今のお言葉をしっかりと胸に置きながら、今後も宇城市の教育にできれば携わっていきたいなというふうに思っております。ありがとうございます。

それでは、大きな3つ目の質問に移っていききたいと思います。持続するまちづくりについて質問いたします。まず最初に、これも総合計画に書いてあるんですけれども、農業の分野について、集落営農の組織化や地域雇用の受け皿としての法人化を積極的に推進していきますというふうな言葉がありました。これについて、取組と成果についてどのようになっているのかをお聞きしたいと思います。

○経済部長（坂園昭年君） 農地の集積を主な目的として、農地集積加速化事業を活用し、地域営農の組織化を9地区で推進しています。それ以外の地区の農家にも、ホームページや認定農業者協議会などを通じて、組織化に関する周知を行っています。

また、営農組織及び法人を立ち上げようとする場合には、県農業会議が事務局で

あるくまもと農業経営相談所が中心となって支援を行っています。ここでは、設立までの手続き等をはじめ、経営内容などの専門的なアドバイスを受けられ、設立後も経営課題が生じた際に、相談や支援を受けることができます。

現在、本市には、地域営農組織が11組織、農業法人が50法人あり、それぞれが農業経営の高度化・規模拡大を目指して取り組んでおり、新規就農者の目標ともなっています。

○1番（原田祐作君） 一定の効果は出ているのかなというふうにお話を聞いておりました。ただ、これで1つ感じたことが、組織化とか法人化、これがどういった方向を向いているのかなというのが、ちょっとすみません、自分がよく分からなかったんです。例えば、今耕作放棄地とかそういう後継者がいらっしやらないような土地を、こういった方たちが農地じゃなくなるのを防ぐために組織化して守っていかうというような方向性なのか。若しくは、積極的にどんどん大規模化していったって売上げを上げていったって、これを宇城市の売りにするんだという方向なのかがちょっと私は判断ができなかった。そしてまた、先日の五嶋議員の一般質問を聞いていて、家族経営体の農家が非常に多いということも1つ私頭が抜けていたところがありました。そういったところにも、ここから読み取れないところがあるので、今後どのような形で農業について支援というか、発展するための支援をやっていくのかというのが、もうちょっと何か分かりやすかったらいいなというふうな感じを受けております。

続いて、商業システムの支援というところで、小さな2番目の質問に移っていきたいと思います。商業システムの支援についてなんですけれども、ここにアンケート等を実施して商工業者の事業形態を把握し、現在抱えている問題などの原因を分析し、協力体制支援システムにより、今後の最良の経営計画を策定し支援を行いますというような文言が総合計画に書いてあります。民間のそういった業者に対して、どのような具体的な支援をやられているのかということをお聞きしたいと思います。

○経済部長（坂園昭年君） 大型量販店の進出とともに、テレビやインターネットによる通信販売の急激な増加に伴い、地元商店の販売額の減少や経営者の高齢化、後継者不足による廃業数の増加など、商業者を取巻く環境は極めて厳しいものがあります。また、働き方改革への対応をはじめ、働き手の人材確保も大きな課題となっています。

この状況を改善していくためには、経営者の意識はもとより、市や商工会、専門家などの協力体制を整え、連携して対応していかなければなりません。

経営改善計画については、主に商工会が担っており、経営指導員による巡回指導や窓口指導を行っています。また、講習会を開催した際には、集団指導として中小

企業診断士などの専門家によるアドバイスを受けることができます。さらに、確定申告では、税理士による個別指導も行われています。なお、そのほかには、商工会と金融機関が連携した融資のあっせんや記帳継続指導などもあります。

重点支援の必要な事業者に対しては、売り場・商品・価格・プロモーションの4つの視点から、商工会が経営戦略を立て、課題解決に向けた伴走型支援を行い、専門家派遣日を設けて、指導や助言を行うなど、事業者に寄り添った支援が行われています。

○1番（原田祐作君） 今答弁いただきました。私が今受けた印象を率直に申し上げて、商工会が非常に頑張られているのかなというふうに感じました。総合計画では、主語が書いていないから分からないんですけど、市がこの調査ニーズを把握して、経営計画を策定し支援を行いますというような文言だったんですが、今の答弁の中では、商工会がその役割を担っているよというようなお話ではなかったのかなと受け取っております。そこでですから、市はそこまで頑張られている商工会に対して、どのような支援をされているのかなというのがちょっと今頭の中で浮かんでおりますが、次に移っていきたいと思います。

次に、小さな3番目です。雇用対策と企業誘致について質問をいたします。これも総合計画に載っているんですけども、無料職業紹介所において職業支援を行うというようなことが書いてあります。また、新たな域内取引の可能性や課題を調査しますと書いてあります。そこで無料職業紹介所が、ちょっと自分がどこにあるのか分からないので、どこにあってどのような成果が出たのか。またこの域内の取引の可能性や課題というので、どのようなものが出てきたのかというところをお聞きいたします。

○経済部長（坂園昭年君） 無料職業紹介所は、若年層の地元雇用と定住促進に向けて、地方創生推進交付金の先行型事業を活用し、くらしとしごと支援センターの名称で設置しました。

平成27年6月に熊本労働基準局の許可を受け、ハローワークと連携しながら、市民や本市への移住希望者に就職をあっせんしてきました。しかし、業務内容がハローワークと重複していること、紹介区域が小さいこと、職業紹介数が約3年間で6件しかなく、目標に届かないことなどの理由で、平成29年度をもって廃止しました。

本市企業の域内取引関係については、平成29年度に公益財団法人地方経済総合研究所に業務委託をし、調査を行いました。結果は、2010年と2013年の地域経済循環率を見た場合、宇城市地域経済全体の収入と支出のバランスは良好な状況となっています。また、市内の産業から仕入れ、市内での資金循環を高めている

産業は余りなく、域内取引が少ない状況となっています。

○1番（原田祐作君） 職業無料紹介所においては、確かに自分もぱっと見てハローワークと同じなのではないかなという感じを受けておりました。計画でそれを設置すると決めてできたが、結果としてはそこまで行政が果たす役割ではないんじゃないかという判断があった。その上で廃止されたということで、計画どおりやられて成果が出ているのかなと思っております。

また、市内の域内循環について、やはり余り活発ではないと、少ない状況となっているという分析がなされております。では、これをどのように大きくしていくのか、やはり非常に大きな問題ではないかなというふうに思っております。例えば、これが直接結び付くか適当な話題なのかどうかは分かりませんが、公共工事においても、やはり大きな物件は市外の業者が入って来られています。また、物品の販売についても電子入札というのを導入したことで、やはりこれもどんどん市外の方が入って来られている。確かに価格を検証した中で市外が安かったりすることはあるとは思いますが、でもやはりそういったところでもできれば積極的に何%か高かろうが、市内の方を使っていただいて、その分購入にはお金は掛かりますけれども、結局その方が市内で事業をされるのを助けることにもなりますし、税収としても返ってくるというところはあるので、やはりその辺も今後はもっと市内の方を積極的に、今も十分やられていると思うんですけども、今よりももっと市内の方が頑張れるような環境づくりができていればいいんじゃないかなと思っております。ここまで、経済部長にずっとお答えいただきましたが、何か総括で御意見等があれば、なければいいです、あればと思いますが大丈夫ですか。はい、分かりました。

では、次に移っていききたいと思います。コンパクトなまちづくりについてお聞きします。宇城市の総合計画にコンパクトなまちづくりの推進という項目があります。そこで、コンパクトシティの形成に向けて都市計画基礎調査実施により用途区域の見直しを行いますと書いてあります。この文言についての成果といいますか、意義といいますか目的をお聞きいたします。

○土木部長（成田正博君） 都市計画基礎調査についてお答えいたします。都市計画基礎調査とは、都市計画法によりましておおむね5年ごとに行う調査でございます。宇城市におきましても平成28年度から取り組みましたが、熊本地震の影響で1年間延びたような状況でございます。

この調査は、市内の人口、産業、土地利用、交通、地価、自然的環境、公害及び災害、景観、歴史的資源等や都市計画区域内の建物、都市施設の状況等を調査するものでございます。同時に、将来の人口予測や宅地開発の状況調査等も行いますので、無秩序な市街化傾向がないかなどの実態の把握をすることができます。

この都市計画区域内の調査を行いますことで、用途区域内の利用実態の把握、コンパクトシティ実現に向けた用途区域指定の資料となります。しかしながら、土地利用の指定につきましては、個人の資産の利用に制限をかけるということになりますので、慎重な議論が必要かなと考えております。

○1番（原田祐作君） この都市計画基礎調査というのは、都市計画基本法の第6条のところによる調査なのかなと思っております。これは都市計画法を見ると、都道府県はこういうことをやって、先ほど答弁の中でもありました無秩序な開発が行われていないかを検証しなければなりませんよというようなところがありました。ただこれがコンパクトなまちづくりの推進というところで、コンパクトシティの形成に向けてこれをやりますよというのは、ちょっと意味が違うような感じを私自身は受けております。もっと何かこう実情に即した調査なりがあるのではないかなというのが、私のこれを読んだときの実感なんです。だからこういった質問をさせていただきました。そういったところで、また土地利用の指定は個人の資産の利用に制限をかけるという文言がございました。確かにそれはそのとおりだとは思いますが、この計画の中には、用途区域の見直しを行いますと書いてあるんですよね。だからその辺がちょっと整合性が取れないのかなという疑問が残るんですけども、部長何かあれば、なければ、この辺を自分も調査していこうと思いますが、何かあればお答えいただきたいと思いますが。

○土木部長（成田正博君） コンパクトシティのまちづくりということで挙げておりますが、実際にコンパクトなまちづくりをすることによりまして、高齢者に快適な生活環境を与えるといいますか、コンパクト、コンパクトの間に公共交通機関を利用して、徒歩でいろんな生活が快適にできるというようなものを、私たちは行政として今から考えていかなければならない。そういったところで、用途指定の区域もありますけれども、先ほど申しましたようにいろんな制限がかかってきます。ですからそこは慎重に考えながら、コンパクトなまちづくりを目指して頑張っていかなければというふうに思っております。

○1番（原田祐作君） ありがとうございます。このコンパクトシティって非常に難しいと思うんですよね。実際やはりある程度大きな力を使って整理しないとなかなか進まない面もあると思うんですが、やはり個人の権利に関わる場所なので、非常に難しい。でも今後絶対必要なんだと思うんです。だから、その辺のバランスがどうなのかというところを持ちながら、この計画をずっと読んでいたところだったので質問させていただきました。本当に市民の皆さんがより良くなる方向のコンパクトシティ、そんなものがつくれたらいいなと期待をするところであります。

では、次に小さな5つ目の質問に移ります。効果的な行政組織の確立というところ

ろで質問をさせていただきます。宇城市総合計画には、女性の職員が多く仕事に参画できて、また活躍できるようにうたっています。特に女性職員に対しワークライフバランスや出産・子育てを踏まえたキャリア形成支援を行いますという文言がございます。具体的なキャリア形成支援、またその前のところにありますチャレンジ支援、どのような支援を行われているのかというのをお聞きいたします。

○総務部長（成松英隆君） 市には、多くの課題解決に向けまして、前例にとらわれることなく果敢にチャレンジする高い志を持った職員を育成することが求められています。

そのような中、女性職員の割合が増加している傾向を踏まえ、様々な分野に女性の視点と能力をいかすことができるよう、女性職員の更なる活躍を後押しする必要がありますと考えております。

現在、育児や介護等の制約がある職員も含め、家庭生活との両立をしながら能力を最大限発揮できるよう、構造的な課題にも目を向け、キャリア形成に取り組んでいるところでございます。

具体的な取組としましては、まず、働き方でございます。子育て、家族の介護など自分の都合を優先できるように現在時差出勤の試行を始めております。それとノー残業デー、個人端末へ退庁を促すメッセージ等を表示して、それと時間外勤務時間の可視化、長時間勤務の抑制、あとRPA等を活用した単純作業を別に移しまして、そういうところの省力化などを取り組んでいるところでございます。

また、キャリアの育成支援では、経験や地域不足による昇任に対する不安を払拭するように、これまで多く男性を配置してきた部署にも女性の割合を増やしているところでございます。早い段階からより多くの部署を経験させるための短期ジョブローテーションや、育児休業明けは元の部署に復職させるなど、働く意欲の低下につながらないように配慮しているところでございます。

昇任につきましても、これまで主に男性が担ってきた部署へも、能力や実績を適正に評価した上で、女性も積極的に登用しているところでございます。

○1番（原田祐作君） 今お答えいただきまして、最初子育てとか介護のために時差出勤、若しくは端末に退庁を促す、勤怠管理みたいな話ですよね、とかRPA等々の話、これは特別に女性に限った話ではなくて男性職員、男女平等に改善していきましようよというような話だと思うんです。また、その後今まで男性が多かったところに女性を多く配置していますよという話も、確かにキャリア形成に役立つのかなと思うんですが、盛んな欧米に比べて日本は女性の活躍が足りないんじゃないとか、もっとこう男女平等でみんなが活躍できる社会みたいなところを目指している日本において、まだ女性の割合が少ないですよね。これをもっとより強力で押し進

めるために、何かその講座か研修か分からないですけども、そういったものがあるのかなと思って質問をいたしました。ただ、余りにも女性、女性というのも現在においては、LGBTQですか、この間研修でありました、その性別によらないその個人の人権を大切にするような環境づくりも必要だと思うので、非常に難しいと思うんですよね。この性の間のバランスを取りながら環境を改善していくというのは難しいと思うんですが、是非とも教育のまち宇城市というところも押し出されていますので、そういった個人の人権が自由にもっと気楽に（マサル）さんの講演ではないですけど、発揮できるような環境づくりが今後も進んでいけばいいなと期待をしております。といったところで何かございましたら、いいですか、大丈夫ですか。はい、分かりました。

それでは、最後大きな4番目の質問に移っていきます。選ばれるまちづくりについてというところで質問をします。今まで、この大きな2番、3番については、宇城市総合計画というものを見ながら質問を進めてまいりました。様々な事業、施策については、この宇城市の総合計画に則ってやっていますよというようなところが、いろんなところで話が出てまいります。そこで、一度これに目を通したところでこの質問をさせていただきました。なぜこんなことをやったかという、これは本当に行政がここまでやるべきなのか、もっと手前でとめて民間に頼めるところは民間でやってもいいんじゃないかというところもあって、先ほどの無料職業紹介所じゃないですけども、そこまでやらなくてもいいんじゃないのと、もっとやれることを絞ってやったほうがいいのではないかとこのところを念頭に置きながら、質問を進めてまいりました。では、この総合計画いろいろ様々詳細な具体的な内容が示されています。私に取り上げたのはほんのごく一部です。これ以外にも記載されておりますが、今後この人口減少、どうしても選ばれるまちにならないといけないと私は思っております。そういったものを目指す上で、もっとこの総合計画を精査してもいいんじゃないかなというふうな思いがあるんですね。もっと明確に方向性を打ち出すことも必要なんじゃないかと思うんですけども、その辺について、この宇城市総合計画について、総括のような話になるんですけどもよろしくお願いします。

○企画部長（中村誠一君） 市の総合計画につきましては、市民と行政が協働して総括的かつ計画的に行財政運営を行うための市政の基本方針ということでの性格を持っております。本市における最上位の計画と位置付けられています。

本市では、平成17年度に第1次宇城市総合計画を策定し、平成25年度には可能性への追及プロジェクトということで目標を掲げました。このプロジェクトが目標年度を迎えたことから、平成29年度からまちづくりのビジョンを示す指針ということで、熊本地震からの復旧・復興を最重要課題として位置付け、インフラの早

期復旧と地域経済の早期復興、そして市民生活の早期再建を最優先とした第2次宇城市総合計画を策定しております。

第2次計画につきましては、熊本地震からの復興が最重要課題でしたので、熊本地震からの復興を加速させるため、計画策定の方針ということで、目標や成果のイメージを具体的に設定する方針としています。また、総合計画策定にあたっては、学識経験者や地域住民、産業界、福祉団体、教育団体、関係行政機関など計20人の委員で構成する総合計画審議会において御審議をいただいております。審議会での議論の中で、委員から提案があった具体的な施策についても盛り込んで策定しております。

第2次計画の計画期間につきましては、平成29年度から令和6年度までの8年ということになっております。令和3年度からの後期計画につきましては、現在の方針の変更は難しい状況ですが、次期計画策定時には改めて策定方針を議論してまいります。

- 1番（原田祐作君） 今答弁の最後の方で、方針変更というような言葉が出てきましたけれども、別に方針変更をしてもらいたいとかではなくて、最上位の計画ということでいろんなことが書いてあるので、これから方向性を見つけ出すのは非常に難しいとは思うんですよ。でもやっぱり今から、先ほども言葉が出ましたコンパクトシティという言葉も出ましたし、国では圏域構想なんていうものを引っ張り出してきて、引っ張り出してきてというかそういったものの中で、今後行政がどんどん小さくなって、フルセットで行政の役割を果たさせないような方向性もあるんじゃないかなとちょっと不安なところを思っているんです。そういった中で、この宇城市はこの九州の中心にいて、やはりみんながここを選んでここに住みたい、こういう特色があって、そういったものを何かこう打ち出していきたいなと、残念ながら今私には見えないなと思って、それが何かこれを読んでいたら見えるのかと思って今回これを読み直してみました。でもやっぱり何か漠然としていますね。教育のまちというのであれば、タブレットを入れて小学校、中学校非常に力を入れられている。でも教育って生まれたときからやるんだと思うんです。では、小学校に入る前、未就学児、若しくは生まれた直後の子ども、親、ここの教育、そこから生涯学習につなげていく。そういったことをやって初めて教育と言えるのではないかなと思います。そこが何か切れているような気がします。具体的に何かは申し上げられません、まだイメージの話をしています。でも、そういったふうに私は思っているので、これを今回言わせていただきました。稼げるまちをつくる、企業誘致をやるんだったら徹底的にやっていただきたいと思います。農業は基幹産業、これはゆるぎない。だったらもっと稼げる、そういった農家を育てるためにどういった支援が

できるのか。やはりやれることは徹底的にやる、やれないことはもう極端な話書かない。やれることに特化してもっと魅力ある宇城市が見えたらなという思いを持って、今回は質問に立たせていただきました。一方的なお話ばかりだったので、もし何かございましたら、よろしいですか。では、これで私の一般質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（長谷誠一君） これで、原田祐作君の一般質問を終わります。

ここで暫く休憩します。

-----○-----

休憩 午後 2 時 1 5 分

再開 午後 2 時 2 5 分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、18番、入江学君の発言を許します。

○18番（入江 学君） お許しをいただきました、18番、新志会入江です。初めに地方公営3事業についてお伺いをいたします。病院事業につきましては、これまでの質疑に重複をする基本的な在り方や経営状況は省略をして、課題、今後の方針その1点に絞って会を進めていきたいと思います。

さて、2年前に策定した改革プランに沿って現在の医療体制を維持し、地域医療を支えていくとの回答を市長から発信がありました。地域医療を支える病院の存在はとても大切なことで、地域住民の安心は強い信頼につながっていることと思います。問題は、御存知のことと思いますが、厚生労働省が各公立病院に発していたその改革プランに対して、今回再編・統合の議論が必要だとする424病院の名指しの発表であります。このことは改革改善を求める厚生労働省の病院への強いメッセージであり、改革プランの不十分な取組の指摘であると思い、国からの最終通告ではないかと案じております。市長から何かコメントを頂ければ受けたいと思います。いかがでしょうか。

コメント頂けますので、改めて残余の質問については、質問席からいたします。

○市長（守田憲史君） 前回でも答弁いたしましたが、寝耳に水であったのは本当でございます。またしかしながら、厚生労働省も熊本市市民病院もしかり、民間病院との比較はしていなかった。それでもう一度出し直すということでございますし、そういう意味で誤差も大きかっただろうと思います。

宇城市民病院にあっては、残念ながらこの1年、2年ちょっと悪化しているところでございます。それは今後の問題点をしっかり洗わないといけませんが、今後も地域に根差した市民病院を目指していきたいと考えます。

○18番（入江 学君） 通告なしに、大変ありがとうございました。少し長くなりますけれども、お付き合いをいただきたいと思います。高齢化や人口減少に伴う医療体制の見直しは、皆さん御承知のとおり高齢者の在宅への復帰を目指す回復期への転換であります。やがてこの年末には、来年度の国の予算案が示されることとなりますが、その中には社会保障費の医療に投じるその予算が当然含まれており、増え続ける医療費の抑制にいよいよ政府、厚生労働省をはじめ、日本医師会が動き始めたと言われる今回の再編・統合問題であります。一部の自治体の反対は強くあるものの県蒲島知事も一定の理解を示しておられるように、その政策そのものに異を唱える者は少ないものでありますが、住民には不安を与え、スタッフにも動揺が広がっているのではないかと案じ、この機会に発言の機会を頂きました。熊本県は、今後この問題に地域医療が抱える課題と向き合い、打開策を探り、いよいよ宇城市との議論を進めていかれることと思います。この病院への質疑はこれまでに御指摘もあっていますが、私はこの際、回答された申請されたとおり維持することができるのか、できなくなるのかもう少し掘り下げて質疑を続けてまいりたいと思います。真摯に明確な御答弁をいただきたいと思います。

さて、診療実績が乏しいとして名指しされましたが、その大きな理由は一体どんな公立病院が宇城市松橋町豊福に維持できる病院なのか。赤字の補填に税金が投入され続ければ、申し上げるまでもなく人口減や高齢化が進む中、医療提供体制はどのようなものか。私は、厚生労働省から自治体にその課題解決への問題提起であったと解釈をいたしております。そのためには、効率化の観点を踏まえて議論を進めていかなければ税収が伸び悩む中、そのつけはいずれ大きな負担となって返ってくるわけであります。それゆえに、市民病院の存在する立ち位置を考えれば、急性期病床を見直し、医師の確保もままならない中、予防医療や外来型対策型健診、リハビリテーション向けの回復期患者を受け入れるなどの非効率的な運営を是正することも一考に値するのではないかと思います。既に、山形県天童市民病院は、昨年11月全床を回復期病床に特化するなど体制をつくっており、宇城市民病院も近隣の急性期患者を受け入れている大きな病院と役割を分担して、共生の道を選択することも存続させる上で、改革・改善となる貴重な計画方法の1つだと思い、私は有識者による病院の在り方検討会の設置を要望するものであります。市長の見解を伺いたいと思います。

○市長（守田憲史君） 入江議員御指摘の公営企業であります。その意味で、最後には市民病院が基準外繰入れを行っているわけでございまして、これは直接宇城市の財政に響くわけでございます。そしてそれは、一方ではその地域医療で患者は助かっていらっしゃると思いますが、一方で宇城市の一般財源を投じている状況にあ

りまして、二律背反のところでございます。今後御指摘のように公営企業であるからには、ここで完結すべきでございます、そこには相当今から大きなハードルがあるかと思いますが、今その国の指示が出ましたが、民間病院と公営病院との比較をもう一度厚生労働省が指示を出すところでございますので、全体を見ながらその在り方というものを考えていきたいと考えます。

○18番（入江 学君） よくよく検討をお願いいたします。

次に下水道事業についてお伺いをいたします。不知火町、松橋町の公共下水道をはじめ、小川町の県営北部流域下水道、また各所に点在する農業集落排水事業、これに特定環境保全事業と事業主体が異なる公営事業であります。御存知のとおりであります、基本的な在り方、経営状況、課題と今後の方針についてお聞かせ願いたいと思います。

最後に、水道事業についてお伺いをいたします。水道事業も御存知のとおり、上水と簡水が経営統合している企業体であり運営がなされております。その中で同様に基本的な在り方、経営状況、それに平成18年12月の定例会でお尋ねをしている使用料金の進捗状況、また上天草・宇城水道企業団の受水費の値上げによる使用料金の改正についてもお伺いをいたします。下水道から順にお願いをいたします。

○土木部長（成田正博君） まず、下水道事業につきまして、市の健全な発展と環境衛生の向上に寄与し、公共用水域の水質保全のため事業に取り組んでいるところでございます。

公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業といった大きく3つの事業で取り組んでおります。現在、整備済みの人口は約3万6,000人でございます。

それと経営状況でございますが、現在の経営状況につきまして、下水道事業会計の収入だけでは運営が困難で、不足分を一般会計からの繰入金によって運営を行っている状況でございます。繰入金の金額につきましては、平成29年度が約6億5,000万円、平成30年度が約6億3,000万円で行いました。

今後の課題と方針でございますが、課題としましては、各家庭の接続率の低迷により料金収入の伸び悩み、それと施設更新に係る費用の捻出でございます。接続状況の指標となります水洗化率は、公共下水道事業が82.4%、農業集落排水事業が71.4%といった状況であります。

施設の更新につきましては、耐用年数が経過している施設もあり、現在更新の工事を行っておりますが、耐用年数を迎える施設が増えてきておりますので、今後の対策が必要な状況となっております。

今後の方針としましては、各家庭に接続を依頼しますとともに、施設の更新につ

いては、ストックマネジメントによります施設全体の管理を最適化していく必要があると考えております。また、経営状況も含めまして、老朽施設の更新など全国的な課題であり、国の要請で、現在熊本県内を7ブロックに分けるなど、施設の統合や民間活力の利用による将来的な広域連携・官民連携について現在も協議がなされております。

続きまして、水道事業に入りたいと思います。水道事業の基本的な在り方としまして、水道事業は、地方公営企業法の適用を求める事業になっておりますので、独立採算を目標に業務を行っております。

区域としましては、上水道事業の三角町、松橋町、小川町。簡易水道事業の不知火町の松合・塩浜・東部地区、豊野町の西部・上巢林地区の総受益戸数は約1万7,000戸となっており、それに対して給水を行っております。

経営状況につきましては、料金算定の指標であります有収水量は、全体的には微増という状況でございますが、水道会計の収入だけでは運営が困難で、不足分を一般会計の繰入金により経営を行っている状況でございます。

繰入金の金額については、基準内と基準外を合わせまして、平成29年度が約3億830万円、平成30年度は約2億8,000万円で行ってまいりました。

先ほどありました平成18年の12月議会で、一般質問での回答に対する進捗状況ということでございますが、当時は、使用料金の統一についての御質問に対しまして、独立採算を目標に料金改定を3回予定をしている、それと職員数の削減などを考えますと答弁がっております。

当時の収支バランスが大きく差がありました原因の1つでありました従事職員数ですが、水道関係職員数が本庁・支所合わせまして22人でした。翌年の平成19年4月に12人削減されまして10人になっております。

また、当時、起債の償還金額が大きな課題となっておりましたので、起債を低利なものに借り換えるなどの対策を行いまして、償還額の縮小を図っております。大きくはこの2点によりまして支出を抑えまして、3回予定しておりました料金改定を使用者への負担増に考慮したこともありまして、実施したのは1回にとどめており、現在に至っている状況でございます。

それと、上天草・宇城水道企業団の受水費値上げに対する対応につきましては、来年4月から受水費がト、当たり約40円近く上がります。そのことで約1億4,000万円の負担が増えることとなります。しかしながら、それをすぐに料金に反映させるのではなく、将来を見据え、管路や各施設の維持管理を含めたところで、料金設定する必要があると考えます。

それを踏まえまして、来年度水道事業におきまして、アセットマネジメント計画

を策定し、今後の管理・運用・処分などを洗い出し、その結果を基に経営戦略策定に結び付けたいと考えております。

入江議員からの御指摘の料金格差是正を図ることも必要と十分認識していますが、本年から消費税も上がり、市民負担も考慮しながら、先ほど申しました資産管理を含めまして、今後検討したいと考えております。

○18番（入江 学君） まず、上下水道ともに総じて申し上げます。運営する費用の大きさに使用料金の少ないことが大きな負荷となり、繰入金の金額もさらに必要になるわけであり、提案でありますけれども、下水道事業につきましては、75歳以上の高齢者家庭には、一般家庭より加入金、接続金を2割程度とか少し優遇策を考えて、利用者を多く広めることも1つの方策だろうと思いますので、是非検討していただければと思います。

また、水道料金の是正は、あくまでも高いところと低いところを、低いところを高く少しずつ持っていった均等性を図り、公平性を高めようという提案であります。指摘提案をいたしたいと思いますが、それは宇城市は均衡ある発展ということでありますけれども、1つ1つのまち、私にはワンチームとは見えません。そういうところをしっかりと検討していただいて、やはり合併協議会の際に10年後に統一料金にするとうたって、はっきりと示してあるんです。そして初代市長は、そのことをこの一般質問の場で必ずそのことを実現しますということで、私はパーフェクトを求めているのではないんですよ。近づけてくださいと、高いところと低いところがこんなに差があって、統一企業体、経営は一緒だと、それは少し矛盾があるのではないかと、こんなことですので御理解をいただきたいと思います。

また、上下水道会計に係る更新費用についても伺いましたけれども、それ以上に隠れ借金と言われる老朽インフラの更新、水道埋設管だけでも500キロメートル、下水の汚水管は100キロメートルだと試算をしてあります。その事業費、財源の捻出はどのようにお考えなのか、方策をお聞かせいただきたいと思います。

○土木部長（成田正博君） 確かに今入江議員がおっしゃいますように、隠れ借金といった水道管等は地下に埋設してある中で、老朽化、耐用年数が過ぎている管も相当ございます。先ほど申しましたアセットマネジメント計画の中にそういった台帳がございますので、その台帳を見ながら計画を立てながら、全部で500キロメートルという長い水道管でございます。その中でも熊本地震等によりまして新しく埋設しました水道管もございます。その辺も含めまして施設の老朽化を把握するとともに、おっしゃいますように料金は確かに高いところ安いところ今ございます。6パターンございます。それを少しでも平準化できるような努力をしていくことは必要かと思っております。今後アセットマネジメント計画を策定して、その後の結果を見て、状

況を検討して考えていきたいと思います。

○18番（入江 学君） アセットマネジメントをしっかり検討をしてください。早くワンチームになりましょう。

次に、公文書についてお伺いをいたします。公文書管理法を少し読みたいと思いますが、御承知の方には復習だと思って聞いておいてください。公文書を健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源と位置付けており、国民主権の理念に基づき、現在及び将来の国民に説明するために管理保存するよう求められております。その上に政策決定を検証する上でも重要な文書となります。公文書の重要性は申し上げるまでもなく、お話が出ております森友学園の国有地払下げやあるいは自衛隊日報の隠蔽、そしてまた昨今の桜を見る会の招待状への名簿破棄等で、国民がその重要性を広く知ることになりました。

そこで、宇城市の公文書管理の現状をどのように保存・保管されているのかを教えてください。

○総務部長（成松英隆君） 現在の宇城市の保管状況ということで回答させていただきます。現在宇城市は合併以来、チューブファイル方式と申しまして、チューブファイルの中に公文書を事業別それと保存年限別で分けているのと、電子方式でクラウドの中でやっている2種類の方法でやっておりまして、その文書のチューブファイル方式が非常に庁舎内で多くありまして、そちらが場所をとっておりまして、執務室がその分狭くなっているということでございますので、今再度今月あるいは来月から公文書の電子化を進めるように、全庁に今指示をしているところでございます。

○18番（入江 学君） 合併前のは少し耳に入らなかったんですが、どうなっていますか。

○総務部長（成松英隆君） 失礼いたしました。合併前の文書管理、これは旧5町それぞれの文書管理規程で整理されていたとは思われますが、何ぶんにも文書管理規定も何も現在残っておりませんので、どういう状況で整備されていたかが分かっておりません。公文書の在り方や位置付けが不明記であったと考えております。管理基準が現在とは私の記憶する限りでも異なっております。現在の基準と比較するとやはり管理体制は十分でなかったと思っております。

そういうこともございまして、先ほど議員から紹介がございました、国においても昭和62年に公文書保管法が制定され、この中で地方自治体でも公文書の保存等に関して、適切な制定が求められるようになったところでございます。加えまして申し上げますと、平成17年の市町村合併時においても、宇城市にあったが、あるいはなければいけないというような文書の散逸が見受けられたことは残念なことでございます。

このようなことから、合併後、宇城市文書管理規程を施行しまして、所管課の管理責任の明確化と情報公開にも対応すべく、適切な公文書の作成、管理に努めているところは先ほど答弁したとおりでございます。

今後の公文書管理の問題ですが、各部署で先ほど申し上げましたとおりチューブファイルで文書を管理しておりますが、合併から10年以上が経過しておりましてその間も機構改革等を行っております。市役所内の組織や所管事務が大きく変わってきており、改めまして職員研修等を行いながら適切な文書管理に努めてまいりたいと考えているところでございます。

今後の方針としましては、当面は文書管理規定、個人情報保護条例、情報公開条例の現行制度の中での運用が効率的と捉えているところでございます。その中で、文書管理規程を一部改正しておりまして、合併当初は10年保存というのが最高でございましたが、現在はそれに代わります永年保存文書を定めてありますので、市に必要な重要文書の保存を適正に行うことが可能であると考えております。

○18番（入江 学君） 続けて、災害記録、アーカイブズについてお伺いをいたします。自然の驚異におののいたあの熊本地震、しかも、大きく揺れた2回もの地震はこれまでに経験したことのない大きな災害を教訓として、何を残していくべきか。地震のみならず、これまでに宇城市は多くの災害に見舞われております。平成11年の高潮災害をはじめ、年々勢いを増す台風やゲリラ豪雨による水害等、全国各地で災害は地球で一番日本が多かったという報道もなされているぐらいでありますので、教訓をいかすことが必要だと思います。多くの市民の中には今もつらく悲しい出来事として忘れることなくはっきりと残っていることと思います。その記憶を風化させることがないように、災害関連資料としていかし、災害への備え、防災応援メモ、応援動画・映像など、長く後世に引き継ぐそのために必要不可欠なもの、また役立つ記録集としていかせる収集、編集作業への取組についてお伺いをいたします。

○教育部長（吉田勝広君） 平成28年熊本地震時における宇城市の災害対応記録につきまして、当時の各種災害対応の状況を整理し、問題・課題を明らかにするとともに、再度の被災時における行動計画への反映等に活用されることを目的に、平成30年3月、地震検証報告という形で企画部が取りまとめ、市のホームページでも公表いたしております。

また、被災状況の写真につきましても、各部署から提出された写真データを一括して取りまとめ、保存をいたしております。

アーカイブズ事業は、廃棄年限に達した公文書を廃棄処分せずに保存し、評価選別の後に将来の資料・資産として保存の上、市民及び行政の利用に供することを目

的として行う重要な事業でございます。

本市においては、平成１８年から将来に生きる人々へ、今の宇城市の歴史的事実を時代ごとに記録・保存・整理していくべきであるとして、文書保存を開始しております。

しかしながら、当初から事業の具体的な方針、計画がなく、とりあえず保存を始めはしたものの、適切な評価者、評価基準での運用がないため、極めて保存率が高く保存量が限界に達し、保管場所の確保がままならない状況に至り、現状のまま継続することが困難となりました。

そこで、教育部内でも議論し、一旦立ち止まり事業継続かあるいは廃止も含めた見直しかを検討し、総務文教常任委員会などで方針説明を行い、平成３０年度から文書搬入休止を決定しております。

現在は、職員・受託者にて搬入された文書の２次選別を行い、保管場所の確保、及び２次選別後の廃棄文書の廃棄を行っております。

今後の方針といたしましては、先ほど総務部長からありましたとおり、永年保存文書を中心に保存することで、過去の災害記録も含め、将来、収集、編集作業が可能となるよう重要な文書の適正な保存に努めてまいります。

○１８番（入江 学君） 市長にお伺いをいたします。公文書を適切に管理し、重要な行政情報の保存と公開によって利用しやすくすれば、公務員の意識も高まり行政への大きな信頼につながることを思います。研修を重ねて、制度の運用を効率的に捉えると言われますが、文書の破棄か継続・保存するのか、その選別は大変難しい判断であります。目利きの価値判断が必要となり、専門的人材の育成や有識者に委ねるなどその必要性を指摘したいと思います。合併から１４年、それまでの旧町の長い歴史の中で貴重な文書、大切なものが散逸、行方が分からなくなっているとのことは大変遺憾なことだと思います。先般はまた土地所有権の移転未登記での法廷闘争は和解の上終結したかと思っていた矢先に、同じような事案が発生をいたしております。合併以前のことはいえ、登記未登記の事案の件や公文書管理、また災害記録の作成について市長の所見を伺いたいと思います。

○市長（守田憲史君） 旧町時代の重要な文書が平成１７年の合併以前に廃棄され、現在の市の業務に影響が出ている、こうした事態を招いてしまいましたことは非常に残念に思いますとともに、今後こうしたことが二度と繰り返されないように再発防止に万全を期してまいります。

なお、合併前の災害については、平成１１年（１９９９年）台風１８号の記録で「不知火・高潮災害誌」を書籍として保存しています。

一方で、合併前の他の災害については、災害記録としての保存が必ずしも十分で

あるとは言えません。

大災害を体験した人たちの生の声を災害記録として残すことは、後世への教訓として重要なことであると思いますので、適正な保存に努めます。

文化的な価値もさることながら、裁判、権利関係においても公文書の保管は重要です。先ほどの御指摘の旧三角中学校の土地の件、和解となりましたが、最初は裁判官から宇城市が書面を残していたら何も問題はなかったでしょうという御指摘を受けたところでございます。その後、入江議員からの御指導でまた公文書を見つけまして、三角町公民館の機関紙龍燈、ここにちゃんと買収の旨が記録されておりまして、これを裁判に提出しまして、極めて有利な形で裁判が進んだところでございまして、その意味でも御指摘のとおり、この公文書の管理は今後もしっかりとやらせていただきたいと思います。

○18番（入江 学君） 最後の質問になりましたが、幼児教育・保育についてお伺いをいたします。県の子ども未来課は、先月上旬、県内の2020年度から2024年度まで5年間で、幼児や教育をする子ども0歳児から5歳児の子どもが約3,000人減少するとの発表でありましたが、最近の出生率も落ちております。宇城市の現状をお伺いいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 少子化に伴う人口減少は、熊本県はもとより全国的な傾向でありまして、近年の出生率は徐々に上昇はしているものの、出産する女性の人口自体が減少しているため、出生数は今後も減少していくとの見解が内閣府より出されているところです。

宇城市の幼児教育・保育の対象となる0歳から5歳までの人口も、少子化の影響により緩やかに減少しており、平成26年4月1日現在の就学前児童数と平成31年4月1日現在とを比べると280人程度減少しており、この傾向は今後も続くことが予想されます。しかしながら、子育て世代の就業率の向上や核家族化などの理由により、幼児教育・保育の需要は年々増加しており、実際に先ほどと同じ期間で申込者数を比較すると、220人程度増加している状況でございます。

そのようなことから、今後の動向としては、対象人口は減少するものの、申込率が増加していくことにより、需要は大幅な減少とはならないと見込んでおります。

なお、平成27年3月に策定した宇城市こども・子育て支援事業計画においても、現在が需要のピークと見込んでおり、少しずつ減少していくと予想しているところです。

○18番（入江 学君） よくよく情報を提供していただいて、定員に満たないような施設が発生しないように御指導をよろしくお願いしておきます。

それから、最後の職員、保育士の確保について伺いたいわけでありませうけれども、

今おっしゃった平成27年3月に策定したこども・子育て支援事業計画の話がありましたが、職員数が大変多く配置しなければいけない、すなわち0歳から2歳までの手のかかる子どもは、3人に1人とか職員数が必要なわけではありますが、こういう人たちは余り減らない、少し増えるかもしれない。そうすると先生たちが少し足りなくなっているのではないかなという統計も発表されておりますので、この辺の対応はどのようにお考えでしょうか。

○健康福祉部長（那須聡英君） 宇城市における今後の幼児教育・保育の需要については、0歳から5歳児全体では先ほど申しましたとおり、少しずつ減少すると見込んでおりますが、0歳から2歳児の需要については、過去5年の実績からすると緩やかに上昇しており、今後もその傾向は続くと思っております。

需要に対して、どれだけの児童を保育できるかについては、保育士の配置基準と面積基準がありますが、配置基準については、厚生労働省令である児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条第2項において、0歳児は3人に1人、1歳と2歳児は6人に1人、3歳児は20人に1人、4歳児以上は30人に1人と定められております。

より保育士の配置を必要とする乳幼児の需要が大きく減少をしないことから、今以上に保育士が必要であるとの県の見解ですが、本市においても同様に、必要な保育士数は微増することが予想されます。

しかし、報道等で御承知のとおり、公立・私立を問わず、全国的に保育士不足は問題となっており、宇城市も例外ではありません。

そこで、本年度から、市と法人が連携し、県内の保育士を養成する大学や専門学校などの10校を訪問し、意見交換を行いながら保育実習の実施施設への選定及び新卒保育士の就職を依頼するなど、保育士確保対策も行っているところです。

併せて、市内には保育士の資格を有しながら、事情により保育士職から離職されている方が多数いらっしゃるというのが考えられるため、いわゆる潜在保育士の確保策として、現在取り組んでいるハローワークを通じた求人や、友人知人への幅広い声掛け等に加えて、新たな取組についても研究をまいります。

面積基準については、既設園においては施設の増築等のタイミングに合わせて、規模を拡大し、利用定員を増やす取組を行っていただいているところです。また、市内で最も需要が高い松橋地域に、令和2年4月1日の開園に向けて、新園の開園準備が進められております。

今後も宇城市内の幼児教育・保育の需要を的確に把握し、受け皿を確保するとともに、ニーズに合わせた事業を実施してまいります。

○18番（入江 学君） 今詳しいことが分かりましたが、職員、保育士の確保につい

ては大変厳しいところがあるかと思います。ハローワークや専門学校等々という話が出ましたけれども、提案をしたいと思いますが、そういうところにパンフレットやチラシ等を掲載してもらおうとか、簡単にできる市のホームページ等でも広く周知できるようにしていただいて、なるべく情報を提供することが宇城市の職員確保につながるのではないかと提案をいたしますが、いかがでしょうか。

○健康福祉部長（那須聡英君） 今、御提案のあったとおりにパンフレット等の配布、それからホームページ等を利用して、積極的に啓発に努めてまいりたいと思います。

○18番（入江 学君） もっともっとしゃべりたかったんですけども、明確な答弁ばかりでして、4時間目でありますのでここで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（長谷誠一君） これで、入江学君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。一般質問の途中でありますが、本日の会議はこれで延会にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

明日10日は、午前10時までに本会議場に御参集願います。

どなた様も御苦勞様でした。

—————○—————

延会 午後3時08分

第 5 号

1 2 月 1 0 日 (火)

令和元年第４回宇城市議会定例会（第５号）

令和元年１２月１０日（火）

午前１０時００分 開議

１ 議事日程

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第１ | | 一般質問 |
| 日程第２ | 議案第１０９号 | 宇城市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第３ | 議案第１１０号 | 宇城市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第４ | 議案第１１１号 | 宇城市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第５ | 議案第１１２号 | 宇城市消防団条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第６ | 議案第１１３号 | 宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第７ | 議案第１１４号 | 宇城市立児童館条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第８ | 議案第１１５号 | 宇城市ふれあい農園条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第９ | 議案第１１６号 | 宇城市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第１０ | 議案第１１７号 | 宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第１１ | 議案第１１８号 | 宇城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第１２ | 議案第１１９号 | 令和元年度宇城市一般会計補正予算（第４号） |
| 日程第１３ | 議案第１２０号 | 令和元年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第２号） |
| 日程第１４ | 議案第１２１号 | 令和元年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号） |
| 日程第１５ | 議案第１２２号 | 令和元年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第２号） |
| 日程第１６ | 議案第１２３号 | 令和元年度宇城市水道事業会計補正予算（第１号） |
| 日程第１７ | 議案第１２４号 | 令和元年度宇城市下水道事業会計補正予算（第１号） |

日程第 1 8	議案第 1 2 5 号	令和元年度宇城市民病院事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 9	議案第 1 2 6 号	工事請負契約の締結について（旧戸馳大橋撤去）
日程第 2 0	議案第 1 2 7 号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（長崎久具線交付金道路改良工事）
日程第 2 1	議案第 1 2 8 号	財産の取得についての議決の一部変更について（松橋大野復興住宅）
日程第 2 2	議案第 1 2 9 号	財産の取得についての議決の一部変更について（海東復興住宅）
日程第 2 3	議案第 1 3 0 号	財産の取得についての議決の一部変更について（小野部田復興住宅）
日程第 2 4	議案第 1 3 1 号	権利の放棄について（上水道料金）
日程第 2 5	議案第 1 3 2 号	時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求に係る訴えの提起について
日程第 2 6	議案第 1 3 3 号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
日程第 2 7	発議第 4 号	教職員定数の改善と義務教育に係る確実な財源保障に関する意見書の提出について
日程第 2 8	諮問第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦について（宮川 晴子氏）
日程第 2 9	諮問第 4 号	人権擁護委員候補者の推薦について（三角 淳子氏）
日程第 3 0	諮問第 5 号	人権擁護委員候補者の推薦について（西田 英代氏）
日程第 3 1		休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（22人）

1 番 原 田 祐 作 君	2 番 永 木 誠 君
3 番 山 森 悦 嗣 君	4 番 三 角 隆 史 君
5 番 坂 下 勲 君	6 番 高 橋 佳 大 君
7 番 高 本 敬 義 君	8 番 大 村 悟 君
9 番 福 永 貴 充 君	1 0 番 溝 見 友 一 君
1 1 番 園 田 幸 雄 君	1 2 番 五 嶋 映 司 君
1 3 番 福 田 良 二 君	1 4 番 河 野 正 明 君
1 5 番 渡 邊 裕 生 君	1 6 番 河 野 一 郎 君

17番 長谷誠一君
19番 豊田紀代美君
21番 石川洋一君

18番 入江学君
20番 中山弘幸君
22番 岡本泰章君

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 吉澤和弘君 書記 西村光代君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長	守田憲史君	副市長	浅井正文君
教育長	平岡和徳君	総務部長	成松英隆君
企画部長	中村誠一君	市民環境部長	稼隆弘君
健康福祉部長	那須聡英君	経済部長	坂園昭年君
土木部長	成田正博君	教育部長	吉田勝広君
会計管理者	横山悦子君	総務部次長	天川竜治君
企画部次長	杉浦正秀君	市民環境部次長	松川弘幸君
健康福祉部次長	西岡澄浩君	経済部次長	黒崎達也君
土木部次長	梅本正直君	教育部次長	豊住章君
三角支所長	原田文章君	不知火支所長	濱口博隆君
小川支所長	篠塚孝教君	豊野支所長	園田郁夫君
市民病院事務長	伊藤博文君	農業委員会事務局長	白木太実男君
監査委員事務局長	山本裕子君	財政課長	木見田洋一君

開議 午前１０時００分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第１ 一般質問

○議長（長谷誠一君） 日程第１、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、７番、高本敬義君の発言を許します。

○７番（高本敬義君） 皆さん、おはようございます。議席番号７番、うき未来２１の高本です。通告に従いまして一般質問を行います。

まず１点目は、宇城市民病院に関する案件です。この件に関しましては、私含めて４人の議員の方が今議会で質問するということで、執行部も病院事務長も大変かと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。御存知のように、厚生労働省は９月の２６日に行われました第２４回地域医療構想に関するワーキンググループ会議、この中で全国で１，６５２の公立・公的病院のうち診療実績のデータ、これは２０１７年分と聞いておりますが、そのデータが集まった１，４５５の病院を対象にデータを分析した結果、再編・統合の必要性について再度特に議論が必要として、４２４の病院を公表いたしました。これには、我が宇城市民病院も含まれ、県内７つの病院が入っております。今議会において、これまでの執行部答弁、市民病院新改革プランのもとに当面の間は熊大病院の支援を受けながら、現在の医療体制を維持して地域医療を支えていきたいという方針でありますので、その方針は理解をいたすところでありますが、この公表の直後に全国の知事会など、関係する団体等が国に再考の申入れ、少し苦情も含めて行っております。地域医療構想の議論というのは、県で企画調整してこの地域でも行われております。そういった意味で、県の動きと併せて状況をまずはお尋ねしたいと思います。

後は、質問席で行います。よろしくお願ひします。

○市民病院事務長（伊藤博文君） 国が病院名を公表した９月２６日の翌日、全国知事会は「地域の命と健康を守る最後の砦である自治体病院が、機械的に再編・統合されるという住民の不安を招きかねず、地域の個別事情を無視するもので、公平な視点とは言い難い」との声明を発表しました。

その後、１０月４日の国と地方の協議の場でも、知事会・市長会・町村会の委員連盟で同様の意見書が提出されております。厚生労働省は、「必ずしも医療機関そのものの統廃合を決めるものではない」「病院が担うべき役割や、それに必要な病床削減などの方向性を機械的に決めるものではない」との見解を公表し、「議論の上、現時点で変更なしも十分にあり得る。行政として強制するものではない」とし、

その旨を都道府県にも説明していくとしております。

また、再検証の期限について、これまで設定していた2020年9月から一定期間延長する検討に入ったということです。これは、民間のデータの公表が遅れていることと、地方自治体から検証期間を延長するよう求める意見が出たことを踏まえたものです。

公立・公的病院の再編・統合には地域住民の声が優先することや、結果的に民間病院の経営を圧迫するケースが少なからずあることから、各地域における地域医療構想調整会議では、再編・統合の議論がなかなか前に進んでいないのが現状のようでございます。

現時点において、県は「今回、国が示した診療実績は、個別の事情や民間のデータも反映されておらず、必ずしも実情とは一致していない。民間を含めた各病院の現状については、まだ分析の段階であり、今後は各病院と協議を行い、説明会や意見交換会を開催していく」としており、12月の地域医療構想調整会議の中で、県から再検証要請の趣旨を説明した上で、意見交換会を行うとしております。

その後、2月の県会議で概要の説明を行い、3月の地域医療構想調整会議で具体的対応方針の協議を行うものとしております。

- 7番（高本敬義君） ありがとうございます。今の答弁の中にも出てきました。先ほど申しあげました県の地域医療構想調整会議というのがありますが、御存知のように医療に関しては大きくは地域の保健医療計画というのがあります。熊本県の保健医療計画、今第7次が運用されていると思います。この宇城地域保健医療計画も同様のスタイルで第7次で今動いているところです。その医療計画の中の1項目に、医療計画は公衆衛生とかインフルエンザとかの予防接種とか在宅医療とか介護とかそういうことも含めた計画になっていますが、その中の1項目に地域医療構想でこの地域の医療機関の数、ベッド数、患者数、そういうことを見越し、予測した計画を立てるということになっています。ですから、地域医療計画の中の一部を先ほど言いました地域医療構想調整会議というのが担って議論がなされています。今度12月にあるということですが、年に2、3回あっているようですが、直近で夏の8月20日に、この保健所の方で地域の医療構想の調整会議が行われています。議事録を少し眺めてみました。どんなことが議論されているのかなということでもあります。これまで何度か会議が行われている中で、宇城市民病院もここに参加をされています。この地域のいろんな病院の院長先生方、専門医療関係の方々の議論の中ですが、既に新改革プランを立てていますので、市民病院としてはその方針に則って政策的な医療をこの地域の中でやっていきますよというような概略、そういう内容をこの調整会議の中で、皆さん合意で確認をされています。そのことは第一段階と

してはオッケーなわけです。ところが国がこの時期になって全国的に公的病院のそういった体制の改革が進まないということで、第2弾を打って出てきた。そのもとの根拠にあるのは骨太方針です。経済を優先する、経済感覚を優先するということで、医療に関してもベッド数を減らしなさい、転院をさせなさいというところでこの夏に方針を出して、各自治体、間に挟まれた県が調整をして議論をしてくださいということでもあります。

この宇城の調整会議の中でもいろいろ考え方がそれぞれに先生方であって、この中で既に9月に公表されましたけれども、県の担当者の説明の中でこういう言葉があります。国の研修会における説明によると、今年の9月頃までこれまで2年間に合意された具体的な対応方針の検証として、その代替えの可能性がある、または診療実績が少ないと位置付けられた公立・公的医療機関等に対して、ほかの医療機関への統合や再編について、地域医療構想調整会議で協議し、改めて合意を得るように要請するということです。その際、厚生労働省が個別の医療機関名と関係する診療実績データを公表するとのことだという説明があっています。このことが新聞に公表されたという冒頭私が申し上げました9月ワーキングチームで発表された内容ということになります。

このことを議論していくときに、民間の先生もおられます、公的病院の先生もおられますが、非常に悩ましいことを言っておられます。この議論に関する利害関係者は、非常にたくさん出てくるでしょう。この議論の説明責任というのはこの会議にあるのでしょうか。この会で協議をして、あなたのところの公的病院はほかに転院しなさいというふうな賛成多数論でいったら決まる。決まったらそれは合意として民意として国は受け取ってしまうんじゃないか。いやそうじゃない、という両論あります、この会議の中で。そういった意味では、この会議の持ち方そのものにも非常に今ふらふらしている、みんな大変にされています。

もう1点は、県がまた重ねて説明する中で、今回この更なる検証の対象になるのは、公立病院と公的医療機関だけになります。よって宇城市民病院、済生会みすみ病院、熊本南病院、宇城総合病院あたりがその対象になってくるでしょう。公立病院や公的といわれるところについては、税制面・財政面の優遇がある中で、診療実績が地域の政策医療に特化されているか、重点化されているかという、そういうところが更なる検証が必要ではないかというところでもありますという、県の職員としては国の思いを持ってこの会議に臨んでいるというふうにしか受け取れません。ただ、そこに参加している各委員さん方は、非常に悩ましく思っておられるというのが実態です。

冒頭に言いましたが、こういう議事録もありますけれども、通告していなくて申

し訳ありませんが、守田市長何かありますでしょうか。それと1点は、市民病院の院長とこの間、この件について、9月頃に公表されたわけですので、顔を合わせてお話を何かされましたら報告でも願えたらと思います。

○副市長（浅井正文君） つい先日、ちょっと病院側と話はしてきております。内容的には思いをちょっと伝えていただいております。

○7番（高本敬義君） 現段階では、宇城市民病院も公営企業法の一部適用ですので、総責任者、権限者としては市長になるかと思います。そういった意味では市長サイドで、やはり現場は現場で院長が采配を振るっておられるでしょうから、そういった意味では意思の疎通を図っていく必要がありますしなかなと、こういう時にですね。今は新改革プランでその方針を持っていくということで答弁されましたので、先ほど言いましたようにそれは良しとしながらも、また重ねて国がこういう動きに出てきたわけですので、先ほどのこの調整会議の中の雰囲気であれば、決まるか若しくは突っぱねていけばそのままずっと流れていくかどっちかでしょうけども、それにしても宇城市の具体的な今後の対応方針は、もう少しすり合わせをしておられた方がいいんじゃないかというふうに思います。

それと、もう1点は調整会議のことで、これも通告してなくて申し訳ないんですが、このメンバーの中にはもう一つ先ほど言いました医療計画には確か首長、市長たちも若干入っていかれることがあるのか、年に1回か2回ですけどその策定する時期の。でもこの地域医療構想の中には、宇城市として関係するものとしては、市民病院の院長と健康福祉部長もメンバーとしては入っているというふうに思います。あえて健康福祉部長は非常に幅広い部署の中で、この医療というところに特化して入っていかなければならないということで、非常にきつい部分はあるかと思いますが、これまでの感想とプラスこれは要望ですが、こういう局面になったわけですので、少しは病院、公的医療機関、宇城市が抱えていく医療に関する課題でもありますので、何らかの先ほど言いました市長と院長あたりのすり合わせも含めて、それも背中に背負ってそういう会議に臨んでいただけたらなというふうなところを思いますので、これまでの会議に参加されたことが何回かあるかもしれませんので、感想でも結構です。

○副市長（浅井正文君） すみません、先ほど言いましたように、医療のことはともかくですけども、医師のことそれと技術者ですね、レントゲン技師とか薬剤師とか、それと看護師のことも含めて話しております。

○健康福祉部長（那須聡英君） 今年初めて私は会議に参加をしました。そういう話があるということ自体もよく分かっていない状態で入りました。先ほど高本議員から議事録の御紹介がございました。それぞれの病院、公立・公的病院以外の方たちは

この会議で決めること自体私たちは責任が重くてどうにもならないというような状態というのを聞きして、初めて問題意識を持ったところで。市民病院が今後どうなっていくだろうというところの不安を持ったところまで、私としての意見が行政側も3人おりましたけれども、そちら側からの意見というのが全くなかったような状態でした。16日もまた参加をしますけれども、その辺事前にどういう流れだったのかというところを調べた上で参加をしたいと思っております。

○7番（高本敬義君） 突然振って申し訳なかったんですが、是非、今言われたように事前の気持ちの準備というか、すり合わせ等をされて行かれたら、行政も美里町も宇土市も入っていらっしゃいますが、直接市民病院を抱えているのは宇城市ですので、関心の度合いが違うかなと思いますので、是非よろしくお願いします。

それで、そういったことで今後もこの地域医療構想の調整会議が行われていくでしょうから、健康福祉部長もそうですし病院のこれは事務長に直接お願いしておかないといけないんですが、事務長も傍聴とか行かれるかもしれないし、院長が行かれた後のバックを、報告をやっぱり職員たちにもきちんとしてもらって、やはりどうやっていこうかと一緒に考えていくような職場の雰囲気づくりを心掛けていただけたらと思います。

それでは、続いて何度も言いますが、今後の方針は現状維持して地域医療を支えるということですが、具体的には、例えば昨日入江議員も少し私案ということで述べられた部分もありますが、例えば大々的にベッド数を減らしてほかに転換するのかなとか、健康診断あたりももっともって受け入れられるものなら受け入れて、言うなら国保病院ですので、宇城市内のせめて国保に入っている人はみんな市民病院を使って健康診断をするぐらいのはまりを持つとか、いろいろ打開策もあろうかと思いますが、今日私がお尋ねしたいのは、先ほど浅井副市長が若干小声で話されましたが、医師の確保と小さなことかもしれませんが、大規模改修は早々には一気にはいかないと思いますけれども、小さな改修、整備、設備の改修など、そういった部分はできるんじゃないかと思っていますところ。医師の確保については、非常勤医師の確保はどうか熊大の御協力ですらないでいけているというところで運営もなされておりますが、常勤の医師を求めて熊大の方にはお願いに行かれていますと思います。現状維持の方針ではありますが、先だって院長の定年も5年は延長されましたけれども、あと5年したら分かりません。またその時になって5年延長するかという乱暴な話にはならないだろうとは思っていますが、あと5年したら本当の危機がまた来るかもしれません。その後どうされるんですかということでこれまでも何度かお尋ねしましたが、熊大に行かれた時期、どなたが行かれて、どなたに会われて、どんなお話をした結果はどうだったんだというのは、この議会の中では言え

ないですかね。お願いします。

○副市長（浅井正文君） 時期は明確には何年の何月かはちょっと覚えませんが、病院が今伊藤事務局長です。その前にここの吉澤議会事務局長が病院の事務長をしていた時に、大町先生と、院長と私と3人で馬場医局長だったと思いますけれども、話には行っております。その時は、市民病院は3人医師がいけないといふところで、2人は院長と副院長がおります。3番目の医師ということで、今土・日・祝日の日直を設けてくださいといふことで行っております。3番目の医師の前に、その土・日・祝日、来るのだけでも精一杯よ、といふことで言われてきておりますので、3番目の医師の確保の前に、そのローテーションを今3人だったと思いますけれども、3人ローテーションで来ていただくといふことでお願いに行き、そして暫くしてお礼に行っております。吉澤事務局長の時代だったですね。

○7番（高本敬義君） 今のお話は、それはそれで実際行かれたわけですので大変御苦労だったとは思いますが、私は今ちょうど半年ごとに質問しているような状況なんです。前回か1年前かお聞きした時もその話でした、そういうふうには私は記憶しています。ですから、この2年ぐらい浅井副市長に一任されてあるんだとしたら、副市長もいろいろ多忙で大変とは思いますが、余りこのドクター確保に向けての行動がなされていないんじゃないかなといふふうに思います。確かに大学病院もドクター派遣については大変だろうなと思います。何か新聞かニュースで見ましたが、佐賀の多久市とお隣の温泉のまちだったか、大町かああいうふうなところで2つ公的病院があるんですが、そこもドクター確保を確か久留米大か何かから出していて、それが困難だといふことで合併せざるを得ないといふ、そういう情報もどこかで耳に入ったような気がします。そういった意味では大変だろうとは思いますが、でもそれをしないままで、今のままで市民病院行くのかどうかといふところも非常に問題なんです。是非大変な問題とは思いますが、少しずつでもいいですから打開策を求めていくように、日常的には事務長の采配、院長含めてやっていかなければいけないんでしょうが、そういうふうには思います。

最後にこの件について、浅井副市長が院長と会って話をされたということですが、院長そのものはドクターの確保とか、極端に言うと本人のあれですが5年後とか、もう5年なんてすぐ来ますので、そのことについては何か御意見お持ちなんですか。

○副市長（浅井正文君） 直接、今医師の院長と副院長がおります。考え方は違います。ですから各々聞き取りをしているところです。

○市長（守田憲史君） 医師の確保についてでございますが、何もしていないわけではありません。大病院の副院長ともこの前お話もしましたし、この医局というのは大

学の病院のなかなか厳しいところでございまして、今の市民病院の院長先生は外科、新藤先生が内科、これによってまた医局の先生方も変わります。そして、久留米大学うんぬんとか熊本大学医学部を頼らざるを得ないところでございまして、その中でも宇城市は宇城市としてしっかり援助もしながら頑張っているところでございまして、一度そこに行けばいいとかそういう問題ではなくて、大変な問題の中自分もかなり個人的にもお願いはしているところでございますが、今後そう簡単にはいかない医師確保でございます。

それともう1点は、国が唐突にも発表いたしました。今後はしっかりと要望もしてまいります。厚生労働省もそんなに簡単にはというか、厚生労働省の大方針でございます。今後兵糧攻めも十分に考えられ得るのではなかろうか。その中で、今後医師の確保も含めて、現状を維持していくことに精一杯の努力をしたいと思っております。

○7番（高本敬義君） 是非、市長の御努力も認めつつ、今後ますます押し込められていく危険性もあると思います。これは宇城市民病院だけではなくて、ほかのリストに挙げられた公的病院も当然そういうふうになっていくでしょうし、そういった意味では今回の地域医療構想のこの宇城の会議の中で、どれだけものを言ってどれだけスタンスを確保しておくか。結局それが県の医療構想の会議の中に持ち込まれていきますので、用心しないとすうっと国の方に上げられてしまうという危険性もあるかと思いますが、是非お願いをしておきたいと思います。事務長もそこあたり十分御注意をお願いしたいと思います。

次に、大きな2点目に移りたいと思います。市民部の窓口業務についてですが、現在民間委託にされて平成30年の1月から試験期間も含めて、この12月末まで契約ということで、それが切れるわけですがけれども、窓口業務の民間委託の経過と状況についてお尋ねをしたいと思います。

○市民環境部長（稼 隆弘君） 本市では、熊本地震によって増加した災害対応による業務量の増大、権限委譲や地方創生といった新たな行政需要増大によるマンパワー不足等を解消するため、窓口業務の一部を民間委託しております。

具体的には、平成30年の1月から3月までの引継期間を経て、同年4月から本格実施し、本年12月までを委託期間として、本庁市民課窓口サービス係及び三角・小川両支所の総合窓口課窓口係において、戸籍証明、印鑑登録証明、住民基本台帳証明及び異動業務、税証明業務等を民間業者が担っております。

窓口業務は、市役所の顔であり、市民の人権・プライバシーに関わる業務です。市民お一人お一人のニーズに正確に迅速に笑顔で対応することができなければ、行政に対する市民の信頼を失うことにもなりかねません。

このため、民間業者にはプライバシーポリシーに基づく社員教育と社員からの誓約書の提出を求め、データの職場外持ち出しを禁止するなど、個人情報保護に配慮しています。

また、具体的な業務の中では、民間業者が来庁者に対応し必要事項を確認した上で入力・発行作業等を行い、市職員が照合し、最終判断を行っています。このダブルチェック体制で、業務を適正に遂行できるよう努めています。

また、窓口や電話への対応で、人員が不足するケースや判断が難しいケースなどでは、民間業者からの要請を受けて、市職員が支援するなどの連携体制をとっています。

これらの業務に関しては、日報・月報で報告を受けるほか、定例の連絡会議を開催するなど、緊密な情報共有の場を設け、レベルアップ・スキルアップを目指しています。民間業者サイドでも、朝礼でミス・トラブルの原因等について情報共有し、知識・技能・接遇に関する社員教育も随時行われております。

○7番（高本敬義君） この間は、そう問題もなく進んできた、最初は少し不慣れなところもあったかと思いますが、この一応期限としては12月ということですが、次の段階に進むことについての今後の予定、動きをお尋ねしたいと思います。

○市民環境部長（榎 隆弘君） 今後の予定、動きについてお答えします。第1期の業務委託期間が本年12月に終了するため、7月にプロポーザルで令和2年1月から令和4年12月までの3年間を第2期とし、民間業者を選定することにしました。

前回のプロポーザルでは、プライバシー保護に関する資格要件を厳格化したため、参加業者が1社のみであったことから、今回は資格要件を他自治体並みにすることで参加業者を増やすよう改善しました。この結果、複数の業者がプロポーザルに参加しました。

また、本庁・支所の窓口業務担当者が半数を占める評価委員会を組織し、社員教育や雇用条件を評価基準の中で重点的に配点した評価基準による総合評価方式で、他自治体での受託実績も参考にして、第2期の民間業者を選定しました。

この業者とは、本年8月に委託契約を締結し、来年1月6日からの業務開始に向けて、業務マニュアルの見直しなどの準備を進めております。

○7番（高本敬義君） 既に、次期のあれが決まっているのかなと思いますが、金額については、今回の補正予算に出ていた分ですか。それは違うんですか。そこが1つと、要は次の業者がどこというのはい言えないですか。

○市民環境部長（榎 隆弘君） 今回の補正の金額については、債務負担行為の変更を上げています。金額はですね。委託業については、・・・計上しております。業者につきましては、契約が済んでおりますので、一応業者名だけは報告したいと思い

ます。今回の業者は株式会社共立メンテナンス様でございます。

○7番（高本敬義君） この案件については、2年前いろいろ一般質問とか質問をさせていただいたところはあるんですが、今回変更になって金額的には現状の契約とどうでしょうか、比較。それと株式会社共立メンテナンスというのは、確か県内でこの種の受けているところが城北の山鹿市か菊池市かどこかあったかと思いますが、それと上天草市か何かも入っているんですかね。3か所4か所ぐらいあるかと思うんですが、まずは先ほどお尋ねしたところを。

○市民環境部長（稼 隆弘君） 契約金額を申し上げたいと思います。今までの会社につきましては、2年間で一応6,175万8,660円で委託金額を結んでおりました。今回の業者につきましては、3年間となりまして委託金額が1億3,689万4,021円となっております。一応予算につきましては、人数等の正職員の配置とかその人数の関係で増えていると思っております。

○7番（高本敬義君） あと詳細なところでは、委員会でもまたお尋ねしたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に大きな3番目、廃棄物とリサイクルの問題に移りたいと思います。少し寒くなってくると、月1回の公民館へのリサイクルを出しに行くのもちょっと億劫になってくるそういう時期なんですけど、子育て中の若い人たちは、特にこういう朝の忙しいときにはちょっと遠のくとかいうか、リサイクルの方に遠のいていくわけですけども、その代わりにお休みの日などにリサイクル業者に持ち込むというケースも最近多く見られます。社会全体としては、リサイクルして環境上には問題ないかなとは思っています。松橋町では、以前から行政区ごとに行われていて、地域コミュニティの一環として育てられてきた、こういう環境は非常に良かったなというふうに私は思っています。今議会でも、宇城広域連合の新しい焼却施設について、環境に負荷のかからない方策をとということでいろいろ議論がなされているようですが、ごみ処理とリサイクルということで、本市の現状、課題を簡潔に結構ですのでお願いします。

○市民環境部長（稼 隆弘君） 本市の平成26年度のごみの総排出量は18,926トンで、このうち、資源ごみは分別収集が1,495トン、クリーンセンターへの直接搬入が140トン、宇城市内4社、市外3社、合計7社の処分業者への個別搬入が2,199トンの合計3,834トンでした。

平成30年度の総排出量は20,860トンで、このうち資源ごみは、分別収集が1,246トン、クリーンセンターへの直接搬入が101トン、処分業者への個別搬入が4,249トンの合計5,596トンとなっております。

ごみの総排出量、資源ごみの総量ともに増加傾向にあります。資源ごみの増加

は、ごみの総排出量の増加割合を大きく上回っております。

資源ごみの回収状況につきましては、分別収集とクリーンセンターへの直接搬入は減少傾向になっていますが、その一方、処分業者への直接搬入は増加傾向になっております。

分別収集は、月 1、2 回の早朝 1、2 時間の実施となっており、アパートなどの住人では 1 月分の保管場所に困るとともに、生活スタイルの多様化や单身や高齢者世帯の増加で分別収集に出せない状況もあります。

このようなことから、有価で購入してくれることはもちろんですが、排出日や時間を問わないことが処分業者への直接搬入の増加の原因と考えております。

○7 番（高本敬義君） 我が子も休みのときに、そういうリサイクル業者に持っていくというような生活スタイルをとっているようですが、三角議員も発言されましたけれども、民生の常任委員会で東大和市に訪問して研修したわけですが、ペットボトルの自動回収機の設置事業、こういったことでありました。私は、その事業は事業としてすばらしかったんですが、この町が、広報とか廃棄物関係の総じてみんなでこういう運動をしましょうというキャッチフレーズが「マイバッグ資源を入れてお買い物」というそういう運動があったんですね。そういうリサイクルの場所若しくはボックスあたりを店の店頭ないし適当なところに置いて、社会全体としてごみの減量リサイクル運動を応援していこうというようなお店も結構最近が増えております。そういうところを東大和市も大いに P R をして、逆にそういうお店を利用しましょうというような誘い込みもしているようです。それは三鷹市でも、ごみ減量リサイクル協力店を利用してくださいというようなことを広報紙にお店の名前を出して、マイバックの持参とかペットボトル、トレイなどの自主回収を行っている市内の店を認定して、応援をしているというようなお話も聞かれました。宇城市では健康づくりで、さしより野菜というお店をキャッチして P R して発信されています。そのような感じでごみ減量に関しても、リサイクル協力店みたいな感じで運動ができたかなというようなところを受け取ってきたところです。検討の余地があれば、ぜひお願いをしたいというふうに思います。

それと、もう 1 点は三鷹市では、家庭で不要になったはがき、この時期から少し年賀状を出される方も減ってきたというお話も聞きますが、この年始には非常に多くのはがきが流通して、その後の処理も大変かと思いますが、結果的には燃えるゴミで出すということもありましようが、それを回収するという方法もこの三鷹市ではとっておられます。2 月頃 1 か月間ぐらい、例えば市役所とか支所とか、そういう主要な施設で専用のボックスを置いて、最終的には製紙工場でトイレットペーパーあたりにリサイクルをするというふうな方策をとっておられるようです。以前、

今もあるのか分かりませんが、宇城市もリサイクルロールみたいなものがあって、トイレに置いてあったような気がするんですが、そういうのは、例えばそういう事業と一緒に組み込んですることはできないのかなというところを思ったところです。今言いましたその三鷹のマイバックごみ減量リサイクル店、それとかはがきの回収ボックス、そういった先進地の事例あたりの研究をしてみしてほしいというのが1点と、続けて更なるごみの減量化対策をされている点があれば、それも併せてお尋ねをしたいと思います。

○市民環境部長（稼 隆弘君） 今、高本議員におかれまして他市の取組の紹介ありがとうございました。

まず、市では先進地事例の研究としましては、今年8月に水俣市が実施しております生ごみの堆肥化事業について、水俣市環境クリーンセンター及び生ごみリサイクル工場等での現地研修を実施したところです。

本市では、現在行っている各地区ごとの分別収集がまず中心と考えております。他の収集方法を導入しますと、各地区のリサイクル還元金の減少による各地区のリサイクル意欲の低下が予想されます。

他の自治体で行っている取組が、リサイクル率の向上につながるのかを十分に検討する必要があります。

今後も、リサイクルに限らず、ごみ問題に対する先進事例に対してアンテナを張り、積極的に研究していきたいと考えています。

続きまして、今後市の更なる減量化対策ということで申し上げます。

本市におけるごみ減量化対策は、平成29年に策定した第2次宇城市環境基本計画4の1に定められており、5Rと3010（さんまるいちまる）運動を推進し、ごみの減量化に努めております。

その具体的な取組としまして、食品廃棄物を削減するため、「フードロス・ゼロプロジェクト」として、宴席での料理の食べきりを呼び掛ける3010（さんまるいちまる）運動の推進や、昨年12月号の広報紙で配布しました「わが家のもったいないノート」を活用することで、わが家のもったいない行動を確認し、買いすぎや、作りすぎを防止し、廃棄される食品を削減することができます。

このほか、家庭で消費期限はあるが、使用する予定のない米・レトルト食品・缶詰め等の食品を持ち寄り、フードバンクを通じ、児童養護施設や子ども食堂等に食材を提供するフードドライブ活動を今年度から本格的に実施しております。

今後も他の自治体の取組状況を調査研究しながら、本市での取組につなげていきたいと考えております。

○7番（高本敬義君） 昨日までのこの議会の議論の中でも、クリーンセンターの新しい

いごみ処理施設の案件がいろいろ議論がなされておりました。ごみはできれば減らしていった方がいいというふうには思います。そういった意味で、更なるごみ減量化に対する取組もお願いをしておきたいと思います。

先ほど、各行政区、地区でやっているリサイクルの取組が宇城市としては非常に大きな活動だし、市民にも一定の認知をされているというお話でありましたが、先ほど言いましたはがきに関しては、皆さんどうされているのか分かりませんが、正月が終わったらリサイクルというふうに、はがきを見たことは余りないんですよね。やはり住所とかが載っているから。結局は燃えるごみに行っているんじゃないかなというふうに思います。これは岐阜市の例なんですけど、岐阜市もはがきの回収クリーンボックスというのをされていて、そこはちょっと規模が大きいかもしれませんが、時期が設定してあるんでしょうけれども、はがき回収が51万枚、1,540^{キロ}という平成30年の実績があります。もし実行するとなれば、市役所のどこかに置くにしても、もう開けられないような状態のボックスにして、そのボックスそのものもリサイクルに出せるようなものを使っているということでありましたので、そういうことも一考のうちにに入れておいてほしいと思います。

次の質問に移ります。森林環境税についてであります。今年度からいろいろと問題を抱えた新たな事業が国税森林環境譲与税ということでスタートはしました。3月の定例会でも譲与税の基金条例を制定するという議案に対して、常任委員会の中の委員長の報告の報告書から抜粋しますと、法律の内容と基金の使い方はとか、森林管理のための伐採や林道整備によって災害が起こる危険性もあるのではないですか、危機感を持って取り組んでもらいたいというふうな意見もあったり、また討論ではシステムそれと法の適用、こういうところが不透明な部分が多いと。不安要素が後押ししているようだということと、まだまだ議論の判断材料が不足しているという反対意見。また、林業振興には環境保全にはこの条例は必要というような賛成意見もあつたということで委員長報告がなされております。やや曖昧なままに始まったこの事業制度、国策に自治体が右往左往させられそうな部分もあるやに感じます。この森林環境譲与税の状況をお尋ねしたいと思います。

○経済部長（坂園昭年君） 国は、パリ協定の国際的な枠組みのもと、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止に向け、本年度から森林整備等の取組を進めるため、森林環境税及び森林環境譲与税を創設しました。

森林環境税は、国内に住所を有する個人に対して、年額1,000円を個人住民税と併せて賦課徴収する国税です。課税を開始する時期は令和6年度からです。

次に、森林環境譲与税は、森林現場の課題に早期に対応するため、森林経営管理制度の導入に併せて、令和元年度から各市町村に対し私有林の人工林面積、人口等

により配分されます。

使途としましては、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用となっています。

○7番（高本敬義君） 今年度の宇城市の当初予算を見てみますと、歳入で森林環境譲与税ということで600万円。歳出予算は関係職員分ということで事務職員報酬が133万円、あと残りは基金に積み立てようということで440万円が積立金のところに計上をしてありました。ちなみに資料を読みあさってみますと、国も当面6年間は借金をしながら、その交付する譲与税に充てるということで、この3年間は全国で単年度で200億円、その4年後からまた3年間は今度は300億円、その後は400億円というふうに、交付の総額を少しずつ段階的に置き換えていって、6年目からは各自治体がまた別途集めるような法制度になっている森林環境税、それをまた補填していくというふうなことになっているようです。それで、この制度が始まる前段で2月3月の研修会の中で、大学の先生が言われていたんですが、これを各自治体に交付される、それを試算してみたら、1位が横浜市、上位100の団体のうちほとんどが都市部に譲与税が交付されていってしまう。交付の基準が人口基準が3割、林業の就労者が2割、私有林の人口面積で5割という案分の中で示されていきますが、どうしても都会の方が交付額が多くなっていくというところもあるようです。こういった中で、はてさて交付税を財源にどのような仕事をされていく予定なのか。財源金額的には乏しいものでありますので早々はできないわけですが、次年度も国の交付額はそう変わらないと思いますので、そういった中で、当面どういう段取りでなされていくのかをお願いします。

○経済部長（坂園昭年君） 市では、本年度から森林環境譲与税を活用し、経営管理が行われていない森林の抽出及び樹木の種類を把握するため、林地台帳、森林簿を基に、今後調査する人工林の選定と現地確認作業を行っています。

また、令和2年度から実施する個人所有の森林に関する意向調査のための準備を併せて進めています。意向調査の対象は、県の地域森林計画の対象森林で、適切に管理されていない私有林のうち人工林です。

今後は、国、県及び他市町村の動向を参考にしながら、森林整備等に取り組んでいきたいと考えています。

○7番（高本敬義君） 今の答弁に再質問です。時間も余りありませんが、意向調査をするということでありますので、その内容とか、どの程度の件数とか広さとか、それともう1点は森林整備をという文言が出てきますが、具体的にはどういうことをイメージしたらいいんでしょうか。そういうことをお願いします。

○経済部長（坂園昭年君） 来年度から実施予定の意向調査としましては、まず私有林

の人工林であるか、手入れの状況及び今後の管理方法をどうするのかなどを設問として考えています。来年度の意向調査の対象件数としましては、面積は約10ヘクタールの30人から50人になる見込みです。

森林整備の内容は、間伐を含む除伐、枝落とし及びそれを行うための作業道等を想定しています。

森林環境税は、令和6年度の個人住民税と併せて課税徴収されますが、例えば、本年1月1日現在で算定しますと市県民税所得割均等割人数が2万7,887人ですので、2,788万7千円となります。

○7番（高本敬義君） ありがとうございます。最後に言われた均等割で試算すると2,700万円余りということで、段階的に交付額も引上げられていきますが、集めた国税の約6割ぐらいが返ってくるのかというふうに、現在の段階でのシミュレーションは思っています。基金で積み立てられていかれる予定ですので、十分にいろんなことを検討しながら進めていかれたらというふうに思います。1つ要望だけです。宇城市は公園が少ないです。森林公園みたいなものがあればいいなという要望を言って終わります。ありがとうございました。

○議長（長谷誠一君） これで、高本敬義君の一般質問を終わります。

ここで暫く休憩いたします。

—————○—————

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

—————○—————

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、10番、溝見友一君の発言を許します。

○10番（溝見友一君） おはようございます。10番、会派彩里、溝見友一です。ただいま議長のお許しを頂きましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

1、熊本地震・豪雨災害の復旧・復興について。（1）本市の復旧・復興進捗状況について。熊本地震及び豪雨災害から3年半が経とうとしているが、本庁舎の復旧工事の予算がまだ計上されていない。本庁舎は最後と聞いているが、全体での完成した事業、完成されていない事業の内容を質問します。

後の質問は、質問席でいたします。

○総務部長（成松英隆君） 熊本地震からの復旧・復興の進捗ということで、全般的なお話になるということになりますので、私からお話をさせていただきます。

まず、市では、市民の皆様の暮らしと生活の再建を最優先としまして、社会基盤の整備や地域産業の再生、災害公営住宅の整備など、復旧・復興事業に取り組んで

いるところでございます。

御質問のありました復旧・復興事業の進捗状況ですが、まず、復旧事業ですが、国の災害復旧事業補助金を利用した事業について報告いたします。

道路、河川、橋りょう、下水道、公園を合わせたいわゆる公共土木施設では、査定件数151件に対しまして149件が完成しており、完成率は98.7%であります。今申しました査定というのは、宇城市で言いますと宇城市が申請をいたしまして、それを担当大臣が災害復旧事業費の決定をするために、その基礎となる工事費を決めるために実地調査を行うものでございます。その実地調査には、その主務大臣の担当の災害査定官という方と財務省から派遣されます立会官というお二人で通常は査定に望まれるということになっております。

また、農林漁業施設でございますが、農地、農業用施設、林道、漁港の合計査定件数61件に対しまして、全て完成しております。学校施設も査定件数20件に対し、全て完了しております。そのほか、地域防災崖崩れ対策事業は、こちら査定件数6件、全て完了しているところでございます。

本庁舎の災害復旧事業は、現在、通行部分の段差解消等、緊急的に修繕が必要な箇所を応急的に復旧により対応している状況でございます。熊本地震では多くの市民が被災されており、市の公共施設は緊急性の高いものから順次、復旧を進めてきた結果、本庁舎の災害復旧工事は最後としたところでございます。令和2年度の災害復旧工事の発注に向け、現在、実施設計の単価等の見直しを行っているところでございます。

続きまして、復興事業について主なものを報告します。まず、災害公営住宅の建設ですが、市内10か所に建設予定で7か所は完成しています。また、住宅耐震化補助制度は約80人の方に利用されております。災害対策活動の拠点となる防災拠点センターは、令和2年の完成を目指し、現在6か所に建設中です。防災備蓄倉庫につきましては、今年5か所全て完成しております。

排水対策事業は、土木部管轄では、江頭排水対策事業、大野ポンプ増設工事は今年度、不知火ポンプ新設工事は令和4年度の完成を目指して進めているところでございます。経済部の管轄では、豊川中央排水機場など4件は、令和2年から令和4年の完成を目指しているところでございます。

- 10番（溝見友一君） 復旧事業、公共土木施設151件中、149件が完成、農林漁業施設関係は61件全て完成、学校施設20件全て完成、その他地域防災崖崩れ対策事業6件全て完成、本庁舎は令和2年度に発注予定とありました。復興事業は災害公営住宅の建設10か所中7か所が完成、防災拠点センターは令和2年の完成予定、防災備蓄倉庫は今年度5か所全て完成、排水対策事業は4件で令和2年から

令和4年の完成予定ということが分かりました。防災備蓄倉庫が5か所全て完成したと答弁でありましたが、備蓄品の保管状況を質問します。

○総務部長（成松英隆君） 防災備蓄倉庫は、市内5か所、旧町ごとに1か所ずつでございまして10月までに全て完成しております。延床面積は、三角と不知火が100平方メートル、松橋160平方メートル、小川150平方メートル、豊野が70平方メートルで、想定避難者数を基に必要備蓄品を算定し、規模を決定しております。

現在の備蓄品の保管状況ですが、主なものとしましては、アルファ米3,500食、飲料水は（500ミリリットル）3,200本、毛布700枚、避難所内の間仕切りテント100個、簡易トイレ150個、ワンタッチテント30張などを備蓄しております。

現在、備蓄もさらに進めておりまして、今年度中に購入予定の主なものとしましては、アルファ米2,200食と飲料水2,400本、停電時等に使用するLED投光器50台や発電機25台、防災・減災の必需品でありますブルーシート250枚や土嚢袋1万枚、スコップやかけやなどの資機材等、現在準備を進めているところでございます。

今後は、宇城市備蓄計画で定めます重要12品目の主食・高齢者食・粉ミルク・飲料水・毛布などを中心に購入を進め、災害時の適切な備えに向けて備蓄計画に則り進めてまいりたいと考えております。

○10番（溝見友一君） 備蓄倉庫は備蓄計画に従って今年度中完了し、災害に備えていただきたいと考えています。答弁であったように、熊本地震・豪雨災害復旧復興事業が全て完了するには、まだ3、4年かかると分かりました。市長の復興にかける思いを聞かせてください。

○市長（守田憲史君） 市では、被災された方々の生活再建を最優先課題として、様々な復旧・復興事業に取り組んでまいりました。総務部長が申しましたように、大方の工事は完成しているところでございます。これは土木部、経済部はじめ全ての部の総力の成果でございます。職員の頑張りを誉めていただきたいと思います。

今後、災害に強いまちづくり、安心・安全なまちづくりを目指すため、来年には、その拠点となる防災拠点センターが完成予定です。

復興はまだ道半ば、「ちょうどいい、住みやすさを実感できる都市（まち）・宇城」の実現に向け、議会とともに職員一丸となって取り組んでまいります。

○10番（溝見友一君） 今市長がおっしゃいましたように、職員の方々本当に復旧・復興作業お疲れ様です。今後宇城市民の方々が、安心してまた暮らせるように最後までよろしくお願いします。

（2）復興住宅建設計画と入居状況について。先ほどの答弁でありました復興住

宅の１０件中７か所が完成していると、その中でも空き家が数件あると聞いています。復興住宅の建設状況や再建住宅の戸数、現状を質問します。

○土木部長（成田正博君） 復興住宅の建設状況についてお答えいたします。復興住宅は市内１０か所に１８１戸を建設いたします。このうち７か所、１２８戸は現在完成しておりまして、残りの３か所５３戸が現在建設中です。

次に、入居者の状況でございますが、完成しました住宅１２８戸のうち９４戸が入居済でございます。一部の復興住宅に空室がありますが、これは手続きの遅れや決定後のキャンセル等があったためでございます。また、自宅再建の予定であった方の入居相談等がありまして、今月より再度入居希望の申込みの受付を開始しております。１８１戸の復興住宅が完成しますと、木造仮設住宅を転用しました４３戸の再建住宅を合わせますと２２４戸の住宅整備となります。

現状は、入居希望者の全員の受入れはできますが、熊本地震により３年半が経過し、希望者の健康上の問題、個人的生活環境の変化等により若干の空室が出ているのではないかと考えております。

この整備によりまして、市が管理します住宅は一時的には１，４００戸を超えますが、復興住宅は国が住宅の再建が完了したと判断すれば、一般の市営住宅として使用することができます。

また、再建住宅は、耐用年数を超えた市営住宅の住み替えを促進するための住宅としても利用し、適正な管理戸数となるように政策空き家の解体を進めていきたいと考えております。

○１０番（溝見友一君） 復興住宅、再建住宅、既存の一般市営住宅、合計すると約１，４００戸、宇城市の人口からすると多いと感じられます。答弁でありました政策空き家の解体等の計画を質問します。

○土木部長（成田正博君） 政策空き家でございますが、市営住宅のうち政策空き家に６８０戸を指定しております。その中で現在空室が１８２戸ありますが、造りが３戸から４戸つながっている長屋建てでございます。長屋１棟の居室全てが空室となったときに解体を行っております。空き家を解体し、適正な戸数で再整備ができるよう、本年度は市営住宅の長寿命化計画の改定を行っており、市営住宅の適正な位置、戸数につきまして検討していく必要性を感じております。

公営住宅法によりますと、公営住宅は真に住宅に困窮する低額所得者が入居する住宅というふうになっており、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するとあります。一定数の確保は必要でございますので、今後も市営住宅の最適化につきまして様々な検討を重ねてまいりたいというふうに思っております。

○１０番（溝見友一君） 今答弁にありました約１，４００戸から政策空き家が６８０

戸、全て解体が終われば宇城市が管理する住宅は約720戸になるとありました。720戸が多いか少ないか私には分かりませんが、市営住宅長寿命化計画の改定を適正な位置、戸数を検討し運営を行っていただきたいと考えます。

次の質問に移ります。五大プロジェクト。五大プロジェクトとは、旧5町が合併前に協議し、進められてきたプロジェクトです。15年前のものです。しかし、この15年の間日本全国で災害の発生が続きました。完成したプロジェクトもあれば、未完成のプロジェクトもあります。2、五大プロジェクトについて（1）五大プロジェクトの進捗状況と成果について質問します。

○土木部長（成田正博君） 五大プロジェクトのうち土木部所管の4つの事業につきまして、まず戸馳大橋は、宇土半島と戸馳島を結ぶ唯一の道路で、老朽化や歩道の未整備に加えまして、耐震性能不足ということで、架け替え事業として平成25年度から工事に着手をし、平成31年3月30日に供用開始をしております。新たに歩道を設けたため歩行者の安全性が向上し、車両の走行性も改善されました。

事業としましては、旧橋の撤去を残すのみとなりまして、令和2年度に撤去の工事完了予定でございます。

それと長崎久具線は、国道266号の不知火中学校交差点から県道八代鏡宇土線の宇城広域連合南消防署横の交差点までの東西を結びます幹線道路であり、国道266号不知火支所付近の渋滞緩和対策を目的としまして、平成18年度から事業に着手し、令和2年3月開通予定でございます。

開通することによりまして、国道266号の渋滞緩和や南消防署横から不知火中学校付近までの時間の短縮ができ、地域住民の防災や生活改善並びに地域の経済発展に効果を期待するところでございます。

それと宇城氷川スマートインターチェンジは、松橋インターチェンジと八代インターチェンジのほぼ中間に位置しますことから、九州自動車道へのアクセス性が改善され物流の効率化が図られ、地域の活性化や九州内の主要都市との連携・交流の促進を目的としまして、平成24年工事に着手し、平成26年3月29日に供用開始をしております。

当初、スマートインターチェンジの交通量は、1日約1,200台を見込んでいましたが、直近の調査結果によりますと1日約2,200台と予想を上回る利用となっており、地域の活性化に大きな効果を挙げているところでございます。

それと松橋駅の周辺整備事業は、駅の西側からの利用を可能にし、利便性を向上させることと、併せて東西の周辺整備を平成24年度から実施しております。

主な事業内容としましては、自由通路、駅前ロータリー、駐車場、駐輪場、交流センター等となります。本年度施工中のシェルター工事、西側ですが本年度で完成

となります。東側につきましては、交流センターが本年度完成をいたしますが、駐輪場、駅前ロータリー、シェルター工事は翌年度以降となります。現在、駅の利用者も順調に増加しておりますし、平成28年度に行いました利用者のアンケートでも、安全性、利用満足度の評価は格段に向上しているところでございます。駐車場につきましても、月平均で500台を超える利用となっており、交通の結節点として公共交通の利用増進に一定の成果を挙げていると考えております。

以上、土木部所管のプロジェクトの説明を終わります。

○教育部長（吉田勝広君） それでは、教育部所管の豊野小中一貫教育の進捗状況と成果についてお答えをいたします。

豊野小中学校におきましては、施設一体型としての特性をいかして、英語科、算数科、音楽科、家庭科におきまして、専門性を持つ中学校の教諭が、小学校高学年を中心に授業を担当する乗入れ授業を実施するなどしております。

豊野小中学校は、小学校、中学校の教職員が同じ職員室におりますので、教職員の意識の共有化を図りやすく、合同授業研究会の実施による小・中の指導スタイルの連続性の確保、家庭学習の充実に向けた取組、中学校教諭が小学校高学年を中心に授業を担当する乗入れ授業等が行いやすい環境にあります。

このような取組は、中1ギャップ解消や小中の指導スタイルの確立など、施設一体型の小中一貫教育の成果につながっていると考えております。

また、昨年度の調査結果では、小中一貫推進プランで掲げておりました家庭学習・読書活動につきましても、普段の一日当たりの家庭での学習量や読書時間が他のブロックよりも高く、さらに国・県の割合よりも高くなっております。これも小中一貫教育の成果と考えております。

○10番（溝見友一君） 完成したプロジェクトはそれぞれ成果、効果が上げられ、市民の安全性も向上していると分かりました。

（2）松橋駅周辺整備事業の進捗状況と課題、問題点について。9月の時点で東口に大型車、大型観光バスが進入できないと聞きました。これは松橋駅周辺整備の課題と考えます。このことについて質問します。

○土木部長（成田正博君） 大型車両の進入の件でございますが、国道、県道の交差点では、現在は規制が行われております。国道266号の松橋交差点から駅前へ県の改良工事によりまして大型車の乗り入れが現在は可能となっております。

しかしながら、東口のロータリーが完成するまでは、大型車のスムーズな転回が少し困難ということで、少し切り返しが必要な状況と今はなっております。一方、駅の西口では、不知火支所の交差点付近から駅方面に松橋駅西線の整備を現在行っております。西口のロータリー内には、バスや大型車両の停車スペースも計画をし

ておりますので、松橋駅西線の完成後は、観光バス等の大型車両が十分な進入もできますし、西側へう回していただければと考えています。

○10番（溝見友一君） 9月の時点で、市民の方から駅の近くに観光バスを乗り入れようとしたときに、そこまでは行けないとバス事業者に断られたと聞きました。答弁にありましたように、現在は通行できるとあります。私も調べてみました。先ほど答弁にありましたけれども、県の事業で国道266号線と松橋停車場線の四つ角の右折車線工事が10月から11月にかけてできたため、松橋駅方面に行けるようになったと考えられます。しかしながら松橋駅周辺の道路は、不便さを感じているのは私だけでしょうか。例えば宇土方面から来るとき、御領の三差路から右折はできませんし、松橋停車場線の道幅も狭く、県道14号線と松橋停車場線の四つ角の交差点も危険性を感じられます。松橋駅周辺整備事業は、来年度でほぼ完成する予定ですが、この事業は短期事業の完成です。東・西側を含めた中長期計画をしっかりと立てていただきたい。中長期計画について質問します。

○企画部長（中村誠一君） 企画部では、平成29年度から駅まち☆未来創造会議ということで、関係団体、関係部署が集まりまして、JR松橋駅、小川駅の周辺地域の活性化策について現状と課題、それから必要な事業、支援策、取組方針等を議論いたしまして、平成30年11月に最終とりまとめを行っております。

最終とりまとめでは、松橋駅周辺地域の活性化方策ということで、公共交通対策による活性化策と、空き地・空き家を活用した活性化策について提言がなされております。

公共交通対策ということで、松橋駅と学校、病院、行政機関、商業施設を結ぶ循環バスの運行に向けた検討、それから市民ニーズを踏まえた宇城市にふさわしい持続可能な公共交通体系の検討、松橋駅周辺のにぎわい創出に向けた公共交通関連施設の整備可能性の検討、公共交通関連施設を整備する場合の事業スキームの検討について提案がっております。

これらの提案を踏まえて、公共交通対策ということで、官民で連携した駅前の公共交通関連施設の整備について、今のところは採択には至っておりませんが、国土交通省の先導的官民連携支援事業等に応募するなど、実現に向けた取組を行っております。

こうした取組をとおして、松橋駅周辺地域の活性化を図ってまいりたいと考えております。

○10番（溝見友一君） 熊本駅の周辺開発が進んでいます。完成すれば松橋駅周辺は大きく期待される地域となります。中長期的計画を検討し、民間と連携し、「ちょうどいい、住みやすさを実感できる都市（まち）、宇城」の実現に向けて松橋駅周

辺地域の活性化計画に期待します。

(3) 小中一貫教育の本市の取組について。先ほどの答弁で、豊野小中学校は小中一貫教育の成果を出している。例えば、不登校が減少し、中1ギャップの解消、学習面でも向上し充実した学校になっていると、その成果を宇城市全体に小中一貫教育をいかした取組を考えておられるのか質問します。

○教育長（平岡和徳君） 小中一貫教育の本市の取組、今後の計画について、私からお答えします。

本市は、平成29年度に策定いたしました宇城市小中一貫教育推進計画を基に、各中学校区であるブロックを実施主体として捉えまして、施設一体型そして施設分離型等の立地条件や地域の特性に合わせて、義務教育の9か年を見通した小中一貫教育を進めているところです。

具体的な取組としましては、年度当初にブロックごとの推進プランを作成しまして、教職員の意識の共有化を図っております。その内容は、合同授業研究会の実施による小中の指導スタイルの連続性の確保や家庭学習の充実に向けた取組、そして中学校の先生方が小学校高学年を中心に授業を担当するという乗入れ授業等を実践しているところです。

このような各ブロックの子どもたちの学びを支える取組の内容は、最も後半に指摘されております中1ギャップの解消や小中の指導スタイルの確立等小中一貫教育の成果につながっていると考えているところです。

ちなみに、本年度11月に市内全ての小学6年生を対象に実施したアンケートの結果をみますと、約9割の児童が「中学生になるのが楽しみである」と回答しております。特に、不知火ブロックでは、小学生が中学校の先生の授業を体験する機会や、教職員の合同研修会が積極的に設定されてきました。今後の小学校の統合に伴い、小中の距離が近くなることで、小中一貫教育がさらに充実することを期待しているところであります。

全体としまして、今後は各ブロックにおいて、小中の指導スタイルの連続性を確保する中で、中1ギャップによる中学校1年生時の学力低下傾向の改善及び不登校生徒数の減少を目指してより一層努力を継続したいと思っております。

さらに、施設の設置条件や学校規模に適した小学校高学年における教科担任制の導入、乗入れ授業の充実そして地域学校協働活動との一体的なその内容の推進についても研究をしまして、全体を俯瞰しながら、義務教育9年間を見通した宇城市ならではの適切な小中一貫教育を研究してまいりたいと考えております。

○10番（溝見友一君） 答弁にありましたように、小中一貫教育は一定の成果が出ていると考えられます。いろんな面で検証・研究・協議し、不知火ブロックをはじめ

として宇城市全体に広げていただきたい。今回の答弁でブロックという表現の仕方
で答えていただいております。私はすごくいいことだなと旧町の名前、町名を言う
のではなくて、何とかブロックというのは今回いい答え方をされているなというの
を感じました。

次の質問に移ります。（１）宇城市の鳥獣化対策への取組、計画、成果について。
１２月４日報道で埼玉県富士見市の民家の屋敷内にイノシシ１頭が現れ、警察など
が捕獲した。３日にも東京でイノシシが見つかったとありました。本市の取組、
計画、成果について質問します。

○経済部長（坂園昭年君） 市では、宇城市鳥獣被害防止計画に基づき、捕獲に関する
取組と防護柵の設置に関する取組を２本の柱として、イノシシ、シカ、台湾リス、
サル、カラス類を主な対象鳥獣とした農作物の被害防止対策を講じています。

まず、捕獲に関する取組では、地元猟友会による捕獲活動とともに、新規捕獲従
事者の確保・育成を図り、箱わな・くくりわなの捕獲機材を導入しています。

また今年度は、箱わなに鳥獣が捕獲されたことをメールで知らせるＩｏＴシステ
ムを導入しました。これにより、猟友会員によるわなの見回り時間が短縮され、迅
速な捕獲が可能となり、作業効率が向上します。

次に、防護柵の設置に関する取組では、鳥獣の侵入を防止するための電気防護柵
及びワイヤーメッシュ柵を耕作地に設置しています。

これらの実績として、イノシシの捕獲頭数を直近５か年で比較しますと、平成
２６年度のイノシシ捕獲数が４００頭に対し、平成３０年度は１，７１５頭と４．３
倍になっています。

また、防護柵は、直近５か年の合計が７万３，６００柵で、年平均１万４，７００
柵設置しております。

このほか、民間の取組としましてくまもと☆農家ハンターが、国のジビエ倍増モ
デル整備事業を活用して、鳥獣解体処理場を三角町戸馳地区に建設しました。施設
は、建築面積１１３平方メートルで、木造平屋建てです。捕獲した鳥獣を解体処理し、ジ
ビエとして食肉用に加工・販売するとともに、埋設労力の軽減化を図ることを目的
としたものです。

現在、来年度の本格稼働に向けて準備中と聞いています。

○１０番（溝見友一君） イノシシの捕獲頭数が平成２６年度は４００頭、平成３０年
度には１，７１５頭と成果を上げられています。さらに今年度からはＩｏＴシステ
ムを導入し、更なる捕獲に期待されるとよく分かりました。民間のくまもと☆農家
ハンターの事業も期待しています。

（２）スズメバチの被害、駆除の本市の現状について質問します。

○市民環境部長（榎 隆弘君） 本市でのスズメバチの被害については、直接確認はしていませんが、駆除につきましては、土地または施設の管理者で実施していただくようお願いし、駆除業者を案内をしております。駆除業者6社へ確認しましたところ、今年は71件実施したとのことでした。

駆除料金につきましては、業者に問い合わせたところ、ハチの種類・大きさにもよりますが、最低額が5,000円から15,000円と業者によりまちまちでした。

○10番（溝見友一君） 厚生労働省のデータで、2017年にはありますが全国のハチ刺傷による死亡者数は13人、13人中10人が60歳以上とありました。高齢者が被害に遭われていることが多いと。これからも高齢化社会は進みます。スズメバチは駆除しても毎年また巣をつくることから、住民にとっても負担になっていると考えます。益城町では、10,000円を上限とし2分の1の補助をしています。宇城市のハチ駆除数が71件とありました。金額としてもそう大きな金額ではないと考えます。宇城市で補助金等の考えを質問します。

○市民環境部長（榎 隆弘君） 本市では現在補助制度はありません。県内の13市に確認したところ、補助を実施しているところはありませんでした。上天草市、天草市、合志市の3市が防護服の貸出しをしているとのことでした。

今後とも、他市の動向を注視していきたいと考えております。

○10番（溝見友一君） 県内の13市にはなかったと、そして防護服を貸すということでありましたけれども、高齢者の方が家を守るのに防護服を着てできるのかというのは、今から考えると厳しい問題があります。先ほども言いましたように、熊本県内の益城町では補助制度があります。検討を要望しておきます。

4、地域おこし協力隊について、本市の取組について質問します。

○企画部長（中村誠一君） 地域おこし協力隊は、平成21年度から始まった制度で、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動して、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が委嘱を行うものであります。隊員は、一定期間地域に移住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR、それから地域おこしの支援、農林水産業への従事、住民の生活支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組となっています。

この制度の財政的な優遇措置につきましては、隊員一人当たりの活動経費ということで年に400万円、隊員の募集経費につきましても200万円を上限に特別交付税で100%措置されております。また、隊員が起業する場合には、一人当たり100万円が交付されることになっております。

平成30年度におきましては、全国で約1,061の地方自治体で5,359人が隊員として活躍されております。うち、男性は約62%、女性は38%となってい

ます。年齢別に見てみますと、最も多い年齢が30代の38%、その次が20代の約32%、さらにその次が40代の21%、50代の約7%となっております。

隊員の募集につきましては、求人ボックス等を利用するやり方もありますけれども、本市では東京の一般社団法人移住・交流推進機構やNPO法人ふるさと回帰支援センターを利用して求人を行っております。

本市におきましても、平成28年4月に、戸馳の花の学校や若宮海水浴場の商業活用による地域経済の活性化と雇用の創出等を目的とし、3人の方に地域おこし協力隊員を委嘱をしております。しかしながら、着任早々熊本地震が発生した関係で、思うような成果を出せないまま退任をされています。

今年度から新たに4人の地域おこし協力隊員を委嘱しております。2人の方は、観光物産分野のマーケティング調査、データ収集分析、旅行商品の開発等に携ってもらっております。それで、稼げる観光の確立に向けてマーケティング機能・組織力の強化及び収益力の向上を図りたいと考えております。

さらに、観光資源の利活用や地域資源の魅力向上を行いながら、観光PRの情報発信を広げ、稼げる観光を実現させるために、その専門的な知識をいかして活動をしていただいております。

あと2人の地域おこし協力隊の方につきましては、市が策定しました空き家等の対策計画に掲げる空き家等調査や予防・適正管理対策に関し、ほかの自治体において調査研究を行った実績やノウハウを持つ熊本県立大学の大学院生と研究員という方の二人になります。このお二人には、市の空き家対策プロジェクトに参加していただきまして、県立大学が行う空き家の利活用方策に関する調査研究事業に携わりながら、その調査内容や研究結果を、市が実施する空き家等実態調査や空き地・空き家バンクのリニューアルに反映させていただきたいと考えております。

○10番（溝見友一君） すみません、勉強不足で。観光以外にも空き家対策等で2人の協力隊がいらっしゃると知りました。10月24日建設経済常任委員会で三重県いなべ市に研修に行ってみりました。人口45,655人にぎわいの森の研修、視察でしたが、その中でいなべ市は地域おこし協力隊員数29人、地域おこし起業家6人、平成31年4月1日現在。私は、地域おこし協力隊は離島や自然にあふれた町等に多くいらっしゃると思っていました。人口は増えているし、名古屋市から近いところにあるいなべ市です。宇城市でも、多く地域おこし協力隊をいかしていただければと考えます。

再度確認のために質問します。地域おこし協力隊の制度の補助は、国からの10分の10でよかったですか。よろしくお願いします。

○企画部長（中村誠一君） 議員おっしゃるとおり、特別交付税で100%が補助され

ます。

○10番（溝見友一君） この制度を多く利用することで、宇城市のアピールにもつながりますし、補助率10分の10で使い勝手がよいと考えます。検討を望みまして次の質問に移りますが、訂正をさせていただきます。（2）観光だけではなくを削除をお願いします。（2）各部所に配置等を考えているのか。例えば学童保育所等に関しては、昨年の12月に定例議会で質問しました。その時の答弁の内容を読ませていただきます。今御紹介にございました地域おこし協力隊は、地方公共団体が委託し、隊員は一定期間地域に移住して地域協力活動を行うこととございます。全国で募集状況を見てみると、放課後子どもプラン等の子育て支援や学童保育、児童の居場所づくり活動といった活動内容の募集も出ておりまして、様々な事業への活動協力ができるものでございます。今後、保護者運営の学童保育への支援については、他自治体と学童保育所の在り方について情報収集等を行いながら、学童保育の方向性について議論してまいりたいと答弁がありました。議論後の宇城市の考え方を質問します。

○企画部長（中村誠一君） それでは、企画部から全体的な地域おこし協力隊の活用の方考え方ということで答弁いたします。

地域おこし協力隊の事業も開始から10年が経過し、全国では様々な方面での活動事例がございます。

地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの地域協力活動や地域の文化、観光資源の掘り起こしを行い、観光情報発信をするなど多方面で活動をされております。

近年では、教育部門の活動として公営塾（自治体が開催する学習塾）での講師の取組であったり、部活動の支援や健康づくり教室の活動など地域おこし協力隊の活躍の場も幅広くなってきております。

自治体が地域おこし協力隊事業に取り組む本来の目的としては、隊員が持つ外部からの新たな視点により、これまでになかったような柔軟な地域おこし策に取り組むことが期待できるとともに、任期終了後においても自ら起業したり、地域で仕事に就いたり、引き続き地域内に定住することが期待されております。

一方で、本市においてもそうでありましたように、行政及び地域において、隊員の受入れやサポート体制が整わないまま受け入れたために、隊員の活動が理解されず、十分な成果が出ないまま、任期途中で退任されるという事例も多くなっています。

このため、地域活性化や地域課題解決のために、外部人材の必要性が生じれば、地域おこし協力隊事業の活用も考えられますけれども、その際は、隊員が担う任務

や活動分野というものも明確にして、協力隊の趣旨・目的を受け入れる地域の中においても、共通した認識を持っていただくことが重要と考えております。さらに、受入れを行う自治体のサポートも重要になってまいります。

その上で、地域おこし協力隊の募集にあたっては、様々な個性を持った隊員と受け入れ地域のマッチングというものが最も重要であります。まずは、地域において隊員の活動内容、受け入れたい人材像、人数、活動体制などを十分に議論する必要があると考えております。

地域おこし協力隊の活動効果等の検証や他自治体での活動を情報収集して、観光振興、空き家対策以外の分野についても、今後の制度利用の方向性を探ってまいりたいということで考えております。

○健康福祉部長（那須聡英君） 溝見議員御提案の地域おこし協力隊員の学童保育所への配置についてでございますが、学童支援員や補助員の募集を行っている自治体もありまして、雇用実績もございます。中には移住定住され、家族で学童保育所を開設された事例もございますが、過疎化の進む自治体での事例が多く、その主な目的は移住促進であるようでございます。

学童支援員は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて一人ひとりの心身の状態を把握しながら、子どもたちが安心して過ごせるよう支援を行っています。また、保護者が安心して子育てと仕事等との両立ができるようにするための支援も必要となります。

子どもとの安定的、継続的な関わりが重要であるため、学童支援員の雇用にあたっては長期的に安定した形態が望ましいと放課後児童クラブ運営指針に記載がされております。また、学童支援員は、保育士、社会福祉士等の資格を持った者、その他高等学校卒業者で2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者等々の要件がございます。さらに、県知事が行う研修を修了したものでなければなりませんので、限られた期間での学童保育運営への支援は難しいと考えます。

また、現在雇用されている支援員との賃金格差が生じることも考えられ、学童支援員として直接保育を行うことは考えにくいと判断しますが、子育てイベントや地域と子育て世代の交流事業等に取り組む活動への支援は可能であると考えます。

○10番（溝見友一君） 確かに任期途中で退任や問題点、課題はあるとは思いますが、多くの地域おこし協力隊員の受入態勢、活動体制を議論し活かしていただきたい。学童保育運営の支援は、現状では難しいと理解しました。しかしながら地域で活動されている方々、例えば、部活の指導者の補助とか松橋駅周辺では街なか図書館等の支援、配置など大きく視野を広げて、検討を要望しておきます。

次の質問に移ります。5、宇城市の福祉計画について。（1）宇城市の障害福祉

サービスについて。資料を読ませていただきます。障がいのある方が住み慣れた地域で必要な障害福祉サービスを受けることが当然のことであり、必要なときに必要な障害福祉サービスにつながらないことは、障がいのある方にとって不便な状態にあると考えます。しかし、サービス等利用計画案または障害児支援利用計画案等を作成する事業所の相談数が不足しているため、障害福祉サービスを利用するまでにかなりの時間を要します。御本人、御家族その他の支援に関わる者は、指定特定相談支援事業者または指定障害児相談支援事業者を見つけなければなりません。ところで福祉サービスを提供する事業者が継続して安定した運営をするには、対価に見合った報酬を確保することが必要不可欠なことと考えます。結果、障がいのある方に対して適切なサービスにつながると考えられます。障がいのある方が地域で必要な障害福祉サービスを受けられるよう、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者に対し、報酬の見直しを検討していただきますようお願いいたしますとありました。このことについて質問します。

○健康福祉部長（那須聡英君） 指定特定相談事業所の主な仕事としては、障がいのある方またはその家族からの要望などを踏まえ、福祉サービスの利用に係る計画書を作成したり、福祉サービスの利用状況などの定期的なモニタリングを行います。現在、宇城市内の指定特定相談事業所は7か所、相談員は13人で業務にあたっていますが、現状として新規の福祉サービス等利用計画がすぐに受けられない状態があります。その要因として、相談事業所の経営方針や相談員のスキルの問題など様々でございまして、相談事業所によって、計画相談の受入れの件数にばらつきがあります。そのため本年度より基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制強化の取組や相談事業所への専門的な指導助言、人材育成などの対応を行っています。

市としましては、利用者のニーズに注視するとともに、相談支援センター及び相談事業所と連携しながら受入態勢等の整備について対策を検討してまいります。

また、給付費に関しては、利用者の福祉サービスの種類により単価が国で決められており、それに基づき算定された給付費を国、県、市の負担割合によって事業所に支払っております。

相談員の対応内容によっては、給付費の加算措置があり、報酬に上乗せして支給されますので、一概に採算性がとれていないとは判断できない状況でございます。

しかし、相談内容によっては、福祉サービスのことだけではなく、利用者やその家族から生活相談や対人関係などの相談も受ける場合も多く、労力に見合った報酬が得られないと感じる事業所も見られます。

なお、市単独での給付費等の加算支援については、本市を含め熊本県内各市においても実施していない状況であるため、現時点において、給付費等の上乗せは予定

していないところです。

○10番（溝見友一君） もう一つ別の資料を読ませていただきます。宇城市の障がい者等の現状、宇城市第5期障害福祉計画によると、宇城市の障害者手帳所持者は、平成29年6月1日で4,318人となっております。総人口を占める障害者手帳所持者の比率は7.2%となっております。近年、障害者手帳所持者数は減少傾向にあります。平成23年から6年で療育手帳所持者は117人、精神障害保健福祉手帳所持者は51人増加しており、精神障害者手帳を所持する人の割合は、今後大幅に増加すると予想されています。

ところで、宇城市では障がいのある人もない人も、ともに自分らしい生活ができる共存社会への現実に向けて、障がいのある方が地域で必要な障害福祉サービスを受けることができるよう努められています。しかし、障害福祉サービスを利用するまでに数か月待ちの状況であり、必要なときに必要なサービスが提供できない、または今後さらに待機期間が長くなると予想されるということもあります。私と市と少し見解の違いがあるかもしれませんが、これからは私も検証し、今後質問していきたいと考えます。必要ならば、県、国に要望してまいりたいと考えています。

最後の質問に移ります。今回の議会でも高本議員をはじめ、何人もの方がごみ問題について質問されています。私なりの質問をさせていただきます。6、Food Loss Zero Projectについて、（1）フードロス・ゼロプロジェクトの今後の取組、MOTTAINAI（もったいない）ノートの活用、市民への周知方法について質問します。

○市民環境部長（稼 隆弘君） 宇城市のごみは、人口が減少しているにもかかわらず増加傾向にあります。このごみを削減するには、家庭から出るごみの中で約4割を占めると言われる食品ロスを削減するのが重要と考え、昨年度からフードロス・ゼロプロジェクトと銘打って、廃棄される食品を削減するための取組を行っています。

このプロジェクトでは、一人ひとりが身近にできる行動をすることで、一人当たりが出すごみを減らすことを目的としています。この運動を通して、市民一人ひとりの環境意識が向上することで、更なる成果があると思われます。

環境意識を高めるツールとして、昨年12月号の広報紙や転入手続きの際、またイベント等で配布しておりますわが家のもったいないノートに、1か月分を記入することで、我が家のもったいない行動を確認することができます。

我が家のもったいない行動が確認できたなら、そのもったいない行動をなくす努力をすることで、食品ロスを減らすことができます。また、記入されたわが家のもったいないノートを衛生環境課に持参いただければ、新しいわが家のもったいない

ノートとエコバッグを差し上げています。

併せて、宴席では最初の30分と最後の10分は席に着き、料理の食べきりを呼び掛ける3010（さんまるいちまる）運動の実践や、やむを得ず出してしまう調理くずのような生ごみも堆肥化することにより、ごみを削減しかつ有効に活用することができます。

また、今年度から、家庭で消費期限はあるものの、使う予定にない米・レトルト食品・缶詰等の食品を持ち寄り、フードバンクを通じ児童養護施設や子ども食堂等に食材を提供するフードドライブ活動を本格的に実施しております。

ごみ削減のキーワードとして、5Rという基本理念があります。フードロス・ゼロプロジェクトでは、主にリデュース、リフューズ、リユースに取り組むことになります。

リデュースとは、ゴミになるものを減らすことで過剰な包装のものを買わないとか、買い物の前に冷蔵庫を確認し、不必要なものは買わない。または、鮮度が落ちないうちに食べきるなどです。

リフューズとは、不要なものはもらわないことで、マイバッグの持参でレジ袋を断るなどです。

リユースとは、再度使用することで、自分には必要ないものなので誰かに譲るとか、フードバンクに預けるなどです。

以上の3つの行動に、通常行っているリサイクルと併せてリペアー、修理して大切に使うという2つのRを加えた5R運動で更なるごみの減量化に取り組んでまいりたいと思います。

なお、これらの取組につきましては、これまでも広報紙・総合カレンダー・イベント等で周知しておりましたが、引き続き様々な方法で周知に努めていきます。

また、小学4年生が環境学習をしていることから、本年度は、ごみに関する出前講座の開設を市内の各小学校長へ依頼したところです。ごみ処理業者の協力により、ごみ収集車も校庭に乗り入れることができ、ごみ収集の作業や収集車の運転を間近で見ることができます。幼少期からごみ問題に関心を持っていただき、家族でごみについて考えるきっかけになればと考えております。

○10番（溝見友一君） 皆さん、このもったいないノートはもちろん御存知だと思います。先日報道でありました福岡県糸島市の事業用ごみ袋が5倍から6倍、162円が935円に10月1日から値上げされ、事業者は困惑しているとありました。ごみ問題は市民の身近なところから変われば削減できることを市民にしっかり周知していただき、よろしくお願いします。以上で終わります。

○議長（長谷誠一君） これで、溝見友一君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問は全て終了しました。これで一般質問を終わります。
ここで暫く休憩します。

-----○-----

休憩 午後 0 時 1 7 分

再開 午後 1 時 1 0 分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

-----○-----

- | | | |
|---------|-------------|--|
| 日程第 2 | 議案第 1 0 9 号 | 宇城市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 1 1 0 号 | 宇城市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 1 1 1 号 | 宇城市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 1 1 2 号 | 宇城市消防団条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 1 1 3 号 | 宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 1 1 4 号 | 宇城市立児童館条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 1 1 5 号 | 宇城市ふれあい農園条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 1 1 6 号 | 宇城市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 1 0 | 議案第 1 1 7 号 | 宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 1 1 | 議案第 1 1 8 号 | 宇城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 1 2 | 議案第 1 1 9 号 | 令和元年度宇城市一般会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 1 3 | 議案第 1 2 0 号 | 令和元年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 1 4 | 議案第 1 2 1 号 | 令和元年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 1 5 | 議案第 1 2 2 号 | 令和元年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 2 号） |

- 日程第 16 議案第 123 号 令和元年度宇城市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 17 議案第 124 号 令和元年度宇城市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 18 議案第 125 号 令和元年度宇城市民病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 19 議案第 126 号 工事請負契約の締結について（旧戸馳大橋撤去）
- 日程第 20 議案第 127 号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（長崎久具線交付金道路改良工事）
- 日程第 21 議案第 128 号 財産の取得についての議決の一部変更について（松橋大野復興住宅）
- 日程第 22 議案第 129 号 財産の取得についての議決の一部変更について（海東復興住宅）
- 日程第 23 議案第 130 号 財産の取得についての議決の一部変更について（小野部田復興住宅）
- 日程第 24 議案第 131 号 権利の放棄について（上水道料金）
- 日程第 25 議案第 132 号 時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求に係る訴えの提起について
- 日程第 26 議案第 133 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（長谷誠一君） 日程第 2、議案第 109 号宇城市職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第 26、議案第 133 号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてまでを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって質疑なしと認めます。

これで、議案第 109 号宇城市職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第 133 号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてまでにつきましては、お手元に配布しております令和元年第 4 回宇城市議会定例会委員会付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

—————○—————

- 日程第 27 発議第 4 号 教職員定数の改善と義務教育に係る確実な財源保障に関する意見書の提出について

○議長（長谷誠一君） 日程第 27、発議第 4 号教職員定数の改善と義務教育に係る確実な財源保障に関する意見書の提出についてを議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております発議第 4 号は、会議規則第 36 条第 2 項の規定に

より委員会付託はいたしません。

-----○-----

日程第 28 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について（宮川 晴子氏）

日程第 29 諮問第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦について（三角 淳子氏）

日程第 30 諮問第 5 号 人権擁護委員候補者の推薦について（西田 英代氏）

○議長（長谷誠一君） 日程第 28、諮問第 3 号人権擁護委員候補者の推薦について（宮川晴子氏）から、日程第 30、諮問第 5 号人権擁護委員候補者の推薦について（西田英代氏）までを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております諮問第 3 号から諮問第 5 号までは、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第 3 号から諮問第 5 号までは、委員会付託を省略することに決定しました。

-----○-----

日程第 31 休会の件

○議長（長谷誠一君） 日程第 31、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日 11 日水曜日から 16 日月曜日までは、各常任委員会の審査及び議事整理のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。したがって、明日 11 日水曜日から 16 日月曜日までは、休会することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。本日はこれで散会します。

来たる 12 月 17 日火曜日は、午前 10 時までに本会議場に御参集願います。

どなた様も御苦労様でした。

-----○-----

散会 午後 1 時 15 分

第 6 号

1 2 月 1 7 日 (火)

令和元年第４回宇城市議会定例会（第６号）

令和元年１２月１７日（火）

午前１０時００分 開議

１ 議事日程

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第１ | 議案第１０９号 | 宇城市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第２ | 議案第１１０号 | 宇城市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第３ | 議案第１１１号 | 宇城市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第４ | 議案第１１２号 | 宇城市消防団条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第５ | 議案第１１３号 | 宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第６ | 議案第１１４号 | 宇城市立児童館条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第７ | 議案第１１５号 | 宇城市ふれあい農園条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第８ | 議案第１１６号 | 宇城市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第９ | 議案第１１７号 | 宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第１０ | 議案第１１８号 | 宇城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第１１ | 議案第１１９号 | 令和元年度宇城市一般会計補正予算（第４号） |
| 日程第１２ | 議案第１２０号 | 令和元年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第２号） |
| 日程第１３ | 議案第１２１号 | 令和元年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号） |
| 日程第１４ | 議案第１２２号 | 令和元年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第２号） |
| 日程第１５ | 議案第１２３号 | 令和元年度宇城市水道事業会計補正予算（第１号） |
| 日程第１６ | 議案第１２４号 | 令和元年度宇城市下水道事業会計補正予算（第１号） |
| 日程第１７ | 議案第１２５号 | 令和元年度宇城市民病院事業会計補正予算（第１号） |

日程第 18	議案第 126 号	工事請負契約の締結について（旧戸馳大橋撤去）
日程第 19	議案第 127 号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（長崎久具線交付金道路改良工事）
日程第 20	議案第 128 号	財産の取得についての議決の一部変更について（松橋大野復興住宅）
日程第 21	議案第 129 号	財産の取得についての議決の一部変更について（海東復興住宅）
日程第 22	議案第 130 号	財産の取得についての議決の一部変更について（小野部田復興住宅）
日程第 23	議案第 131 号	権利の放棄について（上水道料金）
日程第 24	議案第 132 号	時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求に係る訴えの提起について
日程第 25	議案第 133 号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
日程第 26	発議第 4 号	教職員定数の改善と義務教育に係る確実な財源保障に関する意見書の提出について
日程第 27	諮問第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦について（宮川 晴子氏）
日程第 28	諮問第 4 号	人権擁護委員候補者の推薦について（三角 淳子氏）
日程第 29	諮問第 5 号	人権擁護委員候補者の推薦について（西田 英代氏）
日程第 30		議員派遣の件
日程第 31		議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について
日程第 32		各常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（22人）

1 番 原 田 祐 作 君	2 番 永 木 誠 君
3 番 山 森 悦 嗣 君	4 番 三 角 隆 史 君
5 番 坂 下 勲 君	6 番 高 橋 佳 大 君
7 番 高 本 敬 義 君	8 番 大 村 悟 君
9 番 福 永 貴 充 君	10 番 溝 見 友 一 君
11 番 園 田 幸 雄 君	12 番 五 嶋 映 司 君
13 番 福 田 良 二 君	14 番 河 野 正 明 君

15番 渡 邊 裕 生 君
 17番 長 谷 誠 一 君
 19番 豊 田 紀代美 君
 21番 石 川 洋 一 君

16番 河 野 一 郎 君
 18番 入 江 学 君
 20番 中 山 弘 幸 君
 22番 岡 本 泰 章 君

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 吉 澤 和 弘 君 書 記 西 村 光 代 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	守 田 憲 史 君	副 市 長	浅 井 正 文 君
教 育 長	平 岡 和 徳 君	総 務 部 長	成 松 英 隆 君
企 画 部 長	中 村 誠 一 君	市民環境部長	稼 隆 弘 君
健康福祉部長	那 須 聡 英 君	経 済 部 長	坂 園 昭 年 君
土 木 部 長	成 田 正 博 君	教 育 部 長	吉 田 勝 広 君
会 計 管 理 者	横 山 悦 子 君	総 務 部 次 長	天 川 竜 治 君
企画部次長	杉 浦 正 秀 君	市民環境部次長	松 川 弘 幸 君
健康福祉部次長	西 岡 澄 浩 君	経 済 部 次 長	黒 崎 達 也 君
土木部次長	梅 本 正 直 君	教育部次長	豊 住 章 君
三角支所長	原 田 文 章 君	不知火支所長	濱 口 博 隆 君
小川支所長	篠 塚 孝 教 君	豊 野 支 所 長	園 田 郁 夫 君
市民病院事務長	伊 藤 博 文 君	農業委員会事務局長	白 木 太 実 男 君
監査委員事務局長	山 本 裕 子 君	財 政 課 長	木見田 洋 一 君

開議 午前１０時００分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第１ | 議案第１０９号 | 宇城市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第２ | 議案第１１０号 | 宇城市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第３ | 議案第１１１号 | 宇城市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第４ | 議案第１１２号 | 宇城市消防団条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第５ | 議案第１１３号 | 宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第６ | 議案第１１４号 | 宇城市立児童館条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第７ | 議案第１１５号 | 宇城市ふれあい農園条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第８ | 議案第１１６号 | 宇城市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第９ | 議案第１１７号 | 宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第１０ | 議案第１１８号 | 宇城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第１１ | 議案第１１９号 | 令和元年度宇城市一般会計補正予算（第４号） |
| 日程第１２ | 議案第１２０号 | 令和元年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第２号） |
| 日程第１３ | 議案第１２１号 | 令和元年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号） |
| 日程第１４ | 議案第１２２号 | 令和元年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第２号） |
| 日程第１５ | 議案第１２３号 | 令和元年度宇城市水道事業会計補正予算（第１号） |
| 日程第１６ | 議案第１２４号 | 令和元年度宇城市下水道事業会計補正予算（第１号） |
| 日程第１７ | 議案第１２５号 | 令和元年度宇城市民病院事業会計補正予算（第１号） |

- 日程第 18 議案第 126 号 工事請負契約の締結について（旧戸馳大橋撤去）
- 日程第 19 議案第 127 号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（長崎久具線交付金道路改良工事）
- 日程第 20 議案第 128 号 財産の取得についての議決の一部変更について（松橋大野復興住宅）
- 日程第 21 議案第 129 号 財産の取得についての議決の一部変更について（海東復興住宅）
- 日程第 22 議案第 130 号 財産の取得についての議決の一部変更について（小野部田復興住宅）
- 日程第 23 議案第 131 号 権利の放棄について（上水道料金）
- 日程第 24 議案第 132 号 時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求に係る訴えの提起について
- 日程第 25 議案第 133 号 熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（長谷誠一君） 日程第 1、議案第 109 号宇城市職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第 25、議案第 133 号熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてまでを一括議題とします。

去る 12 月 10 日の会議において、審査を付託しました各常任委員会から審査結果の報告がありますので、ただいまから各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長に報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。

○総務文教常任委員長（高橋佳大君） おはようございます。総務文教常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、条例案件 4 件、予算案件 1 件、その他案件 1 件の合計 6 件であります。委員会を 12 月 11 日に、大委員会室において開催しました。委員会には説明員として、関係部局長、次長、各支所長及び関係課長の出席を求め審査を行いました。

議案の審査の過程で論議された主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第 109 号宇城市職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員から「人事評価の評価方法と、分限処分もあり得るという総合評価 5 段階中最下位の評価は具体的にどのようなものなのか」との質疑に対し、執行部から「能力評価 60 点と業績評価 40 点を合わせた 100 点満点の

総合評価で、係員の場合、まず自己評価を行い、次に第1評価者の係長が評価、次に第2評価者の課長が評価を行うことになる。また、5段階中最下位の評価は40点未満となっている」との答弁がありました。また委員から「分限の手続きでの、病気の人の対応について、寄り添って話を聞いてあげてほしい。また、職員が病気にならないような働きやすい職場環境をつくってほしい」との意見がありました。

議案第119号令和元年度宇城市一般会計補正予算（第4号）の款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費について、委員から「本庁舎大規模改修測量設計業務委託料6,500万円の大規模改修はどれくらいの規模になるのか。また、業務への支障は」との質疑に対し、執行部から「今年度で25年を迎える本館を中心とした大規模改修を予定しており、空調設備、非常用発電機、受変電装置等の機械設備の更新、屋上防水工事、エレベーター改修工事、照明のLED化等を予定している。また、改修は各フロアごとを予定しており、工事中のフロアは、新館か不知火支所の空きスペース等を活用し業務を行う予定」との答弁がありました。

議案第110号宇城市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第111号宇城市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、及び議案第133号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、委員からの質疑はありませんでした。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託された、条例案件4件、予算案件1件、その他案件1件については全て可決すべきものと決定しました。

以上、総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（長谷誠一君） 総務文教常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設経済常任委員長に報告を求めます。

○建設経済常任委員長（福永貴充君） おはようございます。建設経済常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、条例案件4件、予算案件3件、その他案件7件の合計14件であります。委員会を12月12日に、大委員会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、次長並びに担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議された主なものを要約して御報告申し上げます。

議案第115号宇城市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する

条例の制定について、委員から「現在、本市に自転車通行帯はあるのか。また、今後設置を検討しているか」との質疑に対し、執行部から「現在は設置していない。今後は大野川リバーサイドロードに設置予定である」との答弁がありました。

議案第119号令和元年度宇城市一般会計補正予算（第4号）の款5農林水産業費、項2林業費、目1林業総務費について、委員から「有害鳥獣解体処理施設整備事業補助金の交付対象である三角町戸馳の施設の詳細は」との質疑に対し、執行部から「捕獲したイノシシの解体など、一次処理を行うことができる施設である。今年度の処理見込頭数は35頭、来年度は500頭、さらに翌年度は800頭、最終的には1,000頭を上限に計画している。製品は近隣の店を通じて出荷する予定であるが、まだ試験的運用であるため、正式な流通の確定はしていない」との答弁がありました。

次に、款6商工費、項1商工費、目4観光費について、委員から「金桁温泉の現在の状況は」との質疑に対し、執行部から「外壁工事が終わり、内装工事の仕上げを行っている。建物は1月末に完成予定。その後、外構工事と備品や機器の設置を行い、オープンは未定であるが新年度の早い時期を予定している」との答弁がありました。これに対し、委員から「オープン時期を早めに決めて宣伝してほしい」との意見がありました。

議案第128号財産の取得についての議決の一部変更について（松橋大野復興住宅）について、委員から「契約額が当初から約2億円減額と大きく変更になった理由は」との質疑に対し、執行部から「工事内容の変更はない。都市再生機構が設計及び工事全てを入札し、工事については全国的なシェアを持つ大手企業に落札されたことで金額が下がったことなどが主な理由である」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託された、条例案件4件、予算案件3件、その他案件7件については、全て可決すべきものと決定しました。

以上、建設経済常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（長谷誠一君） 建設経済常任委員長の報告が終わりました。

次に、民生常任委員長に報告を求めます。

○民生常任委員長（豊田紀代美君） おはようございます。民生常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例案件2件、補正予算案件5件の合計7件であります。委員会を12月11日に、第3委員会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、次長並びに担当課長の出席を求め、審査を行いま

した。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

議案第114号宇城市立児童館条例の一部を改正する条例の制定について、委員から「今年度末で3児童館が閉館となるが、閉館後は児童館型児童館として運用してはどうか」との質疑に対し、執行部から「児童館型児童館については本市に必要な施設と考えており、設置に向けて前向きに検討していく。ただ、庁舎の修理等により使える施設が確定していないため、確定したのちに具体的な計画を策定していきたい」との答弁がありました。それに対し、委員より「現在策定中のすこやか宇城っ子プランに児童館型児童館のことを記載してほしい」との意見がありました。

議案第119号令和元年度宇城市一般会計補正予算（第4号）について、委員から「債務負担行為の令和2年度分の保育士等派遣業務委託が保育士の派遣が望めないとの理由で廃止になっているが、保育士の確保のための他の手立はあるのか」との質疑に対し、執行部から「保育士は全国的に不足しており、現在もハローワークへの求人や、保育士による潜在保育士などへの個別のアプローチも継続的に行っている。今年度は新しい試みとして保育士を養成する学校を巡回して宇城市へ就職してもらうような要請を行った。学校との意見交換の中では、今年の卒業予定者の5割から8割の人が保育士になりたいと考えているとのことだった」との答弁がありました。

次に、款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費について、委員から「成人男性風しん抗体検査業務委託料が減額となっているが何人分が減額したのか。また、風しん抗体検査の受検率はどのくらいか」との質疑に対し、執行部から「対象者が昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性で、合計17期の約6,000人が対象のため、当初予算で6,000人分を計上したが、この事業が3年間の事業ということで国から今年度は7年分を実施するとの指示があったため、3,600人分を減額している。今回減額した10年分の対象者には次年度にクーポン券の発送を行う予定としている。また、受検率は9月末現在で約11%となっている」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託されました、条例案件2件、補正予算案件5件については、全て可決すべきものと決定しました。

以上、民生常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（長谷誠一君） 民生常任委員長の報告が終わりました。

以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第１０９号宇城市職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第１３３号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてまでの討論に入りますが、通告はありません。したがって討論なしと認めます。

これから、議案第１０９号宇城市職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第１０９号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第１０９号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第１１０号宇城市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第１１０号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第１１０号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第１１１号宇城市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第１１１号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第１１１号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第１１２号宇城市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第１１２号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第１１２号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第１１３号宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第１１３号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第１１３号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第１１４号宇城市立児童館条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第１１４号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第１１４号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第１１５号宇城市ふれあい農園条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第１１５号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第１１５号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第１１６号宇城市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第１１６号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第１１６号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第１１７号宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第１１７号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第１１７号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第１１８号宇城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第１１８号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第１１８号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第１１９号令和元年度宇城市一般会計補正予算（第４号）を採決しま

す。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第１１９号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第１１９号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第１２０号令和元年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第１２０号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第１２０号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第１２１号令和元年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第１２１号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第１２１号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第１２２号令和元年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第２号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第１２２号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第１２２号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第１２３号令和元年度宇城市水道事業会計補正予算（第１号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第１２３号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第１２３号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第１２４号令和元年度宇城市下水道事業会計補正予算（第１号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第１２４号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第１２４号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第１２５号令和元年度宇城市市民病院事業会計補正予算（第１号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第１２５号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第１２５号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第１２６号工事請負契約の締結について（旧戸馳大橋撤去）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第１２６号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第１２６号は可決しました。

次に、議案第１２７号工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（長崎久具線交付金道路改良工事）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第１２７号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第１２７号は可決しました。

次に、議案第１２８号財産の取得についての議決の一部変更について（松橋大野復興住宅）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第１２８号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第１２８号は可決しました。

次に、議案第１２９号財産の取得についての議決の一部変更について（海東復興住宅）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第１２９号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第１２９号は可決しました。

次に、議案第１３０号財産の取得についての議決の一部変更について（小野部田復興住宅）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第１３０号は、委員長報告のとおり決定すること

に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第130号は可決しました。

次に、議案第131号権利の放棄について（上水道料金）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第131号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第131号は可決しました。

次に、議案第132号時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求に係る訴えの提起についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第132号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第132号は可決しました。

次に、議案第133号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第133号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第１３３号は可決しました。

—————○—————

日程第２６ 発議第４号 教職員定数の改善と義務教育に係る確実な財源保障に関する意見書の提出について

日程第２７ 諮問第３号 人権擁護委員候補者の推薦について（宮川 晴子氏）

日程第２８ 諮問第４号 人権擁護委員候補者の推薦について（三角 淳子氏）

日程第２９ 諮問第５号 人権擁護委員候補者の推薦について（西田 英代氏）

○議長（長谷誠一君） 日程第２６、発議第４号教職員定数の改善と義務教育に係る確実な財源保障に関する意見書の提出についてから日程第２９、諮問第５号人権擁護委員候補者の推薦について（西田英代氏）までを一括議題とします。

これから、発議第４号教職員定数の改善と義務教育に係る確実な財源保障に関する意見書の提出についてから、諮問第５号人権擁護委員候補者の推薦について（西田英代氏）までの討論に入りますが、通告はありません。したがって討論なしと認めます。

これから、発議第４号教職員定数の改善と義務教育に係る確実な財源保障に関する意見書の提出についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。発議第４号は、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、発議第４号は原案のとおり可決しました。

次に、諮問第３号人権擁護委員候補者の推薦について（宮川晴子氏）を採決します。採決は、起立によって行います。諮問第３号は適任と認め、答申することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（長谷誠一君） 起立多数です。したがって、諮問第３号は適任と認め、答申することに決定しました。

次に、諮問第４号人権擁護委員候補者の推薦について（三角淳子氏）を採決します。採決は、起立によって行います。諮問第４号は適任と認め、答申することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（長谷誠一君） 起立多数です。したがって、諮問第４号は適任と認め、答申す

ることに決定しました。

次に、諮問第５号人権擁護委員候補者の推薦について（西田英代氏）を採決します。採決は、起立によって行います。諮問第５号は適任と認め、答申することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（長谷誠一君） 起立多数です。したがって、諮問第５号は適任と認め、答申することに決定しました。

-----○-----

日程第３０ 議員派遣の件

○議長（長谷誠一君） 日程第３０、議員派遣の件を議題とします。お手元に配布しております議員派遣の件をご覧くださいと思います。

本案は、地方自治法第１００条第１３項及び宇城市議会会議規則第１６６条の規定により、議員を派遣することについて提案するものであります。

お諮りします。議員派遣の件は、派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第３１ 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（長谷誠一君） 日程第３１、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員長から議会運営委員会において調査中の事件について、会議規則第１１０条の規定によって、お手元に配布しております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第３２ 各常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（長谷誠一君） 日程第３２、各常任委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第１１０条の規定によって、お手元

に配布しております所管事務の調査項目について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第４回宇城市議会定例会を閉会します。

どなた様もお疲れ様でございました。

—————○—————

閉会 午前１０時５６分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

宇城市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

付 録

宇城市議第 6 3 2 号
令和元年 1 2 月 1 1 日

宇城市議会議長 長 谷 誠 一 様

総務文教常任委員長 高 橋 佳 大

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、
会議規則第 1 0 9 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第 1 0 9 号	宇城市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 1 1 0 号	宇城市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 1 1 1 号	宇城市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 1 1 2 号	宇城市消防団条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 1 1 9 号	令和元年度宇城市一般会計補正予算（第 4 号）	原案可決
議案第 1 3 3 号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について	可 決

宇城市議会議長 長 谷 誠 一 様

建設経済常任委員長 福 永 貴 充

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、
会議規則第 1 0 9 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第 1 1 5 号	宇城市ふれあい農園条例の一部を改正する条例の制定 について	原案可決
議案第 1 1 6 号	宇城市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部 を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 1 1 7 号	宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定に ついて	原案可決
議案第 1 1 8 号	宇城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定 について	原案可決
議案第 1 1 9 号	令和元年度宇城市一般会計補正予算（第 4 号）	原案可決
議案第 1 2 3 号	令和元年度宇城市水道事業会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第 1 2 4 号	令和元年度宇城市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第 1 2 6 号	工事請負契約の締結について（旧戸馳大橋撤去）	可 決
議案第 1 2 7 号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更につい て（長崎久具線交付金道路改良工事）	可 決

議案第 1 2 8 号	財産の取得についての議決の一部変更について（松橋大野復興住宅）	可 決
議案第 1 2 9 号	財産の取得についての議決の一部変更について（海東復興住宅）	可 決
議案第 1 3 0 号	財産の取得についての議決の一部変更について（小野部田復興住宅）	可 決
議案第 1 3 1 号	権利の放棄について（上水道料金）	可 決
議案第 1 3 2 号	時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求に係る訴えの提起について	可 決

宇城市議会議長 長 谷 誠 一 様

民生常任委員長 豊 田 紀 代 美

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、
会議規則第 1 0 9 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第 1 1 3 号	宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 1 1 4 号	宇城市立児童館条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 1 1 9 号	令和元年度宇城市一般会計補正予算（第 4 号）	原案可決
議案第 1 2 0 号	令和元年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
議案第 1 2 1 号	令和元年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
議案第 1 2 2 号	令和元年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
議案第 1 2 5 号	令和元年度宇城市民病院事業会計補正予算（第 1 号）	原案可決

令和元年第4回定例会 議案等賛否表

○:賛成

●:反対

欠:欠席

除:除斥

棄:棄権

件 名	議員名																議長のため表決には加わりません。	18 入江学	19 豊田紀代美	20 中山弘幸	21 石川洋一	22 岡本泰章	審議結果	賛成	反対			
	1 原田祐作	2 永木誠	3 山森悦嗣	4 三角隆史	5 坂下勲	6 高橋佳大	7 高本敬義	8 大村悟	9 福永貴充	10 溝見友一	11 園田幸雄	12 五嶋映司	13 福田良二	14 河野正明	15 渡邊裕生	16 河野一郎												
議案第109号 宇城市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について	棄	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○	●	○	○	棄	○	○	○	棄	○	○	○	○	○	○	原案可決	16	1
議案第110号 宇城市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第111号 宇城市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第112号 宇城市消防団条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第113号 宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第114号 宇城市立児童館条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第115号 宇城市ふれあい農園条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第116号 宇城市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第117号 宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第118号 宇城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第119号 令和元年度宇城市一般会計補正予算(第4号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第120号 令和元年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第121号 令和元年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第122号 令和元年度宇城市介護保険特別会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第123号 令和元年度宇城市水道事業会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第124号 令和元年度宇城市下水道事業会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第125号 令和元年度宇城市市民病院事業会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第126号 工事請負契約の締結について(旧戸馳大橋撤去)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	20	0

令和元年第4回定例会 議案等賛否表

○：賛成

●:反対

欠:欠席

除：除斥

棄：棄權

件 名	議員名																						議案の結果	賛成	反対	
	1 原田祐作	2 永木 誠	3 山森悦嗣	4 三角隆史	5 坂下 勲	6 高橋佳大	7 高本敬義	8 大村 悟	9 福永貴充	10 溝見友一	11 園田幸雄	12 五嶋映司	13 福田良二	14 河野正明	15 渡邊裕生	16 河野一郎	17 長谷誠一	18 入江 学	19 豊田紀代美	20 中山弘幸	21 石川洋一	22 岡本泰章				
議案第127号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について(長崎久具線交付金道路改良工事)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○	議長のため表決には加わりません。	○	○	○	○	○	可決	20	0	
議案第128号 財産の取得についての議決の一部変更について(松橋大野復興住宅)	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	可決	21	0
議案第129号 財産の取得についての議決の一部変更について(海東復興住宅)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	可決	21	0
議案第130号 財産の取得についての議決の一部変更について(小野部田復興住宅)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	可決	21	0
議案第131号 権利の放棄について(上水道料金)	○	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	可決	20	0
議案第132号 時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求に係る訴えの提起について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	21	0	
議案第133号 熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	21	0	
発議第4号 教職員定数の改善と義務教育に係る確実な財源保障に関する意見書の提出について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	21	0	